令和２年度

外務省政策評価事前分析表

令 和 ２ 年 ９ 月

外　務　省

目　　次

基本目標Ⅰ　地域別外交 1

施策Ⅰ－１　アジア大洋州地域外交 3

施策Ⅰ－２　北米地域外交 39

施策Ⅰ－３　中南米地域外交 51

施策Ⅰ－４　欧州地域外交 63

施策Ⅰ－５　中東地域外交 87

施策Ⅰ－６　アフリカ地域外交 101

基本目標Ⅱ　分野別外交（モニタリング） 111

施策Ⅱ－１　国際の平和と安定に対する取組（モニタリング） 113

施策Ⅱ－２　国際経済に関する取組（モニタリング） 221

施策Ⅱ－３　国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング） 267

施策Ⅱ－４　的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供（モニタリング） 287

基本目標Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策（モニタリング） 295

施策Ⅲ－１　内外広報・文化交流・報道対策（モニタリング） 297

基本目標Ⅳ　領事政策 347

施策Ⅳ－１　領事業務の充実 349

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備・強化 367

施策Ⅴ－１　外交実施体制の整備・強化 369

施策Ⅴ－２　外交情報通信基盤の整備・拡充 375

基本目標Ⅵ　経済協力（モニタリング） 381

施策Ⅵ－１　経済協力（モニタリング） 383

施策Ⅵ－２　地球規模の諸問題への取組（モニタリング） 423

基本目標Ⅰ　地域別外交

施策Ⅰ-１　アジア大洋州地域外交

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ｉ－１）

施策名（※）	アジア大洋州地域外交
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。 １　東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 ２　北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 ３　大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。 ４　ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ「日中新時代」を切り開いていく。また、日モンゴル互恵関係を一層深化させる。 ５　我が国とメコン川流域５か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 ６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 ７　南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 ８　豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。
目標設定の考え方・根拠	豊かで安定し、開かれたアジア大洋州地域の実現は、日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。 ・第 201 回国会施政方針演説(令和２年１月 20 日) 六　外交・安全保障 （積極的平和主義）（安全保障政策） ・第 201 回国会外交演説(令和２年１月 20 日)

施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,594	2,777	2,771	2,723
		補正予算(b)	371	833	1,519	
		繰越し等(c)	178	△210	△943	
		合計(a＋b＋c)	3,143	3,399	3,347	
	執行額(百万円)		2,806	3,130	3,160	

同(分担金・拠出金)	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	705
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アジア大洋州局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN＋３、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障（積極的平和主義）（安全保障政策）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　日米同盟
　北朝鮮をめぐる諸懸案への対応
　近隣諸国との外交

測定指標１－１　日 ASEAN 協力の進展　＊

中期目標（--年度）

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、経済統合、連結性強化と格差是正、「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」の実現を全面的に支援する。「ASEAN 共同体ビジョン 2025」に沿った課題に関連する施策を実施していく。

令和２年度目標

令和元年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
２　日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
３　日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
４　「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」に関する日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN との連携を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域に存在する多様な国家をまとめる様々な地域協力の中心、かつ原動力である ASEAN が、より安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、地域協力における日 ASEAN 関係の協力の進展を図ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

また、地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している ASEAN の安定と繁栄は、東アジア地域のみならず、国際社会の安定と繁栄にも大きく関わることから、ASEAN が法の支配などの価値に沿った統合を進めることは日本を含む国際社会全体にとって重要である。

測定指標１－２　ASEAN＋３（日中韓）（APT）協力の進展

中期目標（--年度）

「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

令和２年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。

２　また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック２の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN＋３の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN＋３首脳会議に提出されるよう連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ASEAN＋３は世界の GDP の約４分の１を占める重要な地域枠組みであり、本枠組みの協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

「ASEAN＋３協力作業計画 2018-2022」は今後の ASEAN＋３協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、これらの着実な実施は協力の深化という観点から引き続き極めて重要である。

測定指標１－３　ASEAN 地域フォーラム(ARF)協力の進展

中期目標（--年度）

アジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度として、非伝統的安全保障分野を中心に、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たすとともに、ARF 外相会合等の機会を活用し、地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献する。

令和２年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、外相会議及び各種会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東アジア地域の安定と繁栄を確保するためには、ARF 外相会合等への参加を通じて、安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献していくことが不可欠である。

測定指標１－４　東アジア首脳会議(EAS)協力の進展　＊

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

令和２年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

１　首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。

２　「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

地域の平和と繁栄に貢献していくためには政治・安全保障分野での EAS 強化が必要不可欠である。

測定指標１－５　日中韓三か国協力の進展　＊

中期目標（--年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和２年度目標

１　令和元年 12 月に開催された第８回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた３か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、３か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

２　様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。

３　日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し、東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる３か国間の交流や相互理解の促進することは、北東アジアの安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを様々なレベルの政策対話や協力イニシアティブを通じて推進することが重要である。

測定指標１－６　地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（--年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

令和２年度目標

１　アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

２　アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア大洋州地域においては、上記測定指標１～５以外にも様々な枠組みが存在している。それらを通じた対日理解の促進や、地域協力の強化の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

様々な地域協力枠組みや人的交流事業である JENESYS プログラムを通じ、幅広い分野で域内各国との連携を強化することは重要である。

測定指標１－７　総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	10

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は、東アジア地域の地域協力を通じた地域の安定と繁栄の確保、域内連携の強化という目標を達成するに当たって重要な要素となるため。

令和２年度から新たに含めることとした ARF への参加数も勘案しつつ、我が国としてハイレベルの出席が必要な会議数を踏まえて目標を設定した。

（参考：実績値）平成 27 年度８回、平成 28 年度８回、平成 29 年度６回、平成 30 年度７回、令和元年度９回

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額)(単位：億円)	
（出典：財務省貿易統計）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①東アジアにおける地域協力の強化 (昭和 27 年度)	１　日 ASEAN 協力 ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント及び同実施計画、平成 26 年の日 ASEAN 首脳会議議長声明に沿った諸項目につき、着実な履行を通じ日 ASEAN 関係を一層強化する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-7
	２　ASEAN＋３協力 「ASEAN＋３協力作業計画2018-2022」に基づき、公衆衛生など広範な分野の協力を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-2 1-7
	３　ARF 協力 平成 28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、対話と協力を通じ、アジア・太平洋地域の安全保障環境を向上させる。 これによりインド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命・財産を守る。				1-3 1-7
	４　東アジア首脳会議(EAS)協力 EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していく。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-4 1-7
	５　日中韓協力 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-5 1-7
	６　各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-6 1-7
	96 (44)	104 (65)	114 (86)	110	001
②ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金（義務） (昭和 56 年度)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。 令和５年の日・ASEAN友好協力50周年への協力及び令和７（2025）年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1
	204 (204)	204 (204)	204 (204)	204	269

③ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意) (昭和56年度)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、日本においてASEANを代表する国際機関としての特質を活用し、ASEANから日本への貿易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じて、日ASEAN各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEANワイドの事業や域内の格差是正支援等に使用されている。特に、任意拠出金については、ASEANへの後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日ASEAN関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。 令和7（2025）年に向けたASEAN共同体の更なる統合（「ASEAN共同体ビジョン2025」の実施）といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEANに関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日ASEAN関係の発展に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1
	88 (88)	88 (88)	79 (79)	79	280
④日・ASEAN統合基金拠出金 (平成17年度)	本拠出金は、ASEAN統合の実現に寄与する事業等への支援に充てられる。 本拠出により、連結性強化と格差是正等ASEAN共同体の更なる統合の深化及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」の実現に貢献する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-1
	0 (0)	1,000 (1,000)	1,045 (1,045)	0	382
⑤日中韓協力事務局拠出金(義務的拠出金) (平成23年度)	日中韓協力国際フォーラム（日中韓３か国の政府関係者や有識者が一堂に会して毎年開催される日中韓協力事務局主催の最大行事）やその他の政策フォーラム（日中韓FTAセミナー、日中韓ビジネス・レセプション、日中韓防災机上演習及び日中韓サイバー協議。３か国政府との共催のものを含む。）の企画・運営、メディア・学生等様々なレベルの交流事業（日中韓ユースサミット、日中韓大学生ビデオ・コンテスト、日中韓記者交流プログラム等）の実施、各種調査・研究事業（日中韓経済研究調査、日中韓データブック等）の実施、政府間協議（日中韓サミット、日中韓外相会議、日中韓高級事務レベル協議、その他分野ごとの政府間協議（日中韓サイバー協議等））の側面支援（ロジスティクス業務、記録作成等）、他国際機関（ASEAN等）との意見交換を行う。 これらによる地域協力促進への貢献等を通じ、幅広い分野における日中韓協力の促進に寄与し、３か国間の相互理解を深め、交流を増進する。ひいては地域全体の安定と繁栄に寄与し、情勢が著しく変化する東アジア地域においても国民生活の安寧と繁栄を確保するための環境を醸成する。このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。				1-5
	204 (128)	208 (128)	133 (128)	133	271
⑥アジア紛争下での女性尊厳事業 (平成19年度)	台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行う。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持する。このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより、施策の目標達成に資する。				－
	4 (0)	4 (0)	1.3 (0)	1.3	002
⑦旧外地関係整理 (昭和26年度)	旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務、給付事務等)を行う。				－
	70 (0.1)	49 (0)	37 (0.8)	16	003

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障　（積極的平和主義）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・第 74 回国連総会一般討論演説（令和元年９月 24 日）

測定指標２－１　北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和２年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮は、令和元年５月以降、20 発を超える頻繁な弾道ミサイル発射を繰り返しており、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っておらず、こうした中、北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた進展を図っていく必要がある。

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、国連の場を含め、関係国との緊密な連携が不可欠である。

測定指標２－２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展　＊

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和２年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

拉致問題は、安倍内閣の最重要課題。あらゆる機会を捉えて拉致問題の早期解決に向けて前進を図っていく必要がある。

引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要である。

測定指標２－３　米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数(電話会談を除く)

（注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む）	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	34

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米韓の首脳・外相・次官級での会談は、北朝鮮問題について、日米韓の連携を確認する重要な機会であり、進捗状況を測る上で有益である。また、日米韓協力に関しては、政策の方針について日米・

日韓の二国間での首脳・外相会談等を通じて綿密にすり合わせると同時に、具体的な政策については日米韓の実務レベルでの会談等を通じて連携を深めることが重要。このため、引き続き、かかる連携も加えて評価することが適切であり、令和２年度目標を設定した。
　安保理決議に従った、北朝鮮の核・ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を実現するため、引き続き米国及び韓国との緊密な連携を通じて、日米韓協力を進める必要がある。

達成手段

<table>
<tr><th rowspan="3">達成手段名
(開始年度)
(関連施策)</th><th colspan="4">達成手段の概要（注）</th><th>関連する測定指標</th></tr>
<tr><th colspan="3">予算額計(執行額)
（単位：百万円）</th><th>当初予算額
（単位：百万円）</th><th>行政事業レビュー</th></tr>
<tr><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>事業番号</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①日朝関連
（昭和 23 年度）</td><td colspan="4">１　北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組
　北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け、日米韓の緊密な連携を軸としつつ、中国及びロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。
　この取組は、北朝鮮の核・ミサイル問題を解決することに寄与する。</td><td>2-1
2-3</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組
　日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会を捉え、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、北朝鮮に引き続き求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。
　この取組は、拉致問題の完全解決及び日朝国交正常化に向けた動きを前進させることに寄与する。</td><td>2-2
2-3</td></tr>
<tr><td>30
(22)</td><td>30
(22)</td><td>34
(25)</td><td>28</td><td>004</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　日韓関係の改善

施策の概要

重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、まずは外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善に向けて努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標３－１　日韓関係の改善　＊

中期目標（--年度）

首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた、問題解決に向けた協議の継続。

令和２年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

韓国側による否定的な動きは続いており、日韓関係が厳しい状況に直面している中、韓国側に対し、日本の一貫した立場に基づき働きかけを続けることで、適切な対応を引き出していくことが、日本の国益を守る上で極めて重要であるため。

日韓間の意思疎通を十分図りつつ、日本の立場を韓国側にしっかり説明し、引き続き適切な対応を求めていくことが重要である。

測定指標３－２　人的交流の拡大

中期目標（--年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和２年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2020）の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の維持・強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓両国民の相互理解を進展させ、信頼関係の増進を図ることは、より良い日韓関係を築いていく上で重要であるため。

日韓両政府が両国民の交流を後押しするための施策を講じ、日韓間の交流を維持・強化していくことが必要である。

測定指標３－３　経済関係緊密化のための各種協議等の推進　＊

中期目標（--年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和２年度目標

日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国による自国造船業に対する支援措置に係る案件のフォローアップや韓国側への働きかけ、（一財）日韓産業

技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日韓の経済関係は、緊密に推移しており、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日韓両国としてアジア地域の経済統合に主導的な役割を果たすために、多国間連携を含む各種経済連携交渉や協議に取り組むことが重要である。

測定指標３－４　日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（--年度）

地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。

令和２年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野において協議を行い、連携を確認する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

北朝鮮問題を始めとした、地域や国際社会が直面する諸課題に対して、日韓の緊密な協力が必要であり、地域の平和と安定にとって日韓両国の協力と連携は不可欠。こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を図り、幅広い分野で協力関係を強化することが重要である。

参考指標：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合（%）

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①未来志向の日韓関係推進経費（＊）	１　政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、首脳・外相会談を実施する。様々なレベルで意思疎通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠である。				3-1
	２　人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交流の一層の促進、交流事業開催の活性化、地方間交流の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。				3-2
	３　日韓間の過去に起因する諸問題への取組 慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した日韓合意を誠実に履行していく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。				3-1
	４　日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ境界画定等） 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島問題、EEZ境界画定問題等に関する取組は、未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠である。				3-1
	５　経済関係緊密化のための各種協議等の推進 幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組むことは、日韓関係の更な				3-3

	る深化に資するものである。				
	42 (28)	41 (39)	37 (18)	35	005
②安全保障分野における協力の推進（　＊　）	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。				3-4
	－	－	－	－	－
③日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金（任意拠出金）（平成元年度）	昭和63年２月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業の拡大につき合意したことを受け、その後二度の日韓外相会議を通じて平成元年５月に「日韓学術文化青少年交流共同事業体」が設立。その日本側事務局を（公財）日韓文化交流基金が、韓国側事務局を国立国際教育院が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業（日韓の研究者及びオピニオンリーダーが相手国での滞在研究を行うための支援事業、両国の有識者による学術・文化関連事業、両国内で実施される民間の草の根交流に対する支援事業等）を実施している。 同共同事業体を通じ、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進することにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する。				3-2
	123 (123)	138 (138)	138 (138)	138	202
④在サハリン韓国人支援特別基金拠出金（任意拠出金）（平成元年度）	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用、サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした我が国の取組は、過去をめぐる様々な問題への我が国の積極的な姿勢を示すものであり、主に韓国国内における関係者の我が国への理解を高め、問題解決に寄与するものと考えられる。				－
	112 (112)	101 (101)	79 (79)	79	206
⑤日韓産業技術協力共同事業体拠出金（任意拠出金）（平成５年度）	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題に関する平成４年１月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年６月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」が取りまとめられた。同「実践計画」では、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解され、この了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立された。さらに、日韓間の産業技術協力を推進するべく、日韓の両財団により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡（韓国側入超）の是正に寄与する。				3-3
	19 (19)	19 (19)	15 (15)	15	284

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等

施策の概要

１　東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

２　モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 200 回国会所信表明演説（令和元年 10 月４日）
　四　外交・安全保障　（地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障　（積極的平和主義）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標４－１　「日中新時代」に向けた取組（経済面以外）　＊

中期目標（--年度）

ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

令和２年度目標

日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

１　習近平国家主席の国賓訪日を含めた活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
２　東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
３　邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
４　日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
５　各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
６　地域･グローバルな課題に関する対話･協力を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和元年度は首脳・外相間の相互往来が実現する等、双方の努力により日中関係は大きく改善した。経済関係や人的交流がますます緊密化して相互依存関係が深まり、日中関係は日中双方にとって最も重要な二国間関係の一つとなっている。また、喫緊の課題である北朝鮮問題への対応を含め、日中両国は地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有している。こうした観点から「日中新時代」を切り開いていくことが重要であるが、そのためには、様々な分野・レベルでの協力・対話を強化していくことが必要であり、その具体的取組の目標を設定し実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

正常な軌道に戻った日中関係を新たな段階へ押し上げ「日中新時代」を切り開いていくためには、政治的相互信頼を強化するとともに、あらゆるレベル・分野での対話と交流を促進していく必要がある。同時に、日中間には、様々な懸案も存在しており、尖閣諸島周辺海域等の東シナ海を始めとする海洋・安全保障問題については、引き続き冷静かつ毅然と対応しつつ、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするべく両国間の協力を推進することが重要。また、邦人拘束事案等の懸案事項についても引き続き中国側に法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保、人道的取扱いなどの前向きな対応を強く求めていくことが重要。

また、日中関係の進展の具体的な形として、各種条約・協定の締結に向けた取組を一つの目標に掲げることに加え、二国間関係のみならず、日中両国が地域・グローバルな課題の解決に共に貢献していくべく、具体的な対話・協力を進めることも目標とした。

測定指標４－２　「日中新時代」に向けた取組（経済面）　＊

中期目標（--年度）

「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和２年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた令和元年度の流れを受け、「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

１　ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。

２　経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。

３　東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日中両国は、世界経済に重要な影響力を有しており、また両国の経済関係は緊密かつ相互依存的である。両国にとって、「日中新時代」を切り開く上で、幅広い分野における協力を推進していくこと、またそのための対話を様々なレベルで積み重ねていくことが重要である。

経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション、知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力の促進及び具体化を図っていくことは、「日中新時代」を切り開いていく観点からも極めて重要である。

一方、平成23年の東日本大震災以降継続している中国による日本産食品に対する輸入規制の撤廃を含め、日本産食品の対中国輸出拡大に向け、中国側へ様々なレベルで粘り強く働きかけるとともに、日本産品の魅力を積極的かつ適切に発信し、風評被害対策を進めていく必要がある。

以上のことから、上記の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標４－３　日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）

中期目標（--年度）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和２年度目標

令和２年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

１　ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化

２　新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援

３　文化・人的交流の推進

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する、地域の重要なパートナーである。日モンゴルのハイレベル交流や各種政府間対話の実施を通じた関係強化は、地域・国際社会の戦略環境が一層厳しさを増す中において、その重要性が高まってきている。また、文化・人的交流は、裾野の広い関係を構築していく上で重要な基盤となるものであり、可能な限り深化させることが重要である。

ただし、令和２年度においては、６月に行われる第８回モンゴル国家大会議総選挙の結果を見つつ政策を遂行していく。

測定指標４－４　日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標（令和３年度）

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

令和２年度目標

１　日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

２　「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第 10 回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国とモンゴル国の間では、平成 28 年６月に経済連携協定が発効し、平成 29 年３月には両国外相が「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名した。この行動計画には政治・安全保障、経済、文化・人的交流・人材育成といった幅広い分野において、令和３年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力を具体的に明記されており、経済面におけるこれらの取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

平成 30 年 12 月の日モンゴル首脳会談後に発表された共同声明及び「中期行動計画」のレビューを踏まえつつ、日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで、両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としている。また、モンゴル経済の更なる発展に向けては産業の多角化が一つの大きな課題となっており、我が国として、この課題の解決に向けた支援・協力を実施していくことは、モンゴル経済の発展、ひいては両国間の経済関係を強化する観点から非常に重要である。

また、日本の円借款で建設し、令和２年度の開港を予定している新ウランバートル国際空港の運営事業権は日本企業連合が獲得しており、同空港は、両国の国民交流拡大、経済関係拡大に向けて大きなインパクトを与える、日本・モンゴル間の新たな協力の象徴となるプロジェクトであり、円滑な開港を実現することは非常に重要である。

ただし、令和２年度においては、６月に行われる第８回モンゴル国家大会議総選挙の結果を見つつ政策を遂行していく。

測定指標４－５　日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和２年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

１　経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化

２　文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。今後とも各分野における更なる協力関係の強化が必要であり、こうした台湾との実務関係の着実な進展に向けた取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

近年、様々な分野で日台間の実務協力を進める協力文書が作成されており、令和元年度は、公益財

団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会の間で「環境保全分野における交流と協力に関する了解覚書」、「特許審査ハイウェイ（PPH）本格実施に関する覚書」、「意匠出願の優先権書類の電子的交換に関する覚書」及び「有機食品の輸出入に関する協力の促進に関する覚書」が署名された。こうした実務分野における台湾との協力関係を更に深化させていくため、令和２年度も引き続き、日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会を始め各種枠組みを通じた対話や意思疎通の強化、経済分野での更なる協力の深化や、文化交流等を通じた相互理解の深化に向けた取組を行っていくことが重要である。

測定指標４－６　日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）		
	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
①日中 ②日モンゴル	－	①８ ②２

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益。

中国との首脳、外相会談の実施回数については、今後とも同国との関係改善を図っていくことが極めて重要であるため、首脳・外相間で緊密に意思疎通を図っていくべく、年度目標値のとおり設定した。

また、モンゴルについては、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に資するべく、首脳・外相間の意思疎通を重ねていくことが重要であるところ、それぞれ年度目標値のとおり設定した。

ただし、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、国際航空便の運航状況にも多大な影響が出ているとともに、多数の国際会議の中止・延期が決まっているところ、令和２年度上半期は直接面会して会談を行うことが困難であると想定し、年度目標値を昨年度目標より低く設定した。

測定指標４－７　中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）		
	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	4

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「化学兵器禁止条約」に基づき、我が国は中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務があり、中国各地で発見されている化学兵器が、我が国に廃棄の義務がある遺棄化学兵器であるか否かを現地調査を通じて判断することは、廃棄義務を履行する上で重要である。今後も引き続き、中国側と調整の上、遺棄化学兵器の早期廃棄完了に向けて着実に現地調査事業を実施していく必要があるところ、令和２年度は４か所で実施することとなった。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①日中・日モンゴル関係の推進 （平成 18 年度）	１　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、両国の首脳、外相、そのほか関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。				4-1 4-6

	上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				
	２　新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、両国の国民感情の改善、経済等幅広い分野での関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-1
	３　日中ハイレベル経済対話を始めとする各種経済協議 外相を議長とし両国の経済関係の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。 上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルな経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-2 4-6
	４　日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進 「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に基づき、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の４本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 このような取組により、日モンゴル関係の一層の深化との施策の目標の達成に寄与する。				4-3 4-4 4-6
	436 (207)	417 (344)	403 (344)	402	009
②アジア友好促進補助金 (昭和 47 年度)	台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である日本台湾交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 こうした取組は、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。				4-5
	1,627 (1,587)	1,684 (1,586)	1,668 (1,595)	1,668	007
③中国遺棄化学兵器問題への取組 (平成４年度)	中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置をとる。 こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。				4-1 4-7
	776 (670)	829 (707)	979 (932)	930	008
④中国における日本理解促進に係る経費 (平成 27 年度)	中国社会が直面する様々な課題は、日本がかつて又は現在も直面するものも多く、日中協力の可能性は大きいが、中国においてこれらに関する冷静かつ客観的な情報はなおも限定的。こうした中で、中国の知識人や一般国民に対し、環境や高齢化、また民主的な政治制度等に係る我が国の取組や制度について理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、国民レベルでの対日理解の増進、共通課題における協力に対する認識の強化等は、日中両国の首脳間の合意である「日中新時代」にふさわしい日中関係の構築及び両国の新しい未来を共に切り開くという目標を達成するために必要である。				4-1
	1 (0.4)	1 (0.2)	1 (0.6)	1	006

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

１　我が国とメコン河流域５か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。

２　各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説(令和２年１月 20 日)
　六　外交・安全保障
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・「日メコン協力のための東京戦略 2018」及びその別添（「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECS マスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成 30 年 10 月９日に開催された第 10 回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
・「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」（令和元年 11 月４日に開催された第 11 回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標５－１　要人往来等を通じた二国間関係の強化　＊

中期目標（--年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

令和２年度目標

１　首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。

２　議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置しており、地政学的に重要な同地域を含む ASEAN の安定と均衡の取れた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。

こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。その際、日本以外の主要国とメコン諸国の往来の回数やレベル、議論の内容も参考にしていく。

測定指標５－２　経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（--年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和２年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間と

の協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

１　各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。

２　メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトの下で各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催することは、同地域への日本企業の進出を一層促進し、二国間のみならず、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。

測定指標５－３　メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進　＊

中期目標（--年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和２年度目標

１　中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、「東京戦略 2018」及び「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。

２　日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

「東京戦略 2018」の具体化は、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。また、日メコン SDGs フォーラムの開催は、メコン地域における官民協力及び SDGs の達成に向けた協力を強化する上で重要である。

測定指標５－４　要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域諸国との間の要人往来数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で、有益であるため。緊密な往来を実現し、各国との関係強化を図るため、上記のとおりの水準とした。

測定指標５－５　日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標（--年度）

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院･施設･関

係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

令和２年度目標

１　約 12 か月間の訪日前日本語研修の修了人数の８割以上が日本語能力試験Ｎ３以上に合格する。
２　関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPA に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日ベトナム経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として開始された看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは、日ベトナム間の経済連携を深化させるものである。

約 12 か月間の訪日前日本語研修によりベトナム人日本語初学者が日本語能力試験Ｎ３（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば６割～８割程度であるため、８割以上のＮ３以上合格率を同研修の目標とする。

・経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年６月改訂　閣議決定）
　第２章　４．新たな外国人材の受入れ
　「専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進める」
　（参考）働き方改革実行計画工程表　（平成 29 年３月決定）
　　項目６．⑬外国人材受入れの環境整備　（外国人介護福祉士の活用）
・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日　閣議決定）
　４．「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向　（１）介護の環境整備
　「なお、経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、…略…それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。」

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①メコン地域諸国との友好関係の強化 （平成 16 年度）	１　要人往来を始めとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。 これにより、メコン地域諸国との伝統的な友好関係の更なる強化を図る。				5-1 5-4
	２　東南アジア対外関係調査 東南アジアにおける中国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びにそれらを踏まえた資料作成を行う。 要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている中国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。				5-1
	３　経済協議の推進と貿易投資環境の整備 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。 様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。				5-2
	４　メコン地域開発支援 日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。				5-3

	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。また、我が国のメコン地域開発支援はASEAN統合を促進し、アジア大洋州地域の重要なプレーヤーであるASEAN全体と我が国との関係強化につながる。				
	16.9 (17.3)	70.8 (52.3)	19.2 (15.2)	31	010
②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修 (平成25年度)	ベトナムとの経済連携の強化のため、日・ベトナム経済連携に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、日本の受入病院・施設で就労するための十分な日本語能力等を身につけることを目的として、訪日前に約12か月間の日本語等研修を行う。 訪日前日本語研修及び滞在期間の延長の実施に加え、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力を行う。そのほか、関係省庁・機関・地域との連携の強化のための取組を実施する（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催、国際厚生事業団（JICWELS）による巡回訪問への同行視察、地方自治体の取組への支援等）。 これらにより、日ベトナム間の経済連携を強化させる。				5-5
	321 (293)	321 (294)	303 (273.9)	333.7	011
③クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金） (平成16年度)	クメール・ルージュ（KR）特別法廷は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため、国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。我が国は、本支援をカンボジア和平の総仕上げの一環と位置づけ、裁判の立ち上げから実施のための主導的な役割を果たすとともに、裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行っている(資金の使途は、国際司法官・事務局員人件費等)。 これらの支援を通じた裁判の成功裏の完結により、我が国に対するカンボジア政府及び国民の信頼を培うことで、日カンボジア関係強化のための基礎の一つとする。また、「積極的平和主義」及び「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の取組の一環としても、我が国の平和構築分野での貢献及び法の支配の定着に向けた貢献と成功例を示すことで、カンボジアを含む同地域の安定と発展に寄与する。				―
	134 (134)	134 (134)	106 (106)	0	203

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野６　インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
２　日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
３　平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章　５．（６）外交・安全保障

測定指標６－１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進　＊

中期目標（--）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

令和２年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

１　首脳級を含む要人往来により二国間関係を強化する。
　例：令和３年の ASEAN 議長国であるブルネイとの関係強化
２　各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
　例：閣僚級招へい２件の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強化や安全保障分野における連携強化、各種経済案件における協力進展に寄与し、関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標６－２　各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化　＊

中期目標（--）

個別案件での企業支援等によりインフラ輸出を強化し、二国間協議の実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

令和２年度目標

１　各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
２　経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。
　例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インフラ輸出を始めとする日本企業支援は、相手国への投資増進の観点から経済関係緊密化の重要な考慮要素である。また、経済に特化した二国間協議の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標６－３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（--）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

令和２年度目標

１　東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
２　フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
３　インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
４　南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障協力の枠組みとして、平和構築支援や安定した社会の制度設計での分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東ティモールへの無償資金協力等を始めとした国づくり支援や、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。

測定指標６－４　要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）

	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間関係強化や地域情勢等について高いレベルで意思疎通を図る必要があるため、上記のとおり目標を設定した。

測定指標６－５　日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進

	中期目標値	令和２年度
日本語能力試験Ｎ３（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	--年度	年度目標値
	－	90%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本語研修終了時に日本語能力検定試験Ｎ３程度に一定割合の候補者が達しているかが、日本語研修の成果指標となるため。また、十分な日本語能力が EPA 看護師・介護福祉士候補者に備わり、受入施設での訓練が順調に進むことは、外国人材受入促進の観点からも有益。

（注）Ｎ３：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル

平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度の実績が、それぞれ 89.2%、91.3%、89.0%、93.4%であるため、右実績を確保すべく 90%を目標とした。

達成手段

<table>
<tr><td rowspan="4">達成手段名
(開始年度)
(関連施策)</td><td colspan="4">達成手段の概要（注）</td><td>関連する
測定指標</td></tr>
<tr><td colspan="3">予算額計(執行額)
（単位：百万円）</td><td>当初予算額
（単位：百万円）</td><td>行政事業
レビュー</td></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>事業番号</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①東南アジア島嶼国との友好関係の強化
（平成 18 年度）</td><td colspan="4">１　要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進
インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの一層の関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。
こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。</td><td>6-1</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化
インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。
こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。</td><td>6-2</td></tr>
<tr><td colspan="4">３　平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力
インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。
こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。</td><td>6-3</td></tr>
<tr><td>14
(11)</td><td>22
(22)</td><td>15
(11)</td><td>22</td><td>013</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業
（平成 24 年度）</td><td colspan="4">EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に６か月間の訪日後研修を行い、関係省庁間の連携強化や制度面での改善を行いつつ、インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。
こうした取組による日本語能力の向上、及び国家試験合格率の向上は、インドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。</td><td>6-2
6-5</td></tr>
<tr><td>297
(292)</td><td>290
(287)</td><td>381
(380)</td><td>373</td><td>012</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野７　南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算　（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
・日印ヴィジョン 2025　特別戦略的グローバル・パートナーシップ　インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）
・第 200 回国会所信表明演説（令和元年 10 月４日）
　四　外交・安全保障　（自由貿易の旗手、地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障　（安全保障政策、国際社会の課題解決）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標７－１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化　＊

中期目標（--年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和２年度目標

１　特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
２　日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
３　インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども進めることにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
４　日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,945 人（令和元年６月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を従前以上に活性化させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上、及び日本経済の活性化にとって重要であり、特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする上記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

上記の目標の達成は、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。

・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年１月 22 日）

測定指標７－２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）　＊

中期目標（--年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

令和２年度目標

１　南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。スリランカについては、特に、新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。モルディブとの間では、引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き継続していく。

２　事務レベルでの協議を通じて二国間関係の強化・促進を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力、課題解決を進め、関係を強化する。バングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。ネパールとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。

３　各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。パキスタンとの間では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。バングラデシュとの関係では、 令和３（2021）年バングラデシュ独立 50 周年や令和４（2022）年外交関係樹立 50 周年に向けて、令和２年度中も両国間の対話・人的交流を推進していく。伝統的な親日国であるブータンとの間では、皇室・王室間の交流に象徴される友好関係を継続的な要人往来を通じ一層進展させていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の体制が十分に整備されていない国が少なくなく、域内各国との関係強化の契機として要人往来は極めて重要である。同時に、近年各国との協力関係は多面化しており、要人往来以外の協議、交流も重要となっている。このため、これらの実績を測ることは、施策の進捗状況を把握する上で有益である。

継続的な要人往来は、安定した二国間関係維持・強化のために必要な要素であるが、政治情勢などにより短期的に要人往来数が減少することは避けられないことから、政治情勢に左右されにくい事務レベルでの協議体を通じた二国関係強化及び人的交流部門での協力強化が、実際の施策の進捗を測るのに有益であり、重要である。

測定指標７－３　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和２年度目標

１　「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。

（１）航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

（２）港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア

最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
（３）海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけでは、スリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。
２　南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国からの支援は、災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の分野に限られたものではなく、近年は、より広範な分野における能力構築支援や、災害に強く長期的な経済効率性を備えた質の高いインフラの整備を通じ、総合的な支援を行っていくことが求められている。また、南西アジア地域はアジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋」の実現における重要な結節点に当たり、より広域における地域協力枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらの取組の実績を測ることは施策の進捗状況を測る上で有益である。

測定指標７－４　要人往来数

	中期目標値	令和２年度
外交青書資料編に揃える。 日本側は皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。	--年度	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
要人往来数は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、可能な限り高い水準を維持することが必要であり、上記のとおりとした。

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）

（出典：財務省貿易統計）

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①南西アジア諸国との友好関係の強化 （　＊　）	１　インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係を構築するのみならず、経済関係の強化、人的交流の更なる活性化を進める。 同施策を進めることは、多様な分野での日印関係の強化に寄与し、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる拡大・深化につながる。				7-1 7-4
	２　要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く） 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。また、文化交流を通し、民間レベルでの交流促進を側面支援する。 こうした政府レベルのみならず、民間レベルでの交流は、親日家を増やす				7-2 7-4

	という観点からも、長期的な関係を構築し、これら諸国との対話・交流の継続・促進に寄与する。				
	3　南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともにインフラを含む開発支援、能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。 また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。 これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。				7-3
	34 (52)	36 (54)	37 (38)	38	014

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野８　大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)
　Ⅳ　我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
　３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
　（１）及び（６）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標８－１　豪州及び NZ との関係強化　＊

中期目標（--年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

令和２年度目標

１　日豪関係
（１）首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
（２）日豪２＋２等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
（３）共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
（４）発効後、５年を経過した日豪 EPA に関し、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を図る。また、日豪交流促進会議の開催等を通じて、日豪間の経済的及び地方間の交流促進を進める。
（５）太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
（６）日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。
２　日 NZ 関係
（１）日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の維持・強化を目指す。９月の総選挙実施後に政権が替わる場合は、首脳・外相レベルで国際会議の機会等を利用して関係構築を図る。
（２）大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「特別な戦略的パートナーシップ」の下、協力関係を深化させている豪州、及び、「戦略的協力パートナーシップ」の関係にある NZ との更なる関係強化は、日本の安全保障及び経済にとって重要である。両国は、大洋州地域の大国・先進国であり、地域機関の太平洋諸島フォーラム（PIF）においても中心的な役割を果たしている。両国との関係強化に係る様々な取組の実績を測ることは、太平洋地域諸国との友好関係強化に向けた施策の進捗を把握する上で必要である。

上記の目標の達成は、アジア太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、「自由で開かれたインド太平洋」の推進や、安全保障・防衛、経済分野での協力を強化する上で特に重要である。

測定指標８－２　太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

令和２年度目標

１　太平洋・島サミット関連会合の開催等を通じ、第８回太平洋・島サミット（PALM８）の主な成果の実施状況を評価するとともに、第９回太平洋・島サミット（PALM９）に向けた議論を進めていく。
２　ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太

平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本と太平洋島嶼国の首脳が一堂に集まり、地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直な議論を行う場である PALM は、日本と太平洋島嶼国の関係を強化するための重要な基盤となっている。令和２年度に行う関連会合は、令和３年に開催される PALM９を成功裏に実施し、今後３年間の方向性を決定づける最終的な対話の場となる。

太平洋島嶼国との関係強化に係る取組の実績を、各国との対話の実績等を通じて測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標８－３　要人の往来数		
（我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

関係強化の水準を定量的に測定するにあたり、ハイレベルの要人往来数の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、二国間の関係の維持・強化には緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、大洋州地域との関係強化を図るため、往来の数だけでなくその成果を重視し、上記のとおりとした。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①太平洋諸国との友好関係の強化（　＊　）	豪州及び NZ とハイレベルでの緊密な意見交換を始めとする様々なレベルでの協議の実施及び二国間、地域、国際社会における相互協力を推進する。二国間首脳・外相会談に加え、日豪２＋２を始めとする各種協議を実施する。 ハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議の実施を通じ、豪州及びNZとの友好関係を強化する。				8-1 8-3
	9 (2.6)	5.4 (2.0)	5.3 (8)	12.1	015
②太平洋・島サミット開催経費（　＊　）	太平洋・島サミットでは、16 か国の島嶼国首脳等を迎え、防災、気候変動、環境、人的交流、持続可能な開発、海洋・漁業、貿易・投資・観光に焦点を当てた今後の協力や国際社会での協力につき議論する。 本サミットでは首脳宣言を採択するとともに、日本の太平洋島嶼国に対する今後３年間の支援パッケージを表明する。ほかにも、各国との首脳会談を実施し、東京においては外務大臣主催レセプション等を実施することで、日・太平洋島嶼国間のパートナーシップを一層強化する。 また、広報資料を作成し、本サミットを国内で周知する。 太平洋・島サミット後は、ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を継続して実施する。二国間首脳・外相会談を始めとする各種協議を、機会を捉えて実施し、太平洋島嶼国との更なる関係に努める。 ほかにも、近年、違法漁業等の問題が顕在化する中で、広大な EEZ を有する海洋国家によって構成される太平洋島嶼国と日本との間で自由で開かれた法の支配に基づく海洋秩序の維持に向けて協力する必要性が未だかつてなく高まっている。このような状況を受け、海洋安保・海上安全に関する協力を前進				8-2

	させる。				
	26 (19)	134 (121)	31 (15)	24.3	016
③南太平洋経済交流支援センター（義務的拠出金） （平成８年度）	本センターは、平成８年10月１日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。				8-2
	38 (38)	38 (38)	38 (38)	47	186
④南太平洋経済交流支援センター（任意拠出金） （平成８年度）	本センターは、平成８年10月１日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。主な業務として、貿易、投資、観光に係る各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事業経費として主に対日輸出産品開発事業、出版物作成、電子広報経費、展示セミナー費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高め、友好協力関係を強化する上で重要である。				8-2
	10 (10)	11 (11)	7 (7)	5.7	214
⑤太平洋諸島フォーラム拠出金（任意拠出金） （昭和 63 年度）	太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは、豪州、ニュージーランドのほか、太平洋の島嶼国14か国・２地域によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は、国連改革を始め国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持基盤である。さらに、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本拠出金は、我が国とPIFの政策協調、国際社会における共同行動を確保すべく、PIFが実施する島嶼国間の貿易統合・投資政策・ビジネス開発等のプロジェクトの調査、企画・立案、実施に対して資金を拠出するものである。 こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は、太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上、友好協力関係の強化に資する。				8-2
	10 (10)	10 (10)	6.5 (6.5)	4.7	216
⑥太平洋島嶼国における人道支援拠出金 （平成 30 年度）	ミクロネシア３国（パラオ、ミクロネシア及びマーシャル）を対象とした、防災対策のための生活環境、保健衛生の改善を行うための支援。同地域で多くの知見とネットワークを有する国連開発計画（UNDP）が本拠出金を運用する。 本件拠出により、気候変動や自然災害等に対する島嶼国の強靭性向上を図るとともに、避難・移住対策及び防災対策のための生活環境、保健衛生の改善に寄与する。				8-2
	－	2,498 (2,498)	0 (0)	0	383

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ-２　北米地域外交

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ⅰ－２）

施策名（※）	北米地域外交
施策目標	１　我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （１）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （２）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 （３）日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 ２　日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （１）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （２）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。
目標設定の考え方・根拠	日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、地域の平和と安定に貢献する大きな役割を持っている。米国とは、国際社会の諸課題への対応につき緊密に連携しており、日米同盟はかつてないほど盤石であるが、厳しさを増す地域情勢の中で、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。 日加両国は基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナー及びＧ７のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間の戦略的パートナーシップを一層深化させることは極めて重要である。 ・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日） ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	370	678	685	652
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	△14	
		合計(a＋b＋c)	370	678	671	
	執行額(百万円)		326	544	532	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	0
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	北米局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

１　日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。

２　日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障　（安全保障政策）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標１－１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

令和２年度目標

１　日米間の協力関係の進展
　日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

２　日加間の協力関係の進展
　日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、「瀬取り」対策協力や TPP11 の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

米国は我が国にとって唯一の同盟国であり、カナダは価値を共有するＧ７の重要なパートナーである。米加それぞれとの間の協力の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
北朝鮮問題など地域と国際社会の平和と繁栄に貢献するためには、米国及びカナダと緊密に連携することは不可欠であるため、上記目標を設定した。

測定指標１－２　日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和２年度目標

１　在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
２　日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
３　各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
４　米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
５　米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
６　米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
７　在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日米・日加両国間における重層的な交流による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎を

なすものであり、民間有識者、米国の政策の決定に参画する又は影響力を有する各界の人物、草の根レベル等を含めた両国間の交流の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　また、交流を通じて日米日加関係を重層的に強化していくためには、年齢や職業について幅広いプログラムを用意する必要性が高いため、上記目標を設定した。

測定指標１－３　日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）		
（注）副大統領を含む。	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	30

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整をハイレベルで維持することが施策推進のために重要であり、日米二国間会談数は、日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は有益であると考えられるため。
　会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績数等も踏まえつつ、目標値を設定した。

測定指標１－４　日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）		
	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	7

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり、日加二国間会談数は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は一定程度有益であるため。
　会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績等を踏まえつつ、目標値を設定した。

測定指標１－５　米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）		
（出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社）） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	中期目標値	令和２年度
	令和４年度	年度目標値
	①　86% ②　91%	①84% ②89%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　米国における対日世論調査の結果は、米国内の幅広い層における日米間の相互理解の程度を適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　米国における対日世論は、各年の日米間の行事に左右される面があるが、近年の調査結果も踏まえ、目標値を設定した。

達成手段

達成手段名（開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する測定指標

<table>
<tr><td rowspan="2">（関連施策）</td><td colspan="3">予算額計（執行額）
（単位：百万円）</td><td>当初予算額
（単位：百万円）</td><td rowspan="2">行政事業レビュー事業番号</td></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①北米諸国との政治分野での協力推進
（　＊　）</td><td colspan="4">１　共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展
日米、日加政府間（首脳、外相レベルを含む）での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。</td><td>1-1
1-3
1-4</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　日米・日加間の相互理解の進展
日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。
こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。</td><td>1-1
1-2
1-5</td></tr>
<tr><td></td><td>55
(67)</td><td>65
(56)</td><td>72
(51)</td><td>71</td><td>017</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②日本人学生のインターンシップ支援及び日本人研究者育成支援事業
（平成 26 年度）</td><td colspan="4">本事業実施の背景には、平成 26 年４月のオバマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。インターンシップについては、米国に学生を派遣することにより、同国において人脈を構築し、今後日米関係で主導的役割を果たす人材を育成し、また、研究者支援については、米国シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより、米国の学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識者を育成する。
上記事業の実施は、重層的な日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。</td><td>1-2
1-5</td></tr>
<tr><td>47
(46)</td><td>45
(36)</td><td>38
(31)</td><td>36</td><td>018</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③米国における我が国応援団発掘育成事業
（平成 27 年度）</td><td colspan="4">米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点から、平成 26 年に組織された米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めている、もしくは深める意思のある米国議員等の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。また、日米安全保障条約に基づき駐留した在日米軍経験者は、親日家・知日家として、我が国の「応援団」となり得るとともに、各界指導者層含め一定の影響力を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。
上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。</td><td>1-1
1-2
1-5</td></tr>
<tr><td>128
(94)</td><td>118
(81)</td><td>105
(96)</td><td>89</td><td>019</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④親日派・知日派予備軍育成のための在日米軍子女への日本語補習教育事業
（平成 30 年度）</td><td colspan="4">日本語の補習授業受講の関心が高い在日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習教育を提供する。
在日米軍子女に日本語の補習を施すことにより、日本語能力を高め、同子女が米国帰国後も日本語学習を継続していくことで、日本語を通じて日本に好意的な親日派・知日派を育成し、帰国後の米国各地での対日理解者の増加に寄与する。</td><td>1-2
1-5</td></tr>
<tr><td>－</td><td>21
(11)</td><td>20
(9)</td><td>21</td><td>020</td></tr>
</table>

⑤日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金（平成 30 年度）（※この達成手段は施策Ⅲ－１にも関連する）	国際問題戦略研究所（IISS）及びハドソン研究所にジャパンチェアの設置を支援し、日欧及び日米が直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や、関係強化に資する研究・対外発信を行う。本拠出金は両研究所が運用し、チェアの給与及び研究・発信活動の経費を永続的に確保する。 これにより、欧州及び米国の有力な研究機関に日本研究中核拠点の形成を図り、我が国の政策発信を強化することで、各国における政策形成に対する影響力を強化するとともに、対日理解の深化及び知日派の育成を図る。				―
	―	1,456 (1,456)	0 (0)	0	257

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

１　米国

（１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話等を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。

（２）個別経済問題に対処する。

２　カナダ

（１）日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。

（２）日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）

六　外交・安全保障

測定指標２－１　米国との経済分野での協調の深化　＊

中期目標（--年度）

１　日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の誠実な履行を通じて、日米経済関係を安定的に発展させていく。また、地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくため、日米首脳会談や日米外相会談を始めとしてあらゆるレベルにおいて議論を進める。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

令和２年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１　日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効を受け、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー、デジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談、日米外相会談をはじめとしたあらゆるレベルにおける議論を進める。

２　「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国を取り巻く国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長そして日米同盟の強化につながるよう対米国経済政策を強化していく必要があり、二国間貿易の安定的な発展や、様々な分野における二国間協力に向けた両国間の対話を引き続き行うことは極めて重要である。

また、これまでも地域レベルでの多くの取組が日米関係の深化に貢献してきたことから、連邦議会及び政府関係者等の要路のみならず、米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことは重要であり、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に様々な取組を米国各地で引き続き実施していくことで、更なる日米関係の飛躍につながる。

測定指標２－２　カナダとの経済分野での協調の深化
中期目標（--年度） TPP11 も活用し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、21 世紀型の自由で公正な共通ルールを世界に広げていく動きを主導していく。また、イノベーション分野等新しい協力分野も視野に入れつつ、二国間経済関係を更に拡大・深化させる。 令和２年度目標 １　WTO を含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下での戦略的パートナーシップの強化をあらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。 ２　日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点５分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。また、TPP11 の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。 ３　進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー・環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働きかけや情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 国際経済環境に不確実性が増す中、日加両国が、自由貿易体制の旗手として、自由貿易の重要性を各国に働きかけていくことが極めて重要。 カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであるとともに、今後も、エネルギーの安定的供給の確保及び「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、首脳・閣僚間の協議、次官級経済協議、民間団体交流等の実施を通じ、幅広い分野での日加経済関係の深化を図る必要がある。これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 加えて、日加は TPP11 協定参加国のうち経済規模で第一位と第二位を占め、TPP11 協定は日加間で初の経済連携協定であるところ、更なる二国間経済関係の強化及び TPP11 の拡大・深化のための連携をしていくことが重要。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①北米諸国との経済分野での協力推進 (平成 14 年度)	１　米国との経済分野での協調の深化 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また、個別経済問題に対処する。 こうした取組により、日米関係を強化・発展させることは、施策目標の達成に寄与する。				2-1
	２　カナダとの経済分野での協調の深化 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに、科学技術、エネルギー等分野で各種対話・協議を通じた日加経済関係の進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。 こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。				2-2
	39 (39)	38 (32)	39 (38)	37	021
②グラスルーツからの日米経済強	「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、米国の地方を回って日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「地方キャラバン」等を実施し、官民を挙げてオ				2-1

化プロジェクト（平成 30 年度）	ールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。 こうした取組により、日米関係を更に発展させる。				
	―	320 (257)	317 (218)	289	022

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

１　安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
２　在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
３　日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標３－１　日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進　＊

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和２年度目標

１　これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
２　弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。そして、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等の幅広い分野で日米安全保障協力を強化するための施策の実績を評価することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、日米安保体制を強化していくためには、ガイドライン及び平和安全法制の下、多層的な取組を通して安全保障・防衛協力を促進し、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、我が国の安全を確保するとともに、国際の平和と安全に積極的に寄与することが重要である。

測定指標３－２　在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展　＊

中期目標（--年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

令和２年度目標

１　沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年４月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
２　在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的駐留の確保のためには、在

日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動が周辺の住人に与える影響をできる限り小さくし、在日米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）	
（出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①米国との安全保障分野での協力推進 （昭和 33 年度）	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行うほか、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。 こうした取組により、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは、施策目標の達成に寄与する。				3-1 3-2
	81 (77)	88 (92)	111 (105)	136	024

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ-３　中南米地域外交

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ｉ－３）

施策名（※）	中南米地域外交					
施策目標	令和元年度までと同様に、近年活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく以下を実施する。 １　中米・カリブ諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、様々なレベルでの相互理解を促進する。 ２　南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、また、様々なレベルでの相互理解を促進する。					
目標設定の考え方・根拠	中南米諸国は、法の支配、民主主義、自由主義等の普遍的な価値を共有する日本のパートナーとして、飛躍的に重要性を増してきている。基本的な価値を共有することから、様々なレベルで、幅広い分野における協力関係を構築することは、相乗効果を生み出し、それが日本と中南米諸国の全般的な関係強化に寄与する。					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	89	102	105	100
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	89	102	105	
	執行額(百万円)		81	94	91	
同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	5
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中南米局	政策評価実施予定時期	令和４年８月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

近年活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し、中米カリブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し、更なる経済関係の強化、国際社会での協力関係及び国民同士の相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月 1 日）
・ジャパン・ハウス サンパウロにおける河野外務大臣の政策スピーチ（平成 30 年５月 20 日）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　日本外交の三本柱
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミット安倍総理大臣ステートメント（平成 27 年９月 27 日）
・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年８月２日）
・日・カリコム首脳会合の際の安倍総理大臣による日本の対カリコム政策三本の柱（平成 26 年７月 28 日）

測定指標１－１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化　＊

中期目標（--年度）

メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

令和２年度目標

１　政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
２　中米・カリブ諸国との政策対話の実施
３　日墨 EPA ビジネス環境整備委員会等の実施

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米・カリブ諸国は、自由貿易を標榜する国が多く、我が国と普遍的価値を共にする重要なパートナーであり、経済関係の更なる深化のために様々なレベルで経済対話を進めていくことが重要であることから、その取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

中米・カリブ諸国において政府ハイレベル間の関係深化は経済政策を進める際には非常に重要である。また、我が国企業の中米・カリブ地域への進出を更に促進するべく、中米・カリブ諸国のビジネス環境の整備を働きかけていくことは、更なる経済関係深化のために必要である。なお、安倍総理大臣は平成 30 年 12 月にアルゼンチンにて、「経済」「価値」「知恵」の三つの分野における連結性強化を柱とする日・中南米「連結性強化構想」を発表し、その中で中南米と日本が共に享受してきた自由で開かれた経済システムを守り発展させるとともに前進すると述べている。

測定指標１－２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化　＊

中期目標（--年度）

33 か国、全国連加盟国の 18%を占める中南米諸国に対して、我が国の重要政策をインプットし、理解と支持を取り付け、普遍的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組む。

令和２年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地球規模課題等、国際社会が抱える問題の解決には、多くの国との協力関係が不可欠であるところ、33か国の大半が民主主義等、基本的価値を日本と共有し、また、中進国入りする国も増加する中南米地域は、これら課題の解決に向けたパートナーたり得る存在である。さらに、カリコムに代表されるように、国際社会の重要課題に対し、統一的な立場をとる傾向も見られるところ、中南米諸国との連携を推進することは重要である。

測定指標１－３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標（--年度）

招へい事業や派遣事業の多種のスキームを活用し、政府ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流を促進する。我が国の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし、同時に中米カリブ地域に知日派・親日派を増やしていく。

令和２年度目標

１　中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の訪日をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。

２　戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政務レベルの相互往来を活発化させることは、日本の正しい姿を政府ハイレベルで発信していく上で重要であるところ、日本からの政務の訪問だけでなく、中米・カリブ諸国から日本への訪問を増やしていくことが欠かせない。また、中米・カリブ地域に知日派・親日派を育成する観点から、幅広い層の招へいを実現していくことは、政府ハイレベルに限らない日本の正しい姿の多層的発信に資する。

測定指標１－４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化　＊

中期目標（--年度）

中米カリブ諸国間で政策調整が図られることが多い、多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また、多国間フォーラムの会合に政府からハイレベルを派遣し、日本のプレゼンスを高める。

令和２年度目標

中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米カリブ地域には様々な多国間フォーラムが存在し、それらを通じて中米カリブ諸国間の政策調整が図られることが多い。そのようなフォーラムに積極的に参加することで、同時に多くの国に対して我が国の立場を説明し、理解を得ることは重要である。

測定指標１－５　中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数

我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	30

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中米カリブ諸国では、政府ハイレベルの意思決定が重要となる場面が多いことから、政務レベル同士の会談数の実績を測ることは、中米カリブ諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和２年に入ってからはハイレベルの交流は全く行われていない。現時点では、いつになれば中米カリブ諸国との交流を正常化できるかめどが立っておらず、過去と同レベルの目標を達成することは難しいと言わざるを得ない。

参考指標：日・中米カリブ間貿易額　（単位:億円）	
（出典：財務省統計）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①中米カリブ諸国との協力強化 （昭和 27 年度）	１　貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 近年より活発になってきている要人往来、民間レベルの交流の機運を利用し、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。				1-1 1-5
	２　国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 要人往来や各種政策協議、フォーラムなどの機会を通じ、国際問題の諸問題に関する意見交換・協力関係の確認をする。				1-2 1-5
	３　要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化 政務レベルのみならず、民間レベルなど様々なスキームやチャネルを活用した多層的な人的交流を実現する。				1-3 1-5
	４　多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 中米・カリブ諸国に存在する多くの多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与し、そこにおけるプレゼンスを高める。 これらの取組により、中米・カリブ諸国との関係を強化する。				1-4
	32 (28)	33 (25)	33 (29)	32	024
②中南米日系人を通じた対外発信強化 （平成 27 年度） ※この達成手段は本施策個別分野２にも関連する。	（本個別分野に関連する取組） 我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ、中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。 これは、第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり、親日家・知日家の育成に寄与する。				1-3
	21 (18)	17 (14)	17 (15)	17	025
③日・カリコム友好協力拠出金 （任意拠出金） （平成 13 年度）	我が国とカリコム諸国は、平成12(2000)年11月、東京において第１回日・カリコム外相会議を開催し、「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択した。本拠出金は、同枠組み実施のための協力の一環であり、旧英領カリブを中心とした14か国が加盟し、経済統合、外交政策、安全保障や社会開発を所掌する地域機構であるカリコム事務局を通じて、日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトを支援するものである。過去３年では、環境や観光促進に資するプロジェクトに加え、日本の技術を活用した廃棄物処理に関するワークショップ等を実施。 本拠出金によるプロジェクトは、カリコム事務局が加盟14か国にとり課題となっている点を改善・強化するために企画立案・実施されており、非常に重宝されている。 こうした我が国の貢献は、カリコム諸国の発展に寄与するとともに、日・カリコムの友好・信頼関係の増進、国連等の多国間の場におけるカリコム諸国14か国との協力関係の維持、強化に資する。				1-2 1-4

	4 (4)	5 (5)	5 (5)	5	220

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

１　経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。

２　南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要政策への理解と支持を獲得する。また、南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。

３　南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月１日）

・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章　５．（６）外交・安全保障　① 外交

・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅱ．［３］（３）ⅲ）⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

測定指標２－１　南米諸国との経済関係強化の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

令和２年度目標

１　日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。

２　日アルゼンチン租税条約、日ペルー租税条約、日ウルグアイ租税条約及び日コロンビア租税条約の早期発効を目指す。

３　日ウルグアイ税関相互支援協定、日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。

４　メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、豊かなエネルギー・鉱物・食糧・資源、潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補完関係にあり、南米諸国との経済関係強化は、我が国の国益にとって重要であることから、経済関係強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

南米諸国においては、ビジネス環境の面で、我が国民間企業の進出などに当たり、具体的な障害が発生する場合も多く、日アルゼンチン租税条約、日ペルー租税条約などの早期発効等を目指すことは、ビジネス環境の改善等を通じて、南米諸国との経済関係を強化する上で重要である。また、同時にメルコスール諸国や太平洋同盟諸国との経済関係強化の取組を進めることが重要である。

測定指標２－２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化　＊

中期目標（--年度）

二国間、多国間の双方の機会を活用し、二国間関係を強化するとともに、国際社会においても我が国の立場の説明、支持の拡大を進めていく。

令和２年度目標

１　南米各国との間で、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。

２　環境・気候変動、保健（新型コロナ感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡

散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。

３　招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南米諸国は、我が国との間で政治・経済・文化等あらゆる面で活発な交流があり、多数の日系人の存在にも支えられた伝統的な友好関係を有している。また、我が国と民主主義、人権尊重、法の支配、市場経済といった基本的価値観を共有することから、我が国とは国際社会でも伝統的に協力関係を維持し、これがひいては二国間関係の緊密化につながっている。以上を踏まえ、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

幅広い分野での関係緊密化のために様々なレベルの要人往来等を活用すること、地球規模の課題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について国際社会における連携を深めることが、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力を強化する上で重要である。加えて、日系社会での取組の経験や成功例の共有という観点から、国際的な日系ネットワークの形成支援や、招へい事業で北米日系人との交流機会を設けるなど、更なる交流機会の創出による一層の取組強化を行う。

測定指標２－３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展　＊

中期目標（--年度）

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

令和２年度目標

１　発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。

２　引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

３　令和２年度中に日・ブラジル刑事共助条約に関する第１回交渉を行うべくブラジル側との調整を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一部の南米諸国との関係において、我が国に居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処することが、安定した二国間関係を維持していく上で重要であるため、これらの取組の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

在日ブラジル人は南米諸国出身の在日外国人のうち最大数を占めることから、日・ブラジル受刑者移送条約の円滑な運用及び国外犯処罰案件の適切なフォローを行うことは、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に取り組む上で重要である。

さらに、日・ブラジル刑事共助条約が締結されることにより、日・ブラジル間の刑事共助の一層確実な実施の確保及び中央当局間での共助の効率化・迅速化を図ることができるところ、右交渉に向けた準備は重要である。

測定指標２－４　南米諸国との政務レベル同士の会談実施数

我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
		30

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

南米諸国との関係においては、首脳・外相・副大臣・大臣政務官といったハイレベルによる働きかけが関係強化に取り分け重要であるところ、政務レベル同士の会談数の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化の進展を把握する上で有益である。

近年の実績に準じて、南米諸国との政務レベル同士の会談実施を30件実施することは、南米諸国との協力・交流を強化する上で重要である。

参考指標：日・南米諸国間貿易額　（単位：億円）	
（出典：財務省統計）	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	
①南米諸国との協力強化 （　＊　）	１　南米諸国との経済関係強化 南米地域との間で、経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用する。 これは、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大に向けた環境整備を促進することに寄与する。				2-1
	２　南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 様々なレベルの要人往来を通して政治・文化等の幅広い分野における関係緊密化を図るとともに、国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における我が国の立場に対する南米諸国の支持を獲得するべく協力を推進する。 これは、我が国と伝統的に友好協力関係を維持してきている南米諸国との良好な関係を維持するとともに、国際社会における我が国の影響力を強化することに寄与する。				2-2 2-4
	３　南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組 在日ブラジル人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を実施するとともに、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題の解決に向けた取組を促進する。 これは、約30万人に上る南米諸国出身の在日外国人が地域社会と共存するための支援に寄与する。				2-3
	35 (35)	43 (40)	44 (40)	41	026
②中南米日系人を通じた対外発信強化 （平成27年度） ※この達成手段は本施策個別分野１にも関連する。	（本個別分野に関連する取組） 我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ、中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。 これは、第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり、親日家・知日家の育成に寄与する。				2-2
	21 (18)	17 (14)	17 (15)	17	025 (再掲)
③現地日系ネットワーク形成支援事業 （平成30年度）	日系ネットワーク形成支援事業を実施することにより、有望な新世代日系人参加者同士のグループ化及び同グループをプラットフォームとした新世代日系人のネットワークの拡大を目指す。 本事業を通して、現地日系社会との連携が強化され、この結果、日本と当該国との友好関係の推進が期待できる。				2-2
	－	7 (6)	7 (5)	7	027

④日系社会実相調査（平成 30 年度）	新世代日系人の活動・意識・社会進出状況等の実相把握のための調査を行うことにより、これまでつながりのなかった新世代日系人の存在やグループリスト化及び有力な招へい候補者の把握を目指す。 本事業を通して、招へい事業やネットワーク形成支援事業の質を高めるとともに、より効果的な対中南米日系人施策の実施が期待できる。				2-2
	―	4 (4)	7 (6)	9	028

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ-４　欧州地域外交

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ｉ－４）

施策名（※）	欧州地域外交
施策目標	平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。 １　基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 ２　西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 ３　中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 ４　領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。Ｇ７の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。 ５　中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。
目標設定の考え方・根拠	基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。英国の EU 離脱後、引き続き EU がグローバル・パワーとして国際社会に貢献し、また、世界経済への悪影響を最小化するべきとの立場を伝達していくことも重要である。 アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、隣国同士である日本とロシアが、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、幅広い分野において連携を深めていくことは、我が国の国益に資するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。また、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、我が国を含む国際社会全体が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促すことは重要。 エネルギーを含む経済的な潜在性とともに、ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。 ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	1,207	2,553	1,444	1,414
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	1,207	2,553	1,444	
	執行額(百万円)		1,181	2,256	1,313	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	193
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	欧州局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

１　欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
２　安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
３　欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
４　招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日）
　第２．Ⅱ　［３］（３）ⅱ）②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築　ウ）租税条約

測定指標１－１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

令和２年度目標

１　EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
（１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
（２）日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力をする。
２　アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回 ASEM 首脳会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU との協力関係推進のための取組実績を測ることは、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するとの政策の進捗を把握する上で重要であるため。
日 EU・SPA の下での具体的協力推進等の上記目標の実施は、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資する上で重要である。

測定指標１－２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（--年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO 及び OSCE との関係を更に強化する。

令和２年度目標

１　NATO
（１）日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。
　ア　サイバー分野における協力
　イ　海洋安全保障分野における協力
（２）相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。
２　OSCE

（1）アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。
（2）OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

安全保障に関連する機関との連携強化は、国際社会の平和と安定の維持に寄与することから、かかる機関との連携を強化する施策の進捗を把握する上で有用となる指標を設定した。

測定指標１－３　欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

令和２年度目標

1　社会保障協定
（1）国会提出済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和２年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進めるとともに、早期発効に向けた作業を行う。
（2）国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
（3）オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。
2　租税条約
国会承認済のスペインとの条約の早期発効と実質合意済のセルビアとの条約の早期署名を目指す。また、ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。
3　日・EU 航空安全協定について、早期の署名及び締結に向けた作業を行う。
4　チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。
5　乗客予約記録（PNR）について、日 EU 間で PNR に関する協力の進展を図る。
6　税関相互支援協定
（1）政府間交渉中のベラルーシとの協定について、早期の実質合意に向けて、引き続きベラルーシ側との交渉を続けていく。
（2）モルドバとは、令和２年度中の政府間交渉開始を目指し、必要な調整を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

EU 及び欧州各国との国際約束等の締結・改正は、欧州地域との人的・経済的交流を促進し、欧州地域との関係を強化するための基礎となるものであることから、EU 及び欧州各国との法的枠組みの構築に関する協議の進展状況を測定指標に選定した。

各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定は、欧州地域との人的・経済的関係等を強化するための基礎となるものである。EU との間の航空安全協定は、航空安全に関して双方間で安全性の証明等の相互受入れや技術協力を可能とし、欧州地域との経済関係の強化を促進するものである。PNR 情報の活用は、テロ対策等の水際措置の強化に資するものであり、税関相互支援協定は税関当局間の協力体制の強化と効果的な密輸取り締まりに資するものである。

測定指標１－４　欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（--年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体的な日欧協力に資することを目指し、多様なチャネルでの関係構築・強化を図る。

令和２年度目標

1　招へい
（1）欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え

方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（２）対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

２　派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

３　セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における影響力を持ち、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する欧州は、国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである。かかる欧州において、世界の安定と繁栄に貢献する我が国の取組等について発信し、対日理解を促進し、日本のイメージを向上させ、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性について認識を高めることは、我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。

あわせて、対話や人的交流を通して、多様なチャネルでの関係構築、共通認識の醸成と連携も不可欠である。

測定指標１－５　欧州地域との協議、対話等の進展

①政治･安保分野における協議･対話の実施回数（日本側・欧州側共に政務官レベル以上）（電話会談テレビ会議を含む） ②セミナー等の開催回数（日本外務省主催、拠出事業）（ウェビナーを含む）	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	① 8 ②20

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

欧州諸国との協議・対話等の数の測定は、欧州諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。現下の新型コロナウイルスの感染拡大を受けた従来の制限を踏まえ、物理的な往来に加え、電話やテレビ会議形式等での実施回数を含めることとした。また、定量的な実施回数に加え、その成果等の定性的な観点を加味して評価を行うことが適当。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①欧州地域との総合的な関係強化 （　＊　）	１　欧州地域との政治的な対話・協力の進展 EU との関係においては、日 EU 定期首脳協議、日 EU 外相協議及び日 EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。 欧州地域との政治的対話を継続・促進し、具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。				1-1 1-5

	２　安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化 NATO の関係では、日NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。 日欧間で安全保障上の協力を推進することは、自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するために重要である。				1-2 1-5
	３　欧州各国との法的枠組み構築のための協議 各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。 租税条約、社会保障協定及び航空協定は、日欧間の経済交流及び人的交流を促進する上で、重要である。				1-3
	４　欧州への対外発信を通じた対日理解の促進 招へい、有識者の派遣、欧州各国の主要シンクタンク等との協力によるセミナー等の開催を実施する。 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築・強化し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。				1-1 1-2 1-4 1-5
	５　ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進 アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEM の各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の間で議論を深めつつ、協力関係を構築する。 ASEM の各種会合への建設的関与と ASEM の各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。				1-1
	20 (12)	18 (13)	15 (9)	13	029
②日・OSCE 共催会議関係経費 （令和元年度）	OSCE は、知見や経験の共有を図ることを目的に毎年、アジア・パートナー国との共催会議を開催しており、令和元年度に同会議（OSCE アジア共催会議）を日本で開催した。同会議には、OSCE 事務局のほか、加盟 57 か国、アジア・パートナー国（5 か国）及び地中海パートナー国（6 か国）の計 68 か国代表、EU や国連等の関連機関からの出席を得た。 これにより、本会議の場を活用し、日 OSCE の関係強化を図るだけでなく、日本を取り巻くアジアの安全保障環境に関する認識を OSCE 加盟国等と広く共有し、また、日本の政策を発信することにより OSCE 加盟国の日本に対する理解・協力を促進することが可能となった。				1-2 1-4
	―	―	5 (2)	―	030
③欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合(OSCE)拠出金 （平成８年度）	OSCEは、紛争予防、危機管理、紛争後の再建を通じて、加盟国の相互を橋渡しし、信頼醸成を行う機関であり、OSCEは、経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施している。特に、OSCEは、冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下、アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は国際社会においても高く評価されている。世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは、57か国が加盟し、我が国を含む11か国がパートナー国となっているところ、我が国は、分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を支				1-2

	援している。 上記のOSCEを通じた我が国の支援は、地域の安全保障環境の改善に貢献する。				
	110.7 (110.7)	90.7 (90.7)	23 (23)	0.4	207
④北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金) (平成19年度)	NATOは、主に欧州・中央アジアの旧共産主義国、アフガニスタン、中東といった、民主化途上にある非NATO加盟国の民主化・安定化を支援する協力の枠組みである平和のためのパートナーシップ（PfP）を通じ、同信託基金の枠組みで、不発弾処理、小型武器弾薬等の破壊を含む危機管理関連等の様々なプロジェクトを実施している。我が国は、各種プロジェクトへの拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタン等における平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携するとともに、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。 こうした我が国の取組は、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともにNATO及び関係諸国との関係強化につながる。				1-2
	6.5 (6.5)	6.5 (6.5)	4.5 (4.5)	3.0	275
⑤アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(義務的拠出金) (平成9年度)	ASEMの唯一の常設機関であるASEFは、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で活動している。我が国は、上述の事業を企画・開催するASEF事務局の人件費、施設維持管理費等の経常経費に利用されている本件義務的拠出金の拠出を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。 このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項（アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等）に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。				1-1
	7 (6)	9 (9)	11 (11)	13	278
⑥アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(任意拠出金) (平成9年度)	ASEMの唯一の常設機関であり、プロジェクト執行機関であるアジア欧州財団(ASEF)は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で事業を実施している。 プロジェクト実施経費への我が国の貢献（任意拠出金）を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を行っている。このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項（アジアの安保環境、テロ対策、質の高いインフラ等）に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。				1-1
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	1	287

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要
１　西欧諸国との対話を継続・促進する。
２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
３　人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）
・第 200 回国会所信表明演説（令和元年 10 月 4 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）

測定指標２－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

令和２年度目標

１　会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

（２）フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023 年）」を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

（３）イタリア

令和元年９月に成立した「五つ星運動」と民主党の連立政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

２　議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
３　招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
４　未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。

また、西欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。

測定指標２－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（--年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、更なる政策調整・協力を進展させる。

令和２年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

１　英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。EU 離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英 EU 間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

２　フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023 年）」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

３　イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

４　その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い、将来的なハイレベル間の対話の機会に結びつける上で効果的であるため。

測定指標２－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（--年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和２年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

１　日英 21 世紀委員会

２　日本・スペイン・シンポジウム

３　杉原千畝「命のビザ」発給 80 周年

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、シンポジウム、セミナー、周年事業等は多くの民間人が参加する事業であり、民間の人的・知的交流の推進に役立つため。

測定指標２－４　西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪につ	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値

いては、国家元首・政府の長・外相等	－	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

西欧諸国との要人往来数の測定は、西欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。

その際、定量的な往来数に加えて、その成果等の定性的な観点からも加味して評価を行うことが適切である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①西欧諸国との二国間協力推進経費 (昭和元年度以前)	１　西欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府ハイレベル間の対話を継続・促進する。 これにより、政治・経済を始めとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の強化に寄与する。				2-1
	２　二国間及び共通の諸課題に関する政策調整・協力の推進 事務レベルの緊密な政策協調・協力を推進する。 これにより、二国間関係の強化や国際社会の共通の諸課題への対処に際する協力の継続・推進に寄与する。				2-2
	３　人的・知的交流、民間交流の維持・促進 周年事業やシンポジウム・セミナー等を支援・活用する。 こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国との重層的な関係の維持・強化に寄与する。				2-3
	28 (22)	29 (28)	30 (29)	31	031

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

１　政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。

２　シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）

測定指標３－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（令和４年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和２年度目標

１　ドイツ

英国の EU 離脱により欧州で一層存在感を高め、また、令和２（2020）年後半には EU 議長国を務めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

２　ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

３　西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、政府間対話の更なる活発化を進めていく。

４　Ｖ４諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

共通の課題に取り組むパートナーであるＶ４諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「Ｖ４＋日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、Ｖ４各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。令和元年の日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年、令和２年の日・チェコ、日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を連続して迎えるＶ４諸国と、周年のモメンタムをいかして幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

二国間関係の強化や国際社会の課題における協力の推進のためには、特に政府ハイレベルや議員間の対話を通じて、相互理解や信頼関係を深化させつつ、協力・連携を確認する機会を多く設けることが効果的であるため。

測定指標３－２　二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展　＊

中期目標（令和４年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症への対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和２年度目標

１　ドイツ

平成30年度、令和元年度と２年続けて延期となった次官協議を実施する。また、令和２年後半にEU議長国を務めるドイツに対し、我が国の認識を事前にインプットし、我が国の外交政策と歩調を合わせた形でドイツがEU議長国としてのリーダーシップを発揮するよう働きかけを行う。

２　ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

３　西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODAを通じた社会経済改革支援、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有、④経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

４　Ｖ４諸国

「Ｖ４＋日本」政策対話やＶ４各国との実務レベルの協議を継続し、Ｖ４の内外政策のフォローや、Ｖ４諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

実務レベルで緊密に政策調整・協力を行うことで、二国間関係の強化及び国際社会の共通の諸課題への協調した対応が可能となることから、次官級・局長・大使級協議の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標３－３　民間の人的・知的交流の進展

中期目標（令和４年度）

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和２年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

１　日独フォーラム

２　将来の課題のための日・オーストリア委員会

３　「Ｖ４＋日本」セミナー

また、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

民間の人的交流を促進することは二国間の幅広い分野における協力を促進するだけでなく、知見の共有を通じて国際社会の諸課題に対する取組や解決策を検討することに寄与することから、シンポジウム等の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。シンポジウムやフォーラムを通じて、民間人同士がネットワークを広げる場を提供することで、民間の人的交流の促進が期待されるため。

測定指標３－４　中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣・外務省政務レ	中期目標値	令和２年度
	令和４年度	年度目標値

ベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中・東欧諸国との要人往来の測定は、中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用であるため。国際社会の諸課題に対する日本の政策や問題意識を伝え、支持を得るとともに、連携強化につなげる機会とするため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①中・東欧諸国との二国間関係の強化 （　＊　）	１　中・東欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施する。 これにより、政治・経済を始めとする二国間関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-4
	２　共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案、国際社会における共通の諸課題について、政策調整・協力を進める。 これにより、共通の課題に関する協力の継続・促進に寄与する。				3-1 3-2
	３　人的・知的交流、民間交流の維持・促進 民間の人的・知的交流を維持・促進する。 これにより、各国との関係の維持・強化に寄与する。				3-3
	25 (22)	25 (15)	24 (19)	28	032
②ベルリン日独センター分担金 (昭和 60 年度)	ベルリン日独センターは、①エネルギー、環境、開発、海上安全保障、核不拡散等の日独が直面するグローバルな課題及び②少子高齢化、研究開発、イノベーション等の日独が取り組むべき優先課題をテーマとした会議を中心とする事業を年間20～30件実施しているほか、日本の多様な文化を幅広い年齢層に広める観点から、展覧会、ワークショップ等の文化事業を年間約20件実施している。さらに、日本語講座や日独通訳研修会等を通じて、ドイツにおける日本語普及や日独通訳の育成に取り組んでいる。 本センターを通じたこうした我が国の貢献は、日独及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに、日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。				3-3
	110 (110)	112 (112)	118 (118)	111	182
③ボスニア和平履行評議会（PIC）拠出金（義務的拠出金） （平成９年度）	３つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ（BH）においては、平成７（1995）年12月に国際社会の関与の下、デイトン和平合意が結ばれ、平成４（1992）年以来の武力紛争が終結した。本拠出金は、同和平合意に基づき、BHの和平履行を司る最高責任者である上級代表（HR）の活動をサポートする上級代表事務所（OHR）の運営経費を負担するもの。我が国は、BHの和平履行を監督する国際的な枠組みである和平履行評議会（PIC）の主要メンバーであり、平成９（1997）年以降、継続して拠出している。 こうした我が国の貢献は、BH及び西バルカン全体の平和と安定に寄与するとともに、Ｇ７の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の姿勢を示す上で重要である。				3-2 3-3
	73 (73)	64 (64)	68 (68)	65	183

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

１　首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
２　北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
３　日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成 28 年５月の日露首脳会談で具体化に向けた取組を進めることで一致した８項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。
４　地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
５　防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
６　各種招へい事業、交流事業等を実施する。令和２年度は「日露地域交流年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標４－１　政府間対話の進展　＊

中期目標（--年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

令和２年度目標

１　領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
２　首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
３　活発な議員・議会対話の継続を支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政府間対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、政治対話を通じ、隣国である日本とロシアが、領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、経済分野等あらゆる分野の連携を促進させることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献する。

令和元年度までの政治対話の深化により、初の北方四島における観光パイロットツアーが実施されるなど一定の成果が見られた。令和２年度以降はこれを政府間の関係にも広げていくことが必要であるため、指標名を「政府間対話の進展」に変更した。

測定指標４－２　平和条約交渉　＊

中期目標（--年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

令和２年度目標

１　領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。令和元年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

２　関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成 28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談では、平和条約問題を解決するとの両首脳の真摯な決意が表明されるとともに、北方四島において、双方の法的立場を害さない形で、共同経済活動を行うための協議を開始することが合意された。また、元島民の北方四島へのより自由な往来に向けた手続の改善で一致した。平成 30 年 11 月のシンガポールでの日露首脳会談において、安倍総理大臣は、「1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と合意した。現在、こうした首脳間の合意に基づき、ロシア側との交渉を続けているところであり、その実現に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や元島民のより自由な往来に向けた取組を積み重ねていくことは、平和条約締結にとってプラスになるものであり、中期目標の達成に資する。

測定指標４－３　貿易経済分野における協力　＊

中期目標（--年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

令和２年度目標

１　貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、８項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。

２　ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。

３　日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等上記目標の達成により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、幅広い分野で日露関係を発展させていくことにつながる。

測定指標４－４　国際社会における協力

中期目標（--年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

令和２年度目標

１　北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。

２　アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、国際社会の主要な問題についての国際社会での日露協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

上記目標のとおりロシアと国際社会での協力を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致する。

測定指標４－５　防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（--年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

令和２年度目標

１　安全保障分野

（１）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

（２）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

（３）非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

２　治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アジア太平洋地域を含む国際社会の安全保障環境が厳しさを増す中、隣国であるロシアと、安全保障、防衛交流及び海上保安の分野で協力を深めることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域及び国際社会の安定と繁栄にも貢献する。

測定指標４－６　文化・国民間交流の進展　＊

中期目標（--年度）

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

令和２年度目標

１　閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。

２　令和元年６月のＧ20 大阪サミットの際の日露首脳会談で発表された「日露地域交流年」に関連した行事を実施するとともに、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」で得られた交流の機運の裾野を地方まで広げていき、年間を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の交流行事の実現を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化交流や人的交流に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び日露草の根交流事業の実施等上記目標の達成は、両国の相互理解を促進し、関係の強化に資する。また、「ロシアにおける日本年」・「日本におけるロシア年」のダイナミズムを維持・発展させるために令和２年から令和３年にかけて「日露地域交流年」を実施することは、日露間の人的交流等を拡大し、日露関係全般を強化させるために重要。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①「北方領土復帰期成	北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対し補助金を支出する。				4-1 4-2

同盟」補助金 (昭和 40 年度)	これにより、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				
	37 (37)	37 (37)	37 (37)	37	036
②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化 (　＊　)	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決し平和条約を締結することを目指した取組を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化するとの目標の達成に寄与する。				4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6
	207 (220)	199 (244)	198 (185)	192	035
③在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化 (平成 15 年度)	日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対日関係増進の有益性と重要性を認識させるのに加え、親日的実務家を育成し、併せて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体等に対する支援を行う。 こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨益せしめるとともに、平和条約交渉のための環境整備に資する。				4-2 4-3 4-4
	550 (533)	568 (549)	559 (565)	573	033
④北方四島住民との交流 (平成 4 年度)	北方四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び日本国内各地に招へいするとともに、北方四島住民支援事業として、①患者受入れ・治療、②医師・看護師等研修、③医療支援促進事業(医療専門家の北方四島への派遣による四島住民の医療ニーズの把握、より効率的な支援事業の実施等に向けた提言を含む報告書の作成)を実施する。 こうした取組は、平和条約交渉の促進に向けた環境整備に資する。				4-2
	259 (267)	279 (266)	269 (263)	270	034
⑤ロシアにおける日本紹介事業 (平成 28 年度)	平成 28 年５月の日露首脳会談（於：ソチ）での合意に基づき、平成 30 年にロシアにおいて大規模かつ総合的な日本紹介事業を実施するための事前の調査及び広報を委託企業を通じ実施した。 こうした取組は、文化・国民間交流の進展のための環境整備に資する。				4-6
	46 (35)	1,236.3 (1,000.9)	207.9 (174)	0	037
⑥日露共同経済活動推進費 （平成 30 年度）	平成 28 年 12 月の日露首脳会談（於：長門）での合意に基づき、日露が共に北方四島の未来像を描き、その中から双方が受入れ可能な解決策を見いだしていくという新しいアプローチである北方四島における共同経済活動の実現のために、プロジェクトの内容や法的側面、人の移動の枠組み等に係るロシア側との協議や、北方四島における調査等の活動を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。				4-2
	－	100 (57)	67 (26)	69	038
⑦2018 サンクトペテルブルク国際経済フォーラムへのゲスト国関連経費	平成 29 年９月の日露首脳会談（於：ウラジオストク）での発表に基づき、平成 30 年５月に開催されるサンクトペテルブルク国際経済フォーラムに参加する。ロシア国内のみならず欧米やアジア諸国からも閣僚や著名なビジネスマンが参加する同フォーラムにおいて、文化行事の開催を通じて我が国への理解を深めてもらう機会を提供する。 こうした取組は、同フォーラムにおける我が国のプレゼンスを示すとともに、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資す				4-6

（平成 30 年度）	る。				
	―	53 (45)	0 (0)	0	―
⑧日露地域交流年（新規）（令和２年度）	令和元年６月の日露首脳会談（於：大阪）での合意に基づき、令和２年から令和３年にかけオープニングイベント（於：北海道）及び関係省庁、地方自治体、民間団体等との共催イベントを日露両国で実施する。 こうした取組は、親日派層・知日派層の拡大を図り、両国国民間の相互理解の促進に資する。				4-6
	―	―	―	187.7	新 02-001

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

１　中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
２　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
３　様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会施政方針演説(平成 31 年１月 28 日)
　五　戦後日本外交の総決算（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

測定指標５－１　各国との対話・交流等の進展　＊

中期目標（--年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和２年度目標

１　中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
２　議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
３　外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
４　招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
５　中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
６　投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等上記目標の達成は、中央アジア・コーカサス諸国との関係を着実に強化する上で重要である。

・安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ(平成 27 年 10 月)
・「コーカサス・イニシアティブ」（平成 30 年９月、河野外務大臣のコーカサス３か国訪問時に発表）
・「中央アジア＋日本」対話　第７回外相会合共同声明(令和元年５月)
・「中央アジア＋日本」対話：実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画（観光、運輸・物流、農業）（令和元年５月）

測定指標５－２　「中央アジア＋日本」対話の進展　＊

中期目標（--年度）

「中央アジア＋日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、中央アジアの「開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和２年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第７回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

１　「中央アジア＋日本」第 14 回高級実務者会合（SOM）
２　知的対話(東京対話)

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「中央アジア＋日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

高級実務者会合(SOM)や知的対話(東京対話)の実施による中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力の在り方に関する方向性の確認は、日本と中央アジアの協力を安定的に進展させる上で重要である。

・「中央アジア＋日本」対話・第７回外相会合共同声明(令和元年５月)

・「中央アジア＋日本」対話：実践的協力のための優先分野における地域協力行動計画（観光、運輸・物流、農業）（令和元年５月）

測定指標５－３　中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）		
	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	15

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成 27 年の安倍総理大臣訪問を契機として大きく高まった中央アジア・コーカサス地域とのハイレベル交流の流れを維持する上で、政務レベル以上の協議を今後も着実に継続していくことが重要である。一方で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う出入国制限等により交流機会が限られていることから、令和元年度目標 30 件の半分（テレビ／電話会談含む）を目指す。

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)				
（出典：財務省貿易統計）	実 績 値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	1,837	2,589	3,161	2,510

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①中央アジア・コーカサス諸国との関係強化 (平成 18 年度)	１　二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む) ハイレベルの要人往来に加えて、政治・経済・文化を含む幅広い分野の事務レベル・民間レベルの対話を通じて、中央アジア・コーカサス地域と我が国の関係を官民横断的に拡大する。 これにより、アジア、欧州、ロシア、中東を結ぶ地政学的な要衝に位置するほか、石油、天然ガス、ウランなどの豊富な天然資源を有し、地域全体の安定、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する中央アジア・コーカサス各国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。				5-1 5-3
	２　各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援 中央アジア・コーカサス各国の持続的発展のため、各国の外交当局者や経済関係者等との協議や経済協力を実施する。また、エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても、近年経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への意欲が高く、日本のエネルギー技術への関心が増加しており、こうした技術を提供可能な日本企業の同諸国への進出を支援する。 こうした取組を通じて中央アジア・コーカサス各国の持続的発展を支援することは、日本と各国との二国間関係の更なる強化につながる。				5-1 5-2

	３　「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進 平成16年８月に立ち上げた「中央アジア＋日本」対話の枠組みで高級実務者会合、東京対話を開催するとともに、中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。 こうした取組により、地域協力の発展のための「触媒」として中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。				5-2
	４　人的、知的交流の促進 中央アジア・コーカサス諸国の有識者を我が国に招へいし、また、我が国有識者を中央アジア・コーカサス諸国に派遣し、忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の将来を担う若手外交官や青年を招へいする。 これにより、中央アジア・コーカサス各国との人的、知的交流を促進させることは、二国間関係の強化に寄与する。				5-1 5-2
	15 (10)	14 (7)	14 (3)	14	039

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ-５　中東地域外交

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ⅰ－５）

施策名（※）	中東地域外交
施策目標	多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。 １　湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラク及びイエメンの安定や、アフガニスタンの復興等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。 ２　要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。
目標設定の考え方・根拠	エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。近年緊迫化しつつあるペルシャ湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア・イラク情勢及び周辺国等における難民問題、アフガニスタンの復興、イエメンやリビアの不安定等、多くの課題を抱える同地域の安定化に向けて積極的に貢献することは、国際社会の責任ある一員としての責務である。 また、若年人口の増加や高い経済成長率を背景に市場としての潜在力が高まっており、物流の要衝でもある中東・北アフリカ地域との間で、中長期的な観点から、経済関係に限らない多層的な関係を構築・強化することが一層必要となっている。 ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日） ・第 200 回国会衆議院外務委員会における茂木外務大臣挨拶（令和元年 10 月 18 日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	125	125	127	129
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	125	125	127	
	執行額(百万円)		96	96	82	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	66
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

１　中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
２　イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
３　イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
４　シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
５　これらの政策目的に応じて、適時適切に関連する国際機関と連携していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・第 200 回国会衆議院外務委員会における茂木外務大臣挨拶（令和元年 10 月 18 日）

測定指標１－１　中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果　＊

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施する。

令和２年度目標

１　イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
　要人往来を通じ、イスラエル・パレスチナを含む関係国要人に対し、イスラエル・パレスチナ間の対話の再開等に向けた働きかけを行う。
２　当事者間の信頼醸成のための支援
　イスラエル・パレスチナを含めた関係者間の信頼醸成を促進するため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）閣僚会合を見据え、高級実務者会合を東京で開催する等、適切に準備を進める。
３　パレスチナの経済的自立のための支援
　将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を行う。
　なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東和平の実現には息の長い取組が必要であり、同方針に従う我が国の取組はこれまで国内外において高い評価を得ているところ、これまでの成果を踏まえ、情勢を見極めつつ、令和２年度もそれらと整合的な目標を維持することが重要であるため。

第 201 回国会における外交演説にも表れているとおり、中東政策は日本外交の重点分野の一つと位置づけられており、これらの取組達成度を検証する必要があるため。

また、これらの取組をより効果的に進める上で国際機関等との適時適切な連携等が重要であるため。

測定指標１－２　イラク・アフガニスタンの復興の進展　＊

中期目標（--年度）

１　イラク
　イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。
２　アフガニスタン
　アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する。

令和２年度目標

１　イラク

（1）豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
（2）我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働きかけていく。
2　アフガニスタン
（1）大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する支援を着実に実施するとともに、令和２年のドナー会合に向けて、国際社会とも協調しつつ、適切かつ効果的な我が国の支援策を検討する。
（2）我が方要人とアフガニスタン側要人との会談の際に、治安状況改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組について働きかけていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1　イラク
　イラクの安定は中東地域、さらには日本を含めた世界全体の安定に資するものである。イラクでは令和元年 10 月以降、国民の生活改善・政治改革・汚職対策等を求める大規模デモが中部・南部を中心に発生し、アブドルマハディー首相が辞任するなど国内情勢の混迷が続いている。イラクが不安定化すれば、ISIL 等の暴力的過激主義が再興するおそれがある。そのため、イラク新政府による新たな国作りの取組を支援し、イラク国内の融和と安定化に向けた努力を評価し、後押ししていくことが重要である。
2　アフガニスタン
　現地の治安情勢は依然不安定であり、大使館員及び在留邦人の安全を第一に支援を進める必要がある。令和２年２月に米国とタリバーンの間でアフガニスタン和平に向けた合意が署名される等の動きがあったが、そうした情勢も注視しながら、アフガニスタンの真の自立に向けて、国際社会と連携しながらアフガニスタン支援を実施し、その進展ぶりを評価することが引き続き重要である。

測定指標１－３　イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し　＊

中期目標（--年度）

　イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

令和２年度目標

1　国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働きかけを含めた外交努力を継続する。
2　米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　中東地域の安定はエネルギー資源の大部分を依存している我が国にとって死活的な問題である。核合意を含めた地域の緊張緩和に資するよう引き続き外交努力を継続するとともにイランとの友好関係を保っていくことは重要である。

測定指標１－４　中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援　＊

中期目標（--年度）

　中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

令和２年度目標

　シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
　なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東地域は、日本にとって最大の原油供給元であり、同地域の安定は日本の繁栄にとり不可欠な要素である一方で、中東・北アフリカ諸国は、シリアやリビアなど「アラブの春」の影響を受け情勢が不安定な国が多く、それに伴い難民も多数発生している。様々な取組を活用し、中東諸国の自助努力を後押しし、安定化に向けた支援を継続していくことは極めて重要であるため。

また、これらの取組をより効果的に進める上で国際機関等との適時適切な連携等が重要であるため。

測定指標１－５　中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数		
（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地域の中核的課題である中東和平問題に対して、国際社会の責任ある一員たる我が国の関与を示す指標のひとつとして、イスラエル・パレスチナと我が国との要人往来を設定する。

測定指標１－６　対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等)		
我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	4

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

パレスチナ支援に関係する主要な会合として、①CEAPAD 関連、②「平和と繁栄の回廊」構想４者関連会合、③パレスチナ支援調整委員会（AHLC）等があり、これらを着実に実施し、その成果をパレスチナ支援にいかしていくことが重要であるため。閣僚級会合以外にも高級実務者レベル会合等の関連会合があるため、令和元年度実績値を目標として積極的な参加を目指す。

なお、令和２年度に予定されている会合は以下のとおり。

１　CEAPAD　高級実務者会合（SOM）（６月）
２　「平和と繁栄の回廊」構想４者高級実務者会合(SOM)（調整中）
３　AHLC 高級実務者会合（４月）、 閣僚会合（９月）

参考指標：対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(単位：万ドル)				
（国際機関への拠出、無償資金協力、技術協力等の合計）	実 績 値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	5,299	7,004	8,174	7,729

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①中東和平に向けた働きかけ （　＊　）	１　「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年７月に中東諸国を訪問した小泉総理大臣が提唱したもの。平成29年に河野外務大臣が表明した同構想のグレードアップを実施すべく、ODAも活用しつつ、日本に加え、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン間の地域協力を通じて推進する。				1-1 1-5 1-6

	これを中心として、将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国独自の施策を推進していく。				
	２　CEAPAD高級実務者会合等の開催 CEAPADは、日本が平成25年に提唱した、東アジア諸国の知見をパレスチナの経済開発、国作りにいかすための取組。令和２年度には高級実務者会合(SOM)を東京で開催予定。これにより新たな支援分野の調整も含め、アジア諸国と連携しつつ会合を開催し、対パレスチナ支援の強化に向けた推進力とする。				1-1 1-5 1-6
	３　中東和平推進のための信頼醸成措置関連 これまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ、双方の平和的な共存に向けたイスラエル・パレスチナの対話・協力を進める場を提供することにより、我が国の政治的働きかけを強化する。				1-1 1-6
	４　対パレスチナ支援推進関連 対パレスチナ支援に関し、我が国として適切な支援を行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会（AHLC）等に出席して多数の関係者と意見交換・政策調整を行うほか、ICTビジネス促進のためパレスチナのICT関連企業・団体との協力体制も模索。 これにより、国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の実現に寄与する。				1-1 1-5 1-6
	31 (31)	35 (37)	37 (29)	39	040
②中東地域（湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン）の平和と安定の実現に向けた外交努力 （　＊　）	①国際会議等の主催，参加，②中東地域担当参与を活用した情報収集，分析，政策立案及び国際会議への参加③イランを巡る緊張緩和と情勢の安定化のための働きかけを推進する。 これにより、我が国として地域の緊張緩和及び情勢の安定化に向けて最大限の外交努力を行っていく。				1-2 1-3 1-4
	－	－	－	30	041
③ガザ教員招へい（新規） （令和２年度）	厳しい人道状況が継続するガザ地区から約10名の教員を招へいし、日本の教育制度や人材開発について学ぶ機会を与えることで、教員を通じてガザ住民の日本に関する理解を深める。				1-1
	－	－	－	7.8	新02-002
④シナイ半島駐留多国籍部隊・監視団（MFO）拠出金（任意拠出金） （昭和63年度）	昭和54（1979）年３月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し、これを脅かす活動の監視・報告、違反事案の認定を行うため、MFOによる監視活動が行われている。平成17（2005）年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。これら活動の支援のため、本拠出を行っている。 こうした我が国のMFOに対する支援は、昭和54（1979）年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の和平の維持に寄与し、中東地域の安定化といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-4
	192 (192)	175 (175)	168 (168)	3	217
⑤中東淡水化研究センター拠出金（任意拠出金） （平成８年度）	中東淡水化研究センターは、水問題と和平実現を結びつける機関として、中東和平当事者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン)が関与する淡水化技術研修事業、研究助成、奨学金事業等を行っており、本拠出によりこれら事業実施を支援している。 本拠出を通じた我が国の貢献は、淡水化に関連する技術的な工程の改善に寄与し、ひいては中東及び他の地域の人々の生活水準の向上並びに中東和平プロセスに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1 1-4

	3 (3)	3 (3)	3 (3)	2	288
⑥国際連合開発計画(UNDP)拠出金(日本・パレスチナ開発基金) (昭和 53 年度)	本件基金では、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、イスラエルとパレスチナの二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国作り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。 「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は、中東和平実現の唯一の方途であるイスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1 1-4
	68 (68)	68 (68)	60 (60)	60	340
⑦国際復興開発銀行・国際開発協会拠出金(世銀) (平成 26 年度)	本拠出金は、世銀内に設置されたパレスチナ改革・開発計画信託基金に拠出され、パレスチナ自治政府(PA)に対する財政支援に充てられる。世銀は、PAの財政状況、実施施策等の分析を行い、PAの改革努力を確認した上で、同改革・開発計画信託基金から財政支援を行う。同基金の拠出(送金)は、PAの改革実績による(不十分と判断された場合は、送金が見送られる)ため、 PAの改革状況に直接リンクしている。 我が国の同基金への拠出は、PAの行政能力を維持・向上させ、パレスチナ社会の安定に寄与し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1 1-4
	110 (110)	0 (0)	0 (0)	0	362
⑧カルテット拠出金 (平成 30 年度)	本拠出は、我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環として、中東地域の物流の増加及び円滑化、人・モノの移動の円滑化をはかり、パレスチナ経済成長及びパレスチナ社会の安定化に寄与することを目的とする。本件拠出金は、二国家解決を念頭に置きながら、パレスチナの安定並びにパレスチナの国作り及び人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、カルテット事務局(平成14(2002)年に国連、EU、ロシア、アメリカの四者により設立)を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、パレスチナの雇用促進及び産業育成を通じて、パレスチナ及び地域の安定化に資する事業に充てられる。 中東地域の平和と安定は、我が国の平和と繁栄、経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要である。我が国が推進する「平和と繁栄の回廊」構想の柱の一つが物流の円滑化への支援であり、これにより、中東和平達成への環境づくりに貢献し、中東地域の安定化、特に中東和平に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-1 1-4
	―	42 (42)	21 (21)	0	384
⑨持続的な和平に向けた女性のリーダーシップ (平成 28 年度)	本拠出金は、国連事務総長特使事務所がイエメンの政権移行期に女性の政治プロセス参画、安全保障等を推進するための活動に使用されている。 本拠出は、情勢が悪化するイエメンの和平・政治プロセスへの女性参画支援を通じて、イエメン安定化に向けた同国の自助努力と国連の取組を後押しするものである。これにより、イエメンのガバナンス向上に寄与できることから、中東地域の安定化に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。				1-4
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	―

<table>
<tr><td rowspan="2">⑩国連事務総長特使事務所拠出金（平成 30 年度）</td><td colspan="4">本拠出金は、事務総長イエメン特使事務所（OSESGY）女性・ジェンダー・ユニットがアンマン、サナア、アデンにおいて、女性の役割促進を図るための活動に使用されている。
本拠出は、和平合意後を含むイエメンの政治和平プロセスの中で、女性の参画及びリーダーシップを強化することを目的としており、イエメンの安定化及びガバナンス向上に向けた国連の取組を後押しするものである。これは、中東地域の安定化に向けた貢献といった我が国の政策目的にも合致するものである。</td><td>1-4</td></tr>
<tr><td>－</td><td>18
(0)</td><td>0
(0)</td><td>0</td><td>385</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑪イランへの働きかけ（令和２年度）</td><td colspan="4">米イラン間の対立が深まる中、我が国として緊張の緩和と情勢の安定化に向けた働きかけを行う。これにより、イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。</td><td>1-3</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　中東諸国との関係の強化

施策の概要

１　中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
３　湾岸協力理事会(GCC)諸国側の経済・社会改革を後押しするとともに、エネルギー分野にとどまらない重層的な経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第１回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成 29 年９月 11 日）
・第 14 回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成 30 年 10 月 27 日）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）

測定指標２－１　中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化　＊

中期目標（--年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

令和２年度目標

１　首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
２　湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東外交においては、不安定な情勢への対処や経済的な結びつきの更なる促進のみならず、我が国の立場への理解や国際社会での支援を得るためにも、ハイレベル及び草の根レベルの双方における文化交流や人的交流の拡大が重要である。

中東・北アフリカ諸国との交流・対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。

測定指標２－２　自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化　＊

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

令和２年度目標

１　日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
２　アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定については、日トルコ経済関係の活発化のために重要であり、現在交渉が大詰めであるため。

バーレーン、カタール及びアルジェリアとの投資協定については、いずれとの交渉も数年以内の署名が視野に入っていることから、これら各国との交渉に優先的に取り組み、日 GCC・FTA 等の案件につなげることが各国と重層的な関係を構築する上で重要であるため。

測定指標２－３　中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化

に向けての各種協議・事業の実施
中期目標（--年度）
１　湾岸諸国(GCC 諸国) エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。 ２　イラク イラクとの経済関係の強化を図る。 令和２年度目標 １　湾岸諸国（GCC 諸国） 日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。 ２　イラク 日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働きかけていく。 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 １　湾岸諸国はエネルギー分野に限らない産業の多角化を目指しており、日本企業進出及び新規プロジェクトの受注等は、日 GCC 関係を深化させる上で有益であるため。 ２　イラク 日本企業の持つ高い技術力はイラクの復興に大きく貢献することが可能。デモや国内の混乱が続いているが、イラク側の日本企業に対する期待も大きく、今後、イラクの政治情勢が安定すれば、イラクにおけるビジネスチャンスの拡大が予想される。一方で、イラクにおけるビジネス環境を巡る問題や治安の問題は依然として日本企業進出の障害になっており、これらの改善をイラク政府に働きかけていくことも重要である。

測定指標２－４　中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)		
	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	6
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 我が国と中東諸国の関係強化のため、日・トルコ科学技術大学設立等を通じた国民レベルの交流、多様な分野の当事者を対象とした「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」、ハイレベルの意見交換及び大きな政治的推進力を与える場となる「日アラブ政治対話」、「アカバ・プロセス」など、様々な枠組みを活用し、多様な側面から関係強化に関する指標を得ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 イスラム文化は、中東・北アフリカのみならず、アジア・アフリカでも盛んであり、地域を越えたイスラム世界との対話を進めることは、重層的な関係構築の観点から有益であるため。 過去５年間の実績に照らし、これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。		

測定指標２－５　中東諸国との関係強化に係る要人往来数		
（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることで客観的な評価を行うことが重要であり施策の進捗を把握する上でも有益であるため。 過去２年間の実績に照らし、これに準じた数の要人往来を実施することを目安とする。		

測定指標２－６　経済条約の締結数		
	中期目標値	令和２年度
	--年度	年度目標値
	－	3

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中東各国と日本との経済関係をより強固なものにするため、経済分野での条約の更なる締結を目指す。具体的には、現在交渉中の経済条約のうち３件以上の早期締結と新規案件の交渉開始を目指す。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①中東地域諸国との関係強化 （　＊　）	１　中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めるとともに、日トルコ EPA 等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続する。 これにより、我が国と同地域の経済関係の強化、ひいては同地域の安定のための支援にも寄与する。				2-2 2-6
	２　イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー 「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)、イラン核問題を巡る動向、ホーシー派によるイエメン国内紛争の激化、サウジのサルマン体制の確立と内政及び外交面での変化、湾岸地域の安全保障の状況は新たな段階に差し掛かっている中、セミナーを開催しこれらの諸国との意見交換を行う。 これにより、我が国としても、これらの変化が湾岸諸国の安定性を含めどのような影響をもたらすかについて的確な分析を行う上で、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握していく。				2-1 2-3 2-4
	３　GCC諸国との経済連携関連 石油及び天然ガスの産出国である GCC 諸国資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進める。 これにより、資源国との関係を重視する政策の実施に貢献する。				2-2 2-3 2-6
	４　アラブ諸国との対話強化 平成 29 年９月に河野外務大臣の出席を得てエジプトのカイロにて第一回日アラブ政治対話を開催。中東に対する日本の基本的立場を説明しつつ、アラブ連盟に加盟している各国と更なる関係強化について意見交換を行った。今後は、アラブ諸国との要人往来数を維持・増加させつつ、政治分野を含めた対話を継続することで、包括的なパートナーシップを強化する。 これにより、要人往来数の増加のみならず、政治・経済分野での事業の積極的な実施と信頼関係の情勢に貢献する。				2-1 2-4 2-5
	46 (46)	44 (21)	41 (38)	36	042
②日・トルコ科学技術大学設立関連経費 (平成 30 年度)	同大学の早期の開学を目指し、大学設置推進協議会及び今後招集される大学理事会において、大学設置に向けての協議、組織運営及び学術的コンテンツの検討を行う。 これにより、将来的に国際色豊かな教職員及び学生、多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供しうるグローバルスタンダードな大学をトルコ国内に設置するとともに、将来トルコ国内において活躍する専門家の輩出を目指す。				2-1 2-4
	9 (2)	7 (4)	6 (4)	6	043

<table>
<tr><td rowspan="2">③中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業
(平成 30 年度)</td><td colspan="4">中東地域から、将来活躍が期待される人材を日本に招へいする。
これにより、日本文化や日本の外交政策について理解の促進を図るとともに、被招へい者の中から親日派・知日派を発掘することで、帰国後の日本文化の発信強化を促し、我が国の外交基盤を拡充する。
※令和元年度については、令和２年３月に予定していたものの新型コロナウイルスの影響で取り止め。</td><td>2-1
2-4</td></tr>
<tr><td>10
(7)</td><td>9
(6)</td><td>9
(0)</td><td>7</td><td>044</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握
（　＊　）</td><td colspan="4">情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国の状況を、在外公館と緊密に連携しつつ素早く的確に把握する。これにより、不確実性の高い中東地域において様々な事案に適切に対応し、必要とされる支援及び我が方の適切な政策立案につなげつつ、ひいては地域の平和と安定に向けて貢献していく。</td><td>2-2</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ-６　アフリカ地域外交

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ｉ－６）

施策名（※）	アフリカ地域外交
施策目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため、新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を達成する。 １　アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。 ２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。
目標設定の考え方・根拠	アフリカは、豊富な天然資源と増大する人口を背景に、高い潜在力を有し、国際社会からの関心を集めている。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、経済的側面だけでなく、国際社会における日本への支持という政治的側面からも非常に重要である。一方、同地域は、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題も抱えている。アフリカでの新型コロナウイルス感染拡大がもたらす、中長期的な政治・経済面への影響にも注視が必要である。これら不安定要因の克服に当たり、日本が貢献することは、アフリカのみならず、地域及び世界全体の安定の観点からも重要である。 平成５年に日本が立ち上げたアフリカ開発会議（TICAD）は、既に 25 年に及ぶ歴史を有し、日本の対アフリカ外交の重要な柱であり、首脳会合、閣僚会合等を通じて、アフリカ開発に着実な成果を収め、貢献してきた。 令和元年に横浜で開催した TICAD７を踏まえ、今後も日本の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国の国民の関心及び理解を深めることで、外交基盤の強化及び国際社会での一層の信頼獲得につなげる。

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	56	376	46	41
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	56	376	46	
	執行額(百万円)		47	304	36	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	280
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アフリカ部	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

１　令和元年８月の TICAD７で打ち出された「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づきアフリカ開発を推進するとともに、「TICAD７における日本の取組」に基づく施策を推進する。また、令和４年の TICAD８に向けた準備を進める。

２　Ｇ７及びG20 諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。

３　アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標１－１　TICAD プロセスの推進　＊

中期目標（--年度）

共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等と連携し TICAD プロセスを推進し、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和２年度目標

令和元年８月に開催された TICAD７を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等と連携しつつ、「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づく、アフリカ開発や、「TICAD７における日本の取組」に基づく施策を推進するとともに、これらを含む TICAD プロセスのフォローアップを行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

TICAD７の成果文書である「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づくアフリカ開発推進の状況や、「TICAD７における日本の取組」の実施の状況を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、我が国の対アフリカ外交は、これらの文書等の内容に沿って展開していくこととなるところ、その実施の状況についてフォローアップを行うことは重要である。

測定指標１－２　対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進　＊

中期目標（--年度）

他の援助国との政策協議を積極的に行い、また、Ｇ７・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和２年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

１　Ｇ７／G20 プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。

２　仏、英、米、独、西等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

３　国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

Ｇ７／G20 プロセスにおけるアフリカ関連会合等への参加や、関連諸国との政策協議に係る取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組を密に連携させることは、効果的なアフリ

カ開発を推進する観点から重要である。

測定指標１－３　アフリカの緊急ニーズへの対応　＊

中期目標（--年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

令和２年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

１　新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ

２　アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

TICAD プロセスを通じた継続的な支援に加え、新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行や自然災害、政情不安等の突発的事象に起因する緊急の支援ニーズに応えることは、アフリカにおける人道的危機の軽減や不安定要因を削減するために有効である。また、アフリカ諸国の要請に応じた支援を行うことにより、二国間関係の発展に寄与し、我が国のアフリカにおけるプレゼンスの向上につながる。これらの実績の蓄積がアフリカにおける開発や平和と安定の基盤となり、我が国に対する国際社会の信頼強化に寄与するため、上記実績を測ることは施策の進捗状況を把握する上で有益である。

参考指標：対アフリカ民間投資残高（５か年平均値、単位：億ドル）	
（出典：ジェトロ（日本貿易振興機構）　日本の直接投資（残高））	

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①TICAD プロセス（平成 19 年度）	TICADⅤの「横浜行動計画2013-2017」、TICADⅥの「ナイロビ実施計画」、「TICAD７における日本の取組」など、我が国の支援策も含めて着実に実施する。TICAD閣僚会合などによる進捗状況のモニタリングを活用する。 アフリカ諸国、ドナー諸国、国際機関、市民社会等から参加を得て、TICAD７を横浜で開催。多くのアフリカ首脳の参加を実現し、会議を通して日・アフリカ関係発展に寄与した。 今後の TICAD プロセスにおいても TICADⅤ、Ⅵ、７の成果を着実に具現化し、アフリカ開発を後押しする。				1-1
	38 (28)	360 (291.4)	1,111 (1,753)	28	045
②アフリカ諸国との関係強化費（平成 11 年度） ※この達成手段は、本施策個別分	（本個別分野に関連する取組） Ｇ７／Ｇ20プロセスを始めとする多国間枠組みへの参画、他の援助国との政策協議等を実施する。 上記取組は、国際社会での我が国のリーダーシップの強化及びアフリカ開発の効果的な推進に寄与する。				1-2

野２にも関連する。	25 (21)	23 (22)	22.4 (19.9)	22	046
③その時々のアフリカの状況の的確な把握 （　＊　）	紛争や自然災害等の課題を抱えるアフリカの状況を的確に把握し、新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害及び大統領選挙の実施等の緊急の支援のニーズ並びに平和と安定等に向けた支援のニーズを把握する。 上記取組を通じ、適時・適切な支援につなげ、アフリカが抱える脆弱性の克服に貢献する。				1-3
	－	－	－	－	－
④国際連合開発計画（UNDP）拠出金（アフリカ PKO センター支援）（任意拠出金） （平成 21 年度）	本拠出金は、国連PKOミッションや、アフリカ連合（AU)等地域・準地域機関主導のミッション、テロ対策のための多国籍合同部隊が数多く展開するものの、専門的な訓練を受けた平和維持要員が不足しているアフリカにおいて、アフリカ自身の平和維持能力向上支援に向けて、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。本事業（拠出金）は、アフリカに所在するPKO訓練センター等の訓練能力を強化するため、訓練施設（講義教室等）の建設・修復や資材（机、椅子、車両、視聴覚機材等）の供与、訓練コース開催経費（教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、日本人（自衛隊講師・文民）を含む国際専門家の招請費用（旅費・日当）等）等に充てられる。訓練の対象は、現場のPKOに派遣される要員の場合もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。 こうした我が国の貢献は、アフリカ自身の平和維持能力の向上に資するとともに、積極的平和主義の取組の一環として、国際平和協力、国際テロ対策協力を含む我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。				1-2
	733 (733)	336 (336)	352 (352)	137	204
⑤アフリカ連合(AU)平和基金拠出金（任意拠出金） （平成８年度）	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組（調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等）の重要性が増している。本基金は、これらの分野におけるAUの活動を支援するものである。 本拠出金は、紛争リスクの早期把握を可能とする大陸早期警戒システム等への支援、中央アフリカ共和国における平和と和解のイニシアチブ支援、マリ／サヘル地域、ブルンジ、南スーダン、ソマリア、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ共和国のAU連絡事務所等の開設・運営の支援に活用されてきている。 こうしたAU平和基金を通じた我が国の貢献は、AUの紛争予防、紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組に寄与するとともに、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。				1-2
	23 (23)	18 (18)	14 (14)	15	213
⑥アフリカ地域機関拠出金（任意拠出金） （平成８年度）	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組（調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等）の重要性が増している。また、アフリカ連合（AU）は、平成14（2002）年にアフリカ統一機構（OAU）から発展改組される形で設立されて以降、平和・安全保障分野を中心に活動し、近年では社会・経済開発に関連する幅広い分野においてアフリカの発展に貢献してきている。これまで、本拠出金をAUに対し拠出し、北部ブルキナファソにおけるレベル２病院の展開、アフリカ疾病対策予防センター（CDC）の設立及び活動、社会・経済及び政治部における女性のエンパワーメント、西アフリカにおけるエボラ出血熱流行に係るAU支援（ASEOWA）ミッション、アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション支援等に活用してきた。 こうしたAUを通じた我が国の貢献は、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。				1-2

	110 (110)	302 (302)	9 (0)	110	353
⑦国際連合開発計画(UNDP)拠出金(TICAD プロセス推進支援)(任意拠出金) (平成８年度)	本拠出金は、UNDPによるアフリカの抱える諸課題の解決に資する事業や、アフリカ開発会議（TICAD）関連会合の運営に活用され、日本の対アフリカ外交の中核を成すTICADプロセスを着実に推進することを目的とする。特に、日本政府単独では実施が困難な事業の実施や、TICAD共催者間の各種調整の円滑化や関係強化を目指している。 本拠出金を通じてUNDPのノウハウやネットワークを活用し、TICADにおける主要アジェンダに取り組むことで、アフリカの抱える諸課題の解決に大きく寄与している。				1-1
	108 (108)	108 (108)	96 (96)	128	342
⑧アフリカ地域機関（政府間開発機構(IGAD)）拠出金 (平成 27 年度)	本拠出金を通じて、東アフリカの地域共同体である政府間開発機構（IGAD）の下で、ソマリアにおける対テロ能力を強化することにより、アフリカの角地域における平和構築及び平和定着を目指す。 アフリカ地域の平和と安定はTICAD７の３本柱の一つである。また、アフリカ諸国におけるテロ対処能力向上支援は、在外邦人また同地域で活動する日本企業の安全対策強化に寄与する。				1-2
	17 (0)	0 (0)	0 (0)	0	228
⑨国際連合ソマリア支援ミッション（UNSOM）任意拠出金 (平成 27 年度)	長年、内戦が継続したソマリアにおいて、公正な選挙プロセス実施の支援や政治対話、和解プロセス促進、政府や当局への能力基礎強化等を通じた平和的な連邦政府の実現を目指す。また、過激派組織であるアル・シャバーブ離脱兵士の早期社会復帰及び地域社会との和解・融合を目指す。 本拠出金は、我が国が推し進める積極的平和主義に資するとともに、アフリカの角地域に在住する在外邦人及び企業の安全強化にも寄与する。				1-2
	0 (0)	0 (0)	28 (28)	0	229
⑩アフリカ地域機関（政府間開発機構(IGAD)）拠出金（南スーダン政治プロセス） (平成 29 年度)	本拠出金は、南スーダン情勢安定化の鍵を握る、政府間開発機構（IGAD）が行う2015年合意（衝突解決合意）の履行再活性化の取組に対する支援に充てられる。 本拠出金を通じ、TICAD７における３本柱の一つである「平和と安定」に寄与し、アフリカの開発推進に貢献する。				1-2
	396 (396)	352 (352)	120 (120)	0	246
⑪停戦暫定治安措置監視検証メカニズム（CTSAMVM）任意拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金は、南スーダンにおいて、停戦暫定治安措置監視検証メカニズム（CTSAMVM）が行う停戦監視活動に対する支援に充てられる（平成30年９月、停戦暫定治安措置監視メカニズム（CTSAMM）から改称。）。 停戦監視能力の向上を図ることで、TICADⅥにおける優先分野の一つである「繁栄のための社会安定化促進」に寄与し、アフリカの開発促進に貢献する。				1-2
	55 (0)	56 (0)	41 (41)	0	292
⑫インド洋委員会（IOC）任意拠出金 （令和元年度）	本拠出金は、東南部アフリカ及びインド洋地域のネットワーク強化、貿易や生産能力の拡大、海洋セクターのガバナンス改善と組織能力強化を通じて、海洋連結性の改善を図るもの。 これにより、インド洋委員会（IOC）加盟国及び同地域経済の世界経済への統合を改善し、アフリカの開発促進に貢献する。				1-2
	－	－	96.3 (96.3)	0	262

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

施策の概要

１　招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。

２　TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。

３　令和４年開催予定の TICAD８に向け、メディア等を通じた広報活動を展開し、日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 72 回国連総会におけるアフリカ安保理理事国首脳等との会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年９月 18 日）

・TICAD７閉幕式における安倍総理大臣挨拶（令和元年８月 30 日）

測定指標２－１　アフリカとの対話・交流の推進　＊

中期目標（--年度）

アフリカとの対話・交流を幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

令和２年度目標

１　アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。

（１）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。

２　貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

アフリカとの要人レベルでの対話・交流の実績を測定することは、アフリカとの協力関係促進のための取組の実績を把握する上で有益である。また、民間レベルでの経済的な関係深化、産業人材育成協力を通じた知日派・親日派の育成は、我が国の歴史や文化、社会についてアフリカ側の理解を深め、我が国に対する信頼を高めるとともに、ひいてはアフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる上で不可欠である。

測定指標２－２　我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標（--年度）

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。

令和２年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

１　国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。

２　今後予定される TICAD 閣僚会合や TICAD８に向けて、これらの会合に関する発信を国内外において、TICAD 共催者、他省庁、JICA、ジェトロ、アフリカビジネス協議会、民間企業や NGO 等と連携し、在外公館の広報リソース等も活用しながら、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネ

ット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解と信頼は、対アフリカ外交を推進する上で不可欠な重要な基盤であることから、その取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

特に、今後予定される TICAD 閣僚会合や令和４年にアフリカで開催予定の TICAD８は、アフリカにおいては平成 28 年の TICADⅥ以来６年ぶりの開催であることから（TICAD７は令和元年に横浜市で開催）、日本の対アフリカ政策について日本国民のみならず、アフリカ諸国の国民にも正確な理解を促す上で重要な機会となる。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①アフリカ諸国との関係強化費 （平成 11 年度） ※この達成手段は本施策個別分野１にも関連する。	（本個別分野に関連する取組） 新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、首脳級を始めとする各種人的往来を実施するとともに、アフリカ関連の TICAD 関連会合や経済関連フォーラムを開催する。 これらの取組により、日･アフリカ間の人的ネットワークを拡充し、同時に、アフリカ側の対日理解を促進するとともに、我が国民間や国民のアフリカに対する関心を増進する。				2-1 2-2
	25 (21)	23 (22)	22.4 (19.9)	22	046 (再掲)
②我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施 （ ＊ ）	新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。また、外務省政務レベルを団長とした官民合同ミッションをアフリカ諸国に派遣し、我が国民間企業関係者とアフリカ各国政府関係者の交流を行う。 こうした取組を通じて、日･アフリカ間の相互理解促進･関係強化を行うとともに、日本側、アフリカ側の双方において日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。				2-1
	－	－	－	－	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅱ　分野別外交（モニタリング）

施策Ⅱ-１　国際の平和と安定に対する取組
（モニタリング）

令和２年度事前分析表（モニタリング）

（外務省２－Ⅱ－１）

施策名（※）	国際の平和と安定に対する取組
施策目標	我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。 １　有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②） ２　インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進する。（①、②） ３　国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） ４　我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） ５　宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②） ６　国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②） ７　国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②） ８　女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） ９　大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②） 10　IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11　我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②）
目標設定の考え方・根拠	我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	2,742	2,879	2,970	3,052
		補正予算(b)	60	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	2,802	2,879	2,970	
	執行額(百万円)		2,683	2,709	2,632	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	85,077
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施予定時期	令和３年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

１　補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
２　外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定)
　Ⅳ　６　（２）情報発信の強化
　　（４）知的基盤の強化
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章　５．（６）外交・安全保障①外交
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標１－１　補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化＊

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

平成 30 年度目標

１　国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から、平成 29 年度とほぼ同規模の補助金事業を実施する。また、同補助金事業を通じ、政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ、調査報告書や政策提言の提供を受けることで、有益な情報を随時収集する。
２　平成 28 年度及び平成 29 年度に実施した有識者研究会の成果を土台として、報告書を取りまとめる。また、同報告書を活用し、同研究会メンバーと協力し、在京の外国政府関係者及び有識者との意見交換の場を設ける等、戦略的に発信を行う。同時に、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げ、平成 30 年度内に報告書を取りまとめる。

施策の進捗状況・実績

１　外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成 29 年度に採択した 11 件の事業を継続案件として実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、歴史国際研究支援事業においては、外国の研究者も参加する形で歴史の共同研究を進め、成果として 20 世紀の東アジアに関する論考集をまとめるに至った。領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施（於：東京（10 月）、パリ（平成 31 年１月）、ロンドン（平成 31 年２月）、及び京都（平成 31 年３月））、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の４分野を中心に事業を推進した。
２　有識者研究会の報告書については、平成 30 年度の新たな動きも踏まえたものとするため、各有識者で加筆修正を行い、令和元年度に引き続き報告書の取りまとめを行うこととした。

令和元年度目標

１　引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、平成 30 年度と同規模の補助金事業を実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信とともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
２　引き続き有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。完成した報告書はマスメディアや外務省ホームページを通じて広報する。

施策の進捗状況・実績

1　外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成29年度から開始された10件の事業を継続するとともに、令和元年度から新たに１件の事業を実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施（於：サンフランシスコ（５月）、京都（11月）、ワシントンD.C.（11月）及び東京（12月に２件及び令和２年１月）、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携、の４分野を中心に事業を推進した。

2　有識者研究会の報告書については、原稿の一部が未執筆である。令和元年度の新たな動きも踏まえたものを、令和２年度に取りまとめることとした。

令和２年度目標

1　引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、新たな分野として「新領域（サイバー・宇宙・AI）をめぐる問題」を含む５分野13件の事業を実施する。企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、令和元年度と同規模の補助金事業を実施する。諸外国シンクタンク・有識者との連携強化をはかるとともに日本人研究者（特に若手・中堅）の英語での発信力強化をめざす。また、補助金事業の成果（報告書等）については、迅速かつ分かりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信を進めるとともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。

2　引き続き、有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、可能な限り、令和２年度中に新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化するには、外部有識者やシンクタンクとの連携も強化することが必要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

国際世論の形成に民間のシンクタンクの役割がますます重要となっている昨今、政府が国内シンクタンクと連携し、オールジャパンでの外交力強化を目指すためには、令和元年度とほぼ同規模かつ令和元年度の成果を土台とした国内シンクタンクの育成強化に取り組み、対外発信機能や政策提言能力を強化することが重要である。

測定指標１－２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化　＊

中期目標（--年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

平成30年度目標

1　国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。

2　外交青書については、以下により対外発信を強化する。

（1）効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載、一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。そのために、業者選定の際、デザイン力も審査の対象とする。

（2）英語全訳版を作成・公表する。

（3）利用者の利便性を向上させるため、索引、略語集の掲載及びホームページを通じた発信を強化する。ホームページを通じた発信は、具体的には①ホームページ上でのリンク掲載、②可能な部分については、データの二次利用が簡易となるCSV形式での掲載、及び③スマートフォンの閲覧が容易になるよう、レスポンシブ・ウェブ形式で掲載する。

（4）有識者から外交青書に関する意見等を入手し、より質の高い、読者の目線に立ったものとする。

施策の進捗状況・実績

1　外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）、「ラウンドテーブル・ジャパン」（注）における河野外務大臣スピーチ（７月 19 日）等）。第 198 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。

（注）民間主催による国際会議で、日本の政策決定に関わる政界、財界及び学界の有識者のほか、海外の企業関係者等が参加した。河野外務大臣は「激動する世界の中の日本」をテーマにスピーチを行った。

2　平成 29 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成 30 年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。

（１）平成 30 年度から業者の入札方法を一般競争入札（総合評価落札方式）に変更し、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。

（２）英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信を行った。

（３）外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。また、可能な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンシブ・ウェブ形式で掲載した。

（４）外交関係雑誌の編集長とより魅力的な誌面作りについて意見交換を行った。

令和元年度目標

1　国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。

2　外交青書については、以下により対外発信を強化する。

（１）外交をより身近に感じてもらえるよう、写真を活用した巻頭特集を新たに掲載する。

（２）主な外交課題について、我が国のこれまでの取組や主張に対し理解を深められるよう、分かりやすくまとめた囲み記事及び関連資料を新たに掲載する。

（３）巻末の資料編に、外務省採用情報や JPO 制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を新たに掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。

（４）巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を新たに掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。

（５）英語全訳版に加え、フランス語要約版及びスペイン語要約版を新たに作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

1　外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）、日本国際問題研究所主催「第１回東京グローバル・ダイアログ」における茂木外務大臣外交政策演説（12 月２日）等）。第 201 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。

2　平成 30 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和元年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。

（１）令和元年度も引き続き一般競争入札（総合評価落札方式）で業者入札を行い、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。

（２）英語全訳版の作成・公表のほか、新たにフランス語及びスペイン語の概要を作成し外務省ホームページに掲載することにより対外発信を行った。

（３）外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。可能な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンシブ・ウェブ形式で外務省ホームページに掲載した。

令和２年度目標

1　国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的

な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
２　外交青書については、以下により対外発信を強化する。
（１）外交をより身近に感じてもらえるよう、巻頭特集では、写真を活用し、G20 大阪サミットやTICAD７始め外交イヤーとなった2019年の大型外交行事等を取り上げる。巻末の資料編に、外務省採用情報やJPO制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。
（２）巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
（３）英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を引き続き作成し、外務省ホームページ上で公表する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
中期目標である中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化を達成することは、国際社会において我が国の外交・安全保障政策に関する理解を促進し、もって我が国の安全と繁栄の確保につなげるため、適切である。
年度目標について、外務大臣の演説では、中長期的な視点に立ち、我が国の外交政策に対する理解を増進すべく、戦略的に対外発信することが重要である。外交青書については、国民にも親しみやすく分かりやすい、かつ資料的価値も高い内容とし、日本語版からあまり間を置かずに英語全訳版を作成・公表することに加え、フランス語及びスペイン語での発信も、世界における両言語使用者数及びアフリカ及び中南米諸国との連携強化の重要性に鑑み、外交政策の対外発信上重要である。

参考指標１：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実 績 値		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	61件	38件	38件

参考指標２：民間研究者との研究会の開催回数

	実 績 値		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	４回	３回	０回

参考指標３：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数／採択企画数)

	実 績 値		
（注）平成30年度は事業としては新規公募の実施なし。	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	3.7倍	－（注）	8.0倍

参考指標４：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数

	実 績 値		
（出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査2016～2018」）	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	4	4	4

参考指標５：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数

（出典：外務省）	実 績 値		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①日本語版	7,400部	7,100部	7,000 部
②英語版	4,500部	4,100 部	4,000部
③アクセス数	125万件＊	157万件＊	178万件

＊ 暦年でカウント

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①中長期的及び総合的な外交政策の企画立案 （　＊　）	１　補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や研究会等を実施する。 これら取組による、外部有識者・研究機関との連携強化を通じて、中長期的な外交政策の立案に寄与する。				1-1
	２　中長期的・戦略的外交政策の対外発信 外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施、分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。				1-2
	35 (34)	37 (33)	36 (33)	35	047
②外交・安全保障調査研究事業費補助金 (平成 25 年度)	外交･安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、国内の外交･安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型の外交を促進し、もって我が国の国益の更なる増進を図る。				1-1 1-2
	539 (519)	524 (511)	525 (506)	555	048
③国際共同研究支援事業費補助金 (平成 28 年度)	日本の民間研究機関による世界各国の研究者との歴史に関する共同研究及びその成果の発信・共有を支援する。 こうした取組を通じて、外交力を支える国内の知的基盤と海外の諸機関とのネットワークを強化して、国際社会の相互理解の深化を図る。 また、民間研究機関による領土・主権・歴史に関する研究活動を支援する。 こうした取組を通じて、日本の領土・主権問題や東シナ海情勢をめぐる一方的な主張や行動に適切に対応し、認識の差が外交上の問題となる歴史に関して、知見や経験に基づく議論を展開し、国際社会における相互理解の深化及び国際社会の中長期的な安定を図る。				1-1 1-2
	544 (537)	547 (537)	514 (507)	510	049
④T20 開催経費 (令和元年度)	T20（Think 20）とは、G20 のエンゲージメント・グループ（アジェンダや機能毎に形成された、政府とは独立した団体）の１つであり、G20 の「アイデア・バンク」として位置付けられ、G20 各国のシンクタンク関係者等から構成。年間を通じて約 10 のタスク・フォースに分かれて議論し、T20 本会合において提言書をまとめ、G20 に提言を提出する。G20 加盟国の研究機関関係者、国際機関の長等約 500 名程度の参加者により構成され、持続可能な開発、国際金融、気候変動・環境、インフラ投資、アフリカ開発、貿易投資などについて議論し、G20 大阪サミットに向けた政策提言を提出することを目的としている。 こうした取組を通じて、G20 大阪サミットにおける議論を充実させるとともに、研究機関・シンクタンク等の能力強化を図る。				1-1
	－	－	146 (79)	0	050

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

１　インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、ミュンヘン安全保障会議等の国際会議、また、二国間対話の実施や民間レベル（トラック２）の枠組みへの参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。

２　法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。

３　北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。

４　自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
（積極的平和主義）、（安全保障政策）、（国際社会の課題解決）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　日米同盟、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、近隣諸国との外交、緊迫化している中東情勢への取組

・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）
Ⅱ　２　我が国の国益と国家安全保障の目標
Ⅲ　１　グローバルな安全保障環境と課題
　　２　アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
Ⅳ　１　我が国の能力・役割の強化・拡大
　　３　国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

・第３期「海洋基本計画」（平成 30 年５月 15 日　閣議決定）
第１部　２．２－２．（４）北極政策の推進
第１部　２．２－２（５）国際連携・国際協力
第２部　１．（２）我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
第２部　１．（３）国際的な海洋秩序の強化
第２部　７．（２）国際協力

・「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日　総合海洋政策本部決定）
３ 北極問題に対する取組の必要性

・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年７月 27 日　閣議決定）
１．策定の趣旨・背景
２．サイバー空間に係る認識
４．目的達成のための施策

測定指標２－１　ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進　＊

中期目標（--年度）

平成 28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

平成 30 年度目標

１　ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

２　ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック２の国際会議に参加し、我が国の考え方を積極的に発信していく。

３　二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

１　８月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合（ISM）、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、４月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国（平成 29 年８月～令和２年夏）として、不拡散をテーマに第 10 回 ARF 不拡散・軍縮 ISM（於：ソウル）を開催した。令和元年は原子力の平和的利用をテーマにインドネシアで、令和２年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催することが決まった。

２　平成 31 年２月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに対する支持の拡大、欧州諸国も含むインド太平洋地域における防衛協力の進展等について日本の立場を説明した。また、ARF のトラック２（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及びトラック 1.5（ASEAN 地域フォーラム・専門家／賢人（ARF･EEPs）会合）の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック１の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。ARF･EEPs 会合については、平成 31 年２月に、共同議長国として初めて日本で第 13 回会合を開催し、ARF に対する提言を採択した。このほか、政府としてアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）（６月）、豪地域安全保障協会（IFRS）主催戦略対話（９月）、ハリファックス安全保障フォーラム（11 月）に出席した。なお、北東アジア協力対話（NEACD）は、前回開催が平成 30 年３月だったため、平成 30 年度の開催はなかった。

３　12 月にフランス、平成 31 年２月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し、活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。

令和元年度目標

１　ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

２　ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック２の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、我が国の考え方を積極的に発信していく。

３　二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

１　８月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合（ISM）、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、４月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国（平成 29 年８月～令和２年夏）として、原子力の平和利用をテーマに第 11 回 ARF 不拡散・軍縮 ISM（於：インドネシア）を開催した。令和２年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催する予定。

２　令和２年２月のミュンヘン安全保障会議に茂木外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」構想の推進、特に３つの連結性（物理的連結性、人的連結性、制度的連結性）の改善の重要性等を発信した。また、ARF のトラック２（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック１の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、政府として省庁間で連携し、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）（５月）、豪地域安全保障協会（IFRS）主催戦略対話（９月）、ハリファックス安全保障フォーラム（11 月）に出席し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んだ。

３　９月に日米豪印閣僚級協議を実施し、自由で開かれ繁栄し、包括的なインド太平洋を推進するための共同の努力等について活発な意見交換を行い、各国との間で協力を強化した。

令和２年度目標

１　ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

２　ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及

びトラック２の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
３　各国との外務・防衛当局間（PM）協議や日米豪印協議等の二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ARF を始めとする国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、省庁間・部局間で連携しつつ、ARF 関連会合を始めとする国際会議等への参加を通じて、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、二国間の安保対話や安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

測定指標２－２　ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標（--年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

平成 30 年度目標

１　ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
（１）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
２　アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
（１）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
（２）我が国の立場が国際社会における議論に反映されるために、ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

１（１）ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター（日本も拠出した世界海事機関（IMO）の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設）でのセミナー開催や、日本国内での JICA の課題別研修を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
（２）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与した。
２（１）５月に ReCAAP 情報共有センターと共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国の ReCAAP 加入を働きかけるとともに、ReCAAP の活動の活性化に向けて米国や英国等の対 ReCAAP の政府代表の訪日の機会を利用して積極的に意見交換を実施した。また、海上保安庁等と協力してシーレーン沿岸国への能力構築支援を実施した。
（２）ARF 海上安全保障 ISM の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して３回参加し、我が国の立場を発信した。また、12 月の第６回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた地域の海上法執行機関への能力構築支援を含む我が国の取組を積極的に発信するとともに、会合のフリンジ等において、同会合の活性化に向けた今後の方向性等につき意見交換を実施した。

令和元年度目標

1　ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

（1）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。

（2）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。

2　アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

（1）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。

（2）我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

1（1）ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター（日本も拠出した世界海事機関（IMO）の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設）でのセミナー開催（９月、10 月及び令和２年３月、合計約 80 名参加）や、６月の日本国内での JICA の課題別研修（周辺地域からはジブチ及びソマリアが参加）を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。

（2）６月のソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び５月の作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与したほか、国際社会の動向につき必要な情報収集を行った。

2（1）ReCAAP 情報共有センターに拠出し、同センターによる締約国に対する能力構築支援活動を支援した。９月にシンガポール及び ReCAAP 情報共有センターとの共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国との協力実績を作るとともに、両国に対して ReCAAP 加入を働きかけた。

（2）ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して４回参加し、我が国の立場を発信した。さらに、令和２年２月には東京において「第２回海洋状況把握（MDA）の国際連携に関する ARF ワークショップ」を開催し、ベトナムとともに共同議長を務めた。日本からは、外務省、内閣官房国家安全保障局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び総合海洋政策推進事務局、文部科学省、防衛省、海上保安庁等の関係者が参加した。ASEAN を中心とする参加者からは、海賊、テロ、違法漁業等の海洋をめぐる課題への対処における MDA の活用や国内関係機関間の協力体制、国際連携の取組等について発表があった。日本からは、海上保安庁が衛星を用いた海洋監視体制等について紹介した。各セッションでの活発な議論を通じ、MDA に関するベストプラクティス等を共有するとともに、今後、国際的な連携を更に強化していくことで一致した。

令和２年度目標

1　ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

（1）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。

（2）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。

２　アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

（１）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。

（２）我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショップを開催してリーダーシップを発揮する。EAMF については、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。とりわけ、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡やスールー海・セレベス海などが存在するアジア地域における海上交通の安全が確保されているかどうかを測定指標とすることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

海賊・海上武装強盗は、我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会全体で対処することが不可欠であるため、我が国自衛隊による海賊対処行動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等を引き続き実施することが重要である。

測定指標２－３　北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（--年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

平成 30 年度目標

１　我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。

２　上記１の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。

３　我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　我が国と北極海沿岸国、その他の関係国・機関を含む 10 か国・機関による、中央北極海の魚類資源の保存及び持続可能な利用確保に向けた「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」に署名した。AC 関連会合や北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題に関与していくこと、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。

10 月の北極サークルでは、日本の外務大臣として初めて出席した河野外務大臣が、北極をめぐる課題の対応に積極的に参画する旨を強調した。また、同月の第２回北極科学大臣会合では、柴山文部科学大臣が北極における研究分野の取組や、北極の変化を理解するためには観測データの共有も

必要であることを、科学研究を含む我が国の強みを交えつつ発信した。
2　EU、デンマークとの北極協議では、北極研究の具体的な取組等に関する意見交換を行い、相互の北極政策の理解促進や協力関係を強化した。
3　河野外務大臣は、北極サークルにおける基調講演で、（1）科学研究、（2）持続可能な経済利用、（3）法の支配に関する我が国の具体的な取組を紹介し、国際社会にとって「望ましい北極」を実現するために、我が国が全てのステークホルダーと協力を進めることを国際社会に対して発信した。また、第３回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和２年に日本で開催することについて参加国の了承を得て、開催に向けた準備を開始した。

令和元年度目標

1　我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
2　上記１の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
3　我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　AC 関連会合や６月の北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題への関与や、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。
2　10 月の北極サークルでは、第３回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和２年に日本で開催することを踏まえ、北極担当大使から日本の北極に係る科学的な取組等などについてスピーチを行った。
　また、９月にアイスランドからグンナルソン AC 高級北極実務者会合議長を、12 月にアラスカ先住民グループを日本に招へいし、日本の北極への取組に対する理解促進等のため、日本の北極研究者等との意見交換や交流の機会を設けた。
3　我が国は、11 月に開催された AC 高級北極実務者会合にオブザーバー国として出席し、国家的プロジェクト「北極域研究推進プロジェクト」(ArCS) の下での調査活動による北極域研究への地道な貢献、9 月の国立極地研究所ニーオルスン新基地の開所式等、我が国の北極に係る取組について発信した。
4　６月の AC「緊急事態回避、準備及び対応作業部会」(EPPR)第１回会合に、我が国から初めて海上保安庁が傍聴参加した。同庁では、今後同作業部会でどのような貢献ができるか検討が進められている。12 月の第２回会合に際しては、引き続き海上保安庁が傍聴参加したほか、内閣府（原子力防災）が、我が国の東電福島第一原子力発電事故の経験に基づく原子力災害時の危機管理体制、法的枠組み、災害対策訓練及び会議の実施状況につき報告を行った。

令和２年度目標

1　我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
2　上記１の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC 議長国アイスランドと東京で今後共催予定の第３回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化をはかる。
3　我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、第３回北極科学大臣会合やその機会を捉えて開催予定であるサイドイベント等を通じて、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地球温暖化による北極の環境変化が先住民や生態系に与える影響が懸念され、国際社会の北極への関心が高まっている。我が国は、北極をめぐる課題における主要プレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指しており、北極の環境変化のメカニズムを解明するため科学研究面で積極的に役割を果たしていくとともに、北極の生態系や先住民の生活を尊重しつつ、持続可能な経済活動を追求していくことが重要である。

第３期「海洋基本計画」（平成 30 年５月　閣議決定）において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置づけられ、「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月　総合海洋政策本部決定）を基本として、今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、AC を始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が引き続き重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標２－４　自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標（--年度）

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

平成 30 年度目標

1　米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、Ｇ７や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
2　平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
3　各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、様々な国際会議の場において、日本のサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

1　サイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）を立ち上げるための米国主導の国連決議の共同提案国となったほか、国連の下でのオープン・エンド作業部会に向け、引き続き各国と連携していくことを確認した。また、Ｇ７伊勢志摩サイバーグループ会合及び二国間協議等の機会を捉え、米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国との間で緊密に意見交換を行い、サイバー空間における脅威認識等を共有するとともに、これまでの GGE で合意されたサイバー空間における責任ある国家としての行動規範の履行に向け一層努力し、第三国に対して本規範に関する理解を促進していくことの重要性を確認した。
2　平成 29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献した。
3　フランス、米国、韓国、イスラエル、豪州及びインドとの間でサイバー対話・協議を行い、うち３か国との間で共同ステートメントを発出した。英国との間では、平成 31 年１月の日英首脳会談を受けて、第５世代移動通信システム（５Ｇ）等のセキュリティ等に関する協力を含む事項について議論することで一致した。また、サイバー対話・協議を行っている国及び ASEAN 加盟国の計 27 か国の在外公館に内閣サイバーセキュリティーセンター（NISC）作成のサイバーセキュリティ戦略の広報パンフレットを配布し、日本のサイバーに係る取組について発信した。

令和元年度目標

1　米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、Ｇ７や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
2　平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
3　各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

1　我が国は、令和元年に設置されたサイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）のメンバーとして選出され、サイバー空間における国際法の適用や責任ある国家の行動に関する規範などに関する議論をリードするとともに、同じく同年に新たに設置された国連オープン・エンド作業部会（OEWG）においても、GGE での議論との相互補完性にも留意しながら積極的に法の支配の推進、信頼醸成措置及び能力構築支援等サイバーセキュリティに関する幅広い課題に対処するための議論に貢献している。９月には、米国が主催したサイバーセキュリティに関する閣僚級会合に出席し、サイバー空間における責任ある国家の行動の枠組みに反して行動する国家に責任を負わせるために協力するとの共同声明に支持を表明し、責任ある国際社会の一員として、各国と連携しながら自由、公正かつ安全なサイバー空間の維持のために主導的な役割を果たしていくとの日本政府としての立場を発信した。

2　平成 29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献し、令和元年には、コンタクトポイントの設置に係る新たな信頼醸成措置について一致するなど、その取組が着実に進展した。

3　EU、フランス、ロシア、米国及び英国との二国間、並びに中国・韓国との三国間でサイバー協議を実施し、うち EU、フランスとの間では、開かれた、自由、公正かつ安全なサイバー空間へのコミットメントを支持する共同ステートメント及び声明を発出した。

令和２年度目標

1　米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、Ｇ７や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。

2　平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、次回開催予定の第３回 ARF 会期間会合及び第６回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。

3　各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー空間と実空間の一体化が進展する中、サイバー空間においても、実空間と同様に、法の支配が貫徹されるべきであり、そのための外交的取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

今後、サイバー空間が安全で信頼できる空間として持続的に発展していくためには、引き続き、既存の国際法の適用及び規範の形成が不可欠である。また、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から、信頼醸成を図ることは必要であり、平成 29 年度に設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合は、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ、紛争や危機の防止に寄与することが期待される。さらに、サイバー外交を推進するに当たっては、国内外を問わず、様々な会議・シンポジウムの場において、省庁横断的に日本政府としての取組を発信することが重要である。

測定指標２－５　ARF 関連会合への我が国の出席率（注）

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
（注）外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合（年 10 回程度）の出席率。	－	100%	100%	100%	100%	100%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ARF を通じた各国との信頼醸成の促進や協力関係の深化という目標を実現するに当たって、ARF 関連会合への出席率という指標を用いることは、施策の進捗を定量的に把握する上で、一定の意義があるため。

ARF における日本のプレゼンスを維持することが重要である一方、特定の分野に特化し、かつ専門性の高いワークショップ等について、我が国の参加が必ずしも効果的な地域の信頼醸成に寄与するものではないと考えられるものも増加しつつある。このため、外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合について漏れなく出席することを目指す。これまでの出席状況及び我が国にとっての重要性等を踏まえて、上記目標を設定した。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①安全保障政策全般に係る外交政策立案 （　＊　）	安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに、各国との信頼醸成及び協力を推進するため、二国間対話を実施する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては、米国の存在と関与を前提としつつ、これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与する。				2-1 2-5
	18 (23)	19 (18)	20 (14)	11	051
②ARF トラック 1.5 及び２関連経費 (平成 27 年度)	ARF のトラック 1.5 及びトラック２に関連し、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託のほか、CSCAP 総会、CSCAP 運営委員会及び ARF 専門家・賢人（ARF･EEPs）会合等に出席し、地域・国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方や安全保障分野での取組を発信する。 上記取組は、我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。				2-1
	4 (2)	5 (7)	3 (2)	3	053
③我が国安全保障政策の理解促進経費 (平成 27 年度)	各国のシンクタンク等開催のシンポジウムやセミナーに外務省幹部や日本の有識者を派遣して我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信を行い、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進する。 こうした取組により、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での国家安全保障戦略、新たな防衛大綱、「平和安全法制」といった我が国の安全保障政策の理解促進に寄与する。				2-1
	10 (4)	7 (5)	4 (1)	5	052
④海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費 （　＊　）	ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP･ISC への人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。 これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。				2-2
	－	－	－	－	－

⑤我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費 (平成 29 年度)	地球温暖化による北極の環境変化に伴い、近年国際社会の関心が高まっている北極問題に関し、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。 これらの取組を通じ、北極圏諸国を含む関係国との具体的な協力案件を通じた北極に関する協力関係の強化及び観測･研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国への積極的な発信を進め、我が国が主要プレイヤーの一つであるという認識を高めることに寄与する。				2-3
	2 (10)	6 (4)	6 (9)	4	055
⑥サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費 （新規） （令和２年度）	ASEAN 地域フォーラム（ARF）におけるサイバーセキュリティに関する諸問題を総括して議論する場として、ARF ワークプランの包括的な実施を通じて ARF メンバーの協力を強化し、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ、相互の信頼醸成を促進する。 こうした取組は、近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、ARF メンバー国間の信頼醸成を通じて、地域全体のサイバーセキュリティの向上に資する。				2-4
	－	－	－	2	新 02-003
⑦サイバー政策専門員 (平成 26 年度)	①国のサイバー戦略、政策、サイバー攻撃等の情勢把握及び分析資料等の作成、②国連等国際機関や NGO 等が公表するサイバー関連文書の分析資料等の作成、③サイバー関連技術情報の収集及び分析資料等の作成、④官民連携に関する情報収集や企画、⑤国際会議及び二国間・多国間協議への参加、各国の専門家との意見交換及び記録作成、⑥インターネットガバナンスに関する情報収集や今後の在り方の検討に従事する専門員を雇用する。 こうした取組は、近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、サイバー空間に関する国際的な規範の在り方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。				2-4
	3 (3)	3 (3)	3 (3)	5	054
⑧アジア海賊対策地域協力協定拠出金（任意拠出金） (平成 18 年度)	本拠出金は、我が国の海洋安全保障にとって極めて重要なマラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策のための地域協力に使用されている。 我が国はアジア海賊対策地域協力協定の作成を一貫して主導した。平成18年に本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ISC)は、本協定加盟国から得た海賊等事案情報を、関係国・機関、更には海運業界とも共有することで、各国の海賊対処を効率的なものとするほか、海賊等対策での地域・国際協力の促進に大きく寄与している。また、ISCは、能力構築ワークショップ等を開催し、さらに他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するなど、各国海上保安当局の海賊対策に係る能力向上・連携強化に努めている。 また、我が国は、本拠出金により、ISCへの財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む２名の職員を派遣することにより、人的な貢献も行っている。こうした我が国の取組を通じてアジアの海洋安全保障に寄与している。				2-2
	50 (50)	53 (53)	53 (53)	43	210
⑨国際海事機関拠出金 （平成 29 年度）	本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター(DRTC)におけるワークショップの開催、DRTC の持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。 本件の拠出は、国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威である海賊行為を始めとする海上犯罪に対する沿岸国の対処能力向上を通じて、右事案発生件数の抑制、ひいては日本関係船舶を含む船舶の上記海域の航行の安全確保に寄与する。				2-2

	55 (55)	34 (34)	15 (15)	0	245

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

１　国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
２　国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
３　国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定）
　Ⅳ４（４）国際平和協力の推進
・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年９月 19 日　閣議決定）
・「第２回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年９月 28 日）
・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年９月 29 日）
・第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年９月 21 日）
・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年２月９日、10 月 21 日、11 月 15 日、平成 29 年３月 22 日、平成 30 年２月 16 日、平成 30 年５月 18 日、令和元年５月 17 日、令和２年５月 22 日　閣議決定）
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献
・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年１月 20 日）
　二　世界の真ん中で輝く国創り
　　（積極的平和主義）
・シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成 31 年４月２日　閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年 11 月 12 日　閣議決定）
・南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年 12 月 20 日　閣議決定）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標３－１　国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進　＊

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

平成 30 年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
２　国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

１　UNMISS への司令部要員の派遣は、５月に実施計画の変更を閣議決定し、令和元年５月末まで延長した。
２　シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等、国連 PKO と類似の活動を行う多国籍部隊・監視団（MFO）からの要請を受け、新規派遣としては８年ぶりに、国際平和協力法に基づき、司令部要員として自衛官若干名の派遣の可能性を検討することになり、平成 31 年２月、２名を派遣する方向で準備する旨の発表をし、派遣実現に向けた準備を行った。

令和元年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
２　国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。具体的には、多国籍部隊・監視団（MFO）への自衛官派遣を実施し、中東の平和と安定に貢献し

ていく。

施策の進捗状況・実績

１　UNMISS への司令部要員の派遣は、５月に実施計画の変更を閣議決定し、令和２年５月末まで延長した。

２（１）４月に多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員として自衛官２名を派遣することを閣議決定し、同月、派遣を開始した。

（２）さらに、12 月には、南スーダンの平和と安定のための取組を仲介してきた政府間開発機構（IGAD）に対し、一時的な宿営場所の設置のために使用されるテント等の物資を無償譲渡することを閣議決定し、令和２年１月、これを実施した。

令和２年度目標

１　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。

２　多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。

３　国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し、その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり、この実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

南スーダンの安定と国づくりや、中東地域の平和と安定への貢献の継続・拡充に加え、国連平和維持活動や国際連携平和安全活動等への新規派遣、派遣の規模及び任務の更なる充実、物資協力等の検討及び実現という目標の達成は、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。

測定指標３－２　国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献　＊

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

平成 30 年度目標

１　国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第４委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。

２　国連アフリカ早期展開支援プロジェクト（ARDEC）への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力（パートナーシップの拡大）を国連と協力しつつ追求する。さらに、医療分野やインド太平洋諸国における PKO 分野の能力構築支援への協力を目指す。国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつも、国連によるプロジェクト管理を適切に監督することにも尽力する。

３　国連 PKO 通信学校プロジェクトにつき、国連 PKO の通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため、企画・実施に引き続き協力する。

施策の進捗状況・実績

１　平成 29 年 12 月に作成された「国連 PKO 要員の安全性の向上に関する報告書」（いわゆる「クルス報告書」）を受けて、国連事務局は、国連 PKO ミッションの本部及び現場レベルの実施計画（アクション・プラン）を作成した。また、より包括的な国連のイニシアチブとして、グテーレス国連事務総長は平成 30 年３月に「PKO のための行動」（Action for Peacekeeping：A4P）イニシアチブを発表し、９月の第 73 回国連総会ハイレベル・ウィークにおいて、A4P に関するハイレベルイベントを主催、共同コミットメント宣言を発表した。これについて、我が国を含む約 150 か国が承認し、河野外務大臣は、同事務総長の下での PKO 改革の努力を支持し、我が国の PKO 分野の取組についてステ

ートメントを行った。

また、平成31年２月から３月にかけて開催されたPKO特別委員会において、国連で重視されているPKO要員の安全確保、オペレーション能力の向上、警察、アフリカPKOの能力、フィールド支援、訓練とベストプラクティス等について議論したほか、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクト（注）の実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大を各国に呼び掛け、多くの賛同を得た。なお、これまで、スイスとブラジルが教官派遣を通じてパートナー国となっているが、今回、イスラエルが医療分野の訓練のために財政支援を行った。

（注）国連と支援提供国（例：日本）が連携（例：財政支援、人的支援等）し、要員派遣（予定）国の要員に対し、訓練を実施するもの。

2　国連PKOの能力構築支援について、平成29年度補正予算を得て、「国連アフリカ早期展開支援プロジェクト（ARDEC）」をアジア及び同周辺地域に拡大するとともに、医療分野の能力構築支援を行うことが決まった。これに伴い、プロジェクト名を「国連PKO支援部隊早期展開プロジェクト（RDEC）」に変更した。

平成29年度に引き続き、国連PKOが抱える課題の一つであるアフリカにおける国連PKO施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局（平成31年１月から国連オペレーショナル支援局に改称）と協力して、RDECにおけるアフリカの財政支援及び人的支援を実施した。具体的には、必要な重機等のリース及び施設整備に加え、６月から10月にかけて計２回（各回12週間）、自衛官等計42名を教官としてケニア国際平和支援訓練センターに派遣した。また、対象国を西アフリカ諸国にも拡大し、ガーナ、シエラレオネ及びナイジェリアの施設要員80名を対象に国連PKOの展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

また、11月から12月にかけてハノイ（ベトナム）近郊で実施したアジア及び同周辺地域を対象とした試行訓練に自衛官等20名を教官として派遣し、９か国16名の施設要員（ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、ブータン及びミャンマー）を対象に、国連PKOの展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

医療分野の訓練については、その内容や実施場所について引き続き国連と協議するとともに、別途財政支援を行った国連応急救護上級訓練コースに陸上自衛官を教官として派遣した。

3　PKOで活動する各国通信要員の育成を行う「国連PKO通信学校」において、463名（９月時点）の訓練実施を支援した。また、女性のPKO参加の推進の一環として、10月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し、20か国から25名の女性軍人・警察官が参加した。

4　国連からの要請に基づき、国連平和活動局が実施する「国連PKO即応性向上事業」を、平成30年度補正予算によって支援した。これにより、国連の求める高い能力と即応性を確保するための取組を支援し、国連PKOにおける各国部隊のパフォーマンス向上の基盤となった。

令和元年度目標

1　国連PKO等に対する今後の協力の在り方について、第74回国連総会の機会を活用して議論に参加するほか、国連総会第４委員会の下に置かれるPKO特別委員会での国連PKO改革などの議論に積極的に貢献する。

2　三角パートナーシップ・プロジェクトの下での国連PKO支援部隊早期展開支援プロジェクト（RDEC）への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力（パートナーシップの拡大）を国連と協力しつつ追求する。さらに、RDECの下でのアジア及び同周辺地域を対象としたPKO分野の能力構築支援への協力を本格化するとともに、対象分野を拡大して支援を決定した医療分野の訓練を具体化する。

3　国連平和活動局による「国連PKO即応性向上事業」をより効果的に実施するため、我が国の能力構築支援事業との連携を図り、能力不足が明らかになった部隊に対する助言や支援の実施につなげていく。

施策の進捗状況・実績

1　第74回国連総会での議論を見据えて、国連総会に先立ち、国連PKO関係者との意見交換を行うとともに、令和２年２月から３月にかけて開催されたPKO特別委員会において、「PKOのための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の８分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。特に、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクトの実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言が報告書に記載されるなど多くの賛同を得た。

２　国連三角パートナーシップ・プロジェクト（TPP：Triangular Partnership Project）の下での訓練として、８月から 11 月にかけてウガンダの工兵要員 31 名に対する訓練を実施、11 月から 12 月にかけては、ベトナムの工兵要員 20 名に対して、令和２年２月から３月にかけてはアジア諸国の工兵 20 名に対する訓練を実施した。また、10 月には、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）及び国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の一般要員 29 名を対象としてウガンダにおいて野外衛生救護補助員訓練（UN Field Medics Assistant Course）を実施した。
３　国際連合平和維持活動局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO 即応性向上事業」を財政支援し、国連 PKO 派遣を準備する各国の多岐にわたる軍種を対象とした部隊能力の評価及び助言のための訪問（AAV:Assessment and Advisory Visit）や早期展開レベルの検証のための訪問（RDLVV：Rapid Deployment Level Verification Visit）の実施を実現した。

令和２年度目標
１　国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第４委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
２　三角パートナーシップ・プロジェクト（TPP）の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。さらに、同プロジェクトにおけるアジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、対象分野を拡大して支援が決定された医療分野の訓練を本格化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
国連 PKO 等の任務が多様化し、より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に、今後の PKO の在り方や、日本として果たすべき役割等を、国際社会の取組・議論の中で提起し、積極的に貢献することは重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
また、国連 PKO 等に対する協力の在り方についての検討や、TPP の下でのアフリカ、アジア及び同周辺地域、医療等の各分野の三角パートナーシップ・プロジェクトへの協力といった目標の達成は、我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

測定指標３－３　平和構築分野における人材育成

中期目標（--年度）
国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

平成 30 年度目標
平成 27-29 年度の３か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえつつ、以下を実施する。
１　より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
２　平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それにあたり、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を強化し、修了生への情報提供を行うほか、各種コース内容等の見直しに活用する。

施策の進捗状況・実績
１　「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。平成 30 年度は、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、それぞれにつき定員以上の参加が得られた（全コースの修了者数：計 67 名）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画（UNV）との連携により、平成 30 年度に実施した各種コース（主として若手人材を対象としたもの）の修了生 16 名程度を約１年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNV との調整等を行った。
２　平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを３回実施した。また、各コース参加者及び修了者に対して、一斉にアンケート調査を実施して支援ニーズの綿密な把握に努めつつ、国際機関の求人情報などの情報提供を行った。そのほか、受託業者を通じて有識者複数名のニュー

ヨーク出張を実施し、平和構築分野の人材ニーズや求人状況等について、国際機関の日本人職員や人事担当の上級職員からの聞き取り調査を行った。

平成28年度の日本人修了生15名（(注）平成28年度に国内研修修了、平成29年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣、平成30年度までに派遣終了。）は、国際機関（11名)、JICA（１名)、大学（１名）等へ就職した（平成31年２月末時点)。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連PKOミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO)）や国連特別政治ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）及び国連コロンビア支援ミッション（UNMC、平成29年から国連コロンビア検証ミッション（UNVMC）に移行)）及び平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR)、国連開発計画（UNDP）等）に就職した（平成19年度から平成28年度までのプライマリー・コース累計修了者数：149名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：120名)。

令和元年度目標

平成30年度から３か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の１年目の結果を踏まえ、２年目は以下を実施する。

１　より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。

２　平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

１　「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。令和元年度も、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、様々なキャリアを有する参加者を集めることができた（全コースの修了者数：計34名)。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画（UNV）との連携により、令和元年度に実施した若手人材向けコースの修了生14名を約１年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。

２　平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを１回、令和２年２月 18 日から19日にかけて広島市内で実施した。また、受託業者を通じて有識者数名を国連PKOに関する海外のシンポジウムやフォーラムに派遣し、平和構築分野の世界的な潮流（含む人材ニーズ）の把握に努める一方で、コース内容の充実化や講師の発掘という観点から、他の人材育成機関との接触を重ねた。さらには、受託業者を通じて有識者のニューヨーク出張を実施し、国際機関の日本人上級職員から事業内容の改善や充実化に向けた提言等の聞き取り調査を行った。

平成29年度の日本人修了生15名（(注）平成29年度に国内研修修了、平成30年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣、平成31年度／令和元年度までに派遣終了。）は、国際機関（10名)、政府機関（３名)、シンクタンク（１名）等へ就職した（令和２年２月末時点)。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連PKOミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO)）や国連特別政治ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）及び国連コロンビア支援ミッション（UNMC、平成29年から国連コロンビア検証ミッション（UNVMC）に移行)）及び平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR)、国連開発計画（UNDP）等）に就職した（平成19年度から平成29年度までのプライマリー・コース累計修了者数：164名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：117名)。

令和２年度目標

１　平成30年度から３か年で実施している「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の２年目までの結果を踏まえ、３年目は以下を実施する。

（１）より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。

（２）平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。具体的には、これまでに実施した若手対象のコースの修了生（日本人）

について、国際機関等、平和構築及び開発分野における80%以上の就職率を達成する。
２　開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む国際機関の現地事務所に、日本人 15 名を国連ボランティアとして派遣し、保健、衛生、社会経済回復といった様々な分野に従事させることを通じて、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響の低減に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しており、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要である。このため、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

同事業の実施においては、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成に資するとともに、我が国の国際平和協力のより一層の拡充につなげることが重要である。

測定指標３－４　世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

（出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」）	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	82%	80.2%	83%	78.3%	83%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策を進めるに当たり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後の PKO 派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る 83%を前年に引き続き目標値として設定した。

測定指標３－５　セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	20	21	21	14	16

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議を選択しつつ、会議における議論への貢献を目的とする。令和２年度は、前年度実績値に基づきつつ、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるため、目標値を 16 とした。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①国際平和協力の拡充（平成 17 年度）	国際社会の平和と安定に向けて、国連 PKO 等への要員派遣や能力構築支援の強化などを始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。 国際平和協力の拡充は、「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段は、測定指標３－１及び３－２にプラスに働き、また、測定指標３－５「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標３－４「世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。				3-1 3-2 3-4 3-5

	18 (11)	13 (13)	10 (7)	9	057
②平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 (平成27年度)	国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。 本事業の実施を通じて国内の平和構築分野に係る関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。研修期間中の支援、また修了後の就職支援を含め、継続的にキャリア構築支援を実施することで、平和構築分野での人材の定着を図り、結果として我が国の国際平和協力の推進・拡充につなげる。				3-3
	129 (126)	129 (129)	131 (131)	137	056
③国際連合平和維持活動局信託基金拠出金 (平成29年度)	本拠出金は、国際社会の平和と安定に向けて、「国際連合平和維持活動局信託基金」への拠出を通じ、国連PKOに参加する国の要員の能力構築支援に充てられる。 本拠出を通じ、アジア及び同周辺地域の要員派遣国を対象として、施設要員に対する重機操作訓練を支援し、施設分野の能力向上を目指すとともに、派遣前の各国医療関係者に対する医療のシミュレーション訓練を支援し、医療分野の能力向上を図り、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				3-2
	4,500 (4,500)	0 (0)	0 (0)	0	239
④国際連合平和維持活動局信託基金拠出金 (国連PKO即応性向上事業支援) (平成30年度)	本拠出金は、国連のPKO要員の高い能力と即応性を確保するための国連の取組（国連平和維持活動即応能力登録制度(PCRS)）の支援に充てられる。 本拠出金によって、PKO参加予定部隊の軍・警察部隊が国連の基準に沿った能力と即応性を備えていることを確保するとともに、「PKOのための行動（A4P）」に関するハイレベルイベント（平成30年９月）において、PKOミッションのパフォーマンス改善などに積極的に取り組んでいく旨を発表した我が国として資金拠出を行うことによって、国連平和維持活動の実効性を高め、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				3-2
	―	17 (16)	0 (0)	0	249
⑤国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金(平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業)(任意拠出金) (平成21年度)	我が国は、平和構築分野における人材育成の取組として「平和構築・開発分野のグローバル人材育成事業」を実施しており、その一環として、毎年、日本人研修員を国連ボランティアとして１年間海外に派遣している。これらの研修員には、平和構築・開発の現場で国連等国際機関の活動に貢献することが求められている。本拠出金は、日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記派遣は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家の育成及びこれらの現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与するとともに、国際機関におけるキャリア形成の足がかりを与えるものでもある。				3-3
	82 (82)	82 (82)	58 (58)	57	339

<table>
<tr><td rowspan="2">⑥邦人保健衛生専門家の国連ボランティアとしての派遣による途上国における新型コロナウイルス感染症対策支援（任意拠出金）
(令和２年度)</td><td colspan="4">本拠出金は、開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む WHO、UNICEF、UNDP 等の国際機関の現地事務所に、日本人 15 名を国連ボランティアとして派遣するための費用に充てられる。
派遣された人材には、保健、衛生、社会経済回復といった様々な分野に従事することを通じて、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響の低減に貢献することが期待される。</td><td>3-3</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>98</td><td>新 02-017</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL）の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土の ISIL からの解放宣言がなされた（平成 29 年 12 月）が、ISIL の影響下にあった外国人テロ戦闘員（Foreign Terrorist Fighters、FTFs）の母国への帰還（return）や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、Ｇ７、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標４－１　国際的なテロ対策協力の強化　＊

中期目標（--年度）

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

平成 30 年度目標

１　Ｇ７、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信するとともに、アジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識を醸成する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてこれら多国間の枠組みに関与していく。

２　二国間のテロ対策対話を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。

３　安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

１　GCTF については、９月の GCTF 閣僚級会合（於：ニューヨーク）では、途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに、テロの根本原因たる暴力的過激主義対策の両輪にしっかり取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI、我が国（法務省）と国連が共同運営。）及び警察庁からも参加を得て、関係省庁や関連機関と連携した関与を強めた。

２　日露テロ対策協議（４月）、日中テロ対策協議（７月）、日トルコ・テロ協議（12 月）及び日 ASEAN テロ対策対話（平成 31 年１月）を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について、より具体的に活発な議論を行った。

３（１）安保理決議第 1267 号、第 1988 号、第 1989 号及び第 2253 号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。４月には米国からの要請を受け、ISIL 及びアル・カーイダ制裁委員会のリストにフィリピン人２名を掲載する共同提案国となった。

（２）厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和元年度目標

１　Ｇ７、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信する。また、令和元年に開催される各種国際会議の成果文書にアジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識が適切に反映されるようインプットを積極的に行う。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。

２　二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
３　安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績
１　GCTF については、９月の GCTF 閣僚級会合（於：ニューヨーク）では、我が国は、帰還 FTF 対策のための ASEAN 諸国への支援、テロリストによるインターネット悪用防止等に積極的に取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には、法務省や警察庁からも参加を得るなど、関係省庁と連携した関与を強めた。
　平成 31 年３月のクライストチャーチ（ニュージーランド（NZ））で発生したテロ事案（銃乱射事件。銃撃の様子が SNS 上でライブ配信された。）を受けて、インターネット悪用防止を目的に、フランスや NZ 等により５月に立ち上げられたクライストチャーチ・コール及び９月の NY でのリーダーズ・ダイアログといったハイレベル・イニシアティブに協力し、また、本件問題に対する国際社会の危機意識の高まりを受け、G20 大阪サミットにおいて「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用の防止に関するG20 大阪首脳声明」の作成に貢献した。さらに、インターネット上でのテロ・暴力的過激主義コンテンツの拡散を共同で防止する目的で設立された IT 企業によるフォーラムである GIFCT の諮問委員会メンバーになった。国内では、官民連携の取組の一環としてプラットフォーム企業との間で、情報共有のための勉強会を立ち上げた。
２　日米豪テロ対策協議（４月）及び日英テロ対策協議（12 月）を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とより強固なるテロ対策協力の可能性について、具体的な議論を行った。
３（１）安保理決議第 1267 号、第 1988 号、第 1989 号、第 2253 号及び第 2255 号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また、11 月には、安保理決議 1373 号に基づき、テロリスト等５団体（新人民軍、アル・シャバーブ、ISIL シナイ州、ISIL 東アジア及びマウテ・グループ）を資産凍結措置の対象として指定した。
（２）厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和２年度目標
１　平成 31 年３月来、特にアジアにおいて、大規模なテロが頻発。アジアにおいてテロの形態、背景の多様化が進んでいるとみられるところ、Ｇ７、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、強化する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。
２　二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
３　安保理決議に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　テロの脅威が国際的に拡散する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり、国際社会が緊密に連携することが必要である。東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、我が国にとって、テロ、暴力的過激主義に対処するための国際的な連携・協力の強化は喫緊の課題である。

測定指標４－２　国際組織犯罪対策における国際協力の進展　＊

中期目標（--年度）
　国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

平成 30 年度目標
１　国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、Ｇ７及びG20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐

敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。

2　令和２年に我が国で開催される第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コングレス）に向けた準備を進める。特に、５月に開催する第 27 会期国連犯罪防止刑事司法委員会においてコングレスの開催地や日程等を決定する決議案を提出する。

3　国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

4　国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　国連犯罪防止刑事司法委員会（５月）、国連麻薬委員会（平成 31 年３月）、国際組織犯罪防止条約締約国会議（10 月）等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、Ｇ20 腐敗対策作業部会（６月、10 月及び平成 31 年１月）に積極的に参加し、Ｇ20 による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ、発表することにより、各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。特に、平成 31 年１月には、Ｇ20 腐敗対策作業部会第１回会合を議長国として主催し、我が国Ｇ20 議長下における成果文書策定に向けた議論を主導した。

サイバー犯罪対策分野では、サイバー犯罪条約関連会議等（５月、７月、９月、11 月、平成 31 年２月及び平成 31 年３月）に積極的に参加し、我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献した。また、平成 29 年９月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第２追加議定書の起草作業に関して、起草メンバー国として条文案の起草を行うなど積極的に議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（６月、10 月及び平成 31 年２月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（７月）に積極的に参加し、特に FATF においては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求める FATF 声明の策定等に貢献した。

2　５月の第 27 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コングレス）の開催日程を決定する決議案を提案し、採択された。また、第 28 会期国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）の機会を利用し、京都コングレスを広報すべく、法務省と協力し、準備を進めた。

3　平成 31 年３月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、州政府、現地 NGO 及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また、IOM への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援、医療費の提供等の社会復帰支援）を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

4　国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、11 月に開始した我が国に対する同条約実施レビュー第１サイクルに対応するため、関係省庁と連携の上、外務省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストへの回答を、６月に提出した。その後、条約事務局による回答の確認及び翻訳作業を経て、平成 31 年３月に我が国と条約事務局、審査担当国との間で協議が行われ、審査担当国が回答内容の精査を開始し、必要に応じ、今後予定される我が国における対面審査に向け、我が国回答への追加質問を作成することとなった。また、我が国は、条約事務局である国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

令和元年度目標

1　国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、Ｇ７及びＧ20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。特に、我が国議長下で開催されるＧ20 腐敗対策作業部会において、Ｇ20 大阪サミットまでに腐敗対策に関する成果文書を採択・公表できるよう、必要な準備・調整を進める。

２　第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コングレス）に向けた準備を進めるとともに、同会議の全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に即した成果文書の作成に向けて、ホスト国として法務省とともに加盟国間の調整を主導する。また、第28 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において京都コングレスの充実を図るための準備に係る決議案を提出する。
３　国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
４　国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）（５月）、国連麻薬委員会（CND）（令和２年３月）等に参加し、犯罪防止刑事司法分野及び麻薬対策分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、G20腐敗対策作業部会（ACWG）（５月、10月及び令和２年２月）に参加し、特に、５月のACWG第２回会合では議長国として、腐敗対策の強化に向けた具体的な取組の指針を示し、大阪サミット首脳宣言の付属文書として公表される成果文書策定に向けた議論を主導し、G20腐敗対策の強化に向けたコミットメントの発信に貢献した。また、５月に行われたCND委員国選挙で委員国に再選され、2020-2023年の間、引続き委員国としてCNDの活動に貢献していくことになった。

サイバー犯罪対策分野では、第２追加議定書起草会合等（５月、７月、９月、10月、11月及び令和２年２月）に参加し、第２追加議定書が普遍的なものとなり、サイバー犯罪対策のための国際協力に資する内容となるよう議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（６月、10月及び令和２年２月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（８月）に参加し、特にFATFにおいては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求めるFATF声明の策定等に貢献した。また、第４次対日審査に財務省、金融庁、法務省等と共に対応した。

２　５月の第28会期CCPCJにおいて、第13回国連犯罪防止刑事司法会議（カタールコングレス）のフォローアップと第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の準備に関する決議案を提案し、採択された。また、第28会期CCPCJの機会を利用し、京都コングレスを広報すべく、法務省と協力し、サイドイベントを実施するなどした。

京都コングレスの成果文書の作成については、地域準備会合（４月）、専門家会合（９月）に参加し、また、10月以降５回にわたり開催された非公式会合では、議長国として加盟国間の議論をリードした。さらには、法務省及び京都コングレス事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と共に、開催に向けて積極的に取り組んだ（令和２年３月、世界的な新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、会議事務局であるUNODCから開催延期が発表された）。

３　人身取引対策分野では、令和２年３月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、現地NGO及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また、IOMへの拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援、医療費の提供等の社会復帰支援）を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

４　国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、12月に開催された第８回締約国会議において、条約の履行及び腐敗対策の強化に関する各種決議案の交渉に積極的に参加し、条約の効果的履行に向けた方策の検討、国際協力の強化等に貢献した。また、我が国は、国連腐敗防止条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

国際組織犯罪防止条約については、令和２年12月から開始されるレビューメカニズムの設置に向けた準備に関し、同メカニズムが実務家にとって有益かつ効率的なものとなるよう、レビューに使用される自己評価質問票について積極的に意見を提出するなどして議論に貢献した。

令和２年度目標

１　国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、Ｇ７及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。

２　第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コングレス）は当初４月開催を予定していたが、世界的なコロナウイルスの拡大感染のため開催時期は延期されたが、引き続き、ホスト国として、京都コングレスの実施とそこで採択される予定の政治宣言（京都宣言）のフォローアップを主導することにより、同会議の全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に向けた取組を推進する。
３　国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
４　国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。特に国際組織犯罪防止条約については効果的なレビューメカニズムの設置に向けて引き続き積極的に活動する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国際的な連携の強化、人身取引被害者への支援、国際的な薬物対策への支援等の取組は、国際組織犯罪対策における国際協力を進展させる重要な取組である。

測定指標４－３　途上国等に対する能力向上支援の強化　＊

中期目標（--年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

平成30年度目標

１　国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策のための能力向上支援を実施する。
２　関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
３　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」に関しては、平成29年のＧ７タオルミーナ・サミットにおいても、テロ及び暴力的過激主義との闘いに関する声明において、同行動計画の完全な実施に引き続きコミットする旨明記されたところ、このフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

１　東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等に平成29年度補正予算にて総額約3,800万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
２　我が国主催で、平成31年２月にアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。東南アジア地域６か国からテロ対策に携わる実務レベルの政府関係者各２名、計12名招待し、一般市民の身体及び生命を守るソフトターゲット・テロ対策をテーマに議論を行った。また現場視察において、テロ対策に関する官民連携の取組や、テロ対策に応用できる最先端技術の紹介を行った。これらを通じて、我が国の取組に関する理解を深め、参加国との間で知見や経験の共有を図るとともに、関係者間のネットワーキング構築を図った。
３　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」に基づき、安倍総理大臣が平成28年の日・ASEAN首脳会議において、①テロ対処能力の向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる、総合的なテロ対策強化策を表明したこと、また、平成29年のＧ７タオルミーナ・サミットでの声明を受け、①及び②については、UNODC、ICPO、UNDP等の国際機関と連携し、個別のプロジェクト（トレーニング、ワークショップ、リサーチ等）を実施した。同プロジェクトにおいては、我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより、我が国におけるテロ対策の現状、経験等について積極的に発信し、被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。③については、フィリピンのミンダナオ島のマラウィ市及び紛争影響地域における社会の安定化に貢献するため、人々の生活の土台となる道路整備、職業訓練学校の再建等の支援を開始した。

令和元年度目標

1　国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。

2　関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。

3　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

4　上記１～３の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

1　東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等に平成 30 年度補正予算にて総額約 2,500 万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。

2　５月には、マレーシアで開催された GCTF のテロリスト渡航対策イニシアティブ（安保理決議第 2396 号の履行を確保するためのイニシアティブ）の活動の一環として東南アジア地域を対象に開催されたワークショップに ASEAN 諸国の治安対策担当官が参加できるよう、日・ASEAN 統合起因（JAIF）を活用して参加を支援した。

3　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」においては、①ICPO のデータベースや乗客予約記録の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた「寛容」の促進及び、③開発途上国への能力構築支援の重要性が掲げられているところ、①については、生体データのほか、ICPO 紛失・盗難旅券データベース、航空会社が保有する事前旅客情報、乗客予約記録等の活用促進のためのプロジェクトについて国際機関を通じて実施した。また、②については、教育を通じた子供・若者の過激化防止対策、帰還 FTF 対策や、そのための刑務官の能力向上（受刑者管理・脱過激化支援等）等を UNESCO、UNICRI、UNDP、UNODC 等の国際機関の個別プログラムへの拠出を通じ、重点的に実施した。③については、UNODC などへの拠出を通じて、インド洋沿岸諸国における海上法執行当局に対する研修、刑事司法関係者に対する法律研修、治安確保のための警察能力向上研修、アフガニスタンにおいてテロリストの資金源ともなり得る麻薬対策を目的として、警察を対象とした薬物取引対処能力の向上等を支援した。

4　国内外のテロ対策・暴力的過激主義について研究する有識者や専門家等との関係を強化した。

令和２年度目標

1　国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。

2　関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。

3　Ｇ７伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

4　上記１～３の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成 31 年３月にクライストチャーチ（ニュージーランド）で発生したテロ事案（銃の乱射事件）では、銃撃の様子が SNS 上でライブ配信され、その映像が瞬時に拡散されるというこれまでにない現象が発生。また、４月には、内戦終結から 10 年が経過し、平和的な環境が定着したと認識されていたスリランカで、近年のアジアでは最大の同時多発テロが発生。これらの事案に見られるよう、テロの形態、背景の多様化が進んでいる。このような国際的なテロの状況に照らし、特に、アジアにおいて途上国のテロ及び暴力的過激主義対策を一層強化する必要がある。また、途上国のテロ対策能力の強化に向けては、国際機関、関係省庁、有識者・専門家等と協力し、各国の実情を踏まえた対応を行うことが有効であるため。

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）			
①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（平成 29 年度：東南アジア地域、平成 30 年度：アジア地域）（単位：参加国数） ②平成 29 年度：穏健主義育成のための教育関係者ワークショップ（単位：参加国数） 平成 30、令和元年度：「穏健主義育成のための文明間対話」事業（単位：参加人数）	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	①３か国 ②４か国	①６か国 ②12 名	①０か国 ②10 名

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①国際的なテロ対策協力の強化 (平成 13 年度)	国連のテロ対策関連委員会やＧ７専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。				4-1
	－	－	－	－	－
②国際組織犯罪対策における国際協力の進展 (平成 16 年度)	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。				4-2
	－	－	－	－	－
③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費 (平成 15 年度)	東南アジア諸国を対象とし、テロ・組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。 こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。				4-1 4-2 4-3
	5 (6)	5 (5)	5 (0)	5	058
④テロ対策専門員経費 (平成 27 年度)	日本人が犠牲となった殺害テロ事件、また、欧米地域に広がるテロ事件、外国人テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策の強化を進める中で、二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換、途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。こうした事情を背景に、テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく、国際テロ対策協力・支援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析、企画・立案を提供する。 本取組は、我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。				4-1
	3 (2)	2 (2)	2 (2)	3	059
⑤イスラム学校教師招聘事業	Ｇ７伊勢志摩サミットで発表されたＧ７テロ・暴力的過激主義対策行動計画における「穏健主義の拡大」を実現する方策の一つとして、イスラム指導者等を我が国に招へいする。				4-3

(平成 29 年度)	具体的には、被招へい者が日本型の社会発展モデルについて理解を深めることにより、我が国として、各国の穏健主義育成対策の促進に寄与する。				
	13 (10)	11 (9)	10 (5)	9	060
⑥FATF（金融活動作業部会）第４次対日相互審査対応経費 (令和元年度)	FATF 第４次対日相互審査用資料として FATF 事務局に提出する日本のマネーロンダリング対策及びテロ資金供与対策の取組を記載した自己審査書の翻訳費用。 同自己審査書に基づき相互審査を受け、審査団によるアドバイスの下、フォローアップを行うことにより、日本の対策が向上・強化され、ひいてはテロのリスクから国際金融活動と国民生活の安全を守ることにつながる。				4-2
	－	－	1 (0)	－	061
⑦G20 腐敗対策作業部会会合開催経費 (令和元年度)	我が国議長国下で開催される、G20 腐敗対策作業部第３回会合の開催経費の一部を負担するための費用。G20 腐敗対策作業部会では、G20 議長国が、年３回行われる会合のうち、関連国際機関本部（令和元年度は OECD）において開催される第３回会合の一部経費を負担することとなっている。 G20 議長国として、同作業部会会合を主催し、成果文書に関する文言交渉及びその後のフォローアップを主導することは、我が国の腐敗対策に関する施策立案及び実施促進並びに我が国における各種施策に関する国際的な情報発信に寄与する。				4-2
	－	－	4 (0.2)	－	062
⑧コミュニティの働きかけ及び強靭性に関するグローバル基金(GCERF)拠出金（任意拠出金） (平成 27 年度)	コミュニティの働きかけ及び強靭性に関するグローバル基金(GCERF)は、暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり、若者等を対象とした教育・職業訓練、コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府やNGOによる草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には、①「教育」：暴力的過激主義の影響を受け、またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会、専門技能訓練の提供、②「メッセージ」：過激な言説に対抗するメッセージの発信、元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等、③「コミュニティ関与」：コミュニティ間の相互信頼の醸成、宗教間対話、影響力のある穏健な宗教指導者による働きかけ等のプロジェクトに対し、同基金がドナー国から集めた資金を提供し、暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。 同基金への我が国の貢献は、ISIL等、暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図り、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-1 4-3
	110 (110)	90 (90)	0 (0)	0	225
⑨国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)拠出金（任意拠出金） (平成 28 年度)	CTEDは、安保理決議第1535号に基づき、平成16年、国連加盟国のテロ対策履行状況を監視するため、安保理の下に設置された機関。主に、以下の活動を行っている。 １　国連安保理決議1373号（平成13年）、同第1642号（平成17年）などの履行状況の監視 ２　各国のテロ対処能力向上支援の促進 ３　国際テロ対策に関する国際会議・ワークショップの開催 本拠出はアジア地域における暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に資する。				4-1 4-3
	33 (33)	43 (43)	0 (0)	0	233
⑩国際連合薬物犯罪事	UNODCは、国連麻薬委員会（CND）及び国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）並びに麻薬３条約、国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及び国際腐敗防止条約				4-2 4-3

務所(UNODC)拠出金（任意拠出金）(昭和48年度)	(UNCAC)の事務局機能を有し、国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行っている。UNODCはこのような専門性をいかして、本拠出金により、東南アジア、南アジア、アフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸国等に対して、外国人テロリスト（FTF）の帰還・移動対策等のテロ対策、人身取引や薬物密輸等の国際組織犯罪対策として空陸海の国境における水際対策や捜査・訴追能力の強化等のプロジェクト支援、テロ資金対策やサイバー犯罪対策のための法制度整備や法執行機関の能力向上プロジェクト支援、更には刑務所内における暴力的過激主義拡大防止のための刑務官・司法当局者の能力向上（受刑者管理・脱過激化支援等）プロジェクト支援を実施する。また、麻薬原料（ケシ）の世界最大の生産国であるアフガニスタンの違法薬物対策として、前述の法執行機関の能力向上プロジェクト支援に加えて、代替収入源の確保のための支援を行うと共に、アフガニスタンに次ぐ主要生産地であるミャンマーにおいて、ケシの栽培状況をモニタリングするプロジェクト等を支援。 本拠出金は、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するための国際的な連携・協力の更なる強化に寄与する。				
	3,200 (3,200)	2,935 (2,935)	2,930 (2,930)	71	200
⑪経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金（平成4年度）	金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は、平成元(1989)年のＧ７アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に係る金融上の対策についても一定の役割を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキング・グループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今において、こうしたFATFを通じた我が国の貢献は、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	9 (8)	8 (8)	10 (10)	12	194
⑫アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金（平成13年度）	OECD金融活動作業部会(FATF)によって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象とした相互審査(メンバー同士によるマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・制度についての審査)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等)を実施する。 APGを通じた我が国の貢献は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等の実施を可能にすることにより、アジア太平洋地域のマネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	5 (5)	6 (6)	6 (6)	6	198
⑬国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金（コングレス）	国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、５年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議の運営事務局を務めており、本拠出金は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の円滑な開催準備に向けて、ホスト国が負担するいわゆる「追加経費」に充てられる。(国連総会決議47／202及び同決議に基づくホスト国との合意書準備のためのガイドラインに準拠。) 京都コングレスを通じ、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法				4-2

（令和元年度）	及び法の支配の推進に向けた取組の推進に寄与する。				
	―	―	290 (284)	0	259
⑭国際移住機関（IOM）拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）（任意拠出金） （平成 17 年度）	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用（職業訓練・就学支援・医療費等）として使用されるとともに、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対処するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。 IOMを通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進やその防止等に寄与する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				4-2
	23 (23)	23 (23)	15 (15)	13	347
⑮国際連合テロ対策事務所（UNOCT）拠出金（任意拠出金） （平成 27 年度）	国連テロ対策センター（UNCCT）は、国連による国際テロ対策における協力の促進、テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。 我が国の拠出金により、ワークショップを開催、各国のテロ対処能力の向上や知見の共有等を行い、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	198 (198)	56 (56)	158 (158)	0	226
⑯関税協力理事会（世界税関機構：WCO）拠出金（任意拠出金） （平成 28 年度）	WCOは、各国の税関制度の調和・統一、国際協力推進を実施している機構。南西・東南アジア地域の税関当局等を対象に、陸、海、空の各国境における旅客、貨物のセキュリティ強化を含む、テロ対策能力の向上を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロ・国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	0 (0)	56 (56)	0 (0)	0	231
⑰国際刑事警察機構（ICPO）拠出金（任意拠出金） （平成 28 年度）	ICPOは、190か国・地域が加盟し、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、交換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデータベースを保有。外国人テロ戦闘員（FTF）の移動を防止するため、捜査能力向上、協力促進、ICPOのデータベースの活用等を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロの防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	132 (132)	134 (134)	0 (0)	0	232
⑱国際連合開発計画（UNDP）拠出金（任意拠出金） （平成 28 年度）	UNDPは、内戦、紛争の発生地域等において治安維持能力向上のための能力強化、難民及び受け入れコミュニティの双方に対する支援等を実施している。 本拠出はインドネシアでの暴力的過激主義対策における宗教的教育の役割を強化する支援事業等に活用されるものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	957 (957)	224 (224)	0 (0)	0	234

⑲国際連合地域間犯罪司法研究所（UNICRI）拠出金（平成 30 年度）	国際連合地域間犯罪司法研究所（UNICRI）は、昭和42（1967）年に設立された研究所であり、各国政府や国際社会全体が、テロを含む犯罪の防止や公正な刑事司法システム育成等に取り組むよう支援を行っている。 本拠出は、少年司法分野における知見を有する国際機関を通じ、テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献うする。				4-3
	－	52 (52)	0 (0)	0	250
⑳国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）拠出金（平成 30 年度）	国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）は、暴力的過激主義対策に特化した国際的な行動指向的シンクタンク（シンク・アンド・ドゥー・タンク）であり、能力構築のみならず、情報共有プラットフォームの構築、研究及び出版等を行っているほか、効果測定・評価が難しいとされる暴力的過激主義対策において、効果的な効果測定・評価手法を研究し、同手法の実践及び普及に取り組んでいる。 本拠出は、若者を中心に暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	－	28 (28)	0 (0)	0	251
㉑国際連合教育科学文化機関（UNESCO）拠出金（平成 30 年度）	国際連合教育科学文化機関（UNESCO）は、その目的を、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することとする国連機関。平和な社会秩序の構築のため、異文化対話や平和で異文化・異宗教間調和を推進するための学校改革及び教育実践等の支援を行っている。 本資金拠出は、テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	－	34 (34)	44 (44)	0	252

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・「宇宙基本計画」（平成 28 年４月１日　閣議決定）
　２.（１）③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
　２.（３）①宇宙産業関連基盤の維持・強化
　４.（１）①ⅰ）宇宙空間の安定的利用の確保
　４.（１）①ⅲ）宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
　４.（２）③ⅱ）調査分析・戦略立案機能の強化
　４.（２）③ⅳ）法制度等整備
　４.（２）④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
　　ⅰ）宇宙空間における法の支配の実現・強化
　　ⅱ）国際宇宙協力の強化
・宇宙基本計画　工程表（令和元年度改訂）
・「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日）
　Ⅲ　１（４）国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
　Ⅳ　１（９）宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
　Ⅳ　４（２）法の支配の強化
・　米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年 10 月 18 日　宇宙開発戦略本部決定）
　○外交・安全保障
　○国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標５－１　宇宙空間における法の支配の確立　＊

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

平成 30 年度目標

１　安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には、６月の COPUOS 本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し、法の支配の確立に役立てる。

２　国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。特に、国連総会第一委員会等を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、共通認識を醸成することで、ルール作りのプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル（MILAMOS：Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space）策定プロジェクトの本格化に伴い、同マニュアル策定プロセスへの関与を深める。

施策の進捗状況・実績

１　宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、６月の COPUOS 本委員会において、ワーキング・グループにおいて既に合意済みの 21 件の宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン（LTS ガイドライン）及びその前文について承認を目指したが、コンセンサスが形成されないまま、ワーキング・グループのマンデート終了に伴い、ガイドラインの交渉が終了した。 LTS ガイドラインについては、平成 31 年２月に開始された COPUOS 科学技術小委員会において、我が国は有志国と共に、合意済みの 21 件を実施することの重要性を指摘しつつ、他の COPUOS 加盟国にも実施を促す内容の

ステートメントを行った。またCOPUOS法律小委員会において、令和２年及び令和３年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

６月のCOPUOS本委員会の際、宇宙の平和利用のための国際協力の将来について検討する機会として、「第１回国連宇宙会議」開催50周年記念会合(UNISPACE＋50)のシンポジウム及びハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）が開催され、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保へ向けて、宇宙の平和利用のための国際協力の将来及び持続可能な開発の推進力としての宇宙の役割について確認された。10月の国連総会ではUNISPACE＋50に関する決議が採択された。

２　二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、７月に宇宙に関する包括的日米対話第５回会合、また、平成31年３月に第１回日印宇宙対話及び第４回日EU宇宙政策対話を実施し、国際ルール作り、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11月にシンガポールにて開催された第25回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF－25）において、LTSガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施した。また、平成31年３月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（東京）に参加し、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに、宇宙状況把握、宇宙交通管理（STM）等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。

MILAMOSの策定については、関連する会合にオブザーバー参加し（10月及び平成31年２月）、議論を把握するとともに、情報交換を行った。

令和元年度目標

１　安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和元年６月のCOPUOS本委員会及び令和２年２月のCOPUOS科学技術小委員会において、合意済みのLTSガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。

２　国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。

３　宇宙ゴミや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、６月のCOPUOS本委員会において、９年間にわたる議論を経て21件の「宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン」（LTSガイドライン）が日本、米国、カナダ及びフランスの４か国の共同提案を契機として採択された。また、採択されたガイドラインの実施などを議論する５年間のワーキング・グループをCOPUOS科学技術委員会に設置することが決定された。またCOPUOS法律小委員会において、令和２年及び令和３年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

令和２年２月のCOPUOS科学技術小委員会において、合意済みのLTSガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行った。さらに、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクに対処するため国連宇宙部とスペースデブリ問題に関して共同声明を署名した。

また、５月の日米首脳会談において月探査における協力について議論を加速することで一致したことを踏まえ、米国が提案する月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月探査を国際協力の下で実施する計画について、10月、宇宙開発戦略本部において日本の参画が決定され、同計画について参画機関間で調整を進めた。

２　二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、７月に宇宙に関する包括的日米対話第６回会合を実施し、国際的なルール作り、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11月に名古屋にて開催された第26回アジア・太平洋地域宇宙機

関会議（APRSAF－26）において、LTS ガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施し、アジア太平洋地域における宇宙協力の枠組みの一層の強化が図られた。

また、６月に開催されたＧ20 大阪サミットにおいて、安倍総理大臣は、スペースデブリの増加は宇宙の安定的利用にとってリスクとなっており、国際社会が協力して取り組む必要があること、日本は令和元年から世界に先駆けて大型デブリ除去プロジェクトを開始し、今後もこの分野における取組をリードしていくことを表明した 。

令和２年度目標

１　宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの実施を促すべく、国際的な議論を主導する。

２　国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。

３　スペースデブリや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

４　米国提案の国際宇宙探査に戦略的に関与すべく、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含め、適切な法的枠組みの検討・策定を始めとして、米国を中心とする国際的なパートナーとの間で協力を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が、宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている一方で、近年、宇宙空間の混雑化やスペースデブリの増加によるリスクが増大し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するために、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際宇宙協力が必要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

宇宙基本計画（平成 28 年４月１日　閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（令和元年度 12 月 13 日改訂）を基に目標を設定した。

測定指標５－２　諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（--年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

平成 30 年度目標

１　米国、豪州、EU、フランス等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。

２　現在協議・対話を実施していないが、インド等、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間や宇宙機関間の対話を促進していく。

３　衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他 GNSS 運用国との協力を深める。

施策の進捗状況・実績

１　７月に、宇宙に関する包括的日米対話第５回会合及び第８回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論した。また、平成 31 年３月に、第４回日 EU 宇宙政策対話を実施し、国際ルール作りや民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日 EU 間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。

２　宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。インドとの間で宇宙対話を新たに立ち上げ、平成 31 年３月、第１回日印宇宙政策対話を実施し、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日印

間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
3　11月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第13回会合（於：西安）に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和元年度目標
1　米国、豪州、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
2　現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を促進し、新規対話国を発掘する。
3　衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他GNSS運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績
1　7月に、宇宙に関する包括的日米対話第6回会合を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論するとともに、宇宙分野での日米協力を更に強化し、現在及び未来の世代のために継続的、安全かつ安定的な宇宙空間の利用の確保に向けて、国際社会と緊密に協力していくという強固かつ共有された意思を示す共同声明を発出した。また、国際会議等の場で、主要国との対話を実施し、宇宙政策に関する情報共有や、今後の協力可能性等につき議論を実施した。
2　フランス、インド及びEU等既に対話・協議を実施している国との間で次回開催に向けた調整を行うとともに、英国、ニュージーランド等現在対話・協議を実施していないが、高い宇宙能力を有する諸外国についても様々な機会を捉えて情報収集・意見交換を行った。 対話・協議の立ち上げという形式ではなく、国際会議の際などに継続して意見交換を実施していくとの方法も積極的に取り入れた。
3　12月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第14回会合（於：ベンガルール）に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和２年度目標
1　米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
2　現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
3　衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するためには、他国との協力が不可欠であり、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係の拡大・深化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
宇宙基本計画（平成28年４月１日　閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（令和元年度12月13日改訂）を基に目標を設定した。

測定指標５－３　宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	９回	９回	９回	９回	９回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
選定理由は測定指標５－１と同じ。国際的なルール作りに向けた取組を推進する観点から、令和元年度実績値（９回）と同数を目標値とした。

測定指標５－４　各国政府との宇宙対話の実施回数						
（注）令和元年度の実績値から国際会議の場における非公式意見交換等を除く。	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	10 回	10 回	10 回	４回	７回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

対話の枠組みを有している国及び現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し又は戦略的な重要性が高い国として、米国（民生・安保の２回）、EU、フランス、インド、ニュージーランド、豪州又は英国を実施候補として選定し、７回を目標値としたもの。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①宇宙に関する取組の強化（平成 29 年度）	１　宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙活動に関する国際的なルール作りの場等に我が国として積極的に参加し、法の支配の実現・強化に役立てる。 このような活動を通じて、今後国際的に重要視されるルール作りや今後の宇宙ガバナンス構築に貢献する。				5-1 5-3
	２　米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。 各国との宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野について、更なる協力の推進に寄与する。				5-2 5-4
	6 (8)	19 (8)	8 (6)	30	063

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野６　国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増強を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（令和元年９月 24 日）
　１段落目
・未来投資戦略 2017　－Society5.0 の実現に向けた改革－（平成 29 年６月９日　閣議決定）
　中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑪
・女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年６月 18 日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章５．（６）①外交・安全保障
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　地球規模課題への対応

測定指標６－１　国連改革及び安保理に係る取組の進展　＊

中期目標（--年度）

国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働きかけを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和４年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

平成 30 年度目標

１　国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国として以下を達成する。
（１）グテーレス事務総長の優先課題である国連のマネジメント改革が加盟国の追加的な財政負担を求めることなく実現するよう働きかけを行う。
（２）2019－2021 年国連分担率交渉においては「支払い能力」の原則に基づき、経済力に見合った応分の負担を反映した算定方式に基づく分担率を追求する。
（３）国連総会第５委員会での 2018－2019 年度 PKO 予算審議と 2018－2019 年度二か年通常予算の執行において、合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。
（４）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
２　安保理改革については以下の取組を行う。
（１）NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議や各国との首脳・外相会談及び安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
（２）平成 30 年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働きかけを積極的に行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
３　安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1　国連における行財政改革

（1）グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、７月にマネジメント関連の国連事務局組織の改革案が加盟国に追加的な財政負担を求めることなく国連総会で承認された。また、８月の同事務総長の訪日時の安倍総理大臣及び河野外務大臣との会談において、国連の機能の実効性と効率性の向上を目指す同事務総長の取組を支持する旨を表明し、国連改革と並行して安保理改革を進めることについての働きかけを行った。

（2）2019－2021 年国連分担率については、米国の PKO 分担率にシーリングを導入する提案を含め様々な交渉が繰り広げられたが、我が国が米国を始めとする各国との緊密な意思疎通に努めた結果、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が 12 月に国連総会で承認された。我が国の 2019－2021 年分担率は 2016－2018 年の分担率（9.680％）から 1.116 ポイント低下した 8.564％となった。

（3）国連総会第５委員会での PKO 予算及び二か年通常予算については、我が国として国連予算における財政規律の原則を重視し各国と連携して働きかけた結果、国連総会で７月に承認された 2018－2019 年 PKO 予算及び 12 月に承認された 2018－2019 年二か年通常予算のいずれについても、国連事務局から要請された金額を抑制することができた。

（4）ジュネーブ・グループの会合（４月及び 10 月）への参加や、米国（４月）及びドイツ（５月）との二国間国連協議の実施により、主要財政貢献国との緊密な関係の維持・強化に努めた。

2　安保理改革

（1）９月の第 73 回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連の意義が問われている今こそ、日本は変わらず安保理改革に取り組むとの決意を国際社会に再度表明した。また、河野外務大臣は、Ｇ４外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、日・カリコム外相会合やその他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

河野外務大臣、佐藤外務副大臣、山田外務大臣政務官及び辻外務大臣政務官が出席した 10 月の TICAD 閣僚会合では、19 か国の閣僚等と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。

また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）を東南アジア（６月）及び東欧（７月）に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、日本の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。

Ｇ４各国との間では、９月にＧ４外相会合（於：NY）を開催したほか、局長級会合を３回（６月、９月及び 11 月）開催した。Ｇ４外相会合においては、今会期の政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始すべくＧ４の取組を強化すること、この点、アフリカ共通ポジションがテキスト・ベース交渉に反映されることを支持すること等で一致し、安保理改革前進に向けた今後の取組に関する検討作業を各国の事務方に指示することで合意した。局長級会合においては、政府間交渉でのテキスト・ベース交渉を開始するべくあらゆる手段を講じると同時に、政府間交渉開始から 10 年となる令和元年や国連創設 75 周年の令和２年といった節目で新たな取組を検討していくことで一致した。

（2）アフリカやカリコム諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3　安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和４年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）の東南アジア（６月）、東欧（７月）等への派遣を通じ、我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和元年度目標

1　国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国としては以下を達成する。

（1）グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、同事務総長の提案に基づいて平成 29 年 12 月に導入が承認された単年度の通常予算が令和２年１月から試験的に導入される機会に、現行の二か年通常予算から単年度予算への円滑な移行を確保するとともに、同移行の過程で大幅な予算増が生じないよう国連総会第５委員会において国連事務局及び加盟国に働きかけ、予算の抑制を図る。

（２）国連総会第５委員会での 2019－2020 年 PKO 予算審議において、合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。
（３）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
２　安保理改革については以下の取組を行う。
（１）NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
（２）改革を前進させるために広範なプラットフォームを構築し、令和元年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働きかけを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
３　安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績
１　国連における行財政改革
（１）グテーレス事務総長によるマネジメント改革のもと試験導入された単年度通常予算の初年度となる 2020 年予算案は、2019 年秋の国連総会第５委員会における交渉を経て、同年末に成立した。我が国は、二か年予算から単年度予算に円滑に移行するよう年内の予算成立に向けて加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働きかけた結果、最終的に、建設関連経費の増加や新規特別政治ミッションの設立による追加経費等を含め、対前年比５％の増加にとどめ、年内に成立した。
（２）PKO 予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年８％の減で妥結した。
（３）ジュネーブ・グループの会合（５月及び９月）への参加等を通じ、主要財政貢献国との関係強化に継続して取り組んだ。
２　安保理改革
（１）９月の第 74 回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連設立から四半世紀が経つ今こそ安保理改革の早期実現に取り組むべきであるとの決意を国際社会に改めて表明した。また、茂木外務大臣は、Ｇ４外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、その他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。
　８月に横浜で開催された TICAD７では、各国要人と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）を東欧（10 月）に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、国連創設 75 周年の機会に向けてテキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。
　加えて、NY における安保理改革に関する政府間交渉（IGN）の共同議長を招へい（令和２年１月）し、安保理改革の実現に向けた連携を確認した。
（２）Ｇ４各国との間では、９月にＧ４外相会合（於：NY）を開催したほか、局長級会合を３回（４月、６月及び９月）開催した。Ｇ４外相会合においては、未だ実質的な進展が得られていないことに対して懸念を表明し、①ムハンマド＝バンデ総会議長と連携して、IGN のプロセス改善に取り組むこと、②令和２（2020）年の国連創設 75 周年を念頭に、Ｇ４が緊密に連携しつつ、アフリカを含む他の有志国に対する関与を継続していくことで一致し、今後の取組に関する事務レベルでの調整・検討を加速させることを確認した。局長級会合においては、テキスト・ベース交渉の開始といった具体的進展を得るための戦略について議論し、Ｇ４間でそのための今後の方針を定めた。
　アフリカや中南米諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。
３　安保理非常任理事国選挙
　我が国が立候補を表明している令和４年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保

理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）の東欧（10月及び令和２年２月）等への派遣を通じ、我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和２年度目標

１　国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

（１）マネジメント改革による効率化として具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働きかける。また、国連総会第５委員会において、通常予算については単年予算試行の２年目となる2021年予算及びPKO予算については2020－21年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。

（２）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

２　安保理改革については以下の取組を行う。

（１）テキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

（２）これまでのＧ４間での議論を踏まえつつ、NYでの安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善や他の改革推進派との一層の連携強化を目指し、令和元年度と同様に引き続きグローバルな働きかけを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な意見交換を行う。

３　安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

４　国連平和構築基金拠出金や政務案件支援信託基金拠出金等を通した支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

厳しい財政事情の中、国連通常予算とPKO予算の各１割近くを負担する国連の主要財政貢献国である我が国にとって、国連の行財政改革への取組の実績を測ることは、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。これら予算の抑制により、我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく必要がある。

また、国連加盟国が設立当初の51か国から193か国と４倍近くに増加したにも関わらず、現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21世紀の国際社会の現実を反映していない。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を備え、効果的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日本の常任理事国入りを含む安保理改革等の実現に向けた環境整備においては、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する各国の理解促進、支持の拡大等に向けて日々の地道な活動の積み重ねが重要である。

測定指標６－２　国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（--年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

平成30年度目標

Ｇ20やTICAD７等の大型行事が控えていることも踏まえつつ、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、以下の取組を行う。

１　国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実

施する。
2　学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
3　国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
4　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
5　国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。

施策の進捗状況・実績
1　奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催、国連に対する興味関心の強い中高生によるNY訪問に対する側面支援、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）の広報強化（パンフレットの改訂など）、東京国連広報センター（UNIC東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。また、国連でのインターンについて若者が具体的なイメージを持てるよう、UNIC東京と連携して、UNIC東京及び国連本部でのインターン活動を紹介する動画を作成・周知した。
2　学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演会（平成30年度中15回）等を実施した。
3　「日本と国連」パンフレットについては、平成29年３月に作成したバージョン（当初1,000部作成後、300部増刷）を、国際機関人事センター主催の大学生向けガイダンス等を中心に配布し、平成31年３月末時点で1,300部を配布した。また、国連の活動及び日本の国連への貢献に関する最新動向を反映した改訂版1,000部を平成31年３月に作成した。
4　外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として、国連調達に関する情報提供及び理解促進を目的に、「国連外交」のページ内にある「国連調達」ページを更新した。また、若者を対象とする国連協会と外務省の共催事業である「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」に関する広報を促進するため、「国連外交」内に「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」ページを新たに立ち上げた。
5　安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を平成31年３月に開催し、国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で、闊達な意見交換を行うことにより、連携して諸課題の検討を行った。
　平成31年２月、駐日国連機関代表及び国連調達の実績がある日本企業関係者を講師として招き、国連調達に関する国連・マルチ外交研究会を実施した。同研究会では、国連関係機関における日本企業の受注拡大に向けた実践的な助言を講師から受け、省内関係者間で共有するとともに、国連調達に関する支援体制拡充の取組に活用した。

令和元年度目標
　G20やTICAD７等の大型行事等の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。
1　国連協会を始めとする国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
2　学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
3　国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
4　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
5　国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績
1　奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催（本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、渡航中止のため、代替案としてオンラインセッションを令和２年３月に実施。）、模擬国連への後援名義付与、東京国連広報センター（UNIC東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。

２　学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演等を様々な機会を捉えて実施した。
３　「日本と国連」パンフレットを廃止する代わりに、より広い読者に情報を発信するため、SNS やマスコミを通じて有効的な広報活動を行った。国連広報局部長、管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長等の来日の機会を捉えて、朝日新聞、日本経済新聞を始めとする大手プレスを活用した発信を行った。また、事務次長来日の際には国連創設 75 周年記念講演会を行ったほか、有識者との意見交換を行った。
４　安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を令和２年３月に開催し、諸課題の検討を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、やむを得ず今年度は開催を見送ることとなった。なお、令和３年度以降は例年どおり実施する予定。

令和２年度目標

国連創設 75 周年の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。
１　国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
２　国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
３　外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
４　安保理学界ネットワーク会合等を開催し、有識者との連携を更に深める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解と支持を増進させることは、将来の国際社会で活躍する人材の育成だけでなく,国連の場において日本が存在感を示すに当たり、基礎を形成する原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
国連の活動及び日本の国連政策の発信には、各種イベント・講演会やホームページ・SNS を通じた広報活動、有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

測定指標６－３　国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標（令和７年度）

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする。

平成 30 年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施し、国連を始めとする国際機関で勤務する日本人職員を増強する。
１　国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名強の純増を達成すべく、優秀な日本人 JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
２　国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施を含め、ガイダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
３　優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

施策の進捗状況・実績

１　国連関係機関における日本人職員数は 850 名（平成 29 年度実績）から 882 名に増加し、平成 30 年度目標である「20 名強の純増」を達成した。平成 30 年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（(注）３年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和元年６月時点で 75.0%であり、家庭事情等により一旦国際機関を離職した JPO がいたこと等から前年度より採用率こそ下がったものの、人数としては 42 名が採用されており、日本人職員数全体の増加に貢献した。また、中堅派遣に

より、当初見込みどおり、平成29年度派遣者（任期２年目）と合わせ５名を派遣した。
2　国際機関の仕事を紹介するガイダンス活動を国内外で 214 回実施し、対前年比約 1.3 倍の延べ 13,140 名が参加した。このうち海外でのガイダンスは 48 回であり、対前年比約 1.5 倍の 1,323 名が参加した。また、外部有識者による CV 添削・面接指導を 19 名に対して実施した結果、幹部ポストも含め採用につながった。
3　平成29年度に設置した省内のタスクチームの会合を定期的に開催し、タスクチーム全体として各国際機関の日本人職員の在籍状況や獲得すべきポスト等の情報収集・集約を行い、JPO の正規採用や、日本人職員の採用・昇進を含むより戦略的な日本人職員増強に向けた支援を実施した。

令和元年度目標
1　令和７年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名強の純増を達成すべく、優秀な日本人 JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
2　国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施、小中高生を対象とする形式を含め、ガイダンスを積極的に実施する。また、多様な国際機関の存在を知ってもらうため、国際機関人事センターの SNS による発信、ガイダンスへの講師派遣等により、国際機関が個別に実施するガイダンスに積極的に協力する。また、外部有識者による CV 添削・模擬面接、オンライン講座等を通じた候補者の育成を実施する。
3　優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。
4　日本人の職員増だけでなく、幹部職員の強化を図るため、リボルビングドア方式により将来の幹部職員を育成すべく、現職国家公務員を JPO として派遣する制度を復活させる。また、マルチ外交分野の人材育成の観点から外務省員の博士号又は修士号取得を促進する取組を開始する。

施策の進捗状況・実績
1　国連関係機関における日本人職員数は 912 名（令和元年末時点）であり前年比 30 名増加し、令和元年度の目標である「20 名強の純増」を達成した。令和元年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（(注）３年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和２年７月時点で 78.0％であり、日本人職員数全体の増加に貢献した。
2　国際機関を目指す層の裾野を広げるべく、国内外で国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーを実施、ないしは外部イベントに参加した。新型コロナウイルスの影響により一部のイベントが中止になるなどの影響があったが、前年同様、１万人を超える対象に直接発信を行った。また、国際機関広報ツール（ホームページ、SNS 及びメーリングリスト）を活用して、日々情報を発信した。
3　競争力のある日本人候補者を育成するため、従来からの有識者による CV 添削・面接指導を実施したほか、令和元年度から新規に JPO 向けのオンライン講座を開始し、幹部を含むポスト獲得につながった。(CV 添削・面接指導：13 名、JPO 向けのオンライン研修：約 90 名。)
4　日本人職員増強に向けて省内タスクチーム会合を定期的に開催。日本人職員増強に向けた情報の集約や知見の共有を行った。
5　日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化した。結果として、幹部を含むポスト獲得や、国際機関によるアウトリーチ活動（ポラード国連事務局管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長及びホンソク・クウォン同人的資源部戦略人材管理課長の訪日時の講演等）の実施につながった。
6　現職国家公務員を JPO として派遣する制度を復活させ、１名を派遣した。外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を開始した。

令和２年度目標
1　令和７年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名程度の純増を達成すべく、優秀な日本人 JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
2　国際機関を目指す層の裾野を広げるべく戦略的広報を強化する。従来から行っているセミナーへの参加や広報ツールを活用した情報発信に加え、職能団体との協働や転職市場へのアプローチ等、「即戦力」となり得る層への広報も強化する。
3　優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対

話や国際機関への働きかけを強化する。
４　競争力のある人材育成に向けた取組、省内タスクチーム会合の定期開催、現職国家公務員の JPO の派遣、外務省員の博士号又は修士号取得支援といった日本人職員増強に向けた諸施策を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは、国際機関、特に我が国の外交上重要な機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また、国際社会における日本のプレゼンスを維持・強化するに当たり極めて重要。そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

他のＧ７諸国は、いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が 1,000 人を超えていることから、我が国も令和７年までに 1,000 人を目指すこととし、平成 30 年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ、国連関係機関職員となる道として最も効果的かつ効率的である JPO 派遣の拡大、中堅職員の派遣、海外でのガイダンスの実施を含む潜在的な候補者の発掘、CV 添削や面接指導の実施等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。さらに、国際機関を目指す層の裾野拡大に向け、広報を強化する必要がある。若年層に対してキャリアの一つとして国際機関を知ってもらうための広報活動とともに、転職市場や海外留学生へのアプローチといった「即戦力」となりうる層へのアプローチにも一層取り組む必要がある。

参考指標１：JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率			
（注）３年度前に派遣手続きをとった者の採用率	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	82.9%	75.0%	78.0%

参考指標２：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月現在）			
	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	850	882	912

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①国連政策 （　＊　）	１　国連における行財政改革 国連における行財政改革について、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、交渉に当たる。 このような取組により、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するとともに、国連予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを維持・強化していく。				6-1
	２　安保理改革及び安保理非常任理事国選挙 我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を目指し、政府間交渉や様々な国際会議、首脳・外相会談、国連協議、安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和４年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。				6-1

	上記の取組は、国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに、日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。				
	３　国連広報 日本の国連を通じた取組に対する、国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し、広報活動や有識者等との意見交換を通じ、国連の活動及び日本の国連政策を発信する。 このような取組により、国連の活動や日本の国連政策に関する国民の理解と支持をより一層推進するとともに、国連に対する興味関心を有する若者を増やし、長期的には国際機関で働く日本人職員増強にも貢献していく。				6-2
	46 (32)	49 (47)	73 (54)	136	064
②国際機関邦人職員増強 (昭和 49 年度)	外部有識者を面接官としたJPO選考試験や候補者の指導・育成を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JPO選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JPO選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。 こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。				6-3
	34 (29)	31 (23)	49 (40)	43	065
③国際連合(UN)分担金 (昭和 32 年度)	本分担金は、計画予算（Programme Budget）として策定される国連通常予算に対して払われるものであり、国連事務局の運営経費に使用されている。本分担金の支払いは、国連憲章第17条第２項に基づく加盟国の義務である。 本拠出により、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与するとともに、多大な財政的貢献は国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となることから、国連における我が国の地位・影響力維持につなげる。				6-1
	25,220 (25,220)	28,654 (28,609)	23,003 (23,003)	25,348	174
④国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金 (昭和 49 年度)	JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた若手人材が国際機関で働くための制度であり、現在30か国以上が実施している。 我が国はこの制度を昭和49年に導入し、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、原則２年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する日本人職員の増強を図っている。 国際機関における日本人職員は、日本と国際機関との「架け橋」となる存在であり、例えば派遣先の国際機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するための一助となる。				6-3
	2,249 (1,925)	2,302 (2,240)	2,382 (2,334)	2,382	199
⑤東京国際連合広報センター拠出金 (平成 16 年度)	本拠出金は、国連広報局の下部機関である東京国連広報センター(UNIC東京)の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は、国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について、また、日本人国連職員の活躍等について広く周知するため、国連に関する講演会、シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成（国連資料の翻訳を含む)、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受入れ等に充当されている。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。 こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。				6-2

	41 (41)	41 (41)	39 (39)	32	212
⑥国際機関幹部職員増強拠出金 (平成 29 年度)	国際機関における日本人幹部職員の存在は、我が国が人的貢献の面でも国際社会の諸課題への取組に寄与していることを示す「日本の顔」。本拠出金は、そのような日本人国際機関幹部職員の増強を長期的な目的としている。 本拠出金により、国際機関の中堅レベル以上のポストに優秀な日本人職員を派遣し、同職員が、当該機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するとともに、日本との橋渡し役としての役割を果たすことにより、国際貢献と我が国の国益の双方を実現することに寄与する。				6-3
	101 (101)	137 (137)	157 (156)	157	237
⑦国連総会議長信託基金拠出金 (平成 29 年度)	国連総会議長は、国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切るほか、国連総会におけるハイレベルテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っており、国連総会議長信託基金は、国連総会議長の主たる活動資金である。 本拠出金への拠出を通じ、国連総会議長との関係を強化するとともに、国連における我が国の地位を向上させ、我が国の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。				6-1
	6 (6)	6 (6)	4 (4)	3	238
⑧国際連合平和維持活動（PKO）分担金 (平成 6 年度)	本分担金は、国連平和維持活動の各ミッションの運営経費、国連ロジスティック基地(UNLB)の運営、サポートコスト等に使用されている。本分担金の支払いは国連憲章17条第２項に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO分担率は8.564%で加盟国中第三位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。 我が国は、本分担金の拠出を通じて、国連平和維持活動の機動性、機能性を高め、「国際社会の平和と安定の維持」に貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。				6-1
	72,396 (71,152)	65,207 (64,338)	65,062 (65,062)	48,850	173
⑨国連平和構築基金（PBF）拠出金（任意拠出金） (平成 18 年度)	サブサハラ・アフリカ地域を中心に紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金（PBF）に対し拠出し、PBFが重視する同地域における以下の支援の実施に貢献する。 １　治安維持部門改革支援、暴力過激主義に対する国境横断的な対策支援、若年層支援 ２　国民和解支援、国／地方レベルの対話支援、選挙支援 ３　国連ミッションの活動支援 ４　緊急事態への対応 本拠出を通じて安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持のために平和構築の面から支援し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				6-1
	220 (220)	224 (224)	0 (0)	110	227
⑩政務案件支援信託基金拠出金 (平成 30 年度)	国連政務平和構築局は、世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組等を行っている。政務案件支援信託基金は、その活動の中でも国連通常予算で手当てされない緊急性の高い活動の支援に幅広く活用されている。 本件信託基金への拠出を通じて多くの活動を機動的・効果的に実施することにより、国際の平和と安全の維持のために積極的に貢献し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				6-1
	－	50 (50)	34 (34)	25	248

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目

標を参照願いたい。

個別分野７　国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

１　国連の各種人権フォーラム（国連総会第３委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。

２　主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。

３　第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標７－１　人権・民主主義の保護・促進　＊

中期目標（--年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

平成 30 年度目標

１　国際社会

（１）国連人権理事会及び国連総会第３委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。

（２）特に、国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択に引き続きイニシアティブを取る。具体的には、内容に我が国の考えを反映するとともに、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合には、可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。そのほか、我が国が主提案国及び共同提案国となっている決議等についても、多数の国の支持を得て、採択されることを目指す。

（３）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。

（４）民主主義共同体における議論への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主化の促進に貢献する。

２　二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

３　主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

（１）政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

（２）関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、検討等を行う。

（３）人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。

（４）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１　国際社会

（１）国際社会における人権問題の解決に貢献するため、アジアにおける人権状況に関する決議の採

択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。
（２）拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第73回国連総会にて北朝鮮人権状況決議案（北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族の多大な苦しみに留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国の可能な限り早期の実現を期待する内容）をEUと共同で提出し、無投票で採択された。なお、平成31年３月の第40回人権理事会決議における北朝鮮人権状況決議については、諸情勢を総合的に検討した結果、決議案の提出国とならなかったが、EUが提出した同決議は無投票で採択され、我が国も採択に参加した。
　平成31年２月の人権理事会ハイレベルセグメントに辻外務大臣政務官が出席し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進の取組等に関しステートメントを実施し、国際社会にアピールした。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。
（３）OHCHRの活動に関しては、任意拠出金を通じて、人権条約体改革への支援を行った。また、９月に就任したバチェレ人権高等弁務官を平成31年３月の第５回国際女性会議（WAW！／W20）の機会に我が国に招待し、安倍総理大臣表敬、阿部外務副大臣との会談、第二回日・OHCHR政策協議等の実施を通じ、関係を強化した。
　社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、国連における障害者関連の様々なイベントを共催し、障害者の権利の保護と促進の取組を行った。
　子どもの権利の分野に関しては、我が国は、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGsのターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み。）の理事国及び「パスファインディング国」（GPeVACにおいて、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。また、GPeVACの活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への初の拠出国として、平成29年度補正予算にてイヤマーク拠出した6.5億円を活用し、ナイジェリア及びウガンダの紛争下の子ども保護事業を引き続き実施した。
　さらに、我が国は、第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定に向けて取り組んだ。そのための第一段階として、企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策についての現状を確認するため、関係府省庁間でベースラインスタディ（現状把握調査）を実施し、その過程でステークホルダーとの意見交換会を第10回まで開催し、12月末に結果報告書を公表した。同報告書を踏まえ、国別行動計画に盛り込むべき優先分野を特定していく上で、平成31年１月末までパブリック・コメントを実施した。
（４）９月の国連総会の機会に開催された民主主義共同体のサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。
２　二国間関係
　カンボジア（５月）、イラン（平成31年１月）及びミャンマー（平成31年３月）との二国間人権対話を開催した。それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。
３　主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信
（１）６月、第36回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、我が国から立候補した古谷修一早稲田大学法科大学院教授が当選を果たした。我が国は、昭和62年から現在まで、自由権規約委員会に継続して委員を輩出しており、古谷教授は我が国出身の３人目の委員となる。
　各条約体の日本政府報告審査に関しては、ジュネーブにおいて、８月に人種差別撤廃委員会による審査が、11月に強制失踪委員会による審査が、平成31年１月に児童の権利委員会による審査がそれぞれ行われた。いずれの審査においても、外務省を含む関係省庁から成る代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。
（２）個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。
（３）国際人道法の履行強化に関する政府間プロセスの会合（５月及び12月）に参加し、積極的な意見交換を行った。また、５月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。

（４）世界人権宣言の採択 70 周年を記念して、国内外での様々な会合に出席した。例えば、12 月に法務省等と共催した「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」においては、鈴木外務大臣政務官がスピーチを行う等、日本の人権外交におけるこれまでの取組を国内及び国連を始めとする国際社会に積極的に発信した。

令和元年度目標

１　国際社会

（１）国連人権理事会及び国連総会第３委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。

（２）特に、アジアにおける人権状況に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。

（３）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC)」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業行動に係る国別行動計画を策定し、日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進を推進するとともに、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。

（４）Ｇ７即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。

（注）Ｇ７シャルルボワ・サミット（６月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。Ｇ７各国は、民主主義の介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

２　二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

３　主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

（１）政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

（２）関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。

（３）人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。

（４）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１　国際社会

（１）国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

（２）拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第 74 回国連総会に EU が提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議（拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の帰国の問題の早期解決等に言及する内容）が無投票で採択された。令和２年３月の第 43 回人権理事会においても、北朝鮮人権状況決議（拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の即時帰国等に言及する内容）が提出された。同人権理事会は、新型コロナウイルスの影響で一時中断されていたが、令和２年６月に再開され、同決議は同月採択された。

また、９月の第 42 回人権理事会において、カンボジア人権状況決議（カンボジアにおける最近の

人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジアの人権状況に関する特別報告者のマンデートを２年間延長することを決定する内容）を主提案国として提出し、全会一致で採択された。

（３）OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及びアフリカにおける紛争予防に関する若者意識調査プロジェクトへの援助を行った。また、９月の第 42 回人権理事会において、人権理事会諮問委員会（研究の結果と調査に基づく助言を主に行うことにより、人権理事会に専門的意見を提供している委員会）委員選挙が行われ、我が国から立候補した中井伊都子甲南大学法学部教授が当選を果たした。さらに、10 月に人権理事会理事国選挙が行われ、令和２年１月から引き続き理事国を務めることとなった。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、令和２年２月に国連ハンセン病差別撤廃特別報告者が来日し、尾身外務大臣政務官を始めとする政府関係者、ハンセン病療養所職員及び入居者、市民社会関係者等と意見交換を行った。また、12 月に北朝鮮人権状況特別報告者が来日し、拉致被害者御家族及び政府関係者を始めとする関係者と意見交換を行った。

子どもの権利の分野に関しては、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）（SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み）の理事国及びパスファインディング国（GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画の策定に取り組んでおり、７月には第１回子どもに対する暴力撲滅円卓会議を開催した。また、同行動計画に子どもの意見を取り入れるため、８月から 10 月までインターネット上で子どもパブコメ（パブリック・コメント）が実施され、900 を超える意見が寄せられた。

さらに、第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に引き続き取り組んだ。同行動計画の策定に向けて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置、また、幅広い意見を聴取することを目的とし、諮問委員会、及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学術界、市民社会、消費者団体等からの意見を踏まえつつ、議論を重ね、７月に同行動計画の優先分野を特定した。令和２年２月には、同行動計画の原案を公表し、広く国民からの意見を募るため、同年３月までパブリック・コメントを実施した。同行動計画の策定過程においては、国連「ビジネスと人権」作業部会委員を含む国外からの有識者との意見交換や、大阪で「ビジネスと人権」に関する周知を図ることを目的とした国内セミナーを開催するなど、様々な意見交換の場を設けることに努めた。

（４）７月にフランスで開催された民主主義共同体のサイドイベントや９月の国連総会の機会に開催されたサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。11 月にカナダで開催されたＧ７即応メカニズム（RRM）関連会合及びシンポジウムに参加し、選挙介入等の民主主義への介入について議論を行った。また、令和２年１月及び３月に開催された電話会議に参加し、Ｇ７諸国と民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。

２　二国間関係

８月、カンボジアにおいて、第 10 回日・カンボジア人権対話を開催した。本人権対話では、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の一般的な人権分野における課題のほか、カンボジアに対する日本の能力強化支援、人権分野における国際場裡での協力等について意見交換を行った。また、令和２年２月、ミャンマーにおいて、第７回日・ミャンマー人権対話を開催した。本人権対話では、ラカイン州の状況改善及び避難民帰還の進展に向けた協議を行ったほか、ミャンマーの少数民族地域における和平プロセスや人権分野における国際場裡での協力等についても議論した。

３　主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

（１）各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。具体的には、人種差別撤廃条約第 10 回・11 回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見に対するフォローアップ回答、及び強制失踪条約第１回政府報告審査に関する強制失踪委員会の総括所見に対するフォローアップ回答を OHCHR に提出した。また、自由権規約第７回政府報告を OHCHR に提出した。

（２）個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、４月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほかに外部講師が出席し、児童の権利委員会における活動や個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。

（３）12 月に第 33 回赤十字・赤新月国際会議に参加し、国際人道法（IHL）の国内履行強化に関する決議の採択に向けた文言交渉に関与したほか、IHL を巡る最近の動向に関する議論に参加した。さらに、本国際会議では、政府としてステートメントを実施し、国際社会に対して、医療従事者及び人道支援関係者の保護や、サイバー空間を用いた戦闘及び自律型兵器システムの使用に関する IHL の履行強化を訴えた。また、10 月及び令和２年２月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。

（４）令和２年２月の人権理事会ハイレベルセグメントに尾身外務大臣政務官が出席してステートメントを実施し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

令和２年度目標

１　国際社会

（１）国連人権理事会及び国連総会第３委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、ハンセン病差別撤廃決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。

（２）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業活動における人権の尊重に係る行動計画の策定を通じ、責任ある企業活動の促進を図ることにより、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の信頼・評価を高め、国際的な競争力及び持続可能性の確保及び向上を図っていく。

（３）Ｇ７即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。Ｇ７即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的に実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

（注）Ｇ７シャルルボワ・サミット（平成 30 年６月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。Ｇ７各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

２　二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

３　主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

（１）政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和２年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

（２）関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法制度との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。

（３）国際事実調査委員会（IHFFC）グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた、IHFFC の活動の支援や国際人道法（IHL）の履行強化に関与する等、IHL の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社と共同した IHL 国内委員会の開催等を通じて国内での人道法の普及に努める。

（４）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は、国際社会の一員としての当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我

が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものであるため、それら取組の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で適切である。
　我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるため、各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施の両方に取り組んでいく必要がある。また、人権の保護・促進を重視する、国際社会の一員としての責務を果たす観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の着実な履行に努め、また、未締結の選択議定書等について引き続き検討を進める必要がある。さらに、このような取組を含め、我が国の人権分野における取組につき、国際社会の理解を促進することも重要である。

測定指標７－２　人道分野での取組（難民等への支援）＊

中期目標（--年度）

　国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

平成30年度目標

１　第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
２　国内の難民等に対する支援を行う。
３　UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民（５家族22名）の受入れを行い、さらに受入れ難民に対する定住支援を行った。また、平成29年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、平成30年度は第三国定住で受け入れた難民を兵庫県神戸市に定住させることを実現した。加えて、10月以降、「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房とともに主催し、第三国定住制度に基づく受入れ対象等の拡大について議論を行った。
２　条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均172人)を実施した。
３　国連難民高等弁務官の訪日やIOM及び難民支援を行うNGOとの協議の機会を活用してUNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、必要な情報交換等を行い、円滑な難民支援を実施した。

令和元年度目標

１　第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。加えて、令和２年度から実施する第三国定住の受入れ対象等の拡大に向けて、適切な準備を行う。
２　国内の難民等に対する支援を行う。
３　UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

１　国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民（６家族20名）の受入れを行い、受入れ難民に対する定住支援を行った。また、平成29年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、令和元年度は第三国定住で受け入れた難民を愛知県名古屋市及び春日井市に定住させることを実現した。
　平成30年10月から「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房と共に主催し、その報告を受け、令和元年６月、第三国定住による難民の受入拡大が決定された。
２　条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均186人)を実施した。
３　９月にはUNHCR保護局長との難民保護における協議を実施したほか、IOM及び難民支援を行うNGOとの定期的な協議の機会を活用してUNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、必要な情報交換等を行

い、円滑な難民支援を実施した。

令和２年度目標

１　第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。

２　国内の難民等に対する支援を行う。

３　UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民の受入れの在り方を適切に見直し、改善を図るとともに、円滑に受入れを実施していく必要がある。

測定指標７－３　人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

（注）平成30年度の測定指標「人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況」における年度目標値及び実績値	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	平成29年度同様、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合は、26年度（注：27,28年度は無投票採択）より多くの賛成票を確保する。	無投票採択	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（カンボジア人権状況決議）	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国が提出・提案している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及びアジアにおける人権状況に対する国際的な関心と理解が高まっていることと同義であるため。

我が国は、平成20年から11年連続でEUと共同で人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出しており、平成30年度は、北朝鮮人権状況決議の採択状況を測定指標として設定したが、平成31年３月の人権理事会においては、諸情勢を総合的に検討した結果、我が国は同決議案を提出せず、EUが提出した同決議案が無投票採択された経緯がある。今後の人権理事会における北朝鮮人権状況決議に関しては、事態の推移を注視しつつ、あらゆる選択肢を勘案しながら対応を決定することになるため、現時点では予断できないことから、令和元年度及び令和２年度においては、人権理事会に我が国が提出・提案する決議の採択状況を測定指標とすることとし（我が国は、北朝鮮人権状況決議以外に、これまでカンボジア人権状況決議、ハンセン病差別撤廃決議を提出）、それら決議案が幅広い支持を得て採択されることを確保することを目標とすることとした。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）		関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）	当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	事業番号
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進（平成11年度）	１　国連等における議論や取組等を通じた人権・民主主義の保護 国連の各種人権フォーラム(国連総会第３委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進める。国連事務局の人権担当部門であるOHCHRの活動を始め、国連等による社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援し、関係機関と密接な連携を行う。主要人権条約により設置されている各種委員会での日本人委員の活躍を実現する。特に人権状況に深刻な問題がある国については、国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1 7-3
	２　主要人権条約・人道法の履行 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1
	21 (8.3)	13 (13)	11 (10)	19	068
②国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR) 拠出金（任意拠出金）(平成17年度)	OHCHRは国連事務局の人権担当部門として機能する、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本件拠出金は、カンボジア事務所の能力構築支援及びアフリカにおける紛争予防に関する若者意識調査プロジェクトへの援助に充てられる。 こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は、我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示すとともに、アジアやアフリカ等において人権・民主主義を保護・促進することにつながり、我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交の一層の推進に寄与する。				7-1 7-3
	213 (213)	13 (13)	7 (7)	2	209
③難民等救援業務委託事業(昭和54年度)	我が国に庇護を求める者（難民認定申請者等）のうち困窮の度合いが高い者に対し、生活面での保護等を行う。 難民認定申請者等に対して、保護費の支給を行うことは、責任ある国際社会の一員である我が国の道義的責任であり、申請者等の生活を支援することを通じ、我が国の社会的安定にも寄与する。				7-2
	497 (497)	481 (481)	489 (387)	352	066
④難民等定住者支援業務委託事業（平成17年度）	インドシナ難民、条約難民等及び第三国定住により受け入れた難民が、我が国への円滑な社会統合を果たし、自立した生活を営めるよう、定住支援等を行う。 国際貢献及び人道支援の観点から、受入れた難民に対する定住支援を行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。				7-2
	93 (93)	100 (100)	111 (212)	219	067
⑤国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金)	本拠出金は、恒久的な難民問題解決手段の一つである「第三国定住」により我が国に受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション、健康診断、日本語教育、渡航関連等、難民が我が国到着までに不可欠な支援を、国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。 IOMへの拠出金等を通じて実施される第三国定住による難民受入れにおける我が国の貢献は、長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するものであって、国連機関や国際社会から高い評価を得ることにつながり、アジアの主要国				7-2

(平成 22 年度)	として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位の保持につながる。				
	48 (48)	48 (48)	37 (37)	35	215
⑥「ビジネスと人権」に関する国別行動計画策定経費 (令和元年度)	企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る国別行動計画を策定する。 日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進の推進並びに日本企業の競争力の確保及び向上に寄与する。				7-1
	―	―	55 (44)	52	069
⑦児童に対する暴力撲滅基金拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金は、「児童に対する暴力撲滅基金」への拠出を通じ、紛争等により近年人道状況が悪化し、児童に対する保護が緊急的に必要とされている地域における児童の保護に充てられる。 本拠出を通じ、児童の保護に貢献し、国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進に寄与する。				7-1
	650 (650)	0 (0)	0 (0)	0	240
⑧国際事実調査委員会(IHFFC) 拠出金(義務的拠出金) (平成 18 年度)	国際人道法(IHL)は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要である。ジュネーブ諸条約第1追加議定書には、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関によるIHLの適用確保手段として国際事実調査委員会(IHFFC)を設置する規定が含まれている(第90条)。我が国は、IHFFCの権限を受入れており、本件拠出金は、その活動・運営費用に充てられる。 本拠出を通じIHFFCの活動を支持することで、我が国は、第三者機関の監視によるIHLの客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、IHLの的確な実施を確保し、有事においても国際法にのっとって行動するという意思を国際社会に明らかにしている。また、日本も参加しているIHFFCグループ・オブ・フレンズ会合等を通じ、他国に対しIHFFCの重要性を説いていく。				7-1
	4 (4)	4 (4)	4 (4)	3	197

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野８　女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　五（一億総活躍社会）
・「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍総理大臣スピーチ(平成 29 年９月 20 日)
・第５回国際女性会議 WAW！／W20 における安倍総理大臣開会挨拶（平成 31 年３月 23 日）

測定指標８－１　女性の権利の保護・促進　＊

中期目標（--年度）

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、我が国が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。

平成 30 年度目標

１　我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW！2018 の開催等を通じて我が国の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
２　我が国の女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、また、WINDS 大使なども活用しつつ、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るため、我が方在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、令和元年のＧ20 及びW20 の我が国開催を見据えて、Ｇ20 及びＧ７の議論・対話に積極的に参加する。また、国際機関や我が方在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、女性分野における我が国の取組について理解を深めるべく、サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。
３　ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
４　女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書を策定する。また、行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを含めた意見交換を市民社会とも行い、同行動計画の初めての改訂版を策定する。
５　女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　平成 31 年３月に、５回目となる国際女性会議 WAW！をＧ20 のエンゲージメント・グループの一つであるW20 と同時に開催した。「WAW！ For Diversity」をテーマに、W20 と WAW！の合同セッションを設け、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学術界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論し、２日間で約 3,000 人が来場した。また、２日間にわたる議論の結果を取りまとめた総括文書を作成した。
２　６月のＧ７シャルルボワ・サミット（カナダ）では、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択された。日本はこの機会に、途上国の女児・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために２億ドルのコミットメントを発表した。
　12 月のＧ20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）では、女性のエンパワーメントについて、女性の労働参画推進、デジタル化や理系分野への参画におけるジェンダーギャップの解消、職

業や育児休暇へのアクセス、女性起業家への継続的な支援などの観点から議論が行われた。平成29年７月のＧ20ハンブルク・サミット（ドイツ）の際に立ち上げが発表され、日本が5,000万米ドルの拠出を行った女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）については、継続的な実施を歓迎することがブエノスアイレス・サミットの首脳宣言の中に盛り込まれた。

女性活躍推進に向けたネットワーク構築のためのフォローアップセミナーとして、平成31年３月に在トロント総領事館が日本政府の取組紹介や STEM 分野で輝く女性の活躍についてビデオ上映を実施し、約500名の女性起業家が参加した。このほか、女性政策に関する発信のため、平成31年１月の欧州評議会に大崎麻子関西学院大学客員教授を派遣し、講演会及び意見交換会を実施した。

３　国連女性機関（UN Women）に対して約2,366万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」(LEAP）のチャンピオン国（指導的役割を果たす国）として同分野を重点的に支援した。具体的には、シリア難民女性のエンパワーメントやアフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。12月には「Ｇ20、女性活躍、そしてSDGsゴール５へ～ジェンダーギャップを解消するためにできること」をテーマにした女性活躍推進議連と国連女性機関日本事務所共催のシンポジウムに西村女性担当大使が出席し、挨拶を行うなど連携した。

また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対し、110 万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策に取り組んだ。

４　女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）について、平成27年に策定した国連安保理決議第1325号の履行に向けた「行動計画」の実施状況について、モニタリング及び評価結果をまとめた第３回の年次報告書の公表に向けた作業を行った。また、同計画には策定から３年後に改訂を行うことが明記されているところ、関係省庁との調整、有識者、NGO・市民社会との意見交換、パブリック・コメントを経て、平成31年３月のWAW！に合わせて改訂版を策定し、外務省ホームページで公表した。改訂版では国連PKO要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待（SEA）の防止が盛り込まれた。また、それにより、実施主体に海上保安庁も新たに含まれた。

６月のＧ７シャルルボワ・サミットにおいて、Ｇ７WPSパートナーシップ・イニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことを踏まえ、また、行動計画の実施目標に含まれる他国へのWPS分野の支援の一環として、日本はスリランカをパートナー国として、平成31年４月からスリランカのWPS行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなった。

５　第５回WAW！／W20の機会に、国連人権条約体対日理解促進プログラムの一環として、ニコル・アムリーヌ女子差別撤廃委員会副委員長及びバンダナ・ラナ委員を招へいした。来日中、片山内閣府担当大臣や内閣府男女共同参画局長から女性活躍推進のための日本の施策・取組について説明し、日本政府の女性分野の施策に対する理解を促進した。また、松川るい参議院議員（女性活躍推進議連事務局長）と面会し、女性の政治参画等について意見交換した。両委員からは、「女子差別撤廃条約の信条を理解いただけた」、「安倍総理大臣は目的にかなった具体的な施策を多数実行しており、女性のエンパワーメントについて非常に重要に考えている」と好評価を得た。また、６月にニューヨークの国連本部で開催された第20回女子差別撤廃条約締約国会合において、女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ、秋月弘子亜細亜大学教授が当選を果たした。

６　国連女性の地位委員会（CSW）

平成31年３月の第63回CSWに、田中由美子日本代表（城西国際大学招へい教授）、各府省庁、国際協力機構（JICA）及びNGOから成る代表団が出席した。「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャーへのアクセス」を優先テーマに議論が展開され、田中代表は、一般討論演説で、保育・介護受け皿の拡大、性犯罪・性暴力対策の推進といった国内の取組をアピールした上で、海外における安全で快適な公共交通機関への支援を紹介したほか、閣僚級ラウンドテーブルでは、雇用における男女の均等機会・待遇の確保を実現するための取組や、ひとり親家庭への支援の重要性を強調した。

令和元年度目標

１　我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW！の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。

２（１）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携

わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。

（２）G20 大阪サミット開催に向けて、G20 及びＧ７の議論・対話に積極的に参加する。G20 では、女性の労働参画・STEM 分野を含む女子教育支援、女性ビジネスリーダー・女性起業家の声の反映について議論し、特に女性の労働参画については各国の進捗を把握できるような仕組み構築を主導する。

３　国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。

４　女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成する。また WPS に関する行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。評価委員とは今後の取組や次の行動計画策定に向けて引き続き意見交換を続ける。

５　女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、また、令和２年３月に提出が予定されている政府報告の作成に向けて、関係省庁と連携しつつ作業を進める。

施策の進捗状況・実績

１　第６回 WAW！については、前回が平成 31 年３月末に開催されたことから、令和元年度には開催せず、令和２年４月３日及び４日に開催することを決定し、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、開催を延期することとした。

２　６月 28 日及び 29 日に大阪にて開催されたG20 大阪サミットでは、我が国は議長国としてリーダーシップを発揮し、首脳宣言に（a）女性の労働参画、(b) STEM 分野を含む女子教育支援、(c) 女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映等が盛り込まれた。また、６月 29 日に公式プログラムの一部として、日本政府は、「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」を開催し、22 か国・機関の首脳（メキシコのみ代理として外相）、特別ゲストとしてマキシマ開発のための金融包摂に関する国連特使（オランダ王妃）及びイバンカ・トランプ米国大統領補佐官等が参加した。

８月 24 日から 26 日にかけて、Ｇ７ビアリッツ・サミットが開催され、「不平等との闘い」をテーマとしてジェンダー平等が議論された結果、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するＧ７宣言」が採択された。日本の制度として、幼保無償化がグッドプラクティスとして掲載された。アフリカのセッションでは、アフリカにおける女性の起業の促進も議論され、付属文書として「女性起業家支援」が発出された。また、紛争下の性的暴力に関する基金について議論されたことを受け、令和２年度に拠出を行うべく予算確保に尽力した。

12 月９日から 13 日までの間、向井千秋東京理科大学特任副学長をタイに派遣し、アジア工科大学及びサシン経営大学院において教育機関や研究におけるジェンダー平等の重要性につき講演会を開催したほか、在タイ日本国大使公邸において、西本伴子 ILO アジア太平洋総局長及びバンコクで働く日本人女性 108 名との交流会を兼ねた講演会を開催。いずれも、参加者から有意義であったとの好評を得た。また、令和２年２月 25 日に国連女性機関（UN Women）主催Ｇ７国際女性の日イベントに、川村駐カナダ大使が出席し、我が国の女性活躍推進に向けた取組につき、広く発信・広報するとともに、海渡千佳（株）フロークリエイション代表取締役を派遣し、日本人女性起業家の視点から見た日本のジェンダー平等の事情につき参加各国の関係者と情報共有・議論が行われた。このほか、在フランス大使館、在ストラスブール総領事館、在バルセロナ総領事館、EU 代表部等が、それぞれ、現地の関係機関との共催、あるいは、現地の関係機関に対する支援（資金的支援、人材派遣等）をすることで、ジェンダー平等に関する広報・啓発活動を行った。

３　国連女性機関（UN Women）との協力を通じた女性のエンパワーメント促進については、同機関に対して約 1,750 万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」（LEAP）のチャンピオン国（指導的役割を果たす国）として同分野を重点的に支援した。具体的には、中東における女性の経済的エンパワーメントやアジア・アフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。また、６月のG20 大阪サミットにおける「首脳特別イベント」へのムランボ＝ヌクカ同機関事務局長を招へいしたほか、同事務局長に上智大学と共催のキャリアセミナーへの出席の機会を作り、啓発活動を行った。さらに９月には、第１回日・国連女性機関政策対話を実施し協力関係を深化させた。

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対しては、153.5 万米ドルの財政支援を行い、支援対象国であるイラク、コンゴ民主共和国及び中央アフリカの警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策に取り組んだ。

4　平成 31 年３月、女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）に関する「行動計画」を改訂した第２次行動計画を策定し、市民社会・NGO に対して周知説明及び意見交換を７月と 12 月に開催した。また、７月には別途、評価委員と市民社会・NGO との意見交換も実施し、同会合において外務省から ODA を使っての具体的な案件形成の際にも WPS の視点を入れることや、国際機関との連携を視点の１つとして取り入れることの重要性につき説明を行った。年次報告書の作成が隔年となったため、モニタリング作業として、政府モニタリング作業部会による行動計画の実施状況報告書を作成し外務省ウェブサイトで公表した（日本語のみ）。

5　女子差別撤廃条約の報告は簡易報告手続で行うことが決定され、女子差別撤廃委員会から令和２年３月に国内実施状況に関する質問票が送付された。

令和２年度目標

1　我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議 WAW！の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

2（1）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

（2）G20 大阪サミットの結果を踏まえて、G20（サウジアラビア）及びＧ７（米国）における議論・対話に積極的に参加する。取り分け、G20 では、G20 大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER)」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWER の設立目的であるＧ20 各国の民間セクター代表間の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20 関係者等と緊密に連携する。

3　国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所への拠出等を通じ、主に中東・アフリカにおいて女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障、紛争下の性的暴力の防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。

4　女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を策定する。また、行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。平成 30 年のＧ７シャルルボワ・サミットにおいて立ち上げられたＧ７WPS パートナーシップ・イニシアティブを引き続き実施する。また、紛争関連の性的暴力生存者の国際基金への拠出及び運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。

5　女子差別撤廃委員会から令和２年３月に送付された質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

女性の権利の保護・促進に向けた国際協力を推進していくためには、従来実施してきている国際的な連携・協力の推進と更なる強化に加え、我が国の取組を積極的に内外に発信することにより、これまで協力がなされていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展を図ることが重要である。

特に、国際女性会議 WAW！の開催、そのフォローアップイベントの国外での開催は、新たな人脈構築、協力関係の発展につながるものであり、有益である。また、Ｇ７／Ｇ20 や女子差別撤廃条約（CEDAW）を始めとする国連の下での各種取組における積極的な参画も、「北京宣言及び行動綱領」25 周年に際し、国際社会における女性分野における存在感を一層高める上で重要である。

我が国は「女性・平和・安全保障（WPS）に関する政府行動計画」を平成 27 年に策定して以降（令

和元年３月に第２次行動計画を作成)、WPS 分野にも注力しており、令和２年度から「紛争関連の性的暴力生存者のための国際基金」への拠出も行うが、理事国として一層積極的に関与することで、本分野における存在感を高めることが重要。

測定指標８－２　国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位

（出典:国連女性機関（UN Women）ホームページ）	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	８位以内	９位	８位以内	14 位	８位以内

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和２年は、北京宣言採択 25 周年、女性・平和・安全保障安保理決議採択 20 周年、国連女性機関創設 10 周年、SDG s 採択５周年など女性課題にとって特別な年。女性に対するエンパワーメントや性暴力の防止などといった問題の重要性は年々高まっており、我が国はこうした女性の権利の保護・促進に向けた国際社会における動きをリードすべく、引き続き国連女性機関（UN Women）との連携を強化し、我が国の本件分野における国際社会でのプレゼンスを更に高めることが重要。その観点から、国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国連女性機関（UN Women）との連携強化の観点から、我が方として可能な限り努力したが、他国の拠出金増額が我が国の拠出金額よりも大きかったことから目標を維持できなかった。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費（平成 27 年度）	専門家で構成される評価委員会が、モニタリング作業部会からの実施状況報告を基にモニタリング実施状況報告書を作成する。 このような取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり、女性の権利の保護・促進に寄与する。				8-1
	1 (0.5)	0.9 (0.9)	0.7 (0.9)	0.5	070
②国連人権条約体対日理解促進プログラム関連経費（平成 29 年度）	女子差別撤廃委員会等国連人権条約体の委員を訪日招へいする。 これにより、男女共同参画分野における我が国の取組及び伝統・文化に対する理解を増進するとともに、同分野における国際的重要課題に関し理解を促進する。				8-1
	6 (4)	6 (3)	4 (4)	2	073
③女性関連国際シンポジウム開催経費（平成 27 年度）	国内外の有識者を日本に招待し、国際女性会議 WAW！を開催し、女性活躍推進に関連する諸課題について経験・知見の共有を行う。 これにより、当該分野の課題解決につながる議論を活性化させ、取組の推進につなげていくとともに、日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。				8-1
	92 (86)	86 (73)	86 (59)	82	071
④在外公館における女性関連セミナー開催経費	我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する取組・進捗を世界の各地域においてアピールし、国内外における女性活躍推進の動きをリードしていく姿勢を示すため、在外公館主催にて女性関連セミナーを実施するとともに、在外公館が協力するセミナー等の活動に日本国内から講師等を派遣する。				8-1

（平成 27 年度）	上記取組は、女性・ジェンダー問題に関する我が国の積極的な外交政策推進に貢献する。				
	8 (5)	6 (2)	4 (3)	3	072
⑤ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関（UN Women）拠出金（任意拠出金） （平成 23 年度）	ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が行っている以下の活動等を支援する。 １　世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力 ２　国連女性の地位委員会を始めとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援 ３　国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整 重点分野として、女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築を目標とする。 こうした国連女性機関（UN Women）を通じた我が国の貢献は、途上国の女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障への女性の参画、女性に対する暴力の防止に寄与するとともに、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上が図られる。				8-1 8-2
	2,272 (2,272)	1,951 (1,951)	2,175 (2,175)	420	205
⑥紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG）拠出金（任意拠出金） （平成 25 年度）	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中、国連や国際機関が女性の公正、安全、幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう、協力して対応していく必要がある。その取組の一つとして、武力紛争下における性的暴力の終焉にむけたSRSGの活動を支援する。 これにより、我が国の「女性の輝く社会」の構築及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ、国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアティブを示すという意味からも大変意義がある。				8-1
	121 (121)	172 (172)	120 (120)	21	221
⑦紛争関連の性的暴力生存者のための国際基金拠出金（新規） （令和２年度）	本基金は、平成 30（2018）年ノーベル平和賞受賞者のデニス・ムクウェゲ氏とナーディア・ムラード女史が令和元（2019）年 10 月に設立した基金である。紛争関連の性的暴力は看過できない問題であるという観点から、紛争下の性的暴力の生存者救済プログラムへの財政的、技術的支援を目的に拠出を行う。 これにより、紛争下の性的暴力の被害者救済のための国際的メカニズムの構築及び関連プロジェクトの実施に寄与する。				8-1
	－	－	－	246	新 02-016
⑧女性起業家資金イニシアティブ拠出金 （平成 29 年度）	本拠出金は、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業が直面している様々な障壁の克服を支援するために充てられる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会参画を促進し、特にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地域の安定、復興、平和構築を実現することに寄与する。				8-1
	5,500 (5,500)	0 (0)	0 (0)	0	374

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野９　軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

１　核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。

２　大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。

３　生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。

４　通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会・衆議院安全保障委員会における茂木外務大臣所信（令和２年３月５日）
「核兵器のない世界の実現」

測定指標９－１　国際的な核軍縮を追求するための取組　＊

中期目標（--年度）

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

平成 30 年度目標

１　2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第２回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく積極的に議論に貢献する。

２　軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。

３　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出している核兵器廃絶決議を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡し役として、国際社会が一致して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供する。

４　CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、日本と豪州が主導する CTBT フレンズ外相会合の成功に向けて取り組む。

５　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に、国連でのハイレベル専門家準備会合に出席し、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。

６　核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。

７　被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

１　４月にジュネーブで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第２回準備委員会に、河野外務大臣が出席し、核軍縮をとりまく厳しい国際環境の中、重要な成果を上げてきた NPT 体制の維持・強化が引き続き日本の取組の中心であることを強調するとともに、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会

議」の提言（効果的な核軍縮への橋渡し-2020 年 NPT 運用検討会議のための提言）（平成 30 年３月提出）に示されている取組として、透明性、検証や対話型討論を紹介し、国際社会に具体的な行動を呼びかけた。また、河野外務大臣はサイドイベントにおいても、「賢人会議」の提言を紹介した。

２　NPDI として、上記第２回準備委員会に、４本の作業文書（透明性、北朝鮮、NPT 運用検討プロセス強化、保障措置）を提出した。また、透明性・報告に関するサイドイベントを開催し、具体的な議論に資するよう貢献した。その他、韓国（６月）、豪州（７月）、インド（７月）、イスラエル（11 月）及びロシア（12 月）との間で軍縮・不拡散協議を実施し、二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。

３　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第３回会合を 11 月に長崎で開催した。日本人委員７名のほか、核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者８名の計 15 名が参加した。同会合では、平成 30 年３月の「賢人会議」の提言を踏まえて、核兵器の廃絶に向けた道筋において解決すべき、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題等について活発な議論が行われた。

　また、12 月、第 73 回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案が 162 か国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、国家間の信頼関係を再構築し、立場の異なる国々の間の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤の形成に貢献することを目指したものであり、核兵器国である英国が共同提案国となった。また、核兵器禁止条約に賛成した 122 か国中、101 か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。

４　４月の 2020 年 NPT 運用検討会議第２回準備委員会及び７月のゼルボ CTBTO 事務局長との共同アピールにおいて北朝鮮に、また、10 月の日印首脳共同声明においてインドに、CTBT 批准・署名を求めた。５月には、第８回太平洋・島サミットにおいて発出された首脳宣言で CTBT の重要性を確認した。９月には、ニューヨークで河野外務大臣が第９回 CTBT フレンズ外相会合をペイン豪外相と共同議長として主催し、約 30 か国の外相が参加するなど CTBT の発効に向けた幅広い国のハイレベルのコミットメントを確認した。また、同外相会合の機会に、タイが CTBT を批准し、ツバルが署名した。さらに、10 月に開催された TICAD 閣僚会合の際、我が国ハイレベルからアフリカの未署名・未批准国に働きかけを行い、このうちジンバブエが平成 31 年２月に CTBT を批准した。

５　５～６月、ジュネーブの国連欧州本部において、FMCT ハイレベル専門家準備グループの第２回会合が開催され、将来の条約の要素について考えうる選択肢等を盛り込んだ報告書が採択された。我が国からは佐野外務省参与（前軍縮代表部大使）を専門家として派遣し、条約の実質的な要素と勧告の議論に貢献した。

６　IPNDV については、７月にソウルで行われた作業部会及び 12 月にロンドンで行われた全体会合・作業部会において、核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題を洗い出す作業について、既存の軍縮条約の現地査察を含む検証措置等の経験に基づく作業文書等を提出し、議論に貢献した。

７　７件 12 名に「非核特使」、５件 40 名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が 2020 年 NPT 運用検討会議第２回準備委員会等へ出席した。また８月に、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、ユース非核特使としてジュネーブを訪問した高校生平和大使と各国外交官との意見交換会を軍縮代表部大使主催により実施した。なお、国連軍縮会議の開催はなかった。

令和元年度目標

１　2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第３回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく、NPT 体制の維持・強化に貢献する作業文書を提出するとともに、少なくとも 2020 年 NPT 運用検討会議の開催において重要な議題選定や議長の選任等の手続き事項を決定すべく、積極的に議論に貢献する。

２　軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。

３　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出する核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に貢献する。

４　CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、令和元年に開催予定の第 11 回 CTBT 発効促進会議に向けて議長を補佐する等、同会議の成功に向けて取り組む。

５　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に取り組み、種々の会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。

６　核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な

取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。

7　被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を 2020 年 NPT 運用検討会議第３回準備委員会等に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　５月にニューヨークで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第３回準備委員会に辻外務大臣政務官が出席。会議初日に一般討論演説を行い、2020 年が NPT 発効 50 周年であるとともに、核兵器が最後に使用されてから 75 年という節目の年であることを述べた。加えて日本は、「賢人会議」の「京都アピール」や透明性向上に関するサイドイベントを開催した。NPDI としては、透明性や軍縮・不拡散教育を含む計５本の作業文書を提出するなど、各分野別の議論に積極的に貢献した。また、同委員会では、同運用検討会議の議題、手続規則等に合意した。

2　11 月、愛知県名古屋市において第 10 回 NPDI 外相会合を開催した。同会合では、茂木外務大臣がペイン豪外相とともに共同議長を務めた。本会合では、NPT 体制の維持・強化の重要性に関する NPDI のコミットメントを示す NPDI 外相共同声明が発出され、2020 年 NPT 運用検討会議に向けて、NPDI として引き続き緊密に連携していくことが確認された。また、令和２年１月の日露軍縮・不拡散協議、日エジプト軍縮・不拡散協議を初めとする二国間協議において、軍縮・不拡散における現下の諸課題について議論した。

3　「賢人会議」については、平成 31 年３月に京都で第４回会合を開催し、現下の状況において核軍縮を進めるために必要な国際社会の取組について議論した結果として、４月、白石座長から河野外務大臣に「京都アピール」を提出。同月の NPT 運用検討会議第３回準備委員会において、辻外務大臣政務官が同アピールの内容を紹介した。さらに、７月、東京で第５回会合を開催。核兵器の廃絶に向けて真に乗り越えなければならない、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題に焦点を当てながら、2020 年 NPT 運用検討会議及びその後を見据えて、国際社会として核軍縮の進展をどのように図っていくかについて議論が行われた。上記の議論の結果、これまでの賢人会議における議論を総括する報告書を作成することで委員の間で意見が一致。10 月、白石座長から若宮外務副大臣に「議長レポート」を提出した。令和２年３月には、核軍縮の実質的な進展のための 1.5 トラック会合を東京にて開催した。

　また、11 月２日、我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議案が 148 か国の支持を得て採択され、12 月 13 日には、国連総会本会議において 160 か国の支持を得て採択された。同決議案は、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てたものであり、2020 年 NPT 運用検討会議を見据え、各国共通の基盤形成に寄与した。

4　９月にニューヨークで開催された第 11 回 CTBT 発効促進会議に茂木外務大臣が出席し、CTBT の発効促進に向けた日本の取組を紹介するとともに、核軍縮・不拡散の取組が着実に進展することへの期待と決意を表明した。また、参加国の総意として、発効要件国を中心とする未署名国・未批准国に対する早期の署名・批准の呼びかけ、核実験モラトリアムの維持の呼び掛け、検証体制構築に関する支援の確認、さらに北朝鮮による核実験への非難及び全ての関連安保理決議の遵守及び完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な朝鮮半島の非核化の重要性の表明等を盛り込んだ最終宣言が採択された。

5　我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議において、直ちに取り組むべき措置の一つとして、FMCT の交渉開始を呼び掛けた。また、ジュネーブ軍縮会議や軍縮・不拡散協議を始めとする関係国との二国間協議の機会に FMCT の交渉開始に向けた取組を求めた。

6　IPNDV の全体会合及び作業部会に本省担当者及び専門家を派遣し、軍縮条約違反の疑いが生じた場合の解決メカニズムに関する作業文書の提出、演習計画等の策定、技術的デモンストレーション等への参加を通じた貢献を行った。また、平成 28 年の国連総会決議で設置が決定された核軍縮検証政府専門家会合においては、専門家を派遣し、作業文書の提出等を通じて議論に参加し、核軍縮の推進における検証の役割に関する報告書の作成に貢献した。

7　４件延べ６名に「非核特使」、３件延べ 40 名に「ユース非核特使」を委嘱し、ユース非核特使の被委嘱者が 2020 年 NPT 運用検討会議第３回準備委員会へ派遣された。また、高校生平和大使が国連欧州本部等を訪問し、各国外交団との意見交換を行った。なお、我が国は 2020 年 NPT 運用検討会議第３回準備委員会において軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントに参加した。

令和２年度目標

1　来たるべき NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、作業文書の提出等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。
2　我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。
3　「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が例年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
4　CTBTO 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、令和２年に開催予定の第 10 回 CTBT フレンズ外相会合に向け、共同議長として、同会議の成功に向けて取り組む。
5　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
6　核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
7　被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である NPT を基礎として、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

全体として、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実施を目標とした。なお、国連軍縮会議の開催については、本件会議をホストする自治体の有無等の要因が大きいため昨年同様目標には盛り込まないこととし、代わりに、令和２年度に実施予定の軍縮不拡散教育に関するステートメントを通じて、我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組むこととした。

測定指標９－２　大量破壊兵器等の拡散防止のための取組　＊

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

平成 30 年度目標

1　大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
（１）北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行い、また､アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援(会合の開催等)する。また、イランの核合意（イランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（JCPOA)))履行及び北朝鮮の核問題への対応のため、以下を実施する。
ア　イランの核合意履行支援のため、IAEA との協力の下、平成 29 年度にイラン向け保障措置トレーニングを行ったのに引き続き、イラン向けのトレーニング・セミナー等を実施する。
イ　北朝鮮の核問題については、IAEA が関係国間での政治的合意がなされた後の北朝鮮における査察活動再開を見据え、準備体制を強化していることを踏まえ、IAEA に対する資金面・人材面での協力を行う方向で準備を進める。
（２）各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し、円滑な運営に協力する。
2　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
（１）IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
（２）IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、IAEA 保障措置シンポジウム（４年に一度開催）や、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に我が国

として参加し、成功裏の開催に貢献する。
（３）IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、我が国として、IAEA の保障措置体制の強化に貢献すべく、保障措置局における日本人職員増強を図る。
３　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
（１）二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
（２）地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
４　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。
（１）拡散に対する安全保障構想（PSI）のハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合
（２）我が国主催 PSI 訓練「Pacific Shield 18」

施策の進捗状況・実績
１（１）大量破壊兵器等の不拡散の観点から、関連国連安保理決議の履行を含め、米国、インド、パキスタン各国との軍縮・不拡散協議の実施やその他の機会を捉え、関係国と緊密に協議した。また、第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP)（平成 31 年３月）や第 26 回アジア輸出管理セミナー（平成 31 年２月）等を通じて、国際的な義務の履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国の能力向上支援を実施した。
ア　７月に日本原子力研究開発機構（JAEA）の協力の下、IAEA 主催のイラン向け保障措置トレーニング・セミナーを支援した。イラン国内の保障措置実施に関与する担当者及び管理職等 26 名に対し、追加議定書に基づく申告等に関するセミナーを実施し、具体的な形で核合意履行支援を実施し、IAEA 及びイラン側から高い評価を受けた。
イ　７月の河野外務大臣のウィーン訪問や 12 月の天野 IAEA 事務局長の訪日等を始め、様々なレベルで、不拡散上の課題について IAEA との意思疎通を重ねた。
（２）NSG 総会（６月)、オーストラリア・グループ総会（６月)、ミサイル技術管理レジーム拡大ポイント・オブ・コンタクト会合（12 月)、ワッセナー・アレンジメント総会（12 月）を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、無形技術移転対策に関する我が国の取組や懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行い、さらにキャッチオール規制の重要性について意見交換を行って他国の取組を促すなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
２　保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書の締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は２か国増加し（リベリア及びセルビア）134 か国となった。また、アルジェリアが署名、タイが批准した。
（１）第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP)（平成 31 年３月）では追加議定書（AP）に関するセッションを設け、原子力の平和的利用を行う上での保障措置の着実な実施を働きかけるとともに東南アジア諸国に対する我が国のキャパシティ・ビルディングの取組につき紹介した。その上で、今後の実効性あるキャパシティ・ビルディングに向け、新たに AP 締約国となったタイや未締結国のラオスやミャンマー等の経験や課題につき参加国間での共有を行った。また、イラン向け保障措置トレーニングについては、AP に基づく申告を取り上げ、イランによる AP 履行の能力の向上を支援した。
（２）年５回開催される IAEA 理事会において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、IAEA 事務局の取組を支援するとともに、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場を表明した。９月の IAEA 総会に松山内閣府担当大臣が政府代表として参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。また、10 月から 11 月にかけて開催された IAEA 保障措置シンポジウム及び APSN 年次会合に、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関するプレゼンテーション等を実施したほか、地域の保障措置関係者のデータベース構築など作業計画を明確化し、地域における保障措置体制強化に貢献した。さらに、IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、平成 31 年２月に、IAEA 理事国（英国、エジプト及びインドネシア）の在ウィーン代表部大使を招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。

（３）IAEA 理事会等の場を通じて、 指定理事国として、保障措置の実効性向上・効率化に向けた IAEA の取組を支持する旨を表明した。12 月の天野事務局長の訪日や平成 31 年１月のヘイワード事務次長（予算計画担当）訪日といった機会を捉え、保障措置局を含む IAEA における日本人職員増強に向け、辻外務大臣政務官を始め様々なレベルで意見交換等を実施した。

３（１）アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援（11 月）や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を実施した。

（２）第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（平成 31 年３月）や第 26 回アジア輸出管理セミナー（平成 31 年２月）を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働きかけた。

４（１） ５月に、拡散に対する安全保障構想(PSI)の 15 周年記念ハイレベル政治会合及びオペレーション専門家（OEG）会合に参加した。ハイレベル政治会合では、今後の取組方針を確認した４つの共同声明を採択する際の共同議長を務めるなど、PSI の取組に積極的に参加した。

（２） ７月に、我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を実施した。国内からは、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省等が参加した。また、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国が艦船や哨戒機、人員等を派遣したほか、アジア太平洋地域を中心に、19 か国がオブザーバーとして参加し、各国の拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和元年度目標

１　国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。

２　国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、以下を実施する。

（１）IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。

（２）IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に参加し、成功裏の開催に貢献する。

（３）IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。

（４）イランの核合意については、国際情勢を踏まえつつ、イランによる履行の支援を然るべく行う。

３　各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。

４　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。

（１）二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。

（２）地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。

５　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。

（１）拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ(OEG)会合

（２）他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

１　大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、米国、ロシア、豪州、中国、イラン、インド及びエジプトとの間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議やＧ７不拡散局長級会合（NPDG）等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど関係国・IAEA 等と緊密に意思疎通を図った。

２（１）関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書（AP）の締結に向けた働きかけを行い、令和元年に締約国数は２か国増加し（エチオピア及びボリビア）、136 か国となった。また、AP 未締結国や AP 普遍化への関心国（フレンズ国）等が参加する８月のアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）や９月の IAEA 総会の場を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場をあらゆるレベルで発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化へのフレンズ国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。

（２）年に５回開催される IAEA 理事会や年次総会の場において、指定理事国として、重要な不拡散

問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。８月にインドネシアで開催されたアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）には、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関するワーキング・グループにおいて調整役を務めるなど、会合における議論を主導することを通じて、地域における保障措置体制強化に貢献した。９月の IAEA 総会には、竹本内閣府特命担当大臣が政府代表として参加し、政府代表演説や IAEA 加盟国のカウンターパートとの会談を実施した。IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、令和２年２月には、IAEA 理事国（モンゴル、ドイツ、スウェーデン、パラグアイ及び南アフリカ）の在ウィーン代表部大使を我が国に招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。さらに、12 月に IAEA 事務局長に新たに就任したグロッシー事務局長と我が国との強固な関係を構築するため、令和２年２月に同事務局長の早期の訪日を実現させ、安倍総理大臣表敬、茂木外務大臣との会談、原子力関係閣僚等との会談を通じ、日 IAEA 間の一層の協力関係強化に向けた連携を確認した。

（３）IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援することが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家の派遣を行った。また、同基金を通じた分析用機材調達支援について調整を行い、IAEA の保障措置活動及び体制強化を支援している。

（４）イランが核合意のコミットメントの低減などを行う中で、年５回の IAEA 理事会において、指定理事国である我が国から、イランに対して核合意のコミットメントへの復帰や遵守、IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。

３　原子力供給国グループ（NSG）総会（６月）、オーストラリア・グループ（AG）総会（６月）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）総会（10 月）、ワッセナー・アレンジメント（WA）総会（12 月）を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、アジア諸国へのアウトリーチ活動や無形技術移転対策に関する我が国の取組や、懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行うなど、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。

４（１）アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援（７月）を実施したほか、米国等の関係国との協議を通じてアジア諸国へのアウトリーチの取組について意見交換を行うなど、二国間レベルの働きかけや取組を実施した。

（２）第 27 回アジア輸出管理セミナー（令和２年２月）を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働きかけた。また、同セミナーのマージンで輸出管理レジームによるアウトリーチ会合を開催し、アジア諸国に対してより高いレベルでの輸出管理の実施を促した。令和２年３月に予定していた第 16 回 ASTOP については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を延期することとした。

５　12 月に、大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、拡散に対する安全保障構想（PSI）に関して本年度新たに開催されたフィリピン主催「東南アジアワークショップ（SAWS)」に参加した。我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンを行うことで、輸出管理レジームに参加しておらず輸出管理体制が未整備の東南アジア諸国の不拡散の重要性への認識を高めるとともに、アジア地域での阻止事例に関する実際の取組等について情報共有を行うことで、参加国間の相互理解を深めた。同ワークショップに加え、以下の枠組みに参加した。

（１）９月に、拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ(OEG)会合に参加し、我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンテーションを行ったほか、机上訓練や各種分科会に出席するなど、PSI の取組に積極的に参加した。

（２）７月に、韓国主催 PSI 訓練「Eastern Endeavor 19」に参加し、外務省、警察庁、海上保安庁及び防衛省・自衛隊が参加した。米豪のほかアジア太平洋地域を中心とする各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和２年度目標

１　国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。

２　令和元年に新たに就任したグロッシー事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。

（１）IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働きかけを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。

（２）核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。

（３）イランの核問題については、イランによる核合意のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。

３　各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。

４　アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。

（１）二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。

（２）地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。

５　大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。

（１）拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ(OEG)会合

（２）他国主催 PSI 訓練

（３）東南アジアワークショップ（SAWS）

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は、国際の平和と安定に寄与し、また我が国の安全と繁栄の確保のために必要な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな核兵器保有国出現を阻止するため、IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり、不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要である。また、PSI は大量破壊兵器等の拡散を阻止するための重要な国際的な取組であり、これに積極的に参加することが必要である。

測定指標９－３　生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組

中期目標（--年度）

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

平成 30 年度目標

１　生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。

（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。

（２）BWC の締約国会合、専門家会合及びＧ７の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。

（３）国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。

（４）BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ、年２回関係省庁や有識者との関係者会合を開催する。

（５）国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国の能力構築（キャパシティ・ビルディング）を支援し、BWC の実施強化に貢献する。

２　化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。
（１）米露のストックパイル化学兵器や申告された化学兵器の廃棄は着実に進んでいるが、シリア等において化学兵器の使用事案が度々発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための国際的メカニズムの設置の提案や、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、化学兵器禁止機関（OPCW）締約国会議、執行理事会(定期的に年３回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議などの定例会合及び５年に１回開催される第４回運用検討会議（11 月）において積極的に議論に参加する。
（２）北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に関する各国の理解を深め、北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大にも取り組み、非締約国・地域（北朝鮮、イスラエル及びエジプト）の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
（３）OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの定例会合及び第４回運用検討会議へ積極的に参加し、我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。特に、第４回運用検討会議は５年に１回開催され、今後の方向性を定める節目の会議であることを踏まえ、CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく、積極的に準備会合等での議論に参加し、OPCW の化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。
（４）専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。
（５）OPCW による査察（対遺棄化学兵器（ACW)、対国内産業等）を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績
１　生物兵器禁止条約（BWC）
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果、南アフリカが新たに締約国・地域となった。
（２）８月の専門家会合に専門家とともに参加し、信頼醸成措置の段階的アプローチ、国際機関との連携強化、条約の制度的強化などの提言をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また年に複数回開催される、Ｇ７の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。
　12 月の締約国会合では、生物案件への迅速な対応に係る取組に関する作業文書等を提出して議論に貢献したほか、成果文書の採択に尽力した。
（３）バイオセキュリティに関わる民間企業社員、学術関係者、政府関係者等を対象とする会合において、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展についてのプレゼンテーションを実施するなど、国内研究者への啓蒙を行った。
（４）国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において３回開催し、バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ、条約の制度的強化などに関する作業文書を作成し、締約国会合において提出した。
（５）国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、我が国の専門家を派遣して我が国の対応準備に関する発表を行い、BWC 締約国による条約実施の促進に貢献した。また、ASEAN 諸国のキャパシティ・ビルディングに向けた事業の準備も行った。
２　化学兵器禁止条約（CWC）
（１）第４回特別締約国会議で、我が国も共同提案国となり、有志国とともに他国に支持要請を行った化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定が採択された。この決定により、シリアにおける化学兵器使用の抑止につながる「使用者特定チーム」が設置されることになり、令和元年早期に活動を開始すべく準備を進めた。その後、関係国と連携した働きかけにより、同チームの設置を含む予算案の OPCW 締約国会議（11 月）での採択、運用検討会議（11 月）での同仕組みに関する議長テキストへの反映に貢献した。
（２）非締約国・地域（イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン）に対する CWC 加入の呼びかけを OPCW と共に実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会での我が国からの働きかけの結果、各国の理解を深めており、北朝鮮加入に向けた少数関係国と OPCW の協議を平成 31 年３月に開始することにつなげた。
（３）OPCW 運用検討会議、締約国会議、執行理事会（年３回開催）に参画し、作業文書の提出などを通じて我が国のプレゼンスを示しつつ、遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄に関する声明の発出など国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。
（４）OPCW との協力の下、ネパール及びスリランカからの研修生各１名を国内の化学事業所に受け入れ、化学プラントの保安体制、事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し、締約国の国内実施

措置の強化のための国際協力を実施した。また、国内実施当局である経済産業省より、国際的セミナーに職員を専門家として派遣し、国内実施措置の促進に関するプレゼンテーションを行った。
（５）25 件の OPCW による査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。
（６）「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合」（５月）や同専門家会合（11 月）に参加し、CWC の各締約国の国内実施体制の強化及び CWC の普遍化が重要である旨声明を発出し、我が国のプレゼンスを示しつつ、国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。

令和元年度目標

１　生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
（１）非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。
（２）BWC の締約国会合、専門家会合及びＧ７の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
（３）国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
（４）国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国等の対応能力の強化などを通じて BWC の実施強化に貢献する。
２　化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
（１）シリア等において化学兵器の使用事案が引き続き発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みの安定的な運用開始に向けて、また、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、OPCW 締約国会議、執行理事会（定期的に年３回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議などの定例会合で積極的に議論に参加する。
（２）北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組み、非締約国・地域（北朝鮮、イスラエル及びエジプト）の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
（３）OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、化学兵器のない世界の実現に向けて、特に CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献などの取組を促進すべく、積極的に議論に参加する。
（４）専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。
（５）OPCW による査察（対遺棄化学兵器（ACW)、対国内産業等）を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

１　生物兵器禁止条約（BWC）
（１）他の締約国と共同し、非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果、タンザニアが新たに締約国となった。
（２）８月の専門家会合に専門家とともに参加し、「信頼醸成措置の提出向上に向けたアプローチ」、「エボラ出血熱流行を踏まえた日本の対策」及び「バイオセキュリティ対応能力強化に関するワークショップ」に関する作業文書３本を提出したほか、同ワークショップの成果に関するサイドイベントを実施し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、グローバル・パートナーシップ等の生物兵器関連の国際会合に積極的に参加し、各国と意見交換及び情報収集を行った。12 月の締約国会合では、BWC の場での課題や提案に関する我が国の立場を積極的に発信するとともに、各締約国の立場の相違に留意しつつ、合意に向けて関係国と調整したり、文言の提案を行うことで同会合報告書の採択に向けて尽力した。
（３）バイオセキュリティ分野の国内学術関係者や政府関係者等から情報収集し、我が国方針の形成に役立てるとともに、最新科学技術の進展と BWC との関わり合いなど、生物兵器に関する国際的議論のすう勢について情報共有し、国内研究者への啓蒙を行った。
（４）我が国の国連軍縮部拠出金により国連軍縮部が実施するプロジェクト（ジュネーブにおけるセミナー２回及びアジア諸国でのワークショップ３回）に関し、効果的な実施に努め、我が国専門家の知見やベスト・プラクティスをセミナーで共有し、国際的な対応のあり方や重要事項について理解を深めるとともに、ワークショップを通じて東南アジア諸国等の対応能力の強化を図り、BWC 体

制の強化に貢献した。
2　化学兵器禁止条約（CWC）
（1）平成30年6月の第4回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定の確実な履行及び同決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム（IIT）の安定的活動を支援するため、関係国と連携した働きかけにより、関連予算案が締約国会議（11月）で採択され、締約国会議報告書に同決定及びIITに関する記載が反映された。また、IITの分析活動を支援するため、化学兵器禁止機関（OPCW）ラボラトリー改修事業に拠出した。
（2）非締約国・地域（イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン）に対するCWC加入の呼び掛けをOPCWと共に実施した。また、北朝鮮のCWC加入の重要性について、OPCW会合等の機会で発信した。
（3）OPCW締約国会議及び執行理事会（年3回開催）の議論に参加し、我が国の遺棄化学兵器の廃棄事業の説明やシリアの化学兵器の廃棄の重要性の発信など、国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に関する議論に貢献した。また、国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察のあり方などに関する議論に積極的に貢献した。さらに、アリアスOPCW事務局長を外務大臣賓客として招へいし、遺棄化学兵器廃棄事業やシリアにおける化学兵器問題に関する我が国の立場につき理解を得るとともに、化学兵器の廃絶及び再出現の防止に向け、今後の連携・協力を確認した。
（4）国内実施当局である経済産業省から、6月の第17回アジア国内当局者会合で国内実施の重要性に関するプレゼンテーションを行い、我が国の知見を提供し、他の締約国の国内実施を支援した。
（5）20件以上のOPCWによる産業査察及び6件の遺棄化学兵器廃棄査察を滞りなく受け入れ、我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCWの検証査察制度の適切な運営に貢献した。

令和2年度目標
1　生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
（1）BWC非締約国・地域に対して、二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
（2）12月のBWC締約国会合、8月の専門家会合等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出したり、サイドイベントも実施することで、BWC体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
（3）最新科学技術の進展とBWCの関わりなど、BWCの議論を国内の議論や検討につなげるため、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
（4）我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化（1回）、BWC国内実施促進ワークショップ（1回）及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業（複数回）を効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。
2　化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
（1）11月の締約国会議、7月、10月及び令和3年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。
（2）北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国・地域の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
（3）化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWへの拠出を通じて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC体制の強化に貢献する。
（4）OPCWによる、年12回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約20件行われる国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、

施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であるとともに、各締約国が条約の国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また、我が国が CWC 履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

測定指標９－４　通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（--年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

平成 30 年度目標

１　武器貿易条約（ATT）については、我が国は平成 29 年８月から第４回締約国会議議長を務めているところ、締約国の拡大に向けた各種働きかけ、条約の実効的な履行について、引き続き建設的かつ積極的に議論に参画する。特に、国連加盟国（193 か国）の半数を超える 97 か国の締結に向けた働きかけを実施する。

２　対人地雷禁止条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを継続する。締約国会議においては、国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう、条約の履行及び運用に関する議論に積極的に参加する。また、会議の場を通じて、我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。

３　クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連会議においては、将来のクラスター弾の廃絶を目指して、締約国だけでなく、未締結国を含む国際社会が受入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。また、会議の場を通じて、世界第２位のドナー国である我が国の国際協力について発信する。

４　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでは、我が国が既に締結している附属議定書に定められた特定通常兵器の使用の禁止・制限や報告義務の適切な履行に加えて、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合において、LAWS に関連しうるロボット技術や人工知能（AI）は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないよう指摘しつつ、建設的に議論に参画する。

５　小型武器については、我が国は長らく主導的役割を果たしており、毎年、南アフリカ、コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。平成 30 年の国連第一委員会及び国連総会においても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに積極的かつ建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

１　武器貿易条約に関し、８月に第４回締約国会議をアジア太平洋地域で初めて東京にて主催し、締約国・地域、オブザーバー国、産業界、有識者、NGO 等、世界各地から約 400 名の参加を得た。同会議では、条約の実効的履行や普遍化、透明性の促進等に関する議論とともに、条約事務局の強化、国際協力の推進等についても活発な意見交換が行われた。また、在外公館を通じ、未締結の 21 か国への働きかけを実施した。平成 30 年末の時点で締約国・地域数は 100 に達した。

２　対人地雷禁止条約に関し、締約国会議（11 月）等の条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、平成 30 年度においては、シリア向け人道的地雷対策支援プロジェクト等、対人地雷対策に関して総額約 41.7 億円の支援を実施した。

３　クラスター弾に関する条約に関し、締約国会議（９月）において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働きかけるとともに、国際機関等を通じた日本の支援について説明した。また、国連総会第一委員会において、ラオス政府とサイドイベントを共催し、我が国の NGO 等を通じた不発弾対策に関する支援について説明した。

４　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）に関し、４月及び８月に開催された政府専門家会合へ代表団を派遣し、各議題において積極的に発言し、議論に建設的に貢献した。河野外務大臣主催による有識者との意見交換会を３回（７月、10 月及び平成 31 年３月）開催し、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府としての理解増進に努めた。

5　６月に開催された国連小型武器行動計画第３回履行検討会議において、アジア大洋州地域選出の副議長国として、成果文書のコンセンサス採択に向け、建設的に議論へ参加した。また、12 月、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会へ提出した小型武器決議がコンセンサスで採択された。小型武器の問題に取り組んできた日本として、同問題について国際社会が一丸となって取り組む機運を醸成すべく、これらの国際的枠組みに積極的かつ建設的に参加した。

令和元年度目標

1　武器貿易条約（ATT）普遍化に関する作業部会の共同議長として、 平成 30 年末時点で締約国・地域数が 100 に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。

2　発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。また、令和元年 11 月に予定される検討会議では、条約の普遍化とともに今後５年間における行動計画等の議論に積極的に貢献する。

3　クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。

4　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、３年間の議論を踏まえた成果をまとめる段階において、特に、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画する。

5　小型武器問題については、令和２年の国連小型武器行動計画（UNPOA）第７回隔年会合（7BMS）の開催に向け、令和元年を通じ開催が見込まれる非公式会合において、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

1　ATT 普遍化に関する作業部会共同議長として、アジア地域の主要な武器貿易国を中心に、ATT への加入を呼びかけた結果、令和元年末時点で、締約国・地域数は 105 に達した。また、締約国としてのみならず管理委員会メンバーとしても、条約の効果的な履行、透明性向上と報告等、条約に関する諸分野につき提案やコメントを行い、議論に積極的に貢献した。

2　対人地雷禁止条約に関し、第４回検討会議（11 月）には尾身外務大臣政務官が出席し、ハイレベル・セッションでステートメントを行い、我が国の長年にわたる地雷対策支援の実績を強調するとともに、地雷除去支援に加えて、地雷リスク教育や地雷被害者支援等も含む包括的な支援を実施してきた旨述べた。さらに同会議においては、東北大学との共催により、同大学が開発する先進型地雷探知器やその活用について紹介するとともに、カンボジア及びコロンビアの地雷対策関係者も招き、同地雷探知器活用の経験や見通し等につき当事者から紹介するサイドイベントを実施した。また、その他条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の新たな行動計画や履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、令和元年度においては、対人地雷対策に関して総額約 40.5 億円の支援を実施した。

3　クラスター弾に関する条約に関し、第９回締約国会議（９月）において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働きかけるとともに、二国間や、国連地雷対策サービス部（UNMAS）や赤十字国際委員会（ICRC）等の国際機関等を通じた日本の支援について説明した。

4　LAWS をめぐる議論について、我が国が平成 31 年３月に国際社会に示した作業文書は、我が国が主要論点での共通認識を形成すること及び人道と安全保障との間でのバランスの取れた議論をすることが重要であるとの立場を表明し、令和元年度の LAWS 専門家会合での国際的な議論をすることの方向性を提示し、国際社会から好評価を得た。

5　国連総会や、国連小型武器行動計画（UNPOA）第７回隔年会合（BMS７）に向けた非公式会合等の議論に積極的に参加し、小型武器問題に取り組む機運の醸成に努めた。国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器に関する決議案を提出し、本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器のテロリスト等への移転を含む非合法な取引の根絶、各国が国連小型武器行動計画を効果的に実施することの重要性を強調し、さらに、国連内に新たに設立された小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮」基金（SALIENT fund）を歓迎する内容となっており、国際社会が同問題への取組を促進する上で意義を有するものとなった。

令和２年度目標

１　武器貿易条約（ATT）について、令和元年末時点で締約国・地域数が 105 に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。

２　発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。11 月に予定されている第 18 回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。

３　クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。11 月に予定されている第２回検討会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。

４　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、令和２年及び３年の議論を踏まえて成果をまとめることとなっているところ、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。

５　小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進に際しては、条約を始めとする既存の枠組みの履行とそれらへの参加国の拡大（条約については締約国の増加）が重要であり、その実現に向けた我が国の取組の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

条約の普遍化に向けた各種会合を通じた働きかけとともに、特に、対人地雷及びクラスター弾の両条約の履行と普遍化を進める上では、人間の安全保障の観点から我が国が長年にわたって実施してきた被害者支援等の国際協力が有益である。また LAWS については、その主要な構成要素である人工知能（AI）やロボット技術が、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で既に利活用されていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないように留意しつつ、国際的なルール作りを進めることが適当である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①包括的核実験禁止条約(CTBT)国内運用体制整備 （平成 16 年度）	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うとともに、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。 こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資する。				9-1
	179 (176)	174 (173)	207 (200)	203	074
②軍備管理・軍縮・不拡散への取組	１　国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。				9-1

（　＊　）	こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。	
	２　軍縮教育普及 毎年８月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式典及び関連行事に職員が出席し、外務大臣等を補佐するとともに、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等を派遣することやユース非核特使フォーラムを開催することで、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。	9-1
	３　軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。	9-1
	４　国連総会 国連総会第１委員会に積極的に参加し、我が国決議を採択する。 こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。	9-1
	５　不拡散分野での協力強化 二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、国際的な不拡散上の課題に効果的に対処する。 こうした取組は、国際的な不拡散体制の強化に資する。	9-2
	６　IAEA 保障措置の強化 追加議定書締結促進セミナーの開催、IAEA 保障措置シンポジウムやアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等への参加・貢献等、IAEA や関係国との協力を通じ追加議定書の締結を促進し、IAEA 保障措置体制の強化を図る。また、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。 こうした取組は、IAEA 保障措置の強化に資する。	9-2
	７　輸出管理レジーム 輸出管理等を目的とする国際的な枠組みである原子力供給国グループ（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、ワッセナー･アレンジメント（WA）、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）及びザンガー委員会の関連会合に積極的に参加し、国際的な連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。WA 及び NSG では、参加国間で関連情報の共有を行うための秘匿情報システムが構築されており、各システムを通じた情報収集及び情報提供も行う。 こうした取組は、輸出管理レジームの強化に資する。	9-2
	８　地域不拡散強化協力 国際的な不拡散体制の強化・発展のため、ASEAN 諸国、中国、韓国等の局長級で、不拡散体制の強化に関し議論を行うアジア不拡散協議（ASTOP）や、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め、輸出管理制度の強化を目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。また、アジア太平洋地域における不拡散関連会議への出席や専門家派遣を実施する。 こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。	9-2
	９　拡散に対する安全保障構想（PSI） PSI 訓練やオペレーション専門家会合（OEG）への出席及び主催を通じ、PSI に積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。 これにより、特にアジアにおける大量破壊兵器等の拡散防止に寄与する。	9-2
	10（１）生物兵器禁止条約（BWC）	9-3

	生物兵器禁止条約の締約国会合、専門家会合及び各種関連の国際会合等に積極的に参画するとともに、国内実施措置の強化のため、条約の関連分野における国内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い、セミナー等への専門家の派遣を行う。 こうした取組はBWCの実施強化に資する。 （２）化学兵器禁止条約（CWC） 化学兵器禁止機関（OPCW）締約国会議、執行理事会（年３回開催）、条約実施のための各種協議及び第４回運用検討会議（５年に１回開催）に積極的に参画し昨今発生している条約違反への対応策を提案するとととともに、中国遺棄化学兵器（ACW）処理事業等へのOPCWに協力する。 こうした取組はCWCの実施強化に資する。				
	78 (61)	62 (44)	35 (24)	35	075
③通常兵器の軍備管理（　＊　）	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。 武器貿易条約（ATT）、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働きかけ等を積極的に行う。 これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。				9-4
	－	－	－	－	－
④核軍縮の実質的な進展ための賢人会議（平成30年度）	安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐって国際社会の立場の違いが顕在化している中で、様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、現実的かつ実践的な核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍縮の実質的な進展のための賢人会議を開催する。 こうした取組は国際的な核軍縮に向けた機運を高めることに資する。				9-1
	－	37 (30)	40 (21)	40	076
⑤武器貿易条約第４回締約国会議開催経費（平成30年度）	武器貿易条約第４回締約国会議議長国として、締約国数が低いレベルに止まっているアジア大洋州地域の非締約国に対する条約締結に向けた機運を創り出すため、日本国内で締約国会議を開催する。 同会議への日本国内の政治、産業各界の関与を実現し、日本国内での同条約の認知度を高め、もって我が国による同条約の更なる貢献に向けた国内基盤の強化を図る。				9-4
	－	16 (37.9)	0 (0)	0	－
⑥軍縮・不拡散分野における人材育成事業関係経費（令和元年度）	核軍縮・不拡散分野で国際的に活躍する人材育成を目的とし、キャリア構築のための軍縮・不拡散に関する講座及び国際機関への就職を可能とするような国際機関における業務能力向上のための講座を実施する。 こうした取組は、核軍縮・不拡散分野における国際社会での日本のプレゼンスの強化に資する。				9-1
	－	－	5 (0)	0	077
⑦ARF不拡散・軍縮会期間会合に係る経費（新規）（令和２年度）	ARF不拡散・軍縮会期間会合は、ARFの枠組みの下で分野毎に開催される会期間会合の一つであり、2018～2020年の期間は、韓国（2018年）、インドネシア（2019年）、日本（2020年）が共同議長国となることが、平成29年のARF閣僚会合において決定されており、令和２年度は日本で同会合が開催される。同会合では、メンバー国（25か国＋１地域、１機関）及びその他主催国が招待する国際機関などから60名程度の参加が想定され、主催国が、会場借料、レセプション及び会議期間中の昼食、コーヒーブレークにかかる飲食費、レセプションや昼食会場への送迎バス経費、会議設営・運営に掛かる諸経費を負担することとなっている。				9-1

	これらの経費は、ARF 不拡散・軍縮期間会合の成功に不可欠のものであり、我が国の軍縮・不拡散への取組に資する。				
	―	―	―	9	新 02-004
⑧自律型致死兵器システム（LAWS）に関する会議及び調査等に係る経費（新規）（令和２年度）	人工知能技術を始めとする自律化技術が高度に応用された兵器とされている自律型致死兵器システム（LAWS）に関し、その定義や特徴、開発の動向、既存の国際法の枠組みでの規制の可否等について、我が国の立場が特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みの下で行われている議論に十分に反映されるようにするための取組。 こうした取組により、本件議論で立場を表明している国が少ないアジア太平洋地域諸国への働きかけを行い、同志国を得ることで、LAWS に関する国際的な議論における我が国の立場への支持を拡大し、我が国の平和、安全及び繁栄を確保しながら、国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	―	―	―	27	新 02-005
⑨国際原子力機関（IAEA）分担金（昭和 32 年度）	本分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、核燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認（保障措置）、⑤政策、マネージメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネージメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。 本分担金の拠出を通じて、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化をはかり、もって、我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。				9-2
	4,167 (4,167)	4,289 (4,289)	4,529 (4,529)	3,845	175
⑩包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会分担金（平成９年度）	包括的核実験禁止条約（CTBT）は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度（IMS）及び②現地査察（OSI）を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要があるが、IMSについては監視観測施設の建設及び既存の監視観測所の維持運営が重要であり、OSIについては、査察技術確立のためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1
	1,322 (1,294)	1,231 (1,231)	1,422 (1,417)	1,417	177
⑪化学兵器禁止機関（OPCW）分担金（平成５年度）	化学兵器禁止条約（CWC）は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度を設けている。本拠出金は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与すべく、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関（OPCW）が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの運営経費に充てられる。 本拠出を通じて、我が国は、OPCWの検証査察の実施、条約の普遍化の促進、締約国の国内実施強化、国際協力等に寄与する。				9-3
	780 (780)	793 (662)	837 (760)	713	178

⑫国際原子力機関（IAEA）拠出金（核不拡散基金）（平成14年度）	本拠出金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり、過去に追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナー実施経費、イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動、IAEAへの我が国専門家派遣等に使用されている。 本拠出により、核不拡散分野における課題に対する IAEA の効率的な監視・検証活動等の取組を、我が国として主体的に支援し、国際社会の核不拡散体制の維持・強化することで、地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。				9-2
	0 (0)	0 (0)	546 (546)	0	180
⑬化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金（義務的拠出金）（平成10年度）	我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い、また、化学兵器禁止機関(OPCW)の各種査察を受け入れ、査察経費を支払う義務がある。本拠出金により、上記査察を受け入れることで、ACW廃棄事業の透明性を確保し、国際社会に対して、我が国が条約義務の誠実な履行に務め、CWC体制の維持・強化に貢献する姿勢を示すことができる。				9-3
	41 (8)	56 (4)	58 (49)	56	187
⑭ワッセナー・アレンジメント(WA)分担金（平成５年度）	本分担金は、通常兵器及び関連汎用品・技術の国際輸出管理レジームであるWAのオンライン情報共有システムの維持・管理・改善、参加国間での各種会合の開催、WA非参加国に対するアウトリーチ活動、WA事務局（ウィーン）の運営等のために活用される。 本分担金の拠出を通じて、WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに、共通の規制品目リスト等を踏まえてWA参加国により大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて、地域及び国際の安全と安定に貢献する。				9-2
	27 (27)	28 (28)	30 (29)	23	188
⑮特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等分担金（平成７年度）	本条約は、安全保障及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組み条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。 こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制を通じ、紛争時における文民の保護を徹底する国際人道法の遵守の強化等を通じた国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	16 (12)	14 (7)	15 (11)	11	189
⑯生物兵器禁止条約(BWC)分担金（平成４年度）	BWCでは、条約の国内実施強化、関連する科学技術の進展のレビュー、国際協力促進等を議題とする会合を開催し、条約の実施強化と普遍化に係る取組を行っている。BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。 こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。				9-3
	24 (4)	25 (16)	18 (13)	14	190
⑰対人地雷禁止条約締約国会議等分担金（平成10年度）	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、平成９(1997)年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、平成10(1998)年９月に締結した。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、締約国会議等が開催され				9-4

	る。 こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。				
	6 (5)	6 (10)	10 (11)	10	191
⑱核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議分担金 （昭和45年度）	NPTの規定に基づき５年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では、NPTの３本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。 こうした分担金の拠出は、条約の運用レビューの実施に寄与するとともに、来たるべきNPT運用検討会議における我が国の積極的な貢献のために重要である。				9-1
	20 (1)	20 (8)	20 (12)	40	192
⑲クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金 （平成22年度）	クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、平成20(2008)年５月に採択され、我が国は同年12月に署名、平成21(2009)年７月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。 本分担金の拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	7 (4)	3 (1)	4 (4)	15	193
⑳クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金 （令和元年度）	本拠出金は、クラスター弾に関する条約(オスロ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本拠出を通じた我が国の貢献は、オスロ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。				9-4
	－	－	1 (1)	1	258
㉑国際連合軍縮会議拠出金（任意拠出金） （平成７年度）	昭和63(1988)年の第３回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌平成元(1989)年から我が国地方都市において開催されてきている。本会議は、国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論を行うものであり、拠出金は国連軍縮部に拠出され、海外参加者の渡航費用に充てられる。 本拠出金は、自由闊達な議論を通じて、軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するだけではなく、我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し、国際社会における我が国発言力を強化するとともに、若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。				9-1
	2 (2)	2 (0)	1 (0)	1	218
㉒特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書(附属議定書Ⅴ)について、締約国としてではなく、オブサーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第10条３項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。本議定書は、爆発性戦争残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、				9-4

拠出金 （平成 24 年度）	一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等が議論される。 本拠出金は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。				
	4 (0)	3 (0)	2 (1)	0	219
㉓武器貿易条約締約国会議等分担金 （平成 27 年度）	本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	17 (7)	14 (12)	12 (10)	10	223
㉔対人地雷禁止条約拠出金 （平成 27 年度）	本拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	10 (10)	9 (9)	4 (4)	3	224
㉕包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会拠出金 （平成 28 年度）	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、核実験検証制度を条約発効までに準備しておく必要がある。本拠出金は、北朝鮮等による核実験を精確に検知する体制を強化するため、包括的核実験禁止条約機関に対して、追加的に拠出を行うもの。具体的には、核実験の検知に必要な可搬式希ガス観測装置の整備・通常時の放射性キセノン観測を実施及び核実験時のデータ解析・評価を迅速化するためのソフトウェア開発等に充てられる。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	235
㉖国際連合軍縮会議等拠出金（グローバル及び地域的な軍縮活動のための信託基金拠出金） （平成 28 年度）	本拠出金は、安保理決議1540号の履行状況の監視等を行う1540委員会（安保理理事国から構成）が同決議の履行強化のために検討している事業のうち、政府の履行能力強化のためのセミナー等、必要性の高い事業に使用されている。 本拠出金によって国連加盟国の同決議の履行能力強化のための取組を行うことで、我が国及びアジア太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散の推進に寄与する。				9-1 9-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	236
㉗武器貿易条約（ATT）任意信託基金拠出金	通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした本条約の実施、特に、条約により具体的に規定される輸出入に係る国内制度・体制の整備や通常兵器の流用防止等について、締約国及び条約締結を前提とした非締約国における国内制度整備や当局者の能力強化を実施する。				9-4

（平成 29 年度）	本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善につながる。				
	330 (330)	0 (0)	0 (0)	0	241
㉘国連軍縮部拠出金 （平成 29 年度）	本拠出を通じて、我が国は、東南アジア諸国や太平洋地域における能力強化、生物兵器による攻撃時における国連機関間の連携、生物兵器使用時の国際的調査メカニズムの効果的な運用の強化などのプロジェクトを実施する。また、通常兵器の輸出入管理体制が脆弱なサブサハラ・アフリカ地域を中心とする諸国への支援や非国家主体による大量破壊兵器拡散防止の観点からの関係当局職員の能力強化のための支援を行う。 上記のような取組を通じ適切な武器管理等が浸透することで、我が国の安全保障環境が改善され、我が国の軍縮・不拡散に向けた目標にも寄与する。				9-3 9-4
	169 (169)	0 (0)	0 (0)	0	242
㉙国連軍縮研究所拠出金 （平成 29 年度）	専門家会合やセミナー等の開催を通じ、中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実務者に対し、武器流出リスクの低減のための枠組み・手続き・実際的な措置を特定する知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、非国家主体の武装集団に対する不正な武器の移転を防止、撲滅することは、我が国を取り巻く安全保障環境の改善につながる。				9-4
	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0	243
㉚ジュネーブ国際開発研究大学院拠出金 （平成 29 年度）	ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管理能力評価支援システム（ACCESS）を構築し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請に応え、次の活動を行う。①国家の武器管理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付け支援。③武器管理における特定の課題に関する技術的支援。④専門家による照会窓口サービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、適切な武器管理が浸透することは、我が国を取り巻く安全保障環境の改善につながる。				9-4
	55 (55)	0 (0)	0 (0)	0	244
㉛包括的核実験禁止条約(CTBT)国内観測所の緊急改修（包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会拠出金） （平成 30 年度）	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。本拠出金は、CTBT上の義務に従って設置された、地震観測施設のうち、５か所において機器に不具合があることが判明したため、機器の追加設置及び観測所の改修・整備に充てられる。 核実験発生時の地震波を観測するという条約上の義務を履行し、国際的な核実験監視体制を強化することとし、安全保障分野に係る国際貢献を行う。				9-1
	―	90 (90)	0 (0)	0	253
㉜化学兵器禁止機関(OPCW)任意拠出金 （平成 30 年度）	本拠出は、化学兵器使用疑義事案などに係る調査・分析を行うOPCW化学・技術センターの施設整備費に充当される。 本拠出を通じ、同センターが化学兵器に関連するより詳細で高精度の分析能力を備え、適時の調査・分析を行えるよう支援することで、中立かつ客観的な科学的方法で化学兵器使用疑義事案に対応し、今後の化学兵器の使用の防止に貢献する。				9-3

	―	298 (298)	0 (0)	0	254
㉝国連軍縮部拠出金(SARCOM)→（アフリカ連合(AU)に変更）（平成30年度）	アフリカ連合（AU）と連携し、加盟国における小型武器の非合法取引及び拡散を防止するための活動及び小型武器管理能力の向上を目指す。 本拠出金を通じ、アフリカ連合が旗艦イニシアティブとして掲げる「Silencing the guns」の取組を支援することにより、地域及び国際社会の安定に資する。				9-4
	―	59 (59)	0 (0)	0	255
㉞国連軍縮部拠出金(SALIENT)（平成30年度）	グテーレス国連事務総長のイニシアティブにより国連内に新たに立ち上げられたSALIENT（Saving-Lives Entity）基金を通じ、アフリカにおける小型武器問題への対処（備蓄管理、記録保管・追跡、国境管理、啓発等）に関する政府当局者の能力強化等を目指す。 「事実上の大量破壊兵器」とも称される小型武器問題について、本件基金を通じて対処することは、国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。				9-4
	―	224 (224)	0 (0)	0	256

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 10　原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

1　国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
2　東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
3　二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説(平成 27 年４月 28 日)
・第５次エネルギー基本計画(平成 30 年７月３日 閣議決定)
　第２章
　　第２節４.（３）原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立
　　第２節 11.（１）②二国間エネルギー協力体制の高度化
　　第４節４.（５）③世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

測定指標 10－１　国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化　＊

中期目標（--年度）

1　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
2　我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

平成 30 年度目標

1　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
2　「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、令和２年に向け、日 IAEA 間の核テロ対策協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

1　平成 30 年９月に IAEA 総会が開催され、政府代表として松山内閣府担当大臣が参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。
　平成 30 年５月に IAEA 本部（ウィーン）で開催された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の検討会合に出席し、国別討議において日本の活動及び今後の取組や、前回の検討会合（平成 27 年５月）で言及された課題（廃炉によって生じる放射性廃棄物の処分に関する規制の制定、人材育成の強化、総合規制評価サービス（IRRS）ミッション（注）からの提案の実施）への取組などを報告した。
（注）IAEA 加盟国の原子力規制機関の専門家等によって構成され、規制の枠組みのほか、原子力、放射線、放射性廃棄物等に係る安全を含む幅広い課題について総合的に調査を行う。
　平成 30 年５月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）を東京にて開催し、過去１年間の核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有した。
　また、核セキュリティ関連条約の普遍化のため、局長級の軍縮・不拡散協議やその他国際会議等の場を用いて、未加入国（パキスタン等）に対し、加入に際しての障壁を照会するとともに加入の重要性について働きかけを行い、また、Ｇ７各国と共に共同デマルシュを実施した。
2　平成 30 年２月に署名した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく IAEA との協力具体化のため、オリンピックや主要競技の世界大会等の開催国と IAEA との間の協力事例を関係省庁に共有するとともに、関係省庁・機関のニーズの聞き取り及び国内の具体的ニーズの指定作業を実施した。

令和元年度目標

1　IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
2　「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」等を念頭に、核テロ対策協力の具体化に向けて日 IAEA 間で更に緊密に協議していく。
3　IAEA 核セキュリティに関する閣僚級国際会議（令和２年２月開催予定）に向け、関係省庁と共に、前回会合以降の日本の核セキュリティ強化に向けた取組や、更なる取組が必要な分野の特定を行い、国内外の核セキュリティ強化に向けた機運を高める。

施策の進捗状況・実績
1　７月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）が米国で開催され、過去１年間の核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認するとともに、現状認識及び今後の取組の方向性等について両国間で議論した。また、４月には NSWG の下での協力として、外務省において国内関係省庁と米国関係機関との間での意見交換を実施した。
2　平成 30 年２月に署名された「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、10 月に IAEA 及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関より約 45 名の出席の下、大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練を外務省で実施し、大規模公共行事における核セキュリティ事案を想定したシナリオに基づいて、各関係機関がどのような対応をするか等について議論を行った。
3　11 月に、日本原子力研究開発機構（JAEA）の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEA 等の国際機関や核物質等の輸送セキュリティに関心を有する 37 か国から 100 名以上の専門家が参加し、輸送セキュリティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。
4　令和２年２月に、IAEA 核セキュリティに関する国際会議が開催され、我が国から政府代表として、若宮外務副大臣が出席し、政府代表演説において、核セキュリティ分野における我が国の取組や国際貢献についてアピールしたほか、グロッシーIAEA 事務局長やブルイエット米エネルギー省長官等との会談を行った。

令和２年度目標
1　東京オリンピック・パラリンピック大会が令和３年夏に延期されたことを受け、今年度の核セキュリティ強化の取組は極めて重要となる。IAEA やＧ７各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。また、令和２年中に日本で開催予定の日米核セキュリティ作業グループ等の機会を通じ、核セキュリティ分野における日米間での協力を更に深化・拡大させていく。
2　令和３年度に開催予定の改正核物質防護条約のレビュー締約国会議に向けて、準備委員会の会合が令和２年度中に予定されているところ、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
原子力の平和的利用の推進に際し、国際協力を通じた原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の確保・促進は極めて重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
特に、IAEA や米国等との協力等を通じた、核セキュリティの強化は原子力の平和的利用の促進において重要である。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け具体的な核テロ対策に万全を期するよう IAEA や米国等と協力していくことが重要である。

測定指標 10－２　東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（--年度）
事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

平成 30 年度目標

1　東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、SNS 等多様な情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
2　廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

1　東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を６月に IAEA 事務局へ提供した。我が国が提供した情報は、IAEA 事務局の評価コメントが付された形で、IAEA のホームページ（HP）に掲載された。また、11 月に東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第４回 IAEA レビューミッションを実施した。本レビューミッションの最終報告書（平成 31 年１月に受領）を反映した包括的な情報提供を行い、IAEA の HP で公開予定。

放射線モニタリングと除染分野における IAEA と福島県との協力プロジェクトに関し、平成 25 年から平成 29 年までの活動成果の最終報告書が完成し、11 月に福島県の HP に公開（英語版）された。また、一般広報用のリーフレット（日本語版及び英語版）も福島県の HP 上で公開された。

東電福島第一原発の汚染水発生量を低減する目的で、東電福島第一原発の手前で汲み上げ海洋放出している地下水（地下水バイパス及びサブドレン水）の放射性物質濃度、及び放出地点近傍の海洋中の放射性物質濃度のデータを、毎月 IAEA 及び各国の在京大使館へ送付した。

2　海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、10 月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和元年度目標

1　東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。
2　廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

1　平成 30 年 11 月に IAEA により行われた、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第４回 IAEA レビューミッションの最終報告書が取りまとめられ（平成 31 年１月に受領）、平成 31 年１月に IAEA の HP で公開された。この報告書において、分かりやすい情報発信の重要性が言及されたこともあり、東電福島第一原発における汚染水の処理状況について、特に混同さやすい汚染水と ALPS 処理水（注）の違いにつき国際社会に対し分かりやすく説明する観点から、英文広報資料を作成し、９月にウィーンで開催された IAEA 総会を始めとする国際会議において配布した。また、８月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を IAEA 事務局へ提供したほか、原則毎月１回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施し、原発事故以来 100 回以上に上る在京外交団向け説明会を開催する等在外公館を通じた積極的な情報提供なども行った。

（注）ALPS 処理水：ALPS（Advanced Liquid Processing System）を含む複数の浄化設備で浄化処理した水。

2　海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、６月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。
3　令和２年２月 10 日に公表された「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」による報告書について、同日、ウィーン訪問中の若宮外務副大臣から同報告書の英訳版をグロッシーIAEA 事務局長に手交するとともに、在ウィーン代表部を通じて IAEA による同報告書のレビューを要請した。
4　令和２年２月 26 日、訪日中のグロッシーIAEA 事務局長が東電福島第一原発を視察し、同事務局長からは、同原発の廃炉に向けた我が国の取組への評価と、IAEA による協力について言及があった。また、IAEA の HP にも我が国の取組への評価が掲載された。

令和２年度目標

1　東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。
2　廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等で IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原発事故の経験をいかした国際的な原子力安全強化のため、国際社会に対して、東電福島第一原発事故後の対応についての情報発信等の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは極めて重要。廃炉・汚染水対策は世界にも前例のない困難な事業であり、世界の叡智を結集し、国際社会に開かれた形で進めていくことが必要である。

・「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（第５回改訂)(令和元年 12 月 27 日　廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定)
・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説（平成 27 年４月 28 日）
・「東京電力 (株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(平成 25 年９月３日原子力災害対策本部決定)

測定指標 10－３　原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（--年度）

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み、原子力の平和的利用の促進を図る。また、これらの連携強化を通じて、国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

平成 30 年度目標

１　技術協力基金（TCF)、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野における活動強化
２「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みなどを通じた、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大
３　IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

施策の進捗状況・実績

１　我が国は、TCF に対して、平成 30 年度に 797 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI 拠出金により、IAEA に対して 374 万米ドルを拠出、アフリカ、東南アジア、中南米カリブ地域を中心とする 57 の IAEA 加盟国に対するがんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等の 12 の IAEA プロジェクトを支援した。
２　IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
・　IAEA が実施する技術協力活動に係る研修員の受入れや専門家の派遣、会合の開催について、国内組織の協力強化を支援するため、IAEA に対する国内の人材や組織の提示、国内機関との調整を行った。
・　日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けた実施取決めの署名(11 月)を側面支援したほか、この分野の IAEA プロジェクトに対して PUI 拠出金を割り当て、同コンソーシアムによる研修の開催等の IAEA との協力強化を促進した。
・　平成 31 年１月に、ヘイワード IAEA 事務次長を日本に招へいし、国内の研究機関や大学等における意見交換や講演等を実施して、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を強化し、IAEA との協力関係構築や IAEA での勤務に対する関心を高めた。また、各訪問先との意見交換や原子力関連施設の視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務次長にインプットし、IAEA における日本との協力強化に向けた関心強化を図った。
・　IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を図るため、我が国が開催した国連ビジネスセミナー（７月）に際する IAEA への働きかけ・調整、IAEA と企業間の連絡・調整の側面支援を行った。同セミナーでは、IAEA による参加企業に対するプレゼンテーションや個別相談が行われ、相互理解が深まった。
・　RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に出席し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、平成 30 年度に実施された RCA プロジェクト 12 件のうち 11 件に日本人専門家の参画や、日本人専門家の IAEA 講師としての派遣が行われたほか、医療分野３件

及び水資源管理分野１件の関連会合の国内開催に至った。

３　IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs（特に、目標２（飢餓）、３（保健）、６（水・衛生）、７（エネルギー）、９（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）、17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、 TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

11 月に、原子力の平和的利用、特に保健・医療、農業・食料、環境、水資源等の分野における原子力科学技術の応用と SDGs 達成に向けた取組促進を目的とした IAEA 原子力科学技術閣僚会議が開催され、辻外務大臣政務官が出席し、コスタリカと共に共同議長を務めた。

令和元年度目標

１　技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。

２　１を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。

施策の進捗状況・実績

１（１）TCF に対して 802 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業及び原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI に対して 160 万米ドルを追加拠出。PUI を通じて、アジア、アフリカ及び中南米カリブ地域を中心とする IAEA 加盟国に対して、がんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等様々な分野にかかる 59 の IAEA プロジェクトを支援した。

（２）　IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。

・　IAEA が実施する技術協力活動への国内の人材や組織の協力（研修員の受入れ、専門家の派遣、会合の開催等）を強化するため、IAEA に対する国内の人材や組織についての情報提供や、IAEA と国内機関による協力に向けた調整を支援した。

・　日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けて、PUI を通じて、IAEA の関連プロジェクトを支援することで活動強化を促したほか、同コンソーシアムによる IAEA 会合の開催や IAEA 研修員の受入れを支援した。

・　IAEA のサイバースドルフ原子力応用研究所の改修（ReNuAL）事業に対して、PUI を通じて 130 万ユーロを支援し、IAEA による原子力応用分野における活動強化に貢献した。同事業により新設された研究棟の一つは、９月の IAEA 総会において、故天野前 IAEA 事務局長の名を冠して「ユキヤ・アマノ・ラボラトリー」と命名された。

・　令和２年２月のグロッシーIAEA 事務局長の訪日に際しては、大阪大学などの教育機関及びサイバースドルフ研究所に質量分析計を提供した島津製作所への訪問、経団連主催の原子力関連企業・団体との意見交換などの機会を設け、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を深め、IAEA との協力関係構築・強化や IAEA での勤務に対する関心向上を促した。また、各訪問先での意見交換や視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務局長にインプットし、日本との協力強化に向けた IAEA の関心向上を図った。

・　RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に出席し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、 令和元年度に実施された RCA プロジェクト 12 件すべてにおいて、日本人専門家の参画を実現したほか、医療分野２件及び農業・食糧分野１件の関連会合の国内開催に至った。

２　IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs（特に、目標２（飢餓）、３（保健）、６（水・衛生）、７（エネルギー）、９（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）、17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、日本の TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

令和２年度目標

１　技術協力基金（TCF）拠出金、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関す

る研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEA による原子力の平和的利用促進に向けた活動を支援する。また、これら支援等を通じ、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を後押しし、平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。

２　１を含む IAEA の原子力の平和的利用にかかる活動の支援を通じ、SDGs 達成に向けた取組を促進する。

３　グロッシーIAEA 事務局長は、加盟国に対する新型コロナウイルス感染症対策を IAEA の最優先事項と位置づけて取り組んでおり、この取組を支援することで、日・IAEA 協力を強化しつつ、国際的な新型コロナウイルス感染防止の取組を支援する。

４　令和２年３月にグロッシーIAEA 事務局長が立上げを発表したマリー・キュリー・フェローシップ・プログラムを支持し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力科学技術の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い、開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大している中、TCF 及び PUI への拠出による IAEA の活動支援は、IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。日本は、原子力科学技術分野において優れた知見・技術を有する人材、企業及び機関を多く有しており、原子力科学技術分野における協力の促進を目的として RCA 等の枠組みを活用しつつ、国内の人材・組織と IAEA との連携を強化することで、IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献するとともに、国際社会における日本のプレゼンスの強化、また、国内人材・組織の国際展開に資することができる。また、IAEA による原子力の平和的利用促進に係る活動は、途上国における幅広い分野の開発支援を通じて、日本が重視する SDGs の達成にも貢献することから、IAEA によるこの活動を支援することは、SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し、この取組における日本のプレゼンスの強化につながる。

測定指標 10－４　二国間協定の交渉・協議

中期目標（--年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

平成 30 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

交渉中のメキシコとの二国間原子力協定等については引き続き交渉を継続した。また、10 月に、日英原子力協定の改正について交渉を開始することで一致した。

令和元年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

英国の EU 離脱に伴い必要となった現行の日英原子力協定の改正について、６月に東京で英国との間で交渉を行って以降、妥結に向け、交渉を継続した。

令和２年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。現在交渉中の日英原子力協定の改正については、年内の署名及び締結を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間協定の交渉・協議の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間原子力協定の適切な交渉・協議の推進が、原子力の平和的利用及び核不拡散の観点から重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進 (平成 17 年度)	主に以下の国際協力を推進する。 1　原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合 2　適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施するための、二国間原子力協定等に基づく外交手続 3　「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合 4　原子力関連施設の視察 5　原子力専門資料から情報の入手 6　我が国との原子力協力に関する調査 こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。				10-3 10-4
	14 (10)	14 (12)	14 (17)	15	078
②IAEA、G７等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (平成 22 年度)	IAEA やG７各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、東電福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-1 10-2
	－	－	－	－	－
③東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (平成 22 年度)	東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-2
	－	－	－	－	－

④国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金 (昭和 34 年度)	技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))は、IAEAが開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力を実施するための主要な財源。開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。 原子力先進国であり、IAEA指定理事国である我が国は、本件拠出金により、IAEA技術協力を通じて、国際的な原子力の平和的利用の促進に貢献する。				10-3
	965 (965)	989 (989)	1,052 (1,052)	893	179
⑤平和的利用イニシアティブ拠出金 (平成 23 年度)	平和的利用イニシアティブは、平成22 (2010)年NPT運用検討会議において、原子力の平和的利用促進に係るIAEAの活動を支援するための財源として設立。本イニシアティブの下、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクト等のIAEAの活動を支援。 我が国は、本拠出を通じて、IAEAによる、開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力等を支援し、原子力の平和的利用の促進に貢献する。				10-3
	580 (580)	420 (420)	176 (176)	148	201
⑥国際原子力機関緊急時対応能力研修センター拠出金 (平成 30 年度)	IAEAは、平成25年５月に緊急時対応能力研修センター（CBC：Capacity Building Centre）を福島県に指定し、原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施している。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実施を支援することで、①東電福島原発事故対応の経験を国際社会へ共有、国際的な原子力安全への貢献、②IAEAのキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで、IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスの向上、③権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受入れ、福島の現状を発信、福島の復興に貢献する。				10-2
	－	50 (50)	38 (38)	28	247

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 11　科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　四　成長戦略（イノベーション）
・統合イノベーション戦略 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第 II 部
　第１章（３）エビデンスに基づく政策立案／大学等法人運営の推進
　第４章　知の国際展開
　第５章　特に取組を強化すべき主要分野
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　重要技術の流出への対処
・第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日　閣議決定）
　第７章（３）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

測定指標 11－１　二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（--年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成 30 年度目標

１　科学技術外交を推進するため、８か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
２　二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
３　限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

１　ロシア、シンガポール、ノルウェー、中国、スウェーデン、カナダ及びドイツの計７か国それぞれとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。また、スペイン、豪州、英国等とも開催へ向けて調整を行っていたが、総選挙実施その他の相手国側の事情により日程が合わず、令和元年度に持ち越すこととなった。
２　新興国との科学技術協力関係の強化については、８月に第 16 回日中科学技術協力委員会を東京で実施した。EPA に基づく政府間会合としては初めて、４月にシンガポールとの第１回科学技術合同委員会を実施し、両国間の科学技術協力の現状や、バイオメディカル、ICT、宇宙及び北極分野での協力等について意見交換を行った。
３　STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（平成 31 年２月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発

信を行った。

令和元年度目標

1　科学技術外交を推進するため、８か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
2　二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
3　限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

1　オランダ、米国、豪州、EU、南アフリカ及びセルビアの計６か国・機関との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や量子技術等各種分野の協力について議論した。
2　令和２年１月に実施された南アフリカとの合同委員会等、新興国も含めた政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。なお、米国（実務級）やベトナム等とも開催へ向けて調整を行っていたが、新型コロナウイルス感染の状況も踏まえ、令和２年度に持ち越すこととなった。
3　STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和２年１月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和２年度目標

1　科学技術外交を推進するため、８か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和２年度に持ち越しとなった米国やベトナム等との協議実現に向け調整を継続する。
2　二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
3　限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のためには、先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

これまでの実績等を踏まえ、また、「第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月　閣議決定）」第７章（３）「科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開」において、「国は、我が国が取り組む経済・社会的課題に対して、大学、公的研究機関、企業等から創出された成果を世界に発信するとともに、これらの分野においてリーダーシップを発揮すべく、国際機関や国際会合の場を活用する。また、二国間、多国間等の国際協力を戦略的に推進する」こととしていることを踏まえて、年度目標を設定した。政府間合同委員会の開催については、相手国の事情等を含めて予断できない要素があり、令和元年度は目標を下回ったが、過去の開催実績を踏まえ令和元年度目標を維持し、８か国・機関以上とした。

測定指標 11－２　イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

平成30年度目標

多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け、イーター計画とブローダー・アプローチいずれも、限られた予算での効率的なプロジェクトの実施に取り組む。

1　イーター計画については、今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ、同計画参加国として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。

2　ブローダー・アプローチについては、EUとの協力の下、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　イーター計画の進展に向け、加盟極間の協力・信頼関係の一層の構築に尽力した。イーター理事会等各加盟極が出席する定例会議等の機会を捉え、他の加盟極やイーター機構との間で個別の会談等を行うことにより、コミュニケーションの向上を図った。また、実験炉の建設計画について、平成29年11月時点では約50%の建設が完了していたのに対し、11月時点では約60%まで建設が進む等、着実な進展を見せた。

2　ブローダー・アプローチについては、EUと連携し活動を進めた。同計画の国内サイト地である茨城県那珂市及び青森県六ヶ所村において、JT－60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設等が引き続き順調に進められた。令和２年４月以降のブローダー・アプローチの新たなフェーズの協力活動内容について、政府レベルを含め、議論が進められた。

令和元年度目標

1　イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に取り組む。

2　ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。特に、令和２年以降の新たなフェーズの協力について、日EU間の協力内容の調整に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

1　イーター計画の進展に向け加盟極間で緊密に連携し、実験炉の建設計画に沿った取組に尽力した。また、定例理事会や下部委員会での議論を通じ、各極とのコミュニケーションの強化に貢献した。実験炉の建設計画の進捗については、11月時点で全体の約65%まで建設が完了したほか、令和２年１月末には、日本が制作において貢献しているトロイダル磁場コイル初号機の完成式典が明石市で行われるなど、着実な進展を見せた。また、同完成式典出席のため来日したビゴ・イーター機構長は、尾身外務大臣政務官と意見交換し、日本とイーターとの間で引き続き協力を進めることを確認した。

2　ブローダー・アプローチについては、茨城県那珂市にて行われているJT－60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設が順調に進んだ。また、EUとの連携が進展し、令和２年４月から始まるブローダー・アプローチの新たなフェーズにおける協力活動内容について政府間の議論が断続的に進められた。

令和２年度目標

1　イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。

2　ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、４月以降の新たなフェーズの協力が順調に行われるよう、日EU間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。さらに、JT－60SAの建設完了に向け、EUと一層緊密に連携し調整に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては、日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため、核融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

多国間の平和目的の科学技術協力であるイーター計画における実験炉の建設計画（平成19年に協定

発効。令和７年 12 月に運転開始、令和 17 年 12 月に核融合運転開始を目指すもの。）及びブローダー・アプローチはプロジェクトを実際に軌道に乗せていく時期に入っており、限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが重要。
・第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日　閣議決定）

測定指標 11－３　ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

平成 30 年度目標

１　ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
２　大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比 25%減の予算の枠内で活動を実施した。平成 30 年の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 11%の見込み（平成 29 年は 15%）であり、10%目標達成へ向けて着実に進んだ。
２　外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員１名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に６件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和元年度目標

１　ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
２　大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比同額の予算の枠内で活動を実施した。令和元年度の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 10%の見込みであり、10%目標を踏まえて活動している。
２　外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員１名を群馬大学重粒子線医学研究センターから派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に３件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和２年度目標

１　ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
２　大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事さ

せることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ISTC の運営効率化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
効率化の２つの大きな指標は、事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので、その合理化度合いと、合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要である。

測定指標 11－４　科学的知見の外交への活用促進　＊

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成 30 年度目標

１　外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を結び付け、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ、外交上の成果に結び付けていく。特に、今後予定される主要外交機会（大阪Ｇ20、TICAD７及び SDGs 首脳級レビュー）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組を進める。

２　科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　外務大臣科学技術顧問の活動

（１）提言について、持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関しては、科学技術外交推進会議の下でスタディグループを立ち上げ、２回の会合結果を踏まえ、５月に、「SDGs 達成のための科学技術イノベーションとその手段としての STI ロードマップ～世界と共に考え、歩み、創るために～」を提言として取りまとめ、同顧問から中根外務副大臣に提出した。また、６月に国連本部で開催された SDGs と科学技術との関係を討議する第３回 STI フォーラムの STI ロードマップに関するセッションにて、同提言について発信した。また TICAD７に向けてアフリカ・スタディグループを立ち上げ、２回の会合結果を踏まえ、平成 31 年３月に、TICAD７に向けた提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」を策定し、阿部外務副大臣に提出した。さらに、デジタル技術に関する取組に関して、７月に安西祐一郎氏（慶應義塾 学事顧問・同大学名誉教授、独立行政法人日本学術振興会 顧問・学術情報分析センター所長）が国連「デジタル協力に関するハイレベルパネル」のメンバーに選任された機会を捉えて、同推進会議の下で、「STI for SDGs を支える人材育成に関する考察」を策定した。

（２）ネットワーク構築活動については、同顧問が 11 月に東京で開催された第６回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）に出席し、STI for SDGs に関する提言について発信した（第５回会合（５月、於：スイス）及び第７回会合（平成 31 年２月、於：オマーン）は代理が出席。）。また、科学技術外交推進会議を３回開催（５月、12 月及び平成 31 年３月）し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、米国、カタール、中国、フランス、スペイン、アルゼンチン及びブラジルにおいて、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所等の視察を行った。

（３）Ｇ20 大阪サミットに向けての取組としては、５月に策定された SDGs 達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関する提言を基に作成された、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方（案）」をＧ20 大阪サミットの成果物とすべく、Ｇ20 作業部会の中で２回議論を行った。

２　外務大臣科学技術顧問による対外発信については、科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIP キャラバン」）を 11 月にカタール（第 10 回）にて、平成 31 年２月にフランス（第 11 回）、同３月にアルゼンチン（第 12 回）及びブラジル（第 13 回）にて実施した。また、国内外で他機関が主催する 11 回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。また、外務省内において、若手職員を対象とする研修における講義（５月）及び省内セミナー（４回）を開催した。

令和元年度目標

1（1）外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。

（2）特に、主要外交機会（G20 大阪サミット、TICAD７及び SDGs 首脳級会合等）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。具体的には、STI for SDGs の発信について、G20 開発作業部会において議論を行った後、シェルパ会合において議論を行い、G20 大阪サミットの成果物に盛り込むことを目指す。また、国連の下でも、STI フォーラム、ハイレベル政治フォーラム（HLPF）及び SDGs 首脳級会合等において発信を行うことにより、科学技術外交に係る対外発信を効果的に実施する。

2　科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　外務大臣科学技術顧問の活動

（1）提言

科学技術外交促進会議が、平成 30 年５月に策定した提言「SDGs 達成のための科学技術イノベーションとその手段としての STI ロードマップ～世界と共に考え、歩み、創るために～」等を基に、我が国はG20 の議長国として、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」をとりまとめ、同「基本的考え方」は、G20 大阪サミット首脳宣言の附属文書として採択された。

また、TICAD７に向けて平成 31 年３月に策定した提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」に盛り込まれた要素は、TICAD７における安倍総理大臣のスピーチや成果文書に反映された。また、同提言を受けて、SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）の令和２年度分の研究提案募集では、アフリカ地域において ICT を積極的に活用することにより社会課題の解決を目指す提案を奨励することになった。

（2）ネットワーク構築活動

11 月にウィーンにて開催された第８回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）に出席し、STI for SDGs ロードマップ策定方法等について提言した。科学技術外交推進会議を３回開催（７月、11 月及び令和２年３月）し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、イスラエル、パレスチナ、エジプト、ハンガリー、英国、中国、オーストリア、シンガポール及び米国において、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所の視察を行った。

（3）発信

科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIP キャラバン」）を５月にエジプト（第 14 回）にて実施した。また、国内外での他機関が主催する 13 回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。外務省内において、職員を対象とするセミナー（３回）を開催した。

さらに、12 月、外務省は政策研究大学院大学と共催で、第２回科学技術外交シンポジウムを開催し、これまでの顧問活動を振り返り、今後の顧問制度の方向性について議論を行い、方向性を示す提言を行った。

2　外務大臣次席科学技術顧問の活動

４月に、同顧問の活動を補佐するために、外務大臣次席科学技術顧問を設置した。本年度においては、国内外での他機関が主催する６回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施したほか、ラオス、ベトナム及びインドにおいて、科学技術担当の政府要人や科学技術顧問等と意見交換を行い、特に南・東南アジア諸国を中心とした科学技術関係者とのネットワークを強化した。

令和２年度目標

1　外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。

2　科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
科学技術は、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術の専門的知見を活用することは有益である。その基盤強化のために任命した科学技術顧問の活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」報告書（平成 29 年８月７日）において、外務大臣科学技術顧問は、今後とも、（１）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、（２）国内外のネットワークの強化、人材育成、（３）積極的な対外発信、の柱に沿って、科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。 ・第５期科学技術基本計画（平成 28 年１月 22 日　閣議決定）

参考指標：ISTC 事務局の職員数			
（出典：ISTC 理事会文書） 注：ISTC 事務局の職員数（ヌルスルタン本部＋４支部事務所）の合計人数	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	32	31	30

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①科学技術顧問関係経費 （平成 28 年度）	平成 27 年９月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、特に、グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策や ODA 卒業国、新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。同参与からこれら助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら、また、同参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウムを開催すること等を通じて科学技術外交を推進する。 外務省参与の活動を通じ、科学技術外交を効果的に推進することにより、外交政策の企画立案における科学的知見の活用促進に寄与する。				11-4
	23 (20)	24 (22)	22 (16)	24	079
②科学技術に関する二国間政府間対話の推進 （　＊　）	科学技術協力協定に加え、EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。 これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。				11-1
	－	－	－	－	－
③イーター計画等の推進 （　＊　）	イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。				11-2
	－	－	－	－	－

④G20イノベーション作業部会（令和元年度）	日本がリードしてG20におけるSTI for SDGsに関する成果物を策定するために、G20大阪サミットにおいて、実務レベルの協議を開催した。国連を始め国際社会では、SDGs達成にSTIを活用する上で、計画表（STI for SDGsロードマップ）やそのための支援の枠組みの策定が必要との議論が活発化している流れを受けて、「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方」等を策定し、G20大阪サミットの成果の一部とするもの。 この取組により、グローバル課題への対応における科学技術の活用促進に寄与する。				11-4
	－	－	15 (1)	－	080
⑤国際科学技術センター(ISTC)拠出金（任意拠出金）（平成５年度）	大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。 ISTCへの拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び多国間の科学技術協力の推進に貢献する。				11-3
	40 (18)	40 (7)	22 (11)	14	208

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-２　国際経済に関する取組（モニタリング）

令和２年度事前分析表（モニタリング）

（外務省２－Ⅱ－２）

施策名（※）	国際経済に関する取組
施策目標	日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 １　多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 ２　インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 ３　日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 ４　国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 ５　我が国の経済活性化のため、2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。
目標設定の考え方・根拠	平成 25 年６月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。 令和元年６月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても、経済連携協定交渉について、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の早期署名・発効を目指すとともに、日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられている。また、平成 30 年度に発効に至った TPP11 協定の参加国・地域の拡大や新たな国や地域との EPA の締結を含めた経済連携の強化について議論を進めていくことも重要とされている。 また、「未来投資戦略 2018」において、政府、地元自治体、経済界、議員等が働きかけ、万博誘致特使の各国への派遣、国内外におけるイベント開催等を通じ、2025 年国際博覧会の大阪・関西への誘致を実現するとの目標が掲げられた。誘致が実現したことを踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」に多くの出展参加国を確保し、右を成功裏に導くための準備を着実に実施していくことが重要である。

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	477	1,688	27,282	627
		補正予算(b)	124	347	△5,754	
		繰越し等(c)	0	7,291	248	
		合計(a＋b＋c)	601	9,326	21,775	
	執行額(百万円)		434	4,929	20,809	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	9,097
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局	政策評価実施予定時期	令和３年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

１　多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
２　経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・成長戦略フォローアップ（令和元年６月 21 日）
　Ⅰ　10. 海外の成長市場の取り込み
・第 200 回国会所信表明演説（令和元年 10 月４日）
　四　外交・安全保障（自由貿易の旗手）
・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障（国際社会の課題解決）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標１－１　国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用　＊

中期目標（--年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。

世界貿易機関（WTO）紛争処理、EPA 紛争処理、投資仲裁について、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

平成 30 年度目標

１　多角的貿易体制の維持・強化に向け、第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)の結果を踏まえ、WTO での電子商取引、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
２　WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度（注１）や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）（注２）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
３　進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。
　（注１）貿易政策検討制度：加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し、理解を深める観点から、WTO 協定に基づき、加盟国の貿易政策等について審査する制度。
　（注２）地域貿易協定審査：WTO の地域貿易協定委員会（CRTA）において行われる地域貿易協定が WTO 協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

施策の進捗状況・実績

１　ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 非公式閣僚会合（５月及び平成 31 年１月）の機会等、WTO 改革の議論に積極的に取り組んだ。WTO の機能改善に向け、我が国は、カナダ主催 WTO 改革関連プロセス（10 月にカナダの発案により会合を開始した 13 の WTO 加盟国による取組）において閣僚級会合での議論に積極的に貢献するとともに、11 月には、一般理事会にて、日米 EU 等が共同で「通報制度」の改革について提案した。また、ルール交渉分野においても、例えば、MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、共同議長国として平成 30 年度は９回の有志国会合を実施したほか、平成 31 年１月にはダボス（スイス）で有志国の閣僚級会合を開催し、76 の加盟国の参加を得て交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。令和２年６月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）までに一定の進展が得られるよう、日本、豪州及びシンガポールが議論を主導した。平成 29 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）で有志国共同声明が発出された後、MSMEs の直面する課題（市場アクセス、輸送コスト、管理運営、流通能力、貿易金融アクセス等）を特定するため、平成 30 年３

月に作成されたロードマップに基づき、平成31年２月には非公式作業部会が開催され、各テーマ毎に各国からの具体的提案に基づいた議論がなされており、その結果がMC12に報告される見込みである。

また、EGA及びTiSAについては、平成28年12月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。

２　協定の履行監視に関し、平成30年度は、15か国のTPR会合及び４回のCRTA審査に参加した。特に、TPR会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。

３　WTO 紛争解決に関し、平成30年度、日本は（１）ブラジルの税制恩典制度（DS497）について上級委員会による最終的な違反認定を勝ち取り、現在勧告の履行状況を確認中。また、（２）インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置（DS518）及び（３）韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置（DS504）において、いずれの案件についても我が国の主張を認めるパネル判断を得た。平成29年度にパネル審査を終えた（４）韓国による日本産水産物等の輸入規制（DS495）を含め、上記（２）～（４）はいずれも上級委員会手続中である。さらに、新たに（５）韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置（DS553）及び（６）韓国による自国造船業に対する支援措置（DS571）につき紛争処理手続を開始した。また、新たに23件の第三国案件に参加を表明した。

また、上級委員会をめぐっては、委員の空席の補充に加盟国が合意できない状況にあり、平成31年１月に伊原一般理事会議長の下、本問題について集中的に議論する枠組み（非公式プロセス）が立ち上がっており、我が国も同プロセスでの議論に積極的に貢献している。

令和元年度目標

１　多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。令和２年６月に開催予定の第12回WTO閣僚会議（MC12）に向け、第11回WTO閣僚会議(MC11)の結果を踏まえ、WTOでの電子商取引、国内規制、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のほか、サービス国内規制の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。

２　WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。

３　進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理やそれらを通じた制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。上級委員会問題についても、紛争解決制度が機能停止に陥らないよう積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

１　ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能なWTOを目指し、WTO非公式閣僚会合（５月、11月及び令和２年１月）の機会等、国際社会におけるWTO改革の議論を主導した。特に、日本議長下のＧ20の枠組みでは、５月のＧ20貿易デジタル経済大臣会合及び６月のＧ20大阪サミットで、自由、公正、無差別、開かれた市場、公平な競争条件といった自由貿易の基本的原則を明確に確認したほか、WTO 改革についての支持を再確認した閣僚声明及び首脳宣言の発出を実現した。WTO改革に政治的な後押しを与えるべく、WTOルール交渉分野において、83の加盟国が共同声明に署名した電子商取引交渉に関し、共同議長国として令和元年度は８回の有志国会合を実施したほか、令和２年１月24日にはダボス（スイス）で有志国の閣僚級会合を開催し、第12回WTO 閣僚会議において統合交渉テキスト作成を目指すことに合意する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。平成29年12月の第11回WTO閣僚会議（MC11）で有志国共同声明が発出された零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化での有志国交渉やサービス国内規制交渉については、交渉会合、関心国会合等での議論に積極的に貢献した。なお、平成28年12月以来交渉が中断している環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）につき、これまでのところ、早期交渉再開のめどはたっていない。

２　協定の履行監視に関し、令和元年度は、12か国のTPR会合及び４回のCRTA審査に参加した。特に、TPR会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。

３（１）紛争解決機関（DSB）において勧告・裁定が行われた事案

ア　令和元年度、日本は「韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置（DS504)」について、韓国の措置はWTO協定に非整合的であるという上級委員会の判断を獲得し、紛争解決機関（DSB）による是正勧告を得た。平成30年度にDSBにおいて是正勧告が行われた「ブラジルの税制恩典措置（DS497)」について、ブラジルによる履行状況について確認中。

イ　「韓国による日本産水産物等の輸入規制(DS495)」では、パネルは国際機関の委員を含む５名の専門家の意見を検討し、綿密な事実認定を行い、韓国の措置はWTO協定に非整合的であると判断したが、上級委員会はこうしたパネルの判断を軽視するとともに、日本側が訴えた韓国の規制措置のWTO協定整合性については合法とも違法とも判断しなかった。このように上級委員会は紛争解決に資する判断を行わなかったが、日本産食品中のセシウム濃度が国際的な基準を踏まえて韓国により設定された数値基準値を下回る旨のパネルの事実認定については、争いなく確定した。我が国は、輸入規制を継続している国・地域に対し、これらパネルの事実認定についての説明を行いつつ、措置の緩和・撤廃についてあらゆる機会を捉えて働きかけを行った。

（注）輸入規制撤廃の取り組みについては、個別分野２「日本企業の海外展開支援」の測定指標２－１「日本企業支援強化に向けた取組」にて記載。

（２）紛争解決手続が継続中の事案

「韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置（DS553)」（平成30年度にパネル設置）については、パネル手続中。

（３）紛争解決手続において日本が新たに当事国となった事案

ア　「インドによるICT製品の関税上の取扱い（DS584)」について協議要請を行った。さらに、既に平成30年に韓国に対して協議要請を行っていた「韓国による自国造船業に対する支援措置（DS571)」（パネル未設置）について、新たに協議要請を行った（DS594)。

イ　被申立事案として、韓国は、日本によるフッ化ポリイミド、レジスト及びフッ化水素の３品目の韓国向け輸出管理運用の見直しについて日本に対する二国間協議を要請し（DS590)、２度の協議を実施（その後、韓国は、当局間の政策対話が正常に行われている間、本件に係る手続を中断する旨発表。)。

（４）第三国参加

新たに12件の第三国参加を行った。

（５）上級委員会に関する問題

空席となった委員の選任プロセスの開始について加盟国間で合意ができずにいる上級委員会については、12月、残っていた３名の委員のうち２名の任期が満了し、事実上の機能停止に陥った。日本は、一般理事会の下での上級委員会問題に係る非公式プロセスにおいて積極的に議論に貢献し、４月には上級委員会問題の恒久的解決に向け、豪州及びチリとともに紛争解決制度改革に関する提案を紛争解決機関（DSB）に提出した。

（６）その他

WTO紛争解決手続では、対韓国案件を筆頭に数件の当事国事案が引き続き動いているほか、ISDS（投資協定等に基づく投資家と国家の紛争解決）への備えに万全の体制を遅滞なく構築する必要に迫られ、外務省として、経済紛争対策（いわゆる訴訟への対応）の一層の強化を喫緊の課題として、組織的な在り方の見直しに向けた検討を全省的に本格的に進めた。現在の国際経済紛争処理については、令和元年夏以降、配置を含む室の管理体制の見直し、法的知見を有する職員の一時的な補充、個別事案への対応に当たっては、課室横断的に省内の知見を集約する取組等、一層の人的拡充と知見の向上に取り組んだ。令和２年度予算では、ISDSを含む国際経済紛争処理への対応強化を目的として、国内外の弁護士事務所への法的助言委託や弁護士等の国際通商に知見のある専門員の雇用等の予算を計上した。

令和２年度目標

1　多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。第12回WTO閣僚会議（MC12）に向け、電子商取引交渉、漁業補助金交渉に加えて、投資円滑化及びサービス国内規制といった有志国交渉の進展を目指し、取組に参加し、これを推進していく。具体的な成果としては、電子商取引交渉においては、MC12までの統合交渉テキストの作成、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12後も具体的な成果についてフォローアップを行う。

2　WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。

3　進行中の紛争及び今後発生する紛争案件について、問題の適切な解決を目指し、万全に取り組む。

さらに、上級委員会を含む WTO 紛争解決制度の改革については、暫定的なものではなく、恒久的な問題解決が達成されるよう、日本から提案を出し、主体的に取り組む。また、ISDS を含む国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

WTO を礎とする多角的貿易体制の維持・強化の進捗を測る上で、維持の観点からは、WTO 協定履行監視に係る会合への参加実績、強化の観点からは主要な WTO 改革の交渉への貢献実績、また維持・強化両方の観点から WTO 紛争解決及び紛争解決制度の強化に係る取組実績を参照することが有益であるため。

１及び２については、我が国は、これまで GATT／WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきたことから、自由貿易の旗手として、引き続きこの体制を維持・強化すべく、物品やサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現し、WTO が適切に機能しているか監視することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要である。

３について、適切な形で国際経済紛争を処理することは、多角的貿易体制の法的安定性・法の支配を促進し、我が国の経済利益を確保することにつながる。また、上級委員会を含む WTO 紛争解決制度の改革を、一部の加盟国が提案している暫定的な改革案のみに頼ることなく、恒久的な形で達成することは、国際経済紛争処理により我が国の経済利益を確保するための前提条件と言え、WTO が本来の機能を果たすためにも極めて重要である。さらに WTO のみならず、ISDS も含めた国際経済紛争処理の体制強化は、国際仲裁等の手続で日本が敗訴した場合の経済的その他影響が甚大なものとなり得る点、また、日本が締結している大半の投資関連協定に ISDS 条項が含まれていることや近年の ISDS 件数の世界的な増加を考慮しても、必要不可欠である。

測定指標１－２　経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展　＊

中期目標（--年度）

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

平成 30 年度目標

１　環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、11 か国による早期発効を目指して各国と緊密に連携するとともに、まずは日本が率先して「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」（TPP11 協定）の国内手続きを完了する。TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。また、TPP の新規加盟については、まずは TPP11 協定を早期に発効させた上で、関心国との協議を行っていく。

２　日 EU・EPA について、早期署名・発効を目指し、翻訳確認や署名・発効に向けた段取り等 EU 側との調整を進めつつ、法制局審査や国会承認に向けた手続等必要な作業を進める。

３　東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、平成 29 年 11 月の RCEP 首脳会議において RCEP 交渉の妥結に向けて平成 30 年に一層努力するよう首脳の指示が出されたこと、及び、平成 30 年３月の中間閣僚会合で市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指す ASEAN を支持する旨を我が国が表明したことを踏まえて、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。

４　その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携、日コロンビア EPA や日トルコ EPA など、小規模経済を含む二国間の経済連携を戦略的かつスピード感を持って推進する。

５　既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

１　TPP11 協定については、日本はメキシコに次いで２番目に国内手続を完了させ、その後、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、発効に必要な６か国の締約国が出揃い、12 月 30 日に発効した。平成 31 年１月 19 日には、我が国が議長国となり、日本で閣僚級による第１回 TPP 委員会を開催し、協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針について議論を行った。また、TPP から離脱を表明した米国については、９月に日米物品貿易協定の交渉開始に合意したが、同時に、TPP の経済的・戦略的重要性を強調しつつ米国への働きかけを継続した。

２　日 EU・EPA については、７月の第 25 回日 EU 定期首脳協議の際に署名を行い、12 月、日本側では国会承認を、EU 側では欧州議会本会議にて可決された後に理事会の承認を得て、平成 31 年２月に

発効に至った。

3　RCEP については、首脳会議を１回（11 月）、閣僚会合を５回(７月、８月、10 月、11 月、平成 31 年３月）、交渉会合を４回（４月、７月、10 月、平成 31 年２月）開催した。交渉開始（平成 25 年５月）から 11 月までに計７つの章（経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章）が妥結し、そのうち５つの章は平成 30 年に妥結した。また、11 月に開催された第２回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、同首脳声明では、平成 30 年における RCEP 交渉の実質的な進展が歓迎され、令和元年に妥結する決意が表明された。

4　日中韓 FTA については、交渉会合を１回（12 月）開催した。トルコとの間では５回（４月、６月、９月、12 月、平成 31 年２月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、非公式に細部についてのやり取りを実施した。

5　既存の協定の関連では、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定、日フィリピン EPA、日インド EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA、日豪 EPA、TPP11、日 EU・EPA について、より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を平成 30 年度を通じて計 92 回開催した。

令和元年度目標

1　TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPP が定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導していく。同時に、TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。

2　日 EU・EPA を適切に実施し、必要に応じて適切な措置をとり、日 EU 経済関係を一層進展させる。また、同 EPA の活用を促進し、同 EPA から最大限の利益を引き出すべく、日系企業に対し、同 EPA について適切な形で説明及び情報の提供を行う。

3　RCEP については、平成 30 年 11 月の第２回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」に、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的な RCEP を令和元年に妥結する決意が表明されたことを踏まえ、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結に向けて交渉を加速化させる。

4　その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携協定、日トルコ EPA などの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。

5　既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

1　平成 30 年 12 月 30 日に発効した TPP11 協定については、10 月に、第２回 TPP 委員会がニュージーランドにて開催され、TPP 委員会の手続規則及び紛争処理のパネル議長の登録簿の２つの委員会決定文書が採択された。また、日本は、４か国の未締結国（チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー）に対して早期締結を働きかけるとともに、英国等の加入関心国への必要な情報提供等の支援を行った。

2　日 EU・EPA については、４月に第１回合同委員会を開催し、日 EU・EPA のそれまでの運用状況の確認や日 EU 間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論を行い、合同委員会の手続規則等を採択した。また、原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会第 1 回会合（令和元年６月）、物品の貿易に関する専門委員会第１回会合（令和元年 11 月）等、12 分野ある専門委員会・作業部会の各第１回会合を実施した。専門委員会等を通じ、協定の運用について当局間で緊密な意思疎通と問題解決がなされた。協定の利活用促進のための情報提供として、協定第 20 章に基づき、中小企業への関連情報をまとめて外務省ホームページ上で発信し、随時改訂する等の取組を行っている。

3　RCEP については、首脳会議を１回（11 月）、閣僚会合を４回(８月、９月、10 月及び 11 月）、交渉会合を３回（６月、７月及び９月）開催した。11 月に開催された第３回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、安倍総理大臣から、令和２年の議長国ベトナムと協力して 16 か国による RCEP 署名を令和２年に実現させるべく、引き続き主導的な役割を果たす決意を表明した。同首脳声明では、交渉不参加を表明したインドの未解決の課題の解決のために、全ての RCEP 参加国が共に作業していくこととなった。

4　日中韓 FTA については、交渉会合を２回（４月及び 11 月）開催し、首席代表会合、局長・局次長

級会合に加え、各交渉分野に関する専門家レベルのワーキング・グループも開催し、個別具体的な議論を行った。トルコとの間では４回（４月、６月、８月及び10月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。

５　既存の協定の関連では、日メキシコEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定、日フィリピンEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、TPP11及び日EU・EPAについて、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和元年度を通じて計67回開催した。

令和２年度目標

１　TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和３年 TPP 議長国として、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPP11 協定が定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。

２　日EU・EPAの着実な実施のため、必要に応じて適切な措置をとるとともに、本協定を法的基盤として、日EU経済関係を一層進展させる。また、令和２年１月末に英国がEUを離脱したことを受け、日EU・EPAを踏まえ、英国との新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組む。

３　RCEPについては、令和元年　11月の第３回RCEP首脳会議において発出された「RCEP交渉に係る共同首脳声明」を踏まえ、令和２年中の署名を目指し、引き続き各国と緊密に連携していく。

４　その他、日中韓FTAなどの多国間の経済連携協定、日トルコEPAなどの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。

５　既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新興国を中心に世界の市場が急速に拡大している中、経済連携協定交渉を推進することにより、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、保護主義的な動きが広がる中、日本が経済連携協定交渉を推進することは重要な意味を持つ。

日本がTPP11及び日EU・EPAの着実な実施並びにTPP11の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP、日中韓FTA等の経済連携協定交渉に取り組むことは、世界経済の成長を促し、世界全体の自由で公正な貿易・投資ルール作りの前進に貢献していくために重要である。また、日英間の新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組むことは、日系企業の経済活動や世界経済への英国のEU離脱の影響を最小限とするために重要である。

測定指標１－３　経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
①共同研究が終了した数	－	①：0	①：0	①：0	①：0	①：0
②交渉会合開催数		②：25	②：15	②：15	②：21	②：20
③交渉が妥結した数		③：1	③：0	③：1	③：0	③：1
④署名した数		④：1	④：1	④：0	④：0	④：1
⑤発効した数		⑤：1	⑤：2	⑤：0	⑤：0	⑤：1
⑥委員会等開催回数		⑥：35	⑥：92	⑥：45	⑥：67	⑥：58

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一般的に、EPA／FTAに関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常EPAが検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国のEPA／FTAに関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

平成13年のシンガポールとのEPA交渉の開始以来、令和２年３月までに21か国・地域との間で18本のEPA／FTAを署名・発効済みである。政府として経済連携協定交渉に関する取組を強化しているところであるが、交渉中のEPAは、複雑な利害調整を要し、困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていること、また、新規にEPA交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することなどを踏まえた目標設定とした。

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)			
（財務省貿易統計 HP より引用）	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①輸出額 ②輸入額	①78.3 ②75.4	①81.5 ②82.7	①76.9 ②78.6

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①多角的自由貿易体制の維持・強化 （平成 7 年度）	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、紛争処理体制の強化(本省及び在外公館)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化に向けた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTO ルールの実効的な運用を図る。				1-1
	71 (72)	61 (47)	60 (88)	110	082
②経済連携協定 (平成 15 年度)	EPA 締結に向けた交渉会合の開催、発効済 EPA の実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、また、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済 EPA の実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携協定を積極的に推進する。				1-2 1-3
	298 (239)	284 (247)	298 (201)	296	081
③政府調達手続に関する説明会 （ ＊ ）	平成26年３月に策定された「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、我が国政府が年度内に予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の関係者を対象としたセミナーを開催する。 これにより、WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化に寄与する。				－
	0.6 (0.5)	0.6 (0.6)	0.6 (0.5)	0.7	083
④世界税関機構（WCO）拠出金 （ ＊ ）	本拠出金は、脆弱国境をもつ中東・北アフリカ地域向けのハンドブックの策定及びワークショップ実施をすることで税関の当局のセキュリティ対策強化に寄与し、同様に、太平洋地域の税関当局に対し、プラスチック廃棄物に対する知識と対応能力の向上に寄与するための支援に充てられる。本拠出金を通じ、税関当局の能力強化及び域内税関当局間の連携強化し、多角的貿易体制の維持強化に寄与する。				1-1
	353 (353)	56 (56)	88 (88)	0	264
⑤世界貿易機関（WTO）分担金 （平成 7 年度）	我が国は、WTO設立協定第７条４の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たしている。 この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定やその他、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となり、当該機関の活動推進・連携を通じた我が国の経済・社会分野における国益の保護・増進に寄与する。				1-1
	949 (949)	958 (958)	914 (914)	869	267

⑥世界貿易機関（WTO）事務局拠出金 （平成７年度）	WTO加盟国の約３分の２を占める開発途上国のWTO協定に基づく義務の履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドが創設され、同ファンドに任意拠出を行っている。 我が国は同ファンドへの拠出を通じ、途上国がWTO協定等に対する正しい理解のもと、より積極的に交渉へ参加することを促すことで、多角的貿易体制の維持・強化に貢献する。				1-1
	26 (26)	26 (26)	14 (14)	18	283
⑦国際貿易センター（ITC）拠出金 （平成７年度）	ITCは、開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及びUNCTADの下に設立された国際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。 我が国は、ITCによるプロジェクトへの拠出を通じ、特に女性を中心に開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施するための技術支援に寄与すると同時に、多角的貿易体制の強化に貢献する。				1-1
	6 (6)	6 (6)	4 (4)	3	285
⑧国際貿易センター（ITC）拠出金（任意拠出金） （平成28年度）	本拠出金は、ソマリア難民及び国内避難民に対し、ＩＴ活用を含む職業訓練を通じて所得機会を創出することにより社会経済的自立行動を促す内容の社会安定化事業の実施に充てられる。本拠出を通じ、ソマリアにおける社会安定化に貢献し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献する。				1-1
	110 (110)	151 (151)	20 (20)	0	375
⑨拡大統合フレームワーク（EIF）信託基金拠出金 （令和元年度）	拡大統合フレームワーク（EIF: Enhanced Integrated Framework）は、後発開発途上国（LDC）に特化して貿易分野でのキャパシティ・ビルディングを行う唯一の国際的な枠組み。 本拠出をもって、WTOにおけるキャパシティ格差の是正及び我が国が目指す貿易自由化の実現に寄与する。				1-1
	－	－	13 (13)	9	291

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

１　日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

２　対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、我が国産業界のニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、交渉相手国・地域を戦略的に検討する。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

３　海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）（令和元年６月３日）
　第２章　具体的施策
・成長戦略フォローアップ（令和元年６月 21 日閣議決定）
　Ⅰ．10．海外の成長市場の取り込み
　Ⅰ．10．（２）ⅲ）①対日直接投資の促進
・知的財産推進計画 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　附表　工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目　22 番及び 99 番

測定指標２－１　日本企業支援強化に向けた取組　＊

中期目標（--年度）

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

平成 30 年度目標

１　令和２年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年の目標を達成するため、平成 30 年の日本企業支援件数は７万件を目標とし、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、外務本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。また、外務省だけでなく、経済産業省、ジェトロ、JICA 等の個々の取組を「見える化」するための努力を行う。

２　政府は令和２年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を更に積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有しインフラプロジェクト受注に向けて有効活用する。

３　政府による、令和元年の農林水産物・食品の１兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、平成 30 年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

4　上記１に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
5　英国の EU 離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め、中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国の EU 離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR を積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、日本企業支援パンフレットを改訂し、新しい支援事例を掲載するとともに、幹部の講演等で広く活用した。さらに、平成 31 年３月に「ASEAN 日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題として JICA、ジェトロ、JBIC 等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については、参考指標１を参照）
2　日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（平成 31 年３月末時点で 73 か国、191 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（平成 30 年度末現在 17 公館）を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍総理大臣、河野外務大臣によるトップセールスに活用した。
　安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成 22 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は平成 27 年に 20 兆円、平成 28 年に 21 兆円となるなど令和２年に約 30 兆円との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（平成 29 年以降については集計中（平成 31 年３月現在））。
3　東日本大震災後の各国・地域による日本産品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め、第三者機関の我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、平成 30 年度は新たに４か国・地域（ニューカレドニア、ブラジル、オマーン及びバーレーン）、これまでに計 31 か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、平成 30 年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,068 億円、前年度比 12.4％増）に貢献した。
4　11 か国 18 公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（平成 29 年度は 11 か国 15 公館）。
5　英国の EU 離脱に関する政府タスクフォースを９月、11 月、平成 31 年１月及び３月（２回）と定期的に開催し、英・EU の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU 離脱をめぐる現状や企業活動への影響等留意すべき点についてのセミナーを計 12 回実施し、日系企業支援に努めた。

令和元年度目標

1　令和元年の日本企業支援件数は７万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
2　政府は令和２年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
3　政府による、令和元年の農林水産物・食品の１兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、令和元年

度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。

4　上記１に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。

5　英国の EU 離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め、中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国の EU 離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1　在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR を積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。さらに、12 月に「中南米日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題として JICA、ジェトロ、国際協力銀行（JBIC）等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については、参考指標１を参照）

2　日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（令和２年３月末時点で 74 か国、200 名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（令和元年度末現在 12 公館）を配置し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラ担当として活動する他省庁の在外公館赴任予定者向けに赴任前にインフラ輸出研修を実施した。

　安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成 22 年に約 10 兆円であったインフラ受注実績は平成 28 年に 21 兆円、平成 29 年に 23 兆円となるなど「令和２年に約 30 兆円」との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（平成 30 年以降については集計中（令和２年３月現在））。

3　東日本大震災後の各国・地域による日本産品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め、国際機関幹部の訪日の機会などを捉え日本の食の安全性をアピールするとともに、日本産農林水産物・食品に対する我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、令和元年度は新たに３か国（コンゴ民主共和国、ブルネイ及びフィリピン）、これまでに計 34 か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和元年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,121 億円、前年比 0.6%増）に貢献した。

4　12 か国 16 公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（平成 30 年度は 11 か国 18 公館）。

5　英国の EU 離脱に関する政府タスクフォースを、７月の英国新政権発足を受け８月に、また、令和２年１月 31 日に英 EU 間で署名された離脱協定の発効を受け、同日に、開催する等、英 EU の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行うとともに、離脱後の日本政府の対応も含め、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU 離脱をめぐる現状や企業活動への影響、法律上のポイント等留意すべき点についてセミナーを計３回実施し、日系企業支援に努めた。

令和２年度目標

1　令和２年の日本企業支援件数は７万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。

２　政府は令和２年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
３　政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和 12 年に輸出額５兆円）に寄与すべく、令和２年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
４　上記１に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
５　英国の EU 離脱に伴う各種コストを最小限に抑えるため、英国の EU 離脱後の英 EU 間の将来関係交渉や英国内政等に関して、きめ細やかな情報収集や、日系企業への情報提供等を行い、中小企業を含めた所管業界の経済活動が移行期間終了後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や、具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラ輸出促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

英国は令和２年１月末に EU を離脱し、移行期間中（令和２年３月時点では令和２年 12 月末まで。規定上１年又は２年の延長が可能）に英 EU 間で将来関係交渉が行われるところ、同交渉の展開を注視しつつ、EU 及び英国で活動する現地日系企業への情報提供を行い、経済活動を支援することは重要である。

・成長戦略フォローアップ（令和元年６月 21 日）
　Ⅰ　10.海外の成長市場の取り込み

測定指標２－２　対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（令和２年度）

平成 28 年５月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ、投資関連協定について、令和２年までに、100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

平成 30 年度目標

１　戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新たに６か国との間で新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の 19 本の協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。
２　ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制（注）を推進する。
　（注）平成 28 年３月の第２回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた５つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関（ジェトロ）の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

１　平成 30 年度は３か国（アラブ首長国連邦、ヨルダン及びアルゼンチン）との間で投資協定に署名

したほか、16か国（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）との間で投資協定交渉を継続させた。また、EU（７月）、パラグアイ（10月）及びアゼルバイジャン（平成31年２月）との間で正式交渉を開始するとともに、新たな正式交渉の開始に向け、チュニジア及びキューバと予備協議を実施した。平成31年３月末現在、発効済の投資関連協定（注）43本と署名済・未発効の５本を合わせると76の国・地域をカバーし、交渉中の24本（投資協定19本、EPA５本）も発効すると94の国・地域をカバーすることとなった。また、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成28年５月11日）に基づき、体制面においては、投資政策室のみならず、各地域課が主導する案件を増加させ、外務省全体として投資協定交渉体制をより充実させた。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA／FTA

２　４月にチェコ、６月にハンガリーで投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として対日投資促進セミナーを開催し、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策をジェトロとも連携の上、各在外公館にて実施した。また、５月、外務省を含む関係省庁で構成される第６回対日直接投資推進会議が開催され、政府一丸となって地域への対日直接投資を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定し、外務省からは、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成29年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計650件以上にのぼる旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に外務副大臣又は外務大臣政務官が３回（①５月、エア・リキード社、中根外務副大臣、②７月、エア・リキード社、岡本外務大臣政務官、③12月、フィリップス社、辻外務大臣政務官）同席し、相談内容へのサポートを行った。なお、平成31年３月に対日直接投資促進に向けて、特に東南アジア、米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を開催した。事後アンケートでは、提出があった参加者のうち約95%がセミナーに満足したとの回答であった。

令和元年度目標

１　戦略的な優先順位をもって、投資関連協定の交渉相手国を検討するとともに、新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19本の投資協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。

２　ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

施策の進捗状況・実績

１　令和元年度は２か国（モロッコ及びコートジボワール）との間で投資協定に署名したほか、17の国・地域（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）との間で投資関連協定（注）交渉を継続した。また、署名済みであった日アルメニア投資協定が５月に発効し、投資に係る規定を含む日・ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書につき、４月までに全交渉参加国による署名が完了した（日本は平成31年２月27日に署名）。令和２年３月末現在、発効済の投資関連協定44本と署名済・未発効の７本を合わせると78の国・地域をカバーし、交渉中の21本（投資協定17本、EPA４本）が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA／FTA

２　11月に開催した英国での対日直接投資促進セミナーや、欧州各国での日EU・EPA発効を捉えたセミナーにおいて、投資先としての日本の魅力を発信する等、各在外公館にてジェトロとも連携の上、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施した。また、４月、外務省を含む関係省庁で構成される第７回対日直接投資推進会議が開催され、地域への投資誘致の取組を一層強化する「対日直接投資　集中強化・促進プログラム」を決定した。外務省からは阿部外務副大臣が出席し、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成30

年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計 700 件以上に上る旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に中山外務大臣政務官が３回（①10 月、ファイザー社、②11 月、エア・リキード社、③12 月、フィリップス社）同席し、相談内容へのサポートを行った。令和２年３月、対日直接投資促進に向けて、特にインドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を東京で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、中止とした。

令和２年度目標

1　戦略的な優先順位をもって、投資関連協定等の新規交渉相手国を検討する。現在交渉中の 17 本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。

2　ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1　投資関連協定は、海外におけるビジネス環境整備のために重要であるところ、中長期的方針をまとめた「投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成 28 年５月 11 日）に沿って、投資関連協定の充実を図ることは有益であるため。

令和２年３月末現在で、発効済及び署名済・未発効の投資関連協定で 78 の国・地域をカバーし、現在交渉中の 21 本（投資協定 17 本、EPA４本）の投資関連協定が発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。他方、交渉相手国の事情もあり、必ずしも交渉が円滑に進まないおそれもあることを踏まえつつ、目標を設定した。

2　令和元年６月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では、「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する」との目標が確認されており、対日投資促進セミナーの開催を含む投資誘致に係る様々な取組は、施策を推進する上で有益であるところ、日本の対内直接投資残高は、対 GDP 比で５％に満たず、平成 29 年に 40％台となった OECD 諸国の平均値と比較すると依然として低い水準にあり、かかる現状を打開すべく、投資誘致や投資環境の整備が極めて重要であるため。

対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、引き続き、令和２年までに外国企業の対日直接投資残高 35 兆円に増加させるとの政府目標の達成に貢献すべく、外交リソースを最大限活用して、対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

測定指標２－３　海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標（--年度）

1　国際社会における知的財産保護の促進を図る。

2　経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。

3　日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

平成 30 年度目標

1　多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。

2　二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、二国間の対話を通じた働きかけを行う。

3　在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで

以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

1　WTO 貿易関連知的所有権（TRIPS）理事会（６、11 月及び平成 31 年２月）、世界知的所有権機関（WIPO）関連会合（５、６、９、11、12 月及び平成 31 年３月）、APEC 知的財産専門家会合（IPEG）（８月）といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。

2　RCEP 協定交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO／TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだ。また、ネパールにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国政府への働きかけを実施し、相手国政府から前向きな対応を引き出した。

3　12 月にドバイ（中東アフリカ地域対象）で、平成 31 年１月にバンコク（東南アジア地域対象）で、在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換を行い、知的財産被害の現状分析及びその対応ぶりに関するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化した。在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的に実施し、担当官の能力強化を図った。

令和元年度目標

1　多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。

2　二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。

3　在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

1　WTO 貿易関連知的所有権（TRIPS）理事会（５、10 月及び令和２年２月）、世界知的所有権機関（WIPO）関連会合（４、６、９、10 月及び令和２年３月）、APEC 知的財産権専門家会合（IPEG）（８月）といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。

2　RCEP 協定交渉、日中韓 FTA 交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO／TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組み、９月には、WTO／TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を含む RCEP 知財章のテキストベースの交渉を完了した。また、アフリカにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国税関への働きかけを実施し、日本企業製品の模倣品の摘発に成功した。

3　在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的に実施し、担当官の能力強化を図った。

　なお、令和２年３月に中国及びワルシャワ（欧州地域対象）で、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を企画・準備したが、実施予定地域における新型コロナウイルスの流行や入国・渡航制限等のため、開催は中止となった。

令和２年度目標

1　多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。

2　二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。

3　在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における知的財産保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。

近年、アジア地域を中心に知的財産侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、WIPO 及び WTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画、二国間及び多数国間の経済連携協定、二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産保護を図っていくことが重要である。また、日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

・知的財産推進計画 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　附表　工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目 22 番（通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化）及び 99 番（正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策）

参考指標１：在外公館における日本企業支援実績件数			
	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	60,268	56,492	65,530

参考指標２：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数			
	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	236	311	342

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①海外の日本企業支援（　＊　）	本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。 インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し、海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し、他省庁との情報共有を図る。 各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行う。 上記の手段によって、インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し、日本経済の成長に寄与する。				2-1
	66 (62)	64 (56)	66 (53)	65	084
②知的財産権侵害対策（平成 18 年度）	知的財産権保護に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知的財産担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援する。 これにより日本企業が展開先の国において知的財産権を侵害されることが減り、または侵害時に知的財産担当官の支援によって有効な対策を採ることが				2-3

	できるため、日本企業の円滑な海外展開を支援することにつながる。				
	14 (10)	14 (10)	13 (8)	13	085
③対日直接投資支援経費 （平成 28 年度）	対日直接投資促進のために、外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進する。セミナー開催を通じ、外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた課題を探っていく。 これにより国内投資環境を整備・改善していく。				2-2
	0 (0)	3.4 (1.6)	2 (0.1)	1.9	091
④英国の EU 離脱に係る日系企業支援 （平成 28 年度）	英国のEU離脱に係る日本企業への悪影響を最小限にするため、外部専門家の知見も活用しつつ、在外公館によるきめ細やかな支援を行う体制を整備するとともに、日系企業が多数集積する地域の在外公館においてタイムリーな情報提供・相談等を開催する。 これにより日系企業の英国及びEUにおける経済活動のための環境整備に寄与し、さらには、日本企業（日系企業を含む）の海外展開を後押しすることにもつながる。				2-1
	4.3 (3.2)	1.5 (11.2)	16 (0.9)	12.4	086
⑤対外投資の戦略的な支援 （平成 20 年度）	投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。 投資協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。				2-2
	－	－	－	－	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　経済安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年６月 21 日　閣議決定)
　第２章　５．（５）① 資源・エネルギー
・成長戦略実行計画（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章７（２）再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現
・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　国家安全保障会議決定、閣議決定)
　Ⅳ　５　地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　世界の主要なエネルギーの供給源である中東地域の海域における航行の安全確保
・鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針について(平成 30 年６月 26 日　閣議決定)

測定指標３－１　我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保　＊

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

平成 30 年度目標

１　関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

（１）国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。

（２）国際エネルギー・フォーラム（IEF）は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー･ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、平成 30 年４月にニューデリー（インド）において開催される閣僚級会合において、積極的に議論に参加し、我が国の関心事項やエネルギー外交の取組について積極的に発信する。

（３）エネルギー憲章条約（ECT）については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

（４）国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。

（５）Ｇ７、Ｇ20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にＧ20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバー（注）として積極的に貢献する。

（注）「Ｇ20 作業を運営する体制」をトロイカ体制といい、現議長国、前議長国及び次期議長国による協力体制が組まれる。

２　エネルギー･鉱物資源専門官制度に関しては、平成 28 年度から開始した特定地域を対象とした担当官会議を引き続き平成 30 年度も実施する。ここでの成果を、平成 30 年度中に日本国内にて開催予定の在外公館戦略会議に共有し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。地域担当官会議と在外公館戦略会議の双方に関して、議論内容のうち公表可能な点については引き続き積極的に対外的な発信を行う。

３　河野外務大臣が平成 30 年１月の IRENA 第８回総会における政策スピーチで「再生可能エネルギー

外交」の推進に取り組むことを表明したことを踏まえ、国内外への積極的な情報発信等を通じた我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、平成28年４月に安倍総理大臣が立ち上げた、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出して世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

１　近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

（１）IEAにおいては、平成30年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成31年１月からは、大江経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部特命全権大使が日本人として24年ぶりに理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導している。また、IEA との間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、10月にファティ・ビロル事務局長が訪日した際には河野外務大臣への表敬を行い、エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認した。ビロル事務局長は、４月には中根外務副大臣との間でも意見交換を行った。

（２）IEFにおいては、４月にニューデリー（インド）で第16回閣僚級会合が開催され、中根外務副大臣が出席し、エネルギーアクセスの向上をテーマとするセッションにパネリストとして参加し、日本の先進的な技術力とイノベーションの力を活用して世界の未電化地域のエネルギーアクセス拡大に寄与していく旨発言した。同会合の機会に、中根外務副大臣はスン・シェンション IEF 事務局長との意見交換を行い、スン事務局長からは日本の IEF への積極的な貢献に謝意が表された。

（３）ECT においては、事務局を通じてエネルギー憲章プロセスへの新規加入促進活動を支援するとともに、二国間の働きかけを継続した。日本を含む加盟各国や事務局の取組の結果、12月にヨルダンが、平成31年１月にはイエメンが中東諸国として初めてECTに加入し、さらには中国がECT加入に必要な３つの報告書の作成を全て終え、他にも複数の国が加入に向けた取組を着実に進めるなど、投資促進に係る法的枠組の基盤強化と裾野拡大に進展が見られた。

（４）IRENAについては、平成31年１月にアブダビ（アラブ首長国連邦）で行われた第９回総会に、辻外務大臣政務官が出席して河野外務大臣スピーチを代読し、世界における再生可能エネルギーの一層の普及拡大に向けて日本として積極的な役割を果たしていきたい旨述べた。また、同総会において、再生可能エネルギーがもたらす社会経済的メリットの議論の中で「福島新エネ社会構想」を説明し、再生可能エネルギーの利活用に基づいたスマートコミュニティーの実践や地方自治体による再生可能エネルギー活用の事例を紹介した。なお、同総会では、日本は IRENA 設立以来５期連続で理事国に選出された。IRENA との間では、アミン事務局長と外務省政務との意見交換を計５回実施（河野外務大臣：４月及び平成31年３月、岡本外務大臣政務官：９月、辻外務大臣政務官：平成31年１月及び３月）するなど緊密に意見交換を行い、日・IRENA 関係の一層の強化に向けた議論を行った。第２位の分担金拠出国として、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心としたIRENAの活動を引き続き支援した。

（５）Ｇ７、Ｇ20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にＧ20については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、Ｇ20プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進した。

２　平成31年１月の中東地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び平成31年２月の在外公館戦略会議では、外部講師による世界のエネルギー情勢についての現状認識の共有、外務本省からの基本政策の紹介、各大使館員からの任国政府のエネルギー戦略の共有等を行い、国内外のエネルギー情勢を分析して、日本のエネルギー外交の在り方について議論した。これらの会議については、議論の成果を外務省ホームページ上で可能な範囲で公表し、エネルギー業界紙でも取り上げられ、国内での関心喚起にもつながり、その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化した。

３　（１）外務省閣僚級招へい事業により、４月にアミン IRENA 事務局長を日本に招き、「福島新エネ社会構想」に基づく取組を進める福島県の再生可能エネルギー関連施設への訪問、国際セミナー

での講演、日本企業や関係省庁等との意見交換などを実施した。同事務局長から、世界の再生可能エネルギー情勢について広く日本国内に向けて直接発信してもらうとともに、日本の先進的な技術や取組について IRENA 関係者の理解を深めた。

（２）日本の先進的な再生可能エネルギー・新エネルギー分野の取組を国際社会に発信するため、関係省庁・自治体・企業等の協力を得て、在京外交団を対象とした視察事業として、11 月に福島県の再生可能エネルギー関連施設、平成 31 年３月に神奈川県の水素エネルギー関連施設をそれぞれ訪問し、延べ 22 か国から延べ 23 名の参加を得た。

（３）７月に都内にて「国際シンポジウム：エネルギー転換とアジアのエネルギー安全保障」を開催し、エネルギー分野における国内外の有識者、企業関係者、政府関係者、研究者、在京大使館及び報道関係者等約 200 名の参加を得た。同シンポジウムでは、最新の分析・研究成果や第一線で得た知見に基づき、テーマに沿って活発な議論が行われた。

（４）日本の技術やイノベーションについて積極的に国際社会へ発信し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた国際連携を進めていくため、日本は 10 月に太陽に関する国際的な同盟（ISA）（注）に新たに加盟した。

（注）国際社会における太陽エネルギーの利用拡大を目的に、平成 27 年にインド政府がフランス政府と共に立ち上げた国際協力の枠組み。

（５）11 月にブカレスト（ルーマニア）で開催されたエネルギー憲章会議第 29 回会合に出席した兒玉欧州連合日本政府代表部特命全権大使からも「福島新エネ社会構想」について紹介する発言を行うなど、エネルギー関連の各種国際会議の機会に我が国の再生可能エネルギー・新エネルギー分野での取組について積極的に発信した。

令和元年度目標

１　IEA、IEF、ECT、IRENA 等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

（１）IEA については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、12 月に開催される第 27 回閣僚理事会を見据え、IEA が掲げる３つの「現代化」（①アジアの新興国を始めとする非 IEA メンバー国との関係強化、②石油備蓄義務の見直しを含むエネルギー安全保障の強化、③クリーン・エネルギー技術・省エネルギーの取組を通じたクリーン・エネルギーハブとしての役割強化）を始めとする我が国が重視する議題に関する議論に積極的に貢献する。

（２）IEF は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、国際エネルギー情勢の変化に応じた IEF の役割を踏まえつつ、エネルギー･ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、令和２年に北京（中国）において開催される第 17 回閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に積極的に貢献する。

（３）ECT については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

（４）IRENA については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。また、平成 31 年４月に就任予定の新事務局長との関係構築を通じ、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

（５）Ｇ７、Ｇ20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にＧ20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。

２　エネルギー･鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。

３　我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

１　平成 30 年度に引き続き、IEA、IEF、ECT、IRENA 等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

（１）IEA については、令和元年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバ

一国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に、大江国際エネルギー担当大使が理事会議長を務めていることから、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。12 月に開催された第 27 回閣僚理事会には、我が国から若宮外務副大臣及び松本経済産業副大臣が出席し、成果として、10 年ぶりにコミュニケが発出されるとともに、日本が主導して進めてきた、非メンバー国であるインドとの間での「戦略的パートナーシップ」の立ち上げに向けた協議開始が合意された。また、IEA との間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、ファティ・ビロル事務局長とは、９月の同事務局長の訪日時及び 12 月の第 27 回閣僚理事会時に若宮外務副大臣が会談を行い、エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認した。加えて、令和２年３月に IEA によるメールでの緊急時対応合同訓練が実施され、日本も参加した。

（２）IEF については、令和２年にアル・コバール（サウジアラビア）（注：開催地が中国から変更）において開催される第 17 回閣僚級会合に向け、執行理事会における議論に積極的に参加。昨今の国際エネルギー情勢を踏まえ、重要性が高まるエネルギー安全保障やイノベーションに焦点を当てた議題案（①「新時代のエネルギー安全保障－リスクと機会への対応」、②「秩序あるエネルギー転換：投資促進のためのエネルギー効率、技術及びイノベーションの共有」）が採用され、また我が国が６月のＧ20 で発信したカーボンリサイクルについても取り扱われることとなった。

（３）ECT については、12 月に開催されたエネルギー憲章会議第 30 回会合に、我が国から兒玉欧州連合日本政府代表部大使が出席した。今次会合の閣僚セッションでは、「再生可能エネルギー、エネルギー多様化及びエネルギー効率への投資の促進」というテーマの下、エネルギー転換やイノベーションの重要性などについて議論が行われ、兒玉大使が日本政府を代表してエネルギー技術及びイノベーションを促進することの重要性等を述べた。また、同会合では、エネルギー憲章条約（ECT）の規定に基づくレビューの結論文書が採択されるとともに、ECT の近代化に係る交渉の開始が決定された。

（４）IRENA については、我が国は令和元（2019）年分担金の 10.923％を負担し、途上国におけるエネルギー計画・ロードマップの見直し、プロジェクト円滑化、再生可能エネルギーポテンシャル評価（RRA）などの事業を支援している。平成 31 年４月に新たに就任したフランチェスコ・ラ・カメラ事務局長と外務省ハイレベルとの意見交換を緊密に行っており、６月の同事務局長訪日時に辻外務大臣政務官との会談、令和２年１月の第 10 回 IRENA 総会時及び同年３月の同事務局長訪日時に若宮外務副大臣との会談を実施し、国際社会における持続的な再生可能エネルギーの普及に関する意見交換を行い、日・IRENA 関係の進化を図った。また、第 10 回 IRENA 総会では、若宮外務副大臣から、脱炭素化にむけた我が国の再生可能エネルギー普及促進における取組を紹介し、併せて、再生可能エネルギー関連機器の将来的な大量廃棄問題に言及したスピーチを実施した。

（５）Ｇ20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にＧ20 については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、Ｇ20 プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進し、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、閣僚声明及びＧ20 軽井沢イノベーションアクションプランを採択した。また、同会合を踏まえ、Ｇ20 大阪首脳宣言においても、エネルギー安全保障の確保の重要性やエネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的な技術の更なる発展の重要性等について確認した。

２　令和２年３月に開催予定であった令和元年度エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議について、諸般の事情により延期することとなった。他方、エネルギー･鉱物資源専門官を含む在外公館のエネルギー担当官との間で、各国のエネルギー情勢に関する意見交換を随時行い、次回開催に向けて引き続き連携している。

３（１）令和２年１月の第 10 回 IRENA 総会において、若宮外務副大臣から、世界最大級の再生可能エネルギー由来水素製造装置の福島における稼働開始予定及び同装置で製造した水素の東京オリンピック・パラリンピックにおける活用について発信した。

（２）令和２年３月には、脱炭素社会を実現するための日本の取組を紹介する、在京外交団を対象とした「CCUS／カーボンリサイクル・スタディーツアー」（注）を実施し、千葉県野田市の東京理科大学、同県柏市の日立造船柏工場、福島県いわき市の石炭ガス化複合発電施設及びとまとランドいわきを視察し、在京外交団に対して、我が国のクリーンコール技術と CCUS の取組を発信した。

（注）CCUS：(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)：工場や発電所などから発生

する二酸化炭素を大気放散する前に回収し、地中貯留に適した地層まで運び、長期間にわたり安定的に貯留したり、回収した二酸化炭素を農作物の育成に利用したり、更に進んで人工光合成などによって新たな商品やエネルギーに変換したりする技術。

（３）令和２年３月に開催予定であったアジア・エネルギー安全保障セミナーでは、「転換期の選択ーアジア域内における再生可能エネルギー導入の課題と展望」と題して、IEA 及び IRENA の有識者を招いて、我が国やアジアにおける再生可能エネルギー導入に向けた取組及び課題について議論するべく、直前まで開催する方向で準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う IEA の措置により、IEA の基調講演者の訪日が不可能となったこと等により、開催を延期することとなった。

令和２年度目標

１　関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

（１）IEA については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む昨年の閣僚理事会のフォローアップを行う。

（２）IEF は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー･ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、９月にアル・コバール（サウジアラビア）において開催される第 17 回閣僚級会合の議論に積極的に参加し、我が国のエネルギー分野の取組等について積極的に発信する。

（３）ECT については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和元年に、ECT の近代化に係る交渉の開始が決定されたことを受け、一連の交渉会合において、我が国として、エネルギー安全保障を確保しつつエネルギー転換を進めること、また、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に関与していく。

（４）IRENA については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

（５）Ｇ７、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20 については、令和元年の我が国の議長国下での成果を踏まえた議論が行われるよう、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。

２　エネルギー･鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。

３　我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保、世界全体としての資源・エネルギー安全保障の強化のため、国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的に参加・貢献していくことが重要である。

測定指標３－２　我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（--年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

平成30年度目標

1　国連食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等の関係する国際機関や、Ｇ７、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特にFAOについては、我が国が世界第２位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、平成30年度中に開催予定の第３回日・FAO年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

またG20については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバーとして積極的に貢献する。

2　食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1　FAOについては、平成31年１月に第３回日・FAO年次戦略協議をローマで開催し、FAO側からはグスタフソン事務局次長（プログラム担当）、リドルフィ・プログラム支援技術局長を筆頭とする関係者、日本からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では、我が国の重視する事項について詳細に説明した。具体的には、平成30年度補正予算や無償資金協力を含めたFAOへの財政貢献が日本による支援であることを受益者に対し明確に示すこと、日本国内におけるFAOの活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること、日本企業とFAOの連携促進等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させること、日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ、今後１年間で日・FAO 両者が取り組むべき方向性について認識の一致をみた。さらに、飢餓の撲滅を含むSDGsの達成に向け、開発のためのビジネスモデルとしての農業投資、食品ロスに焦点を当てた栄養及びフードシステム、人道と開発と平和の連携等の分野において共に取り組んでいくことを確認した。加えて、令和元年日本において開催するG20及び第７回アフリカ開発会議（TICAD７）や、令和２年の栄養サミットに向けた協力についても認識の一致をみた。

また、日本国内におけるFAOの認知度を向上させるとともに、FAOにおける日本人職員の増強を図るため、学生、研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催し、延べ約300名の参加を得た。具体的には、８月（於：東京）、10月（於：京都）及び11月（於：東京）に、一時帰国中のFAO日本人職員及びFAO駐日連絡事務所等の協力を得て、少人数でのキャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのアドバイスなどを行った。また、平成31年３月には、より幅広い層を対象に、日本担当FAO親善大使である国谷裕子氏及び中村勝宏氏の出席を得て、「SDGs達成に向けたFAOの貢献と日本の役割」をテーマとする講演会を開催し、約120名の参加を得た。

IGCについては、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加し、例えば、６月の理事会では、赤松在英国日本大使館公使が理事会議長に選出され（任期は７月から令和元年６月まで）、続く12月の理事会では、一大輸入国としてのみならず議長輩出国としての立場からも、責任を持って議論の進展に貢献した。ICOについても、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G20において、食料安全保障は平成30年G20アルゼンチン議長国下での３つの重点テーマの一つであり、７月に開催されたG20農業大臣会合では、「農業の役割を支える健全な土壌」を中心に、世界の農業の持続可能性向上に関して議論が行われ、日本もトロイカとして議論に積極的に貢献した。令和元年に日本が議長国に就任してからは、G20プロセスにおける食料・農業関連の議論の取りまとめに当たり、外務省としても農林水産省と緊密に連携した。

Ｇ７においては、平成30年の議長国カナダ及び令和元年の議長国フランスの下で、平成27年に定められた「2030年までに５億人を飢餓・栄養不良から救出する」とのＧ７全体としての目標（エルマウ・コミットメント）の達成に向けたＧ７各国の支援実績の追跡・分析が行われた。また、カナダ議長国下では、Ｇ７食料安全保障作業部会（FSWG）会合において食料安全保障・栄養分野の政策分析が行われ、我が国も同分野との関連で強靭性の高い共同体の構築に関する発表を行い、積極的に議論に貢献した。フランス議長国下では、アフリカのサヘル地域における若者の雇用促進や栄

養に焦点を当てた議論が行われており、令和元年に TICAD７、令和２年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについて FSWG 会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献している。

２　国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和元年度目標

１　FAO、IGC、ICO 等の関係する国際機関や、Ｇ７、Ｇ20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第２位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、令和元年度中に開催予定の第４回日・FAO 年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

またＧ20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ引き続き積極的に貢献する。

２　食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

１　FAO については、令和２年１月に、第４回日・FAO 年次戦略協議を東京において実施し、FAO を代表してグスタフソン事務局次長ほかが、日本側は外務省と農林水産省の合同チームが出席した。同協議では、平成 31 年１月の前回協議からの両者の取組を振り返り、日本の FAO への財政貢献、日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上、FAO における日本人職員による貢献等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させることで一致した。さらに、両者は、チューFAO 事務局長が出席した令和元年８月の TICAD７を振り返るとともに、令和２年に日本で開催される東京栄養サミット 2020 について意見交換を行い、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、さらなる協力を深めることとした。

また、FAO の国内での認知度の向上と日本人職員の増強を図るため、大学生・大学院生や研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催しており、令和元年度には後述の計２回のセミナーを実施（10 月（於：東京）、12 月（於：東京））したほか、FAO の活動を広く知らしめるための FAO 駐日連絡事務所や関係機関によるイベント等に協力を行った。10 月の世界食料デー月間の際に都内で開催されたシンポジウムでは、世界的な食品ロス削減の取組にリーダーシップを発揮している FAO とともに、食品ロス削減の取組への理解を促進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた国際的な貢献の可能性について議論を行った。12 月（於：東京）には、一時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所等の協力を得て、キャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのキャリアアドバイスなどを行った。

IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加するとともに、６月には、IGC の前身の国際小麦理事会から通算して創設 70 周年を迎えるにあたり、議長国を務める我が国が記念行事として在英国日本大使館でレセプションを開催した。主要各国の穀物、食品関係者やメディアが参集するなか、東日本大震災の被災地産品を始めとする日本の「食」の普及促進のプロモーションを進めるとともに、海外での輸入規則の撤廃・緩和に向けた安全性の PR を行った。ICO については、世界的なコーヒー産業の強化及び持続的な拡大の促進という目的の下、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

Ｇ20 については、５月にＧ20 新潟農業大臣会合が開催され、「農業・食品分野の持続可能性に向けてー新たな課題とグッド・プラクティス」をテーマとして、人づくりと新技術、フード・バリューチェーン（FVC）、SDGs について議論を行った。また、同会合において、越境性動植物疾病への対応についても議論が行われ、特にアフリカ豚コレラ（ASF)については、国際社会が一致団結して対処することの重要性について認識を共有した。議長国として積極的に議論をリードし、大阪首脳宣言においても、強靭な農業・食品バリューチェーンの発展の重要性を確認した。

Ｇ７については、フランス議長国下での食料安全保障作業部会（FSWG）の専門家レベル会合において、「サヘル諸国の若者の雇用促進」及び「サヘル諸国の栄養不良との戦い」がテーマとして議

論が行われ、７月４日にパリにて開催された開発大臣会合の機会に、「サヘル地域の若者の雇用創出に関するＧ７フレームワーク」がFSWGによる文書として公表され、同大臣会合で発出された「Ｇ７・Ｇ５サヘル・パリ共同コミュニケ」において歓迎された。令和元年にTICAD７を開催、令和２年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについてFSWG会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献した。

地域的な協力も進展しており、APECでは、参加国・地域の当局のみならず民間セクターとも連携した形でAPEC食料安全保障に関する政策パートナーシップ（PPFS）を通じて、関連の協力が進められている。チリ議長国下では、持続可能なフードシステムの強化、イノベーションと新技術の適応、協働の促進とFVC・貿易の強化、機会をもたらす地域開発の強化をテーマとし議論が行われた。７月（於：東京）には、APEC食品ロス削減に関するワークショップ「情報通信技術（ICT）と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」を日本として開催し、民間企業によるICTや革新的技術を使った先進的な取組事例等の共有がなされ、PPFSにおける官民連携の促進が図られた。

２　国際機関関係者等との意見交換や、FAOやIGCを始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和２年度目標

１　FAO、IGC、ICO等の関係する国際機関や、Ｇ７、Ｇ20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特にFAOについては、我が国が世界第３位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

２　食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連専門機関であるFAOや、世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っているIGC等への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し、貢献することが重要である。

測定指標３－３　海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（--年度）

我が国国益に即した漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また、海洋生物資源の持続可能な利用支持国を拡大し、我が国の捕鯨政策に対する国際社会の理解を促進する。

平成30年度目標

１　各地域漁業管理機関における議論を引き続き主導する。地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。

２　二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会（IWC）加盟国の理解を求める。また、IWC以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行い、IWCにおける鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。

３　ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と、資源管理のための協力を継続するとともに、国際的な管理体制の構築を目指し、協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

4　海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定を平成29年度に締結したところ、同協定の未締結国に締結を働きかけるなど、IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会（NPFC）ではサンマについて漁獲上限の設定案が議論されているところ、これらに積極的に関与し、我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。北極海の公海部分における無規制な漁業を防止する協定の早期の署名・締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

1　大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の平成30年の年次会合では、平成29年の年次会合に引き続き、大西洋クロマグロ資源の管理措置の見直し（未配分枠の配分、漁期の緩和等）が議論された。中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の年次会合においては、我が国の提案に基づき太平洋クロマグロの保存管理措置に関する議論が行われ、漁獲枠の５％を上限として余剰枠を翌年に繰り越すことができるという規定を現行の保存管理措置に追加することで合意された。

2　捕鯨政策については、二国間及び多国間会合（６月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や７月の東カリブ漁業大臣会合等）の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対するIWC加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った結果、IWC加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか、サントメ・プリンシペやリベリアが、新たに我が国と同じ立場でIWCに加盟した。また、長年にわたり機能不全に陥っていたIWCを改革すべく、７月、我が国は異なる立場を持つ加盟国同士が共存できるようIWC改革案を提出した。同改革案は９月のIWC総会において議論されたが、最終的に投票に付され否決された。この結果、IWCでは、国際捕鯨取締条約（ICRW）に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的は顧みられることなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなり、12月、我が国はICRWから脱退することを決定し、寄託国政府である米国に脱退を通告した。脱退通告後も、ICRW脱退の決定を含む我が国の捕鯨政策について様々な機会に関係国に丁寧に説明し、理解を求めている。また、IWC総会の開催国であり、反捕鯨国であるブラジルにおいて捕鯨関連映画の上映及び意見交換会の実施を支援する等、日本の捕鯨文化等を伝える民間レベルの情報発信を支援し、長期的な視点から、我が国の立場に支持を得られるような国際世論の形成に努めた。

3　ニホンウナギについては、ニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と協議を実施し（６月）、平成26年９月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況や、それ以降、各国・地域が採った管理措置について情報共有等を行うとともに、協議結果を共同プレスリリースとして発表し、国際社会における本取組への理解を呼びかけた。

4　違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、地域漁業管理機関（RFMO）でのIUU漁船リストに関する議論に積極的に参加した。特に、７月の北太平洋漁業委員会（NPFC）第４回年次会合において、我が国から主体的にIUU漁船リストの追加提案を行った。

NPFCにおけるサンマの保存管理措置については、７月の年次会合において、サンマの洋上投棄の禁止や小型魚の漁獲抑制の推奨等、我が国提案の内容が保存管理措置に追加されるとともに、令和元年の科学委員会において一致した資源評価を得るべく作業を進めることで委員会において合意されるなど、令和元年の年次会合における漁獲上限の設定に向け大きく前進した。

また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、10月に、日本、北極海沿岸５か国（米、露、加、ノルウェー及びデンマーク）、中国、アイスランド、韓国、EUとの間で署名を行い、引き続き本協定締結のための国内手続を進めた。

令和元年度目標

1　マグロ関連のものを含め、各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映されるよう努める。

2　７月に予定している商業捕鯨の再開に向け、二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、我が国の今後の捕鯨政策について、捕鯨支持国だけでなく反捕鯨国にも丁寧に説明し理解を求め、今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。また、引き続き鯨類の

持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。

3　ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

4　違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、平成 29 年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関（RFMO）での IUU 漁船リスト作成など、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。また、南インド洋漁業協定（SIOFA）における公海乗船検査の保存管理措置の策定に関し、引き続き議論に積極的に貢献していく。

さらに、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、引き続き締結のための国内手続を進め、本協定の早期発効に向け貢献していく。

施策の進捗状況・実績

1　大西洋クロマグロについては、令和元年の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合において、対象魚種の拡大などに関する条約改正条文の採択とともに、メバチなどの熱帯マグロの総漁獲許容量（TAC）を逓減させる決定に貢献した。太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会において、日本から、資源の回復目標の達成率を一定以上維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案し、増枠は決定されなかったものの、漁獲上限の未利用分に係る翌年への繰越率を現状の５％から 17％へ増加させること、また、台湾からの通報により大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ 300 トン移譲することを可能とする保存管理措置の改正が採択された。サンマについては、北太平洋漁業委員会（NPFC）第５回委員会会合において、日本主導で、令和２（2020）年漁期における NPFC 条約水域（公海）での TAC を 33 万トンとする漁獲量規制や、各国が令和２年の公海での漁獲量が平成 30 年の実績を超過しないことが初めて決定された。

2　日本は、７月に捕鯨業を再開した。日本の立場に関する国際社会の理解を深めるべく、政府として、捕鯨についての正確な情報提供や主要海外メディアへの投稿（３件）等の機会を通じ、戦略的な発信に取り組んだほか、首脳会談や外相会談、東カリブ漁業大臣会合等の様々な外交機会を捉えて働きかけを行った結果、国際世論の反応は比較的落ち着いたものとなっている。日本は、鯨類資源の持続可能な利用及び適切な管理に必要な科学的情報を集める目的で、長年にわたり鯨類科学調査を実施してきたが、国際捕鯨取締条約脱退後も、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に協力するという方針の下、５月の国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会において、南極海鯨類資源調査（JASS-A）や IWC との共同目視調査（IWC-POWER）などを実施する計画を提出し、同委員会から支持を得た。

3　ニホンウナギについては、４月、日本主導の非公式協議において、資源管理措置に対する科学的な助言を行うことを目的とした科学者会合を定期的に開催することや、国際取引におけるトレーサビリティー（追跡可能性）の改善に向け協力することが、日本、韓国及び台湾の間で確認された。

4　違法・無報告・無規制（IUU）漁業への早急な対策が国際社会として強く求められている中、日本は IUU 漁業対策への取組を強化すべく、G20 大阪サミットの首脳宣言において、日本のイニシアティブにより、「IUU 漁業に対処する重要性を認識」することとの言及を盛り込んだ。また、日本は、寄港国が IUU 漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」への加入を促すべく、11 月の第 74 回国連総会における持続的な漁業決議非公式作業部会において同協定への加入を要請する旨の追記を主導した。さらに、南インド洋漁業協定（SIOFA）における公海乗船検査の保存管理措置策定に関し、議論に積極的に貢献し、７月、これを採択することができた。NPFC において、我が国の提案に基づき IUU 漁船リストに６隻が追加された。

中央北極海では、日本は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結についての国内手続きを経て、受諾書を７月に、10 か国・機関中、４番目にカナダ政府に寄託し、同協定を締結した（交渉参加全 10 か国・機関の締結により発効。令和２年３月現在、未発効。）。

令和２年度目標

1　各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき 議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映され

るよう努める。
2　捕鯨業が円滑に行われる国際環境を整えるため、５月に開催される国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会及び９月に開催される IWC 総会にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、IWC 総会において議論が反捕鯨・鯨類保護に偏ったものとならないよう、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化・勢力拡大を図る。
3　ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。
4　違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、平成 29 年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関（RFMO）での IUU 漁船リスト作成など、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。
　さらに、日本が締結した中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結の国に対しても早期の参加・締結を呼びかけていくとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を始めとした、様々な国際会議等の場における国際的協力への貢献の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。なお、IWC にも関連会合を含めオブザーバーとして参加し、共同調査を継続する等、鯨類資源の国際的な資源管理に協力していく。

参考指標１　資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	50	60	60	58	

（注）出席実績は、施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和２年度から参考指標とすることとした。

参考指標２　地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

（注）平成 30 年度から、捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	24	28	24	18	

（注）出席実績は、施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和２年度から参考指標とすることとした。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①資源問題への対応（平成 21 年度）	在外公館を通じたエネルギー・資源外交の戦略的基盤を維持・強化するため、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する国の中から 15 か国程度の在外公館の専門官や、外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また、それに先立って、特に資源外交戦略上重要な特定地域を選定し、地域戦略会議を開催し、その成果も踏まえることとする。				3-1 3-4

	これらの取組により、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。				
	4 (4.9)	4 (4.7)	4 (0.4)	4.4	087
②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 （ ＊ ）	国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にいかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。				3-2
	－	－	－	－	－
③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 （ ＊ ）	地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。				3-3 3-5
	－	－	－	－	－
④鯨類の持続可能な利用に関するセミナー （平成 16 年度）	世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが根強く残る中、我が国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々を我が国に招へいし、我が国の立場を説明の上、これに対する理解や支持を求めるとともに、参加国との間での意見交換及び情報交換を通じ、緊密な連携を確実なものとする。 上記を通じ、海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。				3-3 3-5
	3 (2)	3 (2)	3 (1.8)	3	088
⑤アジア・エネルギー安全保障セミナー （平成 13 年度）	アジアにおけるエネルギー安全保障と投資をテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中でのアジアのエネルギー安全保障の在り方や、今後のエネルギー投資の方向性を議論するようなセミナーを開催し、エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに、我が国の外交的取組について積極的に発信する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。				3-1
	6.3 (3.7)	6.3 (6)	5 (0.4)	4.4	090
⑥捕鯨問題に係る委託調査（平成30年度までは、「シー・シェパード対策に係る委託調査」） （平成 26 年度）	IWCからの脱退にともない、捕鯨政策に関する広報戦略や法律的議論の重要性が今後一層高まっていくことが予想されるところ、専門家の支援を受けて、関係各国の国内情勢、世論、法制度の実態を把握し、我が国の立場に支持が得られるような国際世論や国際レジームの形成に向け精緻な準備を行う。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進し、捕鯨業の円滑な実施を図る。				3-3
	5.5 (0)	5.6 (3)	4 (3)	3.2	089
⑦在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察	安倍総理大臣が立ち上げた「福島新エネ社会構想」を受けて、在京外交団等を対象に、新エネ社会構想が進む福島に加えて、国内の新エネ・省エネ先進施設への視察を実施し、我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信するとともに、他国でのこれらの技術の活用を促進する。 これにより、ビジネスチャンスの拡大につなげる機会とし、また我が国を含				3-1

（平成 29 年度）	む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。				
	1 (0.3)	2.1 (0.3)	0.7 (0.8)	0.7	093
⑧捕鯨問題に関する理解促進のための事業 （平成 29 年度）	海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本政策に対する理解を求めるため、捕鯨支持国だけでなく、反捕鯨国のうち我が国の政策に理解を示してくれることが期待できる国等に対して職員を派遣して政府レベルでの働きかけを強化し、同時に民間レベルでのセミナーを開催する。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進する。				3-3 3-5
	3.4 (1.3)	3.8 (5)	3.9 (1.4)	3.8	094
⑨アジア太平洋地域のIUU 漁業対策に関する協議 （平成 28 年度）	アジア太平洋地域におけるIUU漁業対策推進のため、情報共有システムの構築（現地漁業の状況、IUU漁業情報等）やエンフォースメント（寄港国措置、VMSシステム等）に知見を有する我が国専門家を関係国や国際会議に派遣する。 これによりアジア太平洋地域における IUU 漁業対策に寄与する。				3-3 3-5
	1.7 (0.2)	1.4 (1.2)	1.5 (0.9)	1.4	092
⑩日･FAO 年次戦略協議及び日･FAO 関係強化に要する経費 （平成 30 年度）	日・FAO 年次戦略協議、FAO の取組に関する日本国内向けの広報事業、FAO 幹部の我が国地方訪問等の実施を通じ、日・FAO 間の連携強化及び国民の食料安全保障に対する理解を一層促進させる。 これにより、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国への食料安全供給の確保・促進に寄与する。				3-2
	－	2.6 (1.4)	2.3 (0.9)	2.9	095
⑪紛争解決に関する関係者との協議 （令和元年度）	捕鯨に関する見解の相違を踏まえ、国内外において専門家や有識者に助言を求めるほか、各種関係会合に出席させる。これにより、紛争解決の必要が生じた場合等に備え、対策のための万全の体制を構築し、入念な準備を行う。 上記を通じ、捕鯨業が円滑に行われるよう国際環境を整える				3-3
	－	－	79.6 (22.7)	66.7	096
⑫食料安全保障に関するワークショップ開催に要する経費 （令和元年度）	FAO 等の関連国際機関やＧ20、APEC 等の枠組みで国内で行事を開催する機会に、飢餓撲滅に関する我が国の取組等を発信するワークショップ等を開催する。 我が国は世界の食糧安全保障強化に係る取組を積極的に推進しており、また国内において食料関係の優れた知見・技術等を有しているところ、こうした取組や知見等を国際発信することにより、SDGs の目標２（飢餓撲滅）の達成に寄与する。				3-2
	－	－	2 (0.8)	1	097
⑬国際連合食糧農業機関（FAO）分担金 （昭和 27 年度）	我が国は、FAO に対して、FAO 憲章第 18 条第２項及び同財政規則第５条の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。本分担金は、FAO が通常予算により実施する、食料・農林水産分野における①国際条約等の執行機関としての国際ルールの策定・実施、②情報収集・分析・統計資料の作成、③国際的な協議の場の提供、④開発途上国に対する技術助言・技術協力のために使用される。 我が国は、本分担金の拠出により上記の FAO 通常予算事業の実施を支援するとともに、FAO の最高意思決定機関である総会を始め、理事会、各種委員会等の運営組織へ積極的に参加し、さらに FAO との定期的な政策協議（「日・FAO 年次戦略協議」）や日本人職員増強に向けた取組などを通じて、FAO の効果的かつ効率的な組織運営に貢献することにより食料安全保障の強化に努める。				3-2 3-4
	5,793 (5,793)	5,194 (5,194)	5,270 (5,270)	4,533	265
⑭経済協力開発機構国	本分担金は、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、中長期の需給見通し、非メンバー国との協力、事務局運営等を含む通常予算に				3-1 3-4

際エネルギー機関(IEA)分担金 (昭和50年度)	使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEA閣僚理事会、理事会等への積極的な参画等により、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。				
	378 (378)	384 (384)	380 (380)	360	268
⑮エネルギー憲章条約(ECT)分担金 (平成8年度)	本分担金は、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書出版やワークショップの開催等による技術的支援等を通じた、投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成や非加盟国への加入促進のアウトリーチ活動、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、エネルギー憲章会議を含むECT関連会合への積極的な参画等により、我が国企業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給の確保、また、エネルギー分野での世界的な投資の自由化・保護の促進に寄与する。				3-1 3-4
	110 (110)	111 (111)	117 (117)	103	270
⑯国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金 (平成22年度)	本分担金は再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、関連する政策立案・実施上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援することで、再生可能エネルギー促進を目指す我が国の積極的な姿勢を世界に示すとともに、我が国の再生可能エネルギー関連インフラ輸出の推進及び国際的なエネルギー安全保障の向上に寄与する。				3-1 3-4
	28 (25)	29 (24)	25 (24)	25	273
⑰国際穀物理事会(IGC)分担金 (平成7年度)	IGCは「穀物貿易規約」の運用機関。本分担金は、穀物の生産量(生育状況を含む)や貿易に関連する市場情報の収集・分析や、穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する各国政府の施策やその変更に関する情報交換を行うための会合の開催、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、理事会等への積極的な参画等により、円滑な穀物の貿易や国際協力を促進し、世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。				3-2 3-4
	22 (20)	20 (19)	20 (18)	17	274
⑱国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金 (平成15年度)	本拠出金は、①石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解の促進、②エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供、③安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進(国際機関共同データイニシアティブ(JODI))、④事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本拠出金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEF閣僚級会合、執行理事会等への積極的な参画等により、市場の透明性及び安定性を向上させ、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。				3-1 3-4
	11 (11)	11 (11)	10 (10)	9	276
⑲国際連合食糧農業機関(FAO)拠出金 (昭和27年度)	本拠出金は自然災害、紛争、貧困等による深刻な食料・栄養不足を始めとする、緊急に対処すべき農林水産分野の課題に発生している国に対し、FAOとの連携により、訓練、資材供与、インフラ整備等の支援を実施するために使用される。 我が国は本拠出金を通じ、支援対象地域の食料安全保障・栄養の改善に貢献し、もって我が国を含む国際社会全体の安定化に寄与する。				3-2 3-4
	1,011 (1,011)	1,150 (1,150)	476 (476)	0	290

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目

標を参照願いたい。

個別分野４　国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

１　Ｇ７サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力に積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。

２　OECD の諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。

３　APEC の首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。

４　国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・成長戦略フォローアップ（令和元年６月 21 日）
　Ⅰ　10.海外の成長市場の取り込み
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算（世界の中の日本外交）
・第 200 回国会所信表明演説（令和元年 10 月４日）
　四　外交・安全保障（自由貿易の旗手）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標４－１　Ｇ７・G20 サミットにおける我が国の貢献　＊

中期目標（--年度）

Ｇ７及びG20 サミットに日本の考え方を反映させた形で成功裏に実施し、日本の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

平成 30 年度目標

１　Ｇ７シャルルボワ・サミット（Ｇ７外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、Ｇ７メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。

２　G20 ブエノスアイレス・サミット（G20 外相会合を含む）においては、成長戦略の策定等の日本の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。

３　日本が令和元年のG20 サミットの議長国となることを踏まえ、平成 30 年の議長国であるアルゼンチンを含む他の参加国との緊密な連携を通じ、議長国として世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪ならではの魅力を世界に向けて発信する機会となるよう努める。

施策の進捗状況・実績

１　６月８日及び９日、カナダにおいてＧ７シャルルボワ・サミットが開催された。サミットでは、ルールに基づく国際秩序の促進、保護主義との闘いの継続、ルールに基づく国際貿易体制の重要性を確認するとともに、公平な競争条件を促進するための様々な措置について一致し、これらの議論を踏まえ、Ｇ７シャルルボワ首脳コミュニケが発出された。安倍総理大臣は、国際社会に平和と安定をもたらすのは個人の自由な発想と活動を保証する自由、民主主義、人権、法の支配といったＧ７が共有する普遍的価値に他ならず、国際社会の牽引役としてＧ７がこれまで以上に役割を果たしていくべき旨力強く訴えるとともに、イノベーションと雇用、貿易、北朝鮮、ジェンダーなどに関する議論を主導した。また、４月 22 日及び 23 日、トロント（カナダ）においてＧ７外相会合が開

催され、北朝鮮情勢、中東情勢、海洋安全保障、テロ・暴力的過激主義等の重要課題につき、胸襟を開いた意見交換を行い、Ｇ７外相コミュニケ等を発出した。河野外務大臣は、国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序の牽引役としてのＧ７の連帯を確認し、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

２　11 月 30 日及び 12 月１日、アルゼンチンにおいて、「公正で持続可能な開発のためのコンセンサスの構築」という主要テーマの下、G20 ブエノスアイレス・サミットが開催された。貿易関係の緊迫化や新興国経済の脆弱性等のリスクに直面する中で、いかにG20 の結束を維持し、経済成長を強化していくか等、首脳間で率直な意見交換が行われ、成果文書としてブエノスアイレス首脳宣言が採択された。同首脳宣言の採択に当たり、日本は、リトリート（G20 メンバー及びスペインの首相のみが参加したセッション）及び世界経済のセッションでリードスピーカーとして首脳間の議論を牽引するとともに、G20 内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与した。我が国は、ブエノスアイレス・サミット終了後からG20 議長国を務めることから、閉会セッションにおいて、安倍総理大臣から令和元年６月のG20 大阪サミットを見据えた、優先課題の打ち出し、次期議長国としての意気込みを発信し、各国首脳から賛同を得た。

３　令和元年６月 28 日及び 29 日のG20 大阪サミット開催に向け、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、シェルパ会合を始めとする準備会合を開催した。おもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信すべく、食事、広報展示、各種行事等について、各省庁・地方自治体を始めとする関係機関と緊密に連携・調整を進めた。

令和元年度目標

１　Ｇ７ビアリッツ・サミット（Ｇ７外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、Ｇ７メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。

２　G20 大阪サミットにおいては、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信する機会として活用する。

施策の進捗状況・実績

１　８月 24 日から 26 日にかけて、フランスにおいてＧ７ビアリッツ・サミットが開催された。議長のマクロン大統領が掲げた「不平等との闘い」のテーマの下、Ｇ７の中心的イシューである、世界経済・貿易や外交・安全保障に関するＧ７首脳間の率直な議論、そして、アフリカ、環境、デジタル化といった議題については、アウトリーチ国や国際機関、市民社会の参加も得て、多角的な視点から意見交換を行い、成果文書として、Ｇ７首脳が合意した事項を簡潔にまとめた「Ｇ７ビアリッツ首脳宣言」等を発出した。安倍総理大臣は、国際社会のけん引役として、自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有するＧ７が結束し、日本が議長を務めたG20 大阪サミットの成果の上に、下振れリスクに対する機動的対応を含む世界経済の成長、自由貿易の推進、気候変動といった地球規模課題、北朝鮮やイランといった外交・安全保障上の課題についてもＧ７首脳間の率直な議論をリードした。また、４月５日及び６日、ディナール（フランス）においてＧ７外相会合が開催され、日本からは河野外務大臣が出席した。本会合では、北朝鮮や中国を始めとする地域情勢に加え、女性、海洋安全保障、サイバー、軍縮・不拡散等の国際社会の喫緊の課題について意見交換を行い、Ｇ７外相会合共同コミュニケ等を発出した。

２　６月 28 日及び 29 日、大阪にて安倍総理大臣の議長の下で、G20 大阪サミットを開催した。日本が初めて議長国を務めたG20 サミットでは、G20 メンバー国に加えて、８つの招待国、９つの国際機関の代表が参加し、国内で開催した史上最大規模の首脳会議となった。主要国のリーダーたちが一堂に会する中、今般のサミットでは、互いの共通点を見出し、主要な世界経済の課題に団結して取り組んでいく姿を打ち出すことができた。また、グローバル化による変化への不安や不満の声があがる中で、議長国としてリーダーシップを発揮し、自由、公正、無差別な貿易体制の維持・発展の重要性、データの自由な流通を含むデジタル経済におけるルール作り、海洋プラスチックごみ対策の「ビジョン」の共有、女性のエンパワーメントを始めとする諸課題について、「大阪首脳宣言」を通じて、G20 として一致して力強いメッセージを発信できた。安倍総理大臣は議長として、「世界経済、貿易・投資」、「イノベーション（デジタル経済・AI）」、「格差への対処、包摂的かつ持続可能な世界」、「気候変動・環境・エネルギー」をテーマとした各セッションで、議論を積極的に主導し

た。
　同時に、大阪サミットは、いわゆる「パブリック・ディプロマシー」の一環として、日本の魅力を世界に発信する重要な機会にもなった。参加する首脳陣に対するおもてなしや、日本食材や文化の紹介を通じ、日本に対する国際的な理解や信頼につながった。例えば首脳夕食会やワーキング・ランチでは、多様な文化的背景の賓客に楽しんで頂ける、「世界基準の日本料理」を提供した。食材については、地元関西産をふんだんに活用しつつ、震災からの復興途上にある被災地産食材を取り入れることにより、日本産食品の魅力や安全性のPRにも努めた。さらに、各国首脳夫妻一人一人のニーズに応えた、きめ細かいおもてなしを行った。首脳夫妻の嗜好やアレルギー、宗教などを調査し、ハラール食を始めとする多様なメニューを提供したほか、卓上のメニュー表記を全首脳夫妻の母国語に翻訳し、ゆっくりと食事を楽しんで頂けるよう努めた。また、日本各地からの選りすぐりのバトラーの方々による精緻を極めたサービスも、参加者から好評を得た。夕食会に先立って開催された文化行事では、各国首脳夫妻は、「日本の伝統と多様性」をテーマとした演目を鑑賞した。このほか、大阪サミット会場内の国際メディアセンターには、政府広報展示ブースを設置し、サミットの議題と連動する展示カテゴリー毎に、日本の革新的技術を紹介した。また、ライブキッチンでは、大阪名物の試食や日本酒の試飲を提供した。こうした体感型の広報を通じて、主に大阪サミットの取材のために来日した外国メディアには、日本の魅力をよりよく理解してもらうことができた。
３　また、令和２年３月 16 日にＧ７首脳会議、同月 25 日にＧ７外相会議、同月 26 日にG20 首脳会議が、それぞれ初めてテレビ会議方式にて開催され、新型コロナウイルス感染拡大への対応等について意見交換を行った。

令和２年度目標
１　新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が重ねて実施されている現状を踏まえ、米国議長国下のＧ７サミット（Ｇ７外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、Ｇ７として新型コロナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、Ｇ７メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果に日本の考え方を最大限反映させる。
２　新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が実施された現状を踏まえ、サウジアラビア議長国下のG20 サミットにおいては、トロイカとして、議長国のサウジアラビアとの緊密な連携を通じ、G20 として新型コロナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、令和元年の日本議長国下の成果を具体化し、世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するべく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　Ｇ７(Ｇ７外相会合を含む)及びG20 サミット等の成功裏の実施、及びサミットの成果における我が国の考え方の反映に向け、積極的な提案や行動・発言を行っていくことが、日本にとって好ましい国際経済秩序の形成において重要である。
　測定指標の目標を追求することによって、Ｇ７という基本的価値観を共有する主要先進国の首脳から、日本の施策及び立場がどの程度理解されているかを測ることができ、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
　また、G20サミットはメンバーの多様性ゆえにＧ７に比べて合意形成が容易でない面があるものの、「国際経済協調の第一のフォーラム」である同サミットにおいて、トロイカとしての立場から世界経済の成長等への貢献に向け議論をまとめることは、重要であるため。

測定指標４－２　OECD における我が国の貢献

中期目標（--年度）
　OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

平成 30 年度目標
１　平成 30 年度 OECD 閣僚理事会（「多国間主義」について議論）において、質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保（多角的貿易体制の維持・強化、過剰生産能力問題等）等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

２　OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しするため、引き続き、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。SEARP 前共同議長、また、平成 30 年３月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして、新議長国（韓国及びタイ）をサポートし、SEARP の更なる活性化を促進する。また、SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて、東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を平成 29 年末の 50 から 55 以上に増加させる。

３　OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合について、直近過去５年間の最高の水準（4.62%）を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

１　OECD 閣僚理事会（５月、外務省からは岡本外務大臣政務官が出席）において、日本から、保護主義との闘いや不公平な競争条件への対応の重要性、質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性等について強調し、同理事会の成果文書として、日本の主張が反映された「議長声明」が発出された。

２　平成 31 年３月にパリで開催された SEARP 地域フォーラムにおいては、同フォーラムの重要性に鑑み、外務省から政務レベル（山田外務大臣政務官）が参加し、東南アジアの連結性に関し、OECD による、質の高い政策提言や勧告、政策対話の場の提供といった支援の重要性や、「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。

　東南アジアの国々に対しては、OECD が関与を強化する中、日本としても SEARP を通じた支援を行っているが、東南アジアが加入する OECD 法的文書は、平成 30 年末時点で 50 である。

３　日本人職員の増強については、目標値（4.62%）には至らなかった（平成 30 年度は 4.34%、JPO を含む）ものの、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機会に OECD 側に協力を要請する（例：山田外務大臣政務官とグリア OECD 事務総長との会談（平成 31 年３月））とともに、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組の改訂について、OECD 側と調整を進めた。

令和元年度目標

１　令和元年日本が議長国を務めるＧ20 プロセスも踏まえつつ、令和元年 OECD 閣僚理事会（「デジタル化」が主たるテーマ）において、データ・ガバナンス、貿易、質の高いインフラ等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

２　OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。

３　OECD における日本人職員（専門職員以上）の割合の到達目標を、4.62%（直近過去５年間の最高値）として、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組を改訂するなどの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

１　OECD 閣僚理事会（５月、外務省からは河野外務大臣が出席）において、日本から、データの自由な流通の促進、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化、自由で公平な貿易の維持・強化、その前提となる公平な競争条件の確保・市場歪曲的措置の除去等の重要性、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化のための WTO 改革に関する問題意識・立場等を主張した。成果物として、これらの日本の主張の多くが反映された「議長声明」が発出された。これらは日本が議長国を務めるＧ20 の優先課題であり、閣僚理事会の後に続くＧ20 関連会合、Ｇ20 大阪サミットに向けて弾みをつける上で、OECD において日本の考え・立場を高いレベルで発信した。

２　OECD 閣僚理事会において、河野外務大臣から、東南アジア諸国の将来的な OECD 加盟を見据えた関係強化の重要性について発信した。また、９月の SEARP 運営グループ中間会合において、SEARP のビューロー及び前共同議長として議論に積極的に貢献したほか、12 月、アジア太平洋地域のインフラプロジェクトにおける反腐敗をテーマとする会議の開催を支援する等、関連会合への参加や財政面の支援等を通じて、SEARP や OECD と東南アジア諸国との政策対話を強力に後押しした。東南アジア諸国の側でも OECD の知見の活用が進みつつあり、東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は、令和元年末時点で 54 と、前年比で着実に増加した。

３　日本人職員の増強については、令和元年度の実績は 4.64%（JPO を含む）であり、目標値（4.62%）を達成した。令和元年度を通じて、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機

会にOECD側に協力を要請した（例：河野外務大臣とグリアOECD事務総長との夕食会（４月）、阿部外務副大臣とラモスOECD事務総長首席補佐官兼G20シェルパとの会談（７月））。また、日本人職員の更なる増強に向け、既存の協力枠組みの改訂作業を了した。11月には、OECD事務局から総括局長らが訪日し、日本人職員増強に関する政府関係者との意見交換、国内大学７校ほかにおけるキャリアセミナー等を、外務省との協力の下、実施した。

令和２年度目標

1　令和２年OECD閣僚理事会（持続可能な成長のための統合政策アプローチが主たるテーマ）において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、副議長国として議論を積極的に主導する。

2　OECDの知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進していく。また、SEARPや国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的なOECD加盟への関心を喚起する。

3　OECDにおける日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合の到達目標を、直近過去５年間の最高の水準（4.64%、JPOを含む）とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

公平な競争条件を確保するとともに、日本にとって有利な国際経済環境を創出する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」であるOECDの場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること、また、東南アジアに対するアウトリーチ活動を進めOECDの策定する質の高い基準を同地域に普及することが重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、こうした目的を達成するためには、OECDにおける日本のプレゼンス向上が必要であり、日本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

測定指標４－３　APECにおける諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ボゴール目標(令和２（2020）年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する）を節目に目標年後のAPECの在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

平成30年度目標

1　引き続き我が国の関心事項（質の高いインフラ等）や我が国にとって好ましいコミットメント（保護主義への対抗等）や提言をAPEC首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。

2　域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、平成30年度はAPECの首脳に対しアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の将来的な実現に向けた進捗状況を報告することが予定されており、高いレベルで包括的なFTAAPを追求すべく、デジタル貿易や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての言及を報告に反映させる。

3　APEC議長であるパプアニューギニア（PNG）のイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、PNG提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」（資源部門における成長の活用）等の議論に参画する。

4　域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低10件以上、APECビジネストラベルカードの発行枚数を最低１万２千件以上とする。

施策の進捗状況・実績

1　PNG・APEC首脳会議に当たっては、日本としては、APECが貿易・投資の自由化を目指す枠組みであることを強調し、APEC全体として成果文書をまとめられるようにPNGの取りまとめに早い段階から協力した。意見の収れんが見られない部分についても日本が重視する点の確保に努めつつ、合意が形成されるよう、関係国・地域間の調整に努力したが、APECエコノミー間で、多角的貿易体制への支持、保護主義との闘い等の点で意見の収れんが見られず、最終的に議長であるPNGの判断において「議長声明」として取りまとめられた。この議長声明においては、多角的貿易体制が果たしてきた貢献、WTOの機能改善、自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させること、質の高いイン

フラに関する取組、構造改革の重要性、女性のエンパワーメントなど日本の主張する重要事項が盛り込まれた。

2　予定されていたFTAAPの進捗状況の報告については、報告内容につき参加エコノミーによる合意に至らず実施を見送った。他方で、日本は質が高く包括的なFTAAPの将来的な実現のための能力構築事業として、８月、PNGにおいて「FTA／EPAにおける競争章に関する能力構築ワークショップ」を平成29年に引き続き実施した。同ワークショップでは、APECエコノミーの競争政策当局やFTA／EPA交渉の関係者間で、将来的な指針ともなり得る競争章の望ましい要素につき議論した。

3　PNG提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」（資源部門における成長の活用）の一環で８月に行われたAPECエコノミー間の政策対話に日本からも参加した。本対話での議論を受け、APEC首脳会議の議長声明にも資源の持続可能な利用の重要性などが盛り込まれた。

4　日本プロジェクトは、平成30年は12件採択（第１期：８件、第２期：４件）された。当省は「FTA／EPAにおける競争章に関する能力構築ワークショップ」を実施した。また、平成30年度のAPECビジネストラベルカードの発行枚数は12,149枚（平成31年３月28日時点）となった。

令和元年度目標

1　令和元年我が国がＧ20の議長を務め、APECにおけるインプットがＧ20にも良い影響を与えることも踏まえ、引き続き我が国の関心事項（自由貿易、質の高いインフラ、保護主義との闘い等）を、APEC関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。

2　域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、高いレベルで包括的なFTAAPを将来的に実現すべく、国有企業への対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての能力構築の取組を主導する。

3　APEC議長であるチリのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、チリ提案の「Integration 4.0」（統合4.0）等の議論に参画する。

4　域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低10件以上、APECビジネストラベルカードの発行枚数を１万４千枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

1　５月に開催された貿易担当大臣会合(MRT)では、APECのWTO支持の推進、地域経済統合の促進、デジタル時代における包摂的かつ持続可能な成長の強化等について議論が行われ、日本からは、WTOを中核とするルールに基づく多角的貿易体制は重要であり、WTO改革も必要不可欠であり、Ｇ20議長として議論を主導していく等のメッセージを発信した。議論の結果、日本が重視するWTO機能改善のための行動の必要性、FTAAPに向けた取組を通じた地域経済統合推進や質の高いインフラ開発の重要性について明記した共同声明が発出された。MRTとしては４年ぶりのコンセンサス形式での声明となり、６月のＧ20大阪サミットを後押しする成果物となった。

　11月に予定されていたAPECは、議長チリの治安等国内情勢を理由に中止となった。これを受け、12月、シンガポールにおいてAPEC最終高級実務者会合(CSOM)が代替開催され、外務省及び経済産業省の関係者が出席した。主な成果として、日本の重点政策とも重なる、①女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ、②海洋ごみロードマップ、③違法・無報告・無規制漁業と戦うためのロードマップが承認された。

2　日本は質が高く包括的なFTAAPの将来的な実践のための能力構築事業として、８月、チリにおいて「競争政策に係るFTAAP能力構築：経済連携協定における好事例の共有」ワークショップを実施した。同ワークショップでは、平成30年に日本がPNGで開催したワークショップにおいて認識が共有された、FTAs／EPAsの競争章において「望ましい要素」と「選択的な要素」について、特に規制の側面からの好事例を紹介し、共通認識の深化を図るとともに、FTAs／EPAsの政策決定者及び交渉官の能力構築を支援した。

3　チリ提案の、第４次産業革命の技術を活用した連結性の強化及び地域経済統合の推進を念頭に置いた「統合4.0」の一環で、チリが主導して「APEC グローバル・バリュー・チェーン（GVC）促進のための戦略的ブループリント2020-2025年」を作成する際、日本から、日本の取組である製造業関連サービスを通じて貢献していく旨を述べ、議論に貢献した。この議論を受け、５月に実施された第２回貿易・投資委員会会合で、2025年（令和７年）まで引き続きGVC促進のための各種取組を継続していくことが決定された。

4　日本プロジェクトは、令和元年は12件採択（第１期：６件、第２期：６件）された。当省は「競

争政策に係る FTAAP 能力構築：経済連携協定における好事例の共有」ワークショップ及び「情報通信技術(ICT)と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」ワークショップを実施した。また、令和元年度の APEC ビジネストラベルカードの発行枚数は 9,913 枚（令和２年３月 31 日時点）となった。

令和２年度目標

１　引き続き我が国の関心事項（自由貿易、WTO 改革、質の高いインフラ等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書や APEC ポスト 2020 ビジョン（平成６年の APEC 首脳会議で決定された令和２（2020）年のボゴール目標の年限を控え、ボゴール目標後の新たな長期的な目標として、令和２年の APEC で策定予定のもの。）に反映させる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による貿易・投資への影響及び事態収束後の経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。

２　域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的な FTAAP を将来的に実現すべく、国有企業への対応や、産業補助金等を含む競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに、我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。

３　令和２年 APEC 議長であるマレーシアのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、マレーシア優先課題のデジタル経済や、APEC ポスト 2020 ビジョン策定等の議論に参画する。APEC ポスト 2020 ビジョンの策定においては、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を更に推進するための中長期的な目標策定を目指す。

４　域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 10 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、新型コロナウイルス感染症対策として各国・地域が実施する移動制限等も踏まえつつ、可能な範囲で１万枚以上とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

APEC は、世界全体の GDP の６割を占める枠組みであり、我が国は APEC 域内のエコノミーとの経済協力の深化や貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要があり、APEC における諸活動への取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で、有益であるため。

１　自由貿易の推進や WTO 改革、さらに、連結性強化に向けた質の高いインフラ投資の取組は引き続き我が国外交政策の優先事項の一つであり、これらを始めとする我が国の立場を多国間の地域的枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで、国益に資する国際ルールの形成に努めるため。また、特に令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等を勘案する必要があるため。

２　次世代貿易投資課題をも対象とする質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現は、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）を始めとする経済界の期待も大きく、我が国経済にとっても極めて重要な課題である。必要な能力構築のための取組を主導することで、APEC エコノミーを啓発・啓蒙し、国益に資する地域経済統合ルールの形成に努めるため。

３　毎年の APEC 議長のイニシアティブに貢献し続けることが、我が国の外交プレゼンスの継続的発揮のために不可欠であるため。

４　引き続き、域内の経済技術協力に積極的に貢献すべく、日本プロジェクトの採択件数、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるため。

測定指標４－４　2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和７年度）

2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に実施していく。

平成 30 年度目標

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し、平成 30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、国際博覧会条約（BIE 条約）加盟国 170 か国のうち、過半数の支持を取り付けるべく、国際会議や二国間会議等の機会、更に招へいスキーム等を利用し、あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

1　11 月 23 日、パリで開催された博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本（大阪・関西）、アゼルバイジャン（バクー）、ロシア（エカテリンブルク）が立候補する 2025 年国際博覧会開催国選挙が実施され、日本とロシアの決選投票の結果、日本が開催国に決定された。

2　2025 年国際博覧会の誘致にあたっては、立候補から約１年半の厳しい選挙戦に、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、国際会議や二国間会談等の機会等を利用し、首脳レベルを含め各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においても在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行うなど、あらゆるレベルにおいて重層的かつ積極的な働きかけを実施した。

令和元年度目標

1　平成 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

2　万博特措法の成立により、大阪・関西万博の準備及び運営を担う博覧会協会が指定されるとともに、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置が講じられていくほか、開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和２年中に予定される BIE による我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始できるよう準備を進める。その際、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

1　国際博覧会条約の規定に基づき、国際博覧会を開催する法人を公式に認めるとともに、当該法人による開催国の義務の履行を保証するため、政府は「平成 37 年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を制定し（４月 19 日成立、５月 23 日施行）、この法律に基づき、５月 31 日、2025 年の国際博覧会の準備及び運営に係る業務を実施する法人として、国・地方自治体・経済界の協力のもとに設立された、（一社）2025 年日本国際博覧会協会（10 月 21 日に公益社団法人として認定）を指定した。

2　令和２年中に予定される BIE による我が国の開催計画（登録申請書）の承認に向けては、令和元年 12 月 20 日、「第２回 2025 年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が開催され、その後に開催された閣議において、2025 年日本国際博覧会の BIE に対する登録申請について閣議決定されたことを受け、12 月 27 日に登録申請書を BIE に提出した。

令和２年度目標

1　平成 30 年 11 月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が 2025 年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

2　開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和２年中に予定される BIE 総会における我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始し、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和７年の開催に向け、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和２年中に予定される BIE 総会における我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動に取り組むことは重要であり、それらの取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

多くの出展参加国を確保するために極めて重要と考えられる具体的な取組を踏まえた目標設定を行

った。

参考指標：APECにおける域内貿易依存度			
（出典：国際通貨基金（IMF, Direction of Trade Statistics））	実 績 値（暦年）		
	平成29年	平成30年	令和元年
	66.1%	65.6%	65.7%

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	
①Ｇ７・Ｇ20における我が国の積極的な貢献（Ｇ７：昭和50年度(当時Ｇ６)、Ｇ20：平成20年度）	Ｇ７サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、Ｇ20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。 これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることに寄与する。				4-1
	－	－	－	－	－
②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画（含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進）（昭和39年度）	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するためにOECDでの議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、Ｇ７・Ｇ20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。				4-2
	－	－	－	－	－
③APECを通じた経済関係の発展（平成15年度）	域内で導入されているAPECビジネストラベルカードを発行する。 これを通じ、域内のビジネス関係者の移動の円滑化を促進し、ひいては、貿易・投資の更なる活性化を図る。				4-3
	APECの公式オブザーバーである太平洋経済協力会議（PECC）の日本委員会（PECC組織の基本単位は各国・各地域に設置された「国内委員会」。PECC日本委員会は、PECCが目指す太平洋経済協力および太平洋共同体の実現に向けた研究・政策対話を活性化するための、プラットフォームとしての役割を果たしている。）関連業務を実施する。具体的な活動としては、PECCによる国際タスクフォースへの貢献、PECC日本委員会が主催する国内タスクフォースの運営・実施を担う。				4-3

	これを通じて、アジア太平洋地域の貿易・投資を始めとした諸課題に関し研究等を実施するPECCの活動に貢献し、もって域内協力の推進に貢献する。				
	55 (51)	48 (56)	53 (60)	43	100
④国際経済情勢調査・分析 （　＊　）	諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。 これらを通じ、正確かつ専門的な経済データの分析を行い、施策の推進に活用する。				―
	6 (4.3)	5 (4.9)	6 (6)	7	099
⑤金融・世界経済に関する首脳会議等開催経費 （平成 30 年度）	平成30年12月からＧ20の議長国として、Ｇ20サミットの開催に向けて、サミットの議題や日程、首脳宣言等について、首脳を補佐するシェルパ間で事前に調整を行うための準備会合（シェルパ会合）を始めとする関連会合を開催する。 また、令和元年のＧ20サミット開催へ向けて、会議場設営、空港、移動手段、宿舎、警備、プレス等、多岐にわたる項目において必要となる企画立案、調達等を実施するほか、我が方政府関係者を始め、各国政府代表団、プレス等多数のサミット関係者が来訪する同サミットにおいて、円滑な会議運営を行うために必要な体制等を強化する。				4-1
	―	7,944 (3,981)	19,421 (18,039)	0	102
⑥OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口（NCP）体制強化経費 （平成 30 年度）	OECD多国籍企業行動指針連絡窓口（NCP）では多国籍企業の行動に関してNGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援するため、手続きにおいて必要となる、翻訳・通訳業務を外部に委託することで問題解決支援手続の円滑化を図る。また、セミナーを開催し企業のOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進する。 以上によって、我が国NCP体制を強化し、積極的にOECDの活動に参加することによって、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。				4-2
	―	0.5 (0.2)	0.9 (0.8)	0.9	101
⑦2025 年万博準備活動経費 （令和２年度）	相手国キーパーソンへの働きかけを行うとともに、ドバイ万博や関連する国際会議等の機会も活用し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信し、参加招請活動を行っていく。 これにより、国際博覧会の開催に向けた準備を進め、日本の魅力の世界への発信、観光客の増大による地域経済の活性化に寄与する。				4-4
	―	―	―	29	新 02-006
⑧経済協力開発機構（OECD）分担金 （昭和 39 年度）	昭和39年のOECD加盟以来、我が国はOECD条約第20条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出している（加盟国中第２位の規模）。 我が国は、分担金の拠出を通じて、責任ある加盟国としてOECDを財政的に支援するとともに、各分野の委員会や事業において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの策定や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化等を主導していく。				4-2
	3,533 (3,533)	3,261 (3,261)	3,186 (3,186)	3,051	266
⑨日・経済協力開発機構協力拠出金（任意拠出金） （昭和60年度）	日・OECD協力拠出金は、我が国が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援、我が国とOECDとの間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を行うことを目的として日・OECD間で設けられた枠組みである。我が国は、世界経済の成長センターとして重要な東南アジアを始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や、OECDの分析・研究、広報等の事業の実施のため、同任意拠出金を拠出している。また、Ｇ７サミット、Ｇ20サミットなどにおいて、各首脳からOECDに対して複数のプロジェクトや業務が委託されており、我が国が重				4-2

	視するプロジェクト等の実施のためにも同任意拠出金を活用している。 　我が国は、任意拠出金の拠出を通じて、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与するとともに、グローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を翻訳により適時に我が国に紹介するほか、OECDの経済・開発分野の知見や経験をいかして、OECD非加盟国との協力を行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するプロジェクト（東南アジアへのアウトリーチ活動、 OECDの活動の東南アジアへの広報等）を支援しており、これらの分野において我が国の考えを反映させ、経済・社会分野でのルール策定に貢献することに寄与している。				
	55 (55)	55 (55)	35 (35)	33	281
⑩アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金（義務的拠出金） （平成５年度）	本件拠出金は、APEC事務局の運営経費のほか、参加国及び地域の能力構築を始めとする各種プロジェクト実施のための経費に充てられる。APECの活動は、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化や地域経済統合、経済・技術協力等の活動に貢献することを目標とする。 　我が国は、本拠出金を通じ、地域統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に取り組むAPECの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3
	48 (48)	49 (49)	50 (50)	49	272
⑪太平洋経済協力会議(PECC)拠出金（義務的拠出金） (昭和 63 年度)	本件拠出金は、PECC国際事務局及び国際総会等の運営やプロジェクト実施に必要な経費等に充てられる。拠出を通じて、提言を含めたPECCの知的活動を支援することにより、日本を含む太平洋地域での経済分野の課題への取組促進を目的とする。 　我が国は、本拠出金を通じ、PECCの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3
	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9	277
⑫アジア太平洋経済協力拠出金(TILF 基金)(任意拠出金) （平成９年度）	本拠出金は、APEC参加国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力に資する能力構築プロジェクト（セミナー、ワークショップ、研修、調査等）に充てられる。 　本拠出を通じて、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化という長期的目標「ボゴール目標」の着実な実現を図る。また、APECにおける能力構築を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3
	9 (9)	5 (5)	3 (3)	2	282
⑬APEC ビジネス諮問委員会拠出金（任意拠出金） (平成 14 年度)	本件拠出金は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）国際事務局の運営に必要な経費（ABAC総会開催経費及びABACプロジェクト経費）などに充てられている。ABACに対して日本の経済界の声を十分に浸透させることにより、ABACからAPEC首脳、閣僚への提言にその声をできる限り反映させることを目標とする。 　我が国は、本拠出金を通じ、ABACの活動を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。				4-3
	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	286

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-３　国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング）

令和２年度事前分析表（モニタリング）

（外務省２－Ⅱ－３）

施策名（※）	国際法の形成・発展に向けた取組
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。 １　国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。 ２　我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。 ３　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。
目標設定の考え方・根拠	日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることである。そのため、こうした基本的価値を共有する国々との連携を強化し、国際ルールの形成・強化に主体的に関与することが重要である。 ・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日） ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	104	199	121	143
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	104	199	121	
	執行額（百万円）		98	179	114	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	3,263
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額（百万円）		－	－	－	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際法局	政策評価実施予定時期	令和３年８月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

１　国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
２　研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
３　国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標１－１　国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献　＊

中期目標（--年度）

国際社会における「法の支配」を推進する。

平成 30 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、「法の支配」を一層推進する。

１　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第６委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献を通じて、「法の支配」を一層推進する。
２　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS）、国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。
３　国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙及び UNIDROIT 理事選挙の我が国指名候補の当選を実現する。

施策の進捗状況・実績

１（１）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～６月まで）、岩澤雄司裁判官（６月～））、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員（特に、大気の保護について特別報告者を務めた））等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなど、条約等の作成に貢献した。

（２）また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材育成・財政面で協力した。特に、10 月には、第 57 回 AALCO 年次総会を東京で開催し、紛争の平和的解決、海洋法といった重要なテーマについて、開催国として国際法の専門的な見地から議論をリードしながら積極的な発信を行った。このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。

２　国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第１回会合（９月開催）、第２回会合（31 年３月～４月開催）等に参加し、また、国際海底機構（ISA）については、８月及び 31 年３月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会議（SPLOS）（６月）に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

３　ICJ については、６月に行われた ICJ 裁判官補欠選挙において、我が国から立候補した岩澤雄司

東京大学教授が当選し、史上４人目の日本人裁判官として職務に就いた。また、国際私法分野では、UNIDROIT において、神田秀樹学習院大学教授が 12 月の理事選挙で再選を果たしたほか、同月に行われた UNCITRAL の構成国選挙でも、我が国は委員会設立以来の構成国として再び選出された。

令和元年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

１　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第６委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

２　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。

３　令和２年の国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

１（１）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～平成 30 年６月まで）、岩澤雄司裁判官（平成 30 年６月～））、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員（特に、大気の保護について特別報告者を務めた。））等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。

（２）また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材育成・財政面で協力した。特に、12 月には第１回日本・AALCO 国際法研修を開催し、国際法を担当する外交官等 12 名を日本に招へいし、海洋法、国際経済法、条約締結手続や国内実施措置、国際裁判等の紛争解決手続を含め、国際法について実践的な講義を行うなど、加盟国の国際法分野における能力構築支援を行った。このように我が国は、国際法規の形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。

２　国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第２回会合（平成 31 年３月～４月開催）、第３回会合（８月開催）等に参加し、また、国際海底機構（ISA）については、７月及び令和２年２月～３月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会議（SPLOS）（６月）に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

３　令和２年の ICJ 裁判官選挙については、岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて積極的な取組を行った。また、令和３年の ILC 委員選挙についても、浅田正彦候補（京都大学教授）の当選に向けた取組を開始した。

令和２年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

１　国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第６委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

２　国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
３　令和２年の国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて取り組む。また、令和３年の ILC 委員選挙についても、浅田正彦候補（京都大学教授）の当選に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際法に関する各種会合への参加及び主催を通じた国際法規の形成及び発展に対する我が国の貢献の度合いを測ることは、国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ、外交実務に活用しているかを把握する上で有益であるため。

測定指標１－２　国際法についての知見の蓄積・検討　＊

中期目標（--年度）

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

平成 30 年度目標

１　国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。
（１）国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
（２）二国間国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見蓄積を進める。
（３）海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

１　領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
（１）国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
（２）英・中・ベトナム等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英・豪・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
（３）10 月に第 57 回アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）年次総会を東京で開催する機会を捉え、海洋法に関する国際シンポジウムを併せて開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋法学者及び深海底開発技術の専門家に加え、同年次総会の出席者をも交え、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく制度の歴史的発展や、深海底開発や国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。
２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
　上記１の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

令和元年度目標

１　国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
（１）国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有

識者と知見を共有する。
（２）二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
（３）海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績
１　領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
（１）国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催（計 38 回）し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
（２）米・英・仏・独等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
（３）10 月に海洋法に関する国際シンポジウムを東京で開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋法学者及び海洋関連技術の専門家を交え、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく制度の歴史的発展や、深海底開発、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。
２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
　上記１の取組により得られた国際法上の知見を活用し、サイバー空間における国際法上の論点の検討を行うとともに、領土・海洋などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

令和２年度目標
１　国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
（１）国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
（２）二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
２　学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは、適切な形で国際法規の形成、発展、外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。

測定指標１－３　国際法の普及活動の推進　＊

中期目標（--年度）
　国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

平成 30 年度目標
　国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。
１　大学における講義等を積極的に引き受ける。
２　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
３　日弁連や国内外の国際法学者及び国際法実務者とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
４　アジア・カップ及び Jessup Cup 等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績

1　東京大学、上智大学、早稲田大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）所長、国際刑事裁判所（ICC）書記及び海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等において講演会や意見交換会を延べ29回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内でもセミナーや意見交換会を延べ17回実施した。
2　ICC、国際司法裁判所（ICJ）及び国連海洋法条約（UNCLOS）については、概要情報又は我が国との関係等に関する情報を外務省ホームページ(HP)に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」（８月）開催や ICC書記の訪日（平成31年１月）、岩澤雄司ICJ裁判官の選出（６月）などについて、随時外務省HPに掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、更なる国際法の情報発信を行った。
3　日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等総勢約60名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（９月）を実施した。また、日本弁護士連合会主催、外務省及び国際法学会後援で、若手弁護士等を対象に「国際公法の実務研修連続講座vol.２」（11月～平成31年３月）を実施した。
4　国際法学会と国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」（８月）を共催し、日本を含むアジア19か国65校の学生の代表が、非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に模擬裁判に参加した。また、「2018年度Jessup国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

令和元年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。
1　大学における講義等を積極的に引き受ける。
2　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
3　日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
4　国際法模擬裁判（「2019年アジア・カップ」）を実施する。また、Jessup Cup等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

施策の進捗状況・実績

1　東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等における講演会や関係者との意見交換会を延べ35回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内におけるセミナーや意見交換会を延べ26回実施した。
2　国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）及び国際海洋法裁判所（ITLOS）については、概要情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」（８月）開催や第１回日本・AAALCO国際法研修の開催（12月）、岩澤雄司ICJ裁判官の令和２年ICJ裁判官選挙への立候補や浅田正彦京都大学教授の令和３年ILC委員選挙への立候補などについて、随時外務省HPに掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
3　日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等総勢約70名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（９月）を実施した。
4　国際法学会と国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」（８月）を共催し、日本を含むアジア17か国 73 校の学生の代表が避難民に対する海上作戦及び国防相に対する刑事手続を題材に模擬裁判に参加した。また、「2019年度Jessup国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

令和２年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。
1　大学における講義等を積極的に引き受ける。
2　インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
3　日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。

4　国際法模擬裁判（「2020年アジア・カップ」）を実施する。また、Jessup Cup等の国際法模擬裁判の開催を支援する。 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 国際法の普及活動の推進状況を測ることは、国際法規の形成・発展、その外交実務への活用に関し、それを担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を見極める上で有益であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	
①国際法に係る調査 （平成13年度）	1　ILC等、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の見解や立場をインプットするとともに、国際法各種フォーラムに対し、人的貢献を果たす。 　これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで、国内外における「法の支配」の促進に貢献する。				1-1
	2　国際法の諸問題に関する調査・研究を専門家に委嘱し、その知見を得る。各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い、我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。 　これらを通じ、研究者や主要国の国際法局長との連携を強化することは、我が国の国際法戦略の企画・立案・実施に有益であるのみならず、国際社会における「法の支配」の強化や国際紛争の平和的解決の促進に寄与する。				1-2
	3　大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じ、我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。 　これらの手段を通じ、国際法の専門家を人材育成し、体制を強化することが可能となる。				1-3
	4　投資協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。 　これにより、蓄積された知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用し、また、経済分野での国際ルール作りに寄与する。				1-2
	5　昨今の海洋に関する国際情勢において「海における法の支配」の重要性が認識される中、海洋法に精通する国内外の学者等を招へいし、国際シンポジウムを開催する。 　これにより、「法の支配」の発展に積極的に貢献する我が国の姿勢を示し、我が国にとって望ましい国際環境を醸成することに寄与する。				1-2
	14 (12.3)	20 (15)	19 (16)	14	104
②条約締結等事務事業 （平成16年度）	国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し、当該システム上の情報を常に最新のものにアップデートする。 　これにより、国際法に関する外交課題に適時適切な助言が可能となるほか、条約締結交渉等を円滑に、かつ、確実に実施する体制を整えると同時に、国民や諸外国に対し、国際法に関する適切な情報を広く共有することが可能となる。				1-2 1-3
	6 (5)	7 (6)	9 (8)	9	103
③領土保全対策関連事	領土・海洋を始めとする問題及び領土保全政策に関し、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への				1-1 1-2

業 （平成 25 年度）	参加等を通じて、体系的な知恵を得る。 こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することは、領土保全に関する我が国の法的立場を維持・強化することに寄与する。				
	39 (39)	33 (33)	30 (29)	30	105
④アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）総会開催経費 （平成 30 年度）	アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）は国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であり、毎年開催される総会は加盟国の国際法実務者が一同に会し、国際法に関する議論を行う貴重な機会となっている。 我が国は1956年の設立以来の原加盟国として、AALCOの活動を支援してきており、平成30年のAALCO総会を我が国で開催することを通じて、アジア・アフリカ地域における「法の支配」を一層促進する。				1-1
	―	95 (83)	0 (0)	0	―
⑤アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）国際法研修実施経費 （令和元年度）	途上国が大半を占めるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）加盟国の政府関係者を日本に招へいし、国際法に関する研修を行い、これらの国の能力構築を支援する。 こうした取組を通じて、国際社会における「法の支配」の促進に貢献するとともに、アジア・アフリカ地域において「法の支配」を一層推進していく。				1-1
	―	―	18 (18)	17	106
⑥国際法協会世界大会経費 （新規） （令和２年度）	国際法協会（International Law Association、1873 年設立、本部ロンドン）は、世界でも最も古い法学分野の国際学会の一つであり、国際法分野における最も著名な、かつ、権威ある学会。 令和２年８月に第 79 回国際法協会世界大会が京都で開催されることとなったが、日本での開催は、1964 年に東京で開催されて以来２回目であり、この歴史的な機会を捉えて、外務省としてレセプションを開催し、国際的に著名な国際法学者等を招待し、日本の国際法分野における取組や「法の支配」の促進に向けた貢献に対する理解と協力を得る。 こうした取組を通じて、国際社会における「法の支配」の確立に寄与する。				1-1 1-3
	―	―	―	4	新 02-007
⑦国際裁判機関等インターンシップ支援事業 （新規） （令和２年度）	日本から国際裁判機関等におけるインターンシップに参加する、大学（院）生又は若手実務家のインターンシップ期間中の生活費等を支援する。 国際裁判機関等でのインターンシップを経験した人材は国際裁判機関等で必要とされる知見を修得するとともに、人脈を構築することで、今後の日本の国際裁判対策強化の主導的役割を果たす人材となることが期待される。				1-3
	―	―	―	12	新 02-008
⑧海洋権益確保支援ツール （新規） （令和２年度）	海洋上の各種事案について、本ツールを活用して地理的情報を把握し、国際法に照らしてどのような法的位置づけを有しているか迅速に確認する。 本ツールの活用を通じ、日本の海洋権益の増進を図る。				1-2
	―	―	―	19	新 02-009
⑨国際刑事裁判所（ICC） （分担金） （平成 12 年度）	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行う機関であり、加盟国は犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使用される分担金を負担している。 本分担金の拠出を通じ、質の高い捜査と実効的で迅速な裁判が行われるよう支援し、国際社会における「法の支配」の確立に貢献する。				1-1
	2,923 (2,923)	3,213 (3,213)	3,355 (3,355)	2,810	176

⑩国際刑事裁判所(ICC)新庁舎建築費分担金 (平成23年度)	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、本分担金は、ICCがかかる任務の遂行上必要となる法廷、関連設備を備えた新庁舎の建築費の分割払に使用されている。 ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、122か国の締約国中トップ(約17.22%)であり、ICCは我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は、ICCによる国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。				1-1
	159 (159)	214 (214)	202 (202)	189	185
⑪常設仲裁裁判所(PCA)分担金 (昭和26年度)	本分担金は、100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきたPCAの活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易にし、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。				1-1
	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7	195
⑫アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)分担金 (昭和30年度)	AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。 具体的な活動としては、年次総会のほか、国際法上の諸問題に関する各種セミナー等の開催、報告書の出版を行っており、本分担金は、かかる事業の費用及び事務局の運営費に使用される。 我が国は、設立以来のAALCO加盟国として、AALCO加盟国間における議論に我が国の意見を反映させているほか、AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定にも積極的に関与することによって、国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダの促進に取り組んでいる。 本分担金の拠出を通じ、アジア・アフリカ地域における「法の支配」の一層の推進に貢献する。				1-1
	7 (7)	7 (7)	9 (9)	8	196
⑬法の支配・海洋法秩序確立促進、国際刑事裁判所被害者信託基金(任意拠出金) (平成23年度)	国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海洋問題・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメーキング等個別プロジェクトの実施について財政的な支援を実施する。 また、国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金(TFV)は、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと並びに②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うことを任務とし、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴ民主共和国やウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵等に対し支援プロジェクトを行っている。 これらの我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会における「法の支配」・海洋法秩序の確立促進に寄与するものである。				1-1
	20 (20)	13 (13)	11 (11)	10	211

⑭国際海洋法裁判所（ITLOS）分担金 （平成８年度）	ITLOSは、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争等の司法的解決を任務としており、UNCLOSに基づく紛争解決制度の下で付託される様々な事案に対し判断を下しており、本分担金は、ITLOSの裁判官及び事務局職員の人件費、裁判所運営費等に使用されている。 本分担金の拠出を通じ、ITLOSの機能向上に資することで、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献し、海における「法の支配」の促進に寄与する。				1-1
	132 (132)	169 (169)	174 (174)	145	181
⑮国際海底機構（ISA）分担金 （平成10年度）	平成６年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立されたISAは、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っており、本分担金は、①深海底における鉱物資源開発に関する規則の策定、②深海底における探査活動を行うコントラクター（契約者）の管理等に使用されている。 本分担金の拠出を通じ、国連海洋法条約に基づく深海底の鉱物資源開発に向けた制度の発展及び日本のコントラクター（契約書）の長期的かつ安定的な深海底の活動の確保を図る。 また、ISAを通じた我が国の貢献は、深海底鉱業活動の促進に寄与するとともに、ISAの政策・活動に対する我が国の発言力確保にも貢献するものである。				1-1
	93 (93)	94 (94)	95 (95)	94	184

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

１　我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

２　諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標２－１　我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

平成 30 年度目標

１　諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

２　ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

１　物品役務相互提供協定（ACSA）については、４月にカナダとの間で、７月にフランスとの間で協定に署名した。また、インドとの間で交渉の開始を決定した。防衛装備品・技術移転協定については、４月にマレーシアとの間で協定に署名した。情報保護協定については、ドイツとの間で、平成 31 年２月の日独首脳会談において、締結交渉が大筋合意に至ったことを歓迎した。

２　日露間の平和条約締結問題に関し、11 月のシンガポールでの首脳会談において、1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意した。12 月のブエノスアイレスでの首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とすること等で一致した。平成 31 年１月に外相間で第１回の交渉が行われ、同月に行われた首脳会談では、シンガポールでの合意を踏まえた具体的な交渉が開始され、率直かつ真剣な議論が行われたことを歓迎した。また、平成 31 年２月には外相間で第２回の交渉が行われ、双方が受入れ可能な解決に向けて突っ込んだやり取りを行った。

令和元年度目標

１　諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

２　ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

１　４月、イタリアとの間の防衛装備品・技術移転協定が発効した。物品役務相互提供協定（ACSA）について、６月にフランスとの間で、７月にカナダとの間で、それぞれ発効した。インドとの間の ACSA について、11 月に行われた第１回日印外務・防衛閣僚会合（「２＋２」）において、締結に向けた交渉の大幅な進展を歓迎した。また、ドイツとの間の情報保護協定について、署名に向けた作業に引き続き取り組んだ。

２　日露間の平和条約締結問題に関し、９月、ウラジオストクにおいて日露首脳会談が行われ、未来志向で作業することを再確認するとともに、両外相に対して、双方が受け入れられる解決策を見つけるための共同作業を進めていくよう、改めて指示した。これを受け、同月、11 月及び 12 月、茂木外務大臣はロシアのラヴロフ外相と日露外相会談を実施し、平和条約交渉を含む今後の協議の進め方について議論を行った。

令和２年度目標

１　諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

２　ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交・安全保障に関する枠組みの整備を一層推進することは、厳しさを増す安全保障環境の中で我が国自身の安全保障に万全を期す上で必要であるため。

物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結や円滑な運用等を通じ、各国との安全保障分野での協力を推進すること、北方領土問題における日露双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉等を加速化すること等は、我が国の外交・安全保障政策を実現する上で重要であるため。

測定指標２－２　諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化　＊

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

平成 30 年度目標

１　メキシコ等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。

２　中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。

３　EU との間で、日 EU 戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた作業を推進する（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。

４　国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

１　メキシコとの間の原子力協定の締結や英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉等に取り組んだ。

２　犯罪人引渡条約に関しては、中国との間で平成 30 年３月の第５回交渉に続き、11 月に第６回交渉を実施した。

受刑者移送条約に関しては、中国との間で４月に第４回交渉を、11 月に第５回交渉を実施したほか、ベトナムとの間でも平成 31 年１月に第１回交渉を、同年３月に第２回交渉を実施した。

刑事共助条約に関しては、ベトナムとの間で平成 31 年３月に第２回交渉を実施した。

３　日 EU 戦略的パートナーシップ協定が、７月の日 EU 定期首脳協議の際に署名された。12 月に第 197 回臨時国会において承認され、日本側の締結のための手続を完了させた（EU 及び EU 構成国は締結のための手続を進めている。）。

４　サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充としては、サイバー犯罪条約第２補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。

令和元年度目標

１　英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。

２　中国、ベトナム等との間で犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。

３　国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

１　６月、東京において、英国との間の原子力協定の改正交渉が行われた。

２　受刑者移送条約に関し、ベトナムとの間の条約が７月に署名された。中国との間では、12 月、北京において受刑者移送条約締結交渉の第６回会合が開催された。
　刑事共助条約に関し、ベトナムとの間で、７月に東京において条約締結交渉第３回会合、令和２年３月にハノイにおいて条約締結交渉の第４回会合が開催された。
　そのほか、犯罪人引渡条約に関し、中国との間で、６月に神戸において条約締結交渉第７回会合が開催された。
３　サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充に関しては、サイバー犯罪条約第２補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。
　国際機関との間での法的枠組みの整備に関しては、国際獣疫事務局との間で、パリにおいて国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定が署名された。

令和２年度目標
１　英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる（署名及び締結のための国内手続（国会承認の求め）等）。
２　中国との間での犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約、ベトナムとの間での受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。
３　国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　政治分野における諸課題（テロ対策、刑事・司法、軍縮、原子力の平和的利用、国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に関する法的枠組みの整備を推進・強化することは、国民生活の安定や発展にとり重要であるため。
　原子力協定、犯罪人引渡条約や受刑者移送条約等の交渉等を進めることは、諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの形成及び発展を推進する上で重要であるため。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備（　＊　）	ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結、円滑な運用等を推進する。また、北方領土問題解決に向け、ロシアとの交渉を推進する。 こうした取組を通じ、諸外国との安全保障面での協力を深化させるとともに、我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-1
	－	－	－	－	－
②政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備（　＊　）	原子力協定等の締結による原子力分野での協力に必要な法的枠組みの整備や犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等の締結による刑事分野での協力に必要な法的枠組みの整備を進める。また、我が国と諸外国・国際機関との関係全体を規律する法的枠組みを整備する。さらに、国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。 こうした取組を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。				2-2
	－	－	－	－	－

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日）
　第２ Ⅱ ［３］（３）ⅱ）②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　五　経済外交

測定指標３－１　多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進　＊

中期目標（--年度）

経済連携（FTA／EPA）について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

平成 30 年度目標

１　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
　・第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
２　FTA／EPA につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
　・大きな戦略的意義を有する TPP11 協定につき、早期発効に向けた機運を高めるべく、我が国は同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
　・日 EU・EPA の早期署名・発効に向けて、内閣法制局審査や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
　・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日中韓 FTA、日・トルコ EPA、日・コロンビア EPA につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定につき投資・サービス分野等に係る改正議定書の調整を進める。
　・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

１　WTO
　・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んでいる。具体的には、MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、これまで 10 回の有志国会合を実施したほか、平成 31 年１月にはダボス（スイス）で有志国による閣僚会合を開催し、76 の加盟国が参加して交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出した。また、EGA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。
２　FTA／EPA
　・TPP11 協定については、締結手続を迅速かつ円滑に取り進めたことにより、７月に日本はメキシコに次いで２番目に、国内手続を完了した旨の通報を行った。また、その後積極的に未締結国への働きかけを行った結果、同協定は、12 月 30 日に発効した。
　・日 EU・EPA については、内閣法制局による審査を経た上で７月 17 日に署名を行い、12 月８日に国会承認を得て、平成 31 年２月１日に発効した。
　・RCEP については、首脳会議を１回、閣僚会合を５回、交渉会合を５回開催した。11 月に開催された第２回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、平成 30 年における RCEP 交渉の実質的な進展が歓迎された。日中韓 FTA については、交渉会合を１回、日トルコ EPA については、交渉会合を５回、日コロンビア EPA については、非公式の調整をそれぞれ実施した。また、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書については、内閣法制局による

審査を経た上で平成31年２月27日に署名を行った。
・発効済みのEPAについては、日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日タイEPA、日フィリピンEPA、日インドネシアEPA等について、実施状況に関する意見交換に際して法的助言を行った。

令和元年度目標

１　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
・開催予定の第12回WTO閣僚会議（MC12）に向けて、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。

２　FTA／EPA等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日米貿易交渉、日中韓FTA、日トルコEPA等につき交渉を進展させる。日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
・発効済みのEPAにつき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

１　WTO
・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能なWTOを目指し、WTO改革に関する議論に積極的に取り組んだ。具体的には、我が国は、６月のＧ20大阪サミットの機会に、デジタル経済に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立ち上げを宣言し、共同議長国として、豪州及びシンガポールとともに交渉を主導した。また、EGA及びTiSAについては、平成28年12月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開の見通しは立たず、状況を注視している。

２　FTA／EPA
・RCEPについては、首脳会談を１回、閣僚会合を３回、交渉会合を３回開催した。11月に開催された第３回RCEP首脳会議において発出された「RCEPに係る共同首脳声明」では、15か国の全20章のテキスト交渉と、基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組を終了したことに留意し、令和２年のRCEP協定の署名に向けて法的精査を開始することとなった。
・日米貿易協定については、９月25日の日米首脳会談で最終合意を確認し、10月７日に署名を行い、12月４日に国会承認を得て、令和２年１月１日に発効した。
・日中韓FTAについては、交渉会合を２回、日トルコEPAについては、交渉会合を４回実施した。また、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書については、締結手続を取り進めた。
・発効済みのEPAについては、日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日タイEPA、日フィリピンEPA、日インドネシアEPA、TPP11、日EU・EPA等について、実施・運用に際して法的助言を行った。

令和２年度目標

１　WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
・令和２年６月に開催予定の第12回WTO閣僚会議（MC12）に向けて、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。

２　FTA／EPA等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期署名・発効に向けて、署名に向けた法的精査等の作業や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
・日中韓FTA、日トルコEPA等につき交渉を進展させる。日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
・発効済みのEPAにつき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について、その進捗を測ることは、経済分野における新たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。また、目標に掲げた各種国際約束の締結は、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進を通じ、我が国の経済成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業並びにその産品及びサービスの参入機会を増大させる上で、重要であるため。なお、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）については、早期交渉再開の見通しが立っていないことから、目標として掲げないこ

ととした。

測定指標３－２　日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画　＊

中期目標（--年度）

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

平成 30 年度目標

1　日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。

2　国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1　投資協定：アラブ首長国連邦（４月）、ヨルダン（11 月）及びアルゼンチン（12 月）との間で署名を行い、アルメニアについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア及びザンビアとの間で交渉を継続するとともに、新たにパラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始した。

租税関連条約：スペイン（10 月）、クロアチア（10 月）、コロンビア（12 月）及びエクアドル（平成 31 年１月）との間で署名を行い、リトアニア（８月）、エストニア（９月）、ロシア（10 月）、オーストリア（10 月）、アイスランド（10 月）、デンマーク（12 月）及びベルギー（平成 31 年１月）との間の租税条約並びにバハマとの間の租税情報交換協定改正議定書（12 月）が発効した。また、アルゼンチンとの間で交渉を継続するとともに、新たにペルー、ジャマイカ、モロッコ及びチュニジアとの間で交渉を開始した。また、BEPS（税源浸食及び利益移転）防止措置実施条約については、５月 18 日に国会承認を得た後、９月 26 日に受諾書を寄託し、同条約は、平成 31 年１月１日に我が国について効力を生じた。

社会保障協定：５月９日に日・中社会保障協定に署名し、11 月 30 日に国会の承認を得た。また、フィリピン（８月）及びチェコ（８月）との間の社会保障協定が発効した。

2　船舶再資源化香港条約（シップ・リサイクル条約）については、４月 25 日に国会承認を得た後、平成 31 年３月 27 日に加入書を寄託した。視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約については、４月 25 日に国会承認を得た後、10 月１日に加入書を寄託し、同条約は平成 31 年１月１日に効力を生じた。オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 2016 年改正については、６月 29 日に国会承認を得た後、12 月 18 日に受諾書を寄託し、同改正は平成 31 年１月１日に効力を生じた。また、国際捕鯨取締条約（ICRW）については、12 月 26 日に脱退の通告を行った。

令和元年度目標

1　日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。

2　国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1　投資協定：モロッコ（令和２年１月）及びコートジボワール（令和２年１月）との間で署名を行い、アルゼンチンについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アルメニア（５月）との間の投資協定が発効した。アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、タジキスタン、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。

租税関連条約：アルゼンチン（６月）、ウルグアイ（９月）、ペルー（11 月）、ジャマイカ（12 月）、ウズベキスタン（12 月）及びモロッコ（令和２年１月）との間で署名を行い、スペインにつ

いては、国会承認等の国内手続を完了させるとともに、クロアチア（９月）及びエクアドル（12 月）との間の租税条約並びにアメリカとの間の租税条約改正議定書（８月）が発効した。また、チュニジアとの間で交渉を継続するとともに、新たにギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びセルビアとの間で交渉を開始した。

社会保障協定：７月１日に日・スロバキア社会保障協定が、９月１日に日・中社会保障協定が発効した。また、スウェーデン（４月）及びフィンランド（９月）との間で署名した。

２　燃料油汚染損害の民事責任条約及び難破物除去ナイロビ条約については、５月 15 日に国会承認を得た。中央北極海無規制公海漁業防止協定については、５月 17 日に国会承認を得た後、７月 23 日に受諾書を寄託した。

令和２年度目標

１　日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。

２　国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国民及び日系企業の国内外における利益の保護・促進のために、日本企業が海外に進出し、海外投資を呼び込み、資源の安定供給等を図る手段としての投資協定、租税条約及び社会保障協定締結の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、環境のように国民生活に影響を与える分野での国際的なルール作りにおいて、我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させつつ地球規模の課題の解決に向けて積極的に取り組むことは、国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに、日本国民及び日系企業の利益にとって重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 （　＊　）	WTOにおける取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献するとともに、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。また、経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。包括的なFTA／EPAの締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。 これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進するとともに、国民の利益を増進させる。				3-1
	－	－	－	－	－
②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進 （　＊　）	国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、日本国民及び日系企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから、このような経済活動を支援するための法的基盤を提供する。 これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。				3-1 3-2
	－	－	－	－	－

③国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り（　＊　）	グローバル化の進展とともに、環境、漁業、海事、文化、科学技術等の社会分野において、国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。これら国際約束に係る交渉、締結及び実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供する。 これにより、国民の利益の増進に寄与する。				3-2
	－	－	－	－	－

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-４　的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供（モニタリング）

令和２年度事前分析表（モニタリング）

（外務省２－Ⅱ－４）

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
施策目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与する。
目標設定の考え方・根拠	日本の安全保障等に係る外交政策や､海外における邦人の安全等の重要課題に資する、国際情勢に関する情報の収集と分析を行うために各目標を設定する。根拠となる演説等については、以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。
施策の概要	１　在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。 ２　先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。 ３　公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ４　情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 ５　職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 ６　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
関連する内閣の重要政策	・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日） ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日） ・経済財政運営と改革の基本方針 2019 について（令和元年６月 21 日　閣議決定） 第２章５．（６）①外交 ・国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年８月 30 日　外務省・独立行政法人国際協力機構） １（１）情報収集・分析態勢の強化 ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日　国家安全保障会議決定、閣議決定) Ⅳ　１（６）国際テロ対策の強化及び（７）情報機能の強化

施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	634	598	607	602
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a＋b＋c)	634	598	607	
	執行額(百万円)		615	574	565	

同(分担金・拠出金)	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	0
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価実施予定時期	令和３年８月

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　情報収集能力の強化　＊

中期目標（--年度）

的確な情報収集を実施する。

平成 30 年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

1　政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、関係省庁間・省内政策部門と調整の上、具体的な重点事項を設定して情報関心を明確にするとともに、会議の開催等を通じ、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。

2　従来は収集できていなかった分野を含め、必要な公開情報を収集する。

3　先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。

4　研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

1（1）在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し、本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、情報収集体制の強化を図った。

（2）関係省庁との定期的な意見交換を通じ、双方の専門性をいかした幅広い意見交換を実施することにより、情報収集体制を引き続き強化した。

（3）北朝鮮問題に関して、継続的な懸案事項である核・ミサイル開発については引き続き注視しつつ、迂回貿易や「瀬取り」に関し、より機動的な情報収集体制を構築した。

2　中国の軍事的拡張や海洋活動、中東情勢、ロシアの対外政策等、従来から続く国際情勢の不安定化を勘案しつつ、サイバー分野における各国の動向といった新たな安全保障環境の変化にも対応すべく公開情報の収集を実施した。

3　衛星画像分析のための機器の導入・維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高い分野での収集能力強化を行った。

4　情報収集・分析のための専門機関による研修及び主要課題に関する在外、本省担当官の会議等への参加を通じて、より先進的な情報収集を行った。

【定量的データ】

・購入した刊行物・データベース等の数：196
・先端技術関連データ購入枚数：24
・本省出張者延べ人数：101
・在外公館職員による出張回数：25

令和元年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

1　政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。

2　必要な公開情報を入手するとともに、外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。

3　先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。

4　研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

1（1）在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し、本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、情報収集体制の強化を図った。

（2）関係省庁との定期的な意見交換を通じ、双方の専門性をいかした幅広い意見交換を実施することにより、情報収集体制を引き続き強化した。

（3）北朝鮮問題に関して、継続的な懸案事項である核・ミサイル開発については引き続き注視しつつ、迂回貿易や「瀬取り」に関し、より機動的な情報収集体制を構築した。

2　中国の軍事的拡張や海洋活動、中東情勢、ロシアの対外政策等、従来から続く国際情勢の不安定化を勘案しつつ、サイバー分野における各国の動向や経済安全保障といった、新たな安全保障環境の変化にも対応すべく公開情報の収集を実施した。

3　衛星画像分析のための機器の導入・維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高い分野での収集能力強化を行った。
4　情報収集・分析のための専門機関による研修及び主要課題に関する在外、本省担当官の会議等への参加を通じて、より先進的な情報収集を行った。
【定量的データ】
・購入した刊行物・データベース等の数：181
・先端技術関連データ購入枚数：23
・本省出張者延べ人数：73
・在外公館職員による出張回数：15

令和２年度目標
以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。
1　政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
2　必要な公開情報を入手するとともに、外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。
3　先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
4　研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
適切な外交政策の立案・実施に貢献するため、年度ごとに行った情報収集の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であり、次年度に向けたPDCAサイクルの観点から重要である。
そのため、上記のような様々な手段を通じ、情報収集能力のより一層の強化を進めることが必要である。

測定指標２　情報分析の質の向上　＊

中期目標（--年度）
質の高い情報分析を実施する。

平成30年度目標
以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。
1　国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進し、分析能力向上を図る。
2　外国政府機関や専門家との意見交換を一層拡充し、分析プロダクツの充実を図る。
3　新たな先端技術の導入に努め、先端技術を活用し、専門的な知見が必要な分野での分析能力を向上させる。
4　情報分析に関する研修・会議等を活用し、より政策部門の情報関心に即した分析を行う。

施策の進捗状況・実績
1　国内情報コミュニティ内における情報共有を促進し、他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に吸収し、分析の質の向上を図った。
2　外国政府機関や内外の専門家との意見交換（含む訪日招へい）に当たっては、引き続き北朝鮮情勢等に関して頻繁に意見交換を行う機会を設けるとともに、サイバー分野等の新たな領域についても外部有識者との接点を拡大し、幅広い分野における分析能力の向上を図った。
3　職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修については、新たな分析手法等研修の成果を当組織の分析プロダクトに反映するとともに、研修実施者に対して成果をフィードバックするなどの方法を通じて、より効果的な研修体制を構築した。
4　各種研修・会議などへの参加を通じ、時宜に適い、政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。
【定量的データ】
・専門分析員数：22
・委託調査報告書数：10
・招へい延べ人数：10

・研修／会議参加のための出張者数：19

令和元年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

1　国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
2　外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。
3　先端技術を活用する。
4　情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

1　国内情報コミュニティ内における情報共有を促進し、他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に吸収し、分析の質の向上を図った。
2　外国政府機関や内外の専門家との意見交換（含む訪日招へい）に当たっては、引き続き北朝鮮情勢等に関して頻繁に意見交換を行う機会を設けるとともに、サイバー分野等の新たな領域についても外部有識者との接点を拡大し、幅広い分野における分析能力の向上を図った。
3　職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修については、新たな分析手法等研修の成果を当組織の分析プロダクトに反映するとともに、研修実施者に対して成果をフィードバックするなどの方法を通じて、より効果的な研修体制を構築した。
4　各種研修・会議などへの参加を通じ、時宜に適い、政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】
・専門分析員数：22
・委託調査報告書数：６
・招へい延べ人数：７
・研修／会議参加のための出張者数：21

令和２年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

1　国際情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
2　外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。
3　先端技術を活用する。
4　情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するために、収集した情報について質の高い情報分析を行うことが有効であり、年度ごとに情報分析の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であり、次年度に向けたPDCAサイクルの観点から重要である。

そのため、情報分析の質を、ここに列挙されるような手段を通じ、継続して向上させることが必要である。

測定指標３　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供　＊

中期目標（--年度）

適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。

平成30年度目標

以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

1　在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。
2　政策部門に対する時宜を得た情報・分析の提供をシステミックに行い、インテリジェンス・サイクルを円滑に回していく。

施策の進捗状況・実績

１（１）在外邦人の安全対策強化の観点から、引き続き、領事局や総合外交政策局等の関係部局と密に連携を取ったほか、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有した。
（２）総理大臣官邸、国家安全保障会議（NSC）等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため、北朝鮮による制裁回避の手段としての迂回貿易や「瀬取り」防止等を含め省内政策部局との定期的かつ頻繁な意見交換を行い、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図った。
２（１）政策部門のニーズに合わせ、機動的にブリーフ内容の調整を行い、同ブリーフの機会に更に先方の関心を聴取することを通じて、時宜を得た政策決定ラインへの情報提供を行った。
（２）平成 30 年度も引き続き政府・省幹部に対して頻繁にブリーフを実施した。今まであまりブリーフを実施していなかった省内政務に対しても、定期的にブリーフ項目を共有しつつ先方の関心を聴取することにより、定期的なブリーフを実施する枠組みを整備した。
【定量的データ】
・分析資料の作成数（平成 22 年度を 100 として）：81
・幹部へのブリーフの回数（平成 22 年度を 100 として）：287

令和元年度目標
以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
１　政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行い、フィードバックを得ることで政策関心を適切に把握する。
２　在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。

施策の進捗状況・実績
１（１）在外邦人の安全対策強化の観点から、引き続き、領事局や総合外交政策局等の関係部局と密に連携を取ったほか、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有した。
（２）総理大臣官邸、国家安全保障会議（NSC）等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため、北朝鮮によるミサイル発射、制裁回避の手段としての迂回貿易や「瀬取り」防止、ペルシャ湾情勢等を含め省内政策部局との定期的かつ頻繁な意見交換を行い、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図った。
２（１）政策部門のニーズに合わせ、機動的にブリーフ内容の調整を行い、同ブリーフの機会に更に先方の関心を聴取することを通じて、時宜を得た政策決定ラインへの情報提供を行った。
（２）令和元年度も引き続き政府・省幹部に対して頻繁にブリーフを実施した。
【定量的データ】
・分析資料の作成数（平成 22 年度を 100 として）：117
・幹部へのブリーフの回数（平成 22 年度を 100 として）：203

令和２年度目標
以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
１　政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行い、フィードバックを得ることで政策関心を適切に把握する。
２　在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
適切な外交政策の立案・実施に貢献するために、収集あるいは分析を行った情報を、政策決定ラインに適時・適切に提供することが有効であり、その提供の実績を質的に測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
そのため、情報及び情報分析の提供を継続して実施・強化していくことが重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
① 情報収集・分析（平成 16 年度)	1　在外公館における情報収集・分析機能強化 ①　在外公館の担当官が、任国の内外に定期的に出張する。 ②　①を通じ、新たな情報源の開拓等を行い、情報収集・分析能力の強化に寄与する。				1-1 1-2
	2　先端技術による情報収集 ①　先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 ②　①を通じ、情報収集・分析の質を高める。				1-1 1-2
	3　公開情報収集 ①　多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ②　①を通じ、情報収集能力の強化に寄与する。				1-1
	4　情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） ①　省内のみならず省外の専門家の知見を積極活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。 ②　①を通じ、国際情勢を的確に見極めていくため、様々な要因・観点から考慮することにより、情報分析能力の更なる強化に寄与する。				1-2
	5　職員のための研修及び情報収集・分析会議 ①　我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。 ②　参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに、知見を高めることによって、情報収集・分析能力の強化に寄与する。				1-1 1-2
	6　政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 ①　省内政策部門との意見交換等により政策部門が必要とする情報を把握するとともに、政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。 ②　①を通じ、政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析を提供することにより、外交施策の立案・実施に寄与する。				1-3
	634 (615)	598 (573)	607 (559)	603	―

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策（モニタリング）

施策Ⅲ-１　内外広報・文化交流・報道対策（モニタリング）

令和２年度事前分析表（モニタリング）

（外務省２－Ⅲ－１）

施策名（※）	内外広報･文化交流･報道対策
施策目標	諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。 １　外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 ２　海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 ３　インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 ４　文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。 ５　文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 ６　国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 ７　外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。
目標設定の考え方・根拠	外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる有識者や一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。 ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日） ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	20,227	19,151	21,690	24,989
		補正予算(b)	2,348	3,954	3,138	
		繰越し等(c)	1,376	565	73	
		合計(a＋b＋c)	23,951	23,669	24,902	
	執行額(百万円)		23,653	23,306	23,928	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	5,560
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	広報、文化交流及び報道対策	担当部局名	大臣官房（外務報道官・広報文化組織）	政策評価実施予定時期	令和３年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　国内広報の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標１－１　国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信　＊

中期目標（--年度）

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進する。

平成 30 年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

１　我が国の外交政策を大臣等政務三役が直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」、「車座ふるさとトーク」等の実施

２　我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会、セミナー、プレゼンテーション・コンテスト（年１回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施

３　パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信

４　様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年６回）

施策の進捗状況・実績

１　地方の方々と政務三役が車座になって話し合う「車座ふるさとトーク」を４月に岡山県倉敷市で、９月に長野県飯山市で開催し、それぞれ堀井巌外務大臣政務官、岡本外務大臣政務官が出席して地方の魅力を世界に発信する事業等の外務省の取組を説明するとともに、参加者と意見交換を実施した。参加者からは「外務省の施策を直接聞ける貴重な機会で充実した時間だった」、「小さな観光地での話合いや要望も政府に届けられるという点で親近感が湧いた」などの感想が寄せられた。また、当日の模様は地方紙や地元ケーブルテレビにも取り上げられた。（なお、「外務大臣と語る」については諸般の事情により平成 30 年度中の開催は見送りとなった。）

２　現下の国際情勢について外務省の職員や OB が講演する「国際情勢講演会」（12 回：参加者総数 1,570 名）、外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」（113 件：参加者総数 32,314 名）や「外交講座」（50 件：参加者総数 6,235 名）等各種講演事業、さらには外務省を訪問する小中高生を対象に省内見学や外務省員との懇談を行う「小中高生の外務省訪問」（141 件：参加者総数 2,705 名）において、幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 93％の参加者が国際情勢についての理解が深まったと回答し、「高校講座」については聴講した生徒の 92％が良かったと回答し、「外交講座」については参加学生の 95％から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ、全体として肯定的な意見が多かった。また、外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」（１回：参加者総数 66 名）を実施し、後日、河野外務大臣が５名の受賞者と懇談の機会を持った。国際問題に関心を持つ大学生を対象とした外務省セミナー「学生と語る」（２回：参加者総数 198 名）においては、初めての試みとして鈴木外務大臣政務官の参画を得て分科会参加者による報告会を設けた。参加者からは「他の分科会で行われた議論も知ることができ、知識の幅が広がった」、「同じ学生として、まとめる能力や堂々とした発表に刺激を受けた」などの感想が寄せられた。

３　外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや子供向けインターネットコンテンツである「キッズ外務省」などを通じ、海外事情や国際情勢、我が国の外交政策や外交課題について時宜をとらえた情報発信を行ったところ、「キッズ外務省」では月平均約 23 万件のアクセスがあった。

４　東アジア情勢やパブリック・ディプロマシー等様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を

隔月で年６回発行し、掲載論文が読売新聞、毎日新聞、朝日新聞の書評等で紹介された。

令和元年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

１　我が国の外交政策を外務大臣等政務三役が直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」、「車座ふるさとトーク」等の実施

２　我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会、セミナー、プレゼンテーション・コンテスト（年１回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施

３　パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信

４　様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年６回）

施策の進捗状況・実績

１　「車座ふるさとトーク」は、山田外務大臣政務官が４月に高知県で、鈴木外務大臣政務官が５月に島根県でそれぞれ開催し、地方の魅力の海外発信をテーマに、外務省の施策を説明し、参加者との意見交換を実施した（参加者：高知県９名、島根県９名）。参加者からは、「市民と行政が直接話し、お互いの声を聞くことの大切さを感じた。」、「地方にも可能性はとてもあると再確認した。」、「政務官が心のこもった対応をしてくださったとともに、自分では考えつかないようなご意見をくださり大変新鮮だった。」などの感想が寄せられ、当日の様子は新聞にも取り上げられた。

「外務大臣と語る」については、諸般の事情により令和元年度中の開催は見送りとなった。

２　国際情勢や外交政策について外務省職員や OB が講演する「国際情勢講演会」（８回：参加者総数 939 名）、外務省職員が全国各地で講演・講義する高校での「高校講座」（101 件：参加者総数 29,114 名）や大学での「外交講座」（37 件：参加者総数 3,921 名）等の講演事業、日本の外交政策や国際情勢等に対する関心や理解を深め、同世代の仲間との切磋琢磨や交流などを通じて、国際社会で活躍できる能力を高める機会とすることを目的として実施する「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」（１回：参加者総数 102 名）、外務省を訪問する小中高生を対象に省内見学や外務省員との懇談を行う「小中高生の外務省訪問」（107 件：参加者総数 1,439 名）を実施し、小学生から社会人に至る幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 90％の参加者が国際情勢についての理解が深まったと回答、「高校講座」については聴講した生徒の 96％が良かったと回答、「外交講座」については参加学生の 95％から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ、全体として肯定的な意見が多かった。また、国際問題に関心を有する大学生等を対象とした参加・体験型の外務省セミナー「学生と語る」（２回：参加者総数 177 名）を実施し、参加者からは「外交のプロから見た国際社会の現状や、そこから見える日本の課題に対する問題意識を率直に話してくださり、自分が普段ならば決して持つことのできない視点を知ることができた。」、「大変勉強になる１日だった。参加者のレベルの高さに今後もっと努力していこうと思った。」などの感想が寄せられた。

３　新規パンフレット１種の作成のほか、12 種類のパンフレット改訂・増刷を行い、各種教育機関や講演会等での配布を通じ、我が国の外交政策や国際情勢、外務省の業務などについて、広く国民に紹介し理解を促進するための情報発信を行った。外務省ホームページのコンテンツの一つである「キッズ外務省」では、子供向けに世界の国々や外務省の仕事について紹介するため、クイズやコミックを活用し、若い世代の興味・関心をひくように工夫。日本と世界とのつながりを様々な観点から学べる各コンテンツを提供し、月平均約 38 万件のアクセスがあった。

４　外交専門誌『外交』（隔月で年６回発行）ではＧ20 大阪サミットや北東アジア情勢等の外交課題を随時特集し、掲載論文が読売新聞、毎日新聞、朝日新聞の書評等で紹介された。

令和２年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

１　我が国の外交政策を外務大臣等政務三役が直接国民に紹介し、意見交換を行う「大臣と語る」、「車座ふるさとトーク」等の実施

２　我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会（随時）、セミナー（随時）、プレゼンテーション・コンテスト（年１回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施（随時）

３　パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
４　様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年６回）

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民の理解と信頼を得るために各種発信手段を用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等について的確な情報発信を行った実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。なお、参加者からの評価をより正確に把握するため、各種事業のアンケートを改訂し、実績を測る。

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進するため、上述の事業を訴求対象に応じて継続して行うことが重要である。

参考指標１：「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果			
	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率 ②「今後も継続実施すべき」との回答比率	①83% ②77%	(事業を実施せず) (事業を実施せず)	(事業を実施せず) (事業を実施せず)

参考指標２：広聴活動（メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見の件数）			
	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	約 20,800 件	約 16,500 件	約 28,600 件

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①国内広報 (　＊　)	１　講演会・シンポジウム等の開催 「外務大臣と語る」や「車座ふるさとトーク」、「国際情勢講演会」を始め、「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」、外務省セミナー「学生と語る」、「外交講座」及び「高校講座」、「小中高生の外務省訪問」等、外務省の政務三役や外務省員が直接国民に対し、我が国の外交政策や外務省の取組について紹介する機会を確保する。 このような取組により、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する国民の理解の促進を図る。				1-1
	２　パンフレットの作成・配布、ホームページコンテンツの作成及び外交専門誌『外交』の発行 重要外交課題等に関するパンフレットの作成・配布、外務省ホームページコンテンツとして「キッズ外務省」等で国際情勢や様々な分野の外交政策を分かりやすく説明する記事を掲載することにより、我が国の外交政策や外務省の取組について国民に幅広く情報発信を行う。さらに、我が国を取り巻く国際情勢や主要外交課題等を取り上げた外交専門誌『外交』を発行(年６回)する。 このような取組により、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する理解の促進を図る。				1-1
	72 (75)	72 (63)	62 (56)	61	107

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として、（１）我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、（２）我が国の一般事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに、（３）海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の開設及び認知度向上に努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月５日閣議決定）

測定指標２－１　海外広報の推進　＊

中期目標（--年度）

海外における対日理解増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

平成 30 年度目標

１　政策広報の実施

（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

具体的には、各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信 700 件以上の達成を目指す。また、上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数 300 件以上、②招へい事業を通じて実現した発信（各種メディアを通じた発信等）400 件以上となることを目指す。

（２）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

２　一般広報の実施

（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が８割以上となるよう努める。

（２）印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 280 万回以上を目指す。

（３）Web Japan による対日理解を促進し、年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

３　他国による積極的な広報活動の強化を踏まえ、海外における他国の対外発信をフォローしつつ、上記１及び２による我が国の発信を、一層効果的なものとするよう努める。

施策の進捗状況・実績

１　政策広報の実施

（１）各種事業実施を通じて、我が国に関連する情報の第三者による発信が 1,180 件実施された。具体的な成果は以下のとおり。また、その他印刷物・視聴覚・マルチメディア資料を用いた政策広報も行った。

①講演会、セミナー等合計 339 件を実施

「講師派遣事業」（注１）による講演会等 125 件、「海外研究機関等支援事業」（注２）におけるセミナー・講演会等 33 件、「人的交流等支援事業」（注３）によるイベント・セミナー等 22 件、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナー等 159 件。

②招へい事業を通じた発信合計 841 件を実現

「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」（注４）を 127 件実施し、382 件（令和元年５月 16 日現在）の発信が実現、「ソーシャルメディア発信者招へい事業」（注５）を 13 件実施し、459 件の発信が実現した。

（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館において外部専門家を活用する（在外公館 24 公館で PR コンサルタントと契約、34 公館に業務補助員への業務委嘱）とともに各種調査（主要国における他国の影響力調査・分析等）を実施した。

２　一般広報の実施
（１）日本ブランド発信事業に関しては、庭園、建築、陶芸、狂言、飴細工、和包丁、ウイスキー、漫画、ファッション、青森ねぶた、忍者、和菓子という幅広い分野を扱い、各分野の専門家 12 名を個別に派遣（派遣先は計 13 か国・23 都市）した。現地では講演、実演及びワークショップを実施することで日本の多様な魅力を発信するとともに、プレスによる取材機会や関係者との意見交換の場等も設けることで、情報の再発信を促した。事業参加者に対して実施したアンケートの結果、高評価が８割以上（85%以上）となった。
（２）印刷物資料として、日本事情発信誌『にぽにか』を年２号(各号 20 万部)発行した。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは Web 配信再生回数 253 万回を超え、世界約 49 か国、86 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴された。また在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。
（３）ウェブサイト「Web Japan」（注６）は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており、平成 30 年度は 1,604 万ページビューとなった。小中学生向けの Kids Web Japan や日本紹介動画のジャパン・ビデオ・トピックス等、子どもから成年まで幅広い層に対応する６つのサブサイトを運営している。
（４）平成 27～平成 29 年度の３年間、計 18 か国で実施した主要なテレビ国際放送に関する評価調査も踏まえ、テレビ国際放送関係機関である総務省、NHK、外務省の３者間で協議を実施（平成 30 年６月）するなど、関係機関の連携を強化し、在外公館を活用した NHK ワールド JAPAN 番組上映会（約 80 公館、延べ約 200 回）や在外公館 SNS を活用した発信等、テレビ国際放送発信力強化に向けた取組を実施した。
３　海外において現地の調査研究機関を通じ、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし、各国において日本の対外広報のあり方について分析を行うとともに、効果的な発信につなげた。
（注１）講師派遣事業：我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う事業
（注２）海外研究機関等支援事業：現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業
（注３）人的交流等支援事業：在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで、効果的な対外発信を実現しつつ、同団体の活動を支援する事業
（注４）多層的ネットワーク構築事業：領土保全等に関する内外発信を強化するために、海外において影響力のある人物（有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等）を招へいする事業。我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム（ウェブサイト）を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。
（注５）ソーシャルメディア発信者招へい事業：内閣府からの支出委任を受けて、SNS（ブログ、フェイスブック、ツイッター等）で発信力・影響力のある者を招へいし、我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り、被招へい者から SNS を用いた日本の発信を行う事業
（注６）Web Japan：諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

令和元年度目標
１　政策広報の実施
（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。
　具体的には、各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信 750 件以上の達成を目指す。また、上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数 300 件以上、②招へい事業を通じて実現した発信（各種メディアを通じた発信等）450 件以上となることを目指す。
（２）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。
２　一般広報の実施
（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が

８割以上となるよう努める。
（２）印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 280 万回以上を目指す。
（３）Web Japan による対日理解を促進し、年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

施策の進捗状況・実績
１　政策広報の実施
（１）各種事業実施を通じて、我が国に関連する情報の第三者による発信が 1,278 件（令和元年度目標 750 件以上）実施された。具体的な成果は以下のとおり。また、その他印刷物・視聴覚・マルチメディア資料を用いた政策広報も行った。
①　講演会、セミナー等合計 280 件を実施
「講師派遣事業」（注１）による講演会等 90 件、「海外研究機関等支援事業」（注２）におけるセミナー・講演会等 28 件、「人的交流等支援事業」（注３）によるイベント・セミナー等 18 件、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナー等 144 件。
②　招へい事業を通じた発信合計 998 件を実現
「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」（注４）を 103 件実施し、428 件の発信が実現、「ソーシャルメディア発信者招へい事業」（注５）を 10 件実施し、570 件の発信が実現した。
（２）戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館において外部専門家を活用（在外公館 29 公館で PR コンサルタントと契約、40 公館に業務補助員への業務委嘱）するとともに各種調査（主要国における他国の影響力調査・分析等）を実施した。
　なお、平成 30 年度補正予算により、米国及び英国のシンクタンクに日本研究部門を設置し、日米及び日英・日欧が直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や、関係強化に資する研究・対外発信を行うため「日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金」を拠出した。
２　一般広報の実施
（１）日本ブランド発信事業に関しては、漫画、鉄道旅行、サイクルツーリズム、温泉旅館、相撲、盆栽、越前和紙、書道・茶道、小型宇宙衛星、障害者スポーツや共生社会に係る取組といった幅広いテーマを扱い、各分野の専門家 11 名を個別に派遣（派遣先は計 20 か国・32 都市）した。現地では講演、実演及びワークショップを実施することで日本の多様な魅力を発信するとともに、プレスによる取材機会や関係者との意見交換の場等も設けることで、情報の再発信を促した。事業参加者に対して実施したアンケートの結果、満足との回答が 94%以上となった。
（２）印刷物資料として、日本事情発信誌『にぽにか』を年２号(各号 20 万部)発行した。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは Web 配信再生回数 627 万回を超え、世界約 61 か国、114 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されたほか、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。
（３）ウェブサイト「Web Japan」（注６）は、小中学生向けの Kids Web Japan など、子どもから成年まで幅広い層に対応する６つのサブサイトからなり、令和元年度は前記のジャパン・ビデオ・トピックス再生回数を含め 1,385 万ページビューとなるなど、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着している。
（４）天皇皇后両陛下の御即位や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020 年東京大会）といった、我が国への国際的な関心が高まっている機会を捉えた一般広報を強化すべく、イベントや SNS 発信に活用可能な動画等のコンテンツを作成、在外公館に共有した。特に 2020 年東京大会のホストタウン交流については、インフルエンサーを活用した発信も行い、在外公館のチャネルも活用して積極的に国際的な広報に努めている。
３　海外において現地の調査研究機関を通じ、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし、各国における日本の対外広報のあり方について分析を行い、効果的な発信につなげた。
（注１）講師派遣事業：我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う事業
（注２）海外研究機関等支援事業：現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業
（注３）人的交流等支援事業：在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで、効果的な対外発信を実現しつつ、同団体の活動を支援する事業
（注４）多層的ネットワーク構築事業：領土保全等に関する内外発信を強化するために、海外におい

て影響力のある人物（有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等）を招へいする事業。我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム（ウェブサイト）を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。
（注５）ソーシャルメディア発信者招へい事業：内閣府からの支出委任を受けて、SNS（ブログ、フェイスブック、ツイッター等）で発信力・影響力のある者を招へいし、我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り、被招へい者から SNS を用いた日本の発信を行う事業
（注６）Web Japan：諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

令和２年度目標
１　政策広報の実施
（１）我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。
　具体的には、各種事業の実施をきっかけとした第三者による我が国に関連する情報発信 700 件以上の達成を目指す。また、上記第三者発信中の①セミナー・イベント等に関連する発信数 300 件以上、②招へい事業を通じて実現した発信（各種メディアを通じた発信等）400 件以上となることを目指す。
（２）各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。
２　一般広報の実施
（１）海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が８割以上となるよう努める。
（２）印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 280 万回以上を目指す。
（３）Web　Japan による対日理解を促進し、年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　政策・一般広報の実施実績を測ることは、海外における対日理解の増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、政策・一般広報の実施につき、単に実施件数のみでなく、訴求対象者による評価等を加味して事業の有効性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるとの考えから測定指標を設定している。
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
　「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会。この世界的イベント、平和の祭典に、多くの海外要人や外国人観光客の訪日が見込まれます。日本の豊かな文化や食、美しい自然、先進的技術、そして日本人のホスピタリティといった様々な魅力を世界に発信していく絶好の機会です。「ホストタウン・イニシアティブ」の下、参加国・地域と日本の自治体、地域住民との交流を推進し、被災地の見違える復興ぶりも国際社会に発信していきます。」

測定指標２－２　ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施　＊

中期目標（--年度）
　日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通し、これまで日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日層の裾野を拡大する。

平成 30 年度目標
１　ジャパン・ハウス　ロンドンの開館及びジャパン・ハウス　ロサンゼルス（注：一部先行開館済み）の全館開館を実現し、ジャパン・ハウス３拠点に共通するブランド・イメージを確立しつつ現地におけるジャパン・ハウスの浸透を図り、事業を遂行する。
２　各ジャパン・ハウスにおける KPI（重要業績評価指標）達成（来館者数として、ロンドンにおいては 10 万人（平成 30 年６月 22 日～平成 31 年３月 31 日）、ロサンゼルスにおいては８万人（平成 29

年12月20日～平成30年12月19日）、サンパウロについては41万人（平成30年４月１日～平成31年３月31日）、またメディア掲載数として、ロンドンにおいて54回、ロサンゼルスにおいて150回、サンパウロにおいては1,260回（いずれも平成30年４月１日～平成31年３月31日）を目標とする（注））を念頭に、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品展の巡回展、セミナー・シンポジウム等を通じた政策広報をバランス良く実施する。

（注）ジャパン・ハウス運営業務受託者との間で、来館者数については開館日からの１年ごとの目標値を設定しているため、各ジャパン・ハウスによって目標値の設定期間が異なる。他方、メディア掲載数については、開館前から数値を測ることが可能な指標であり、事業開始以降年度ごとに目標数値を設定していたため、来館者と異なり年度に則した目標期間の設定となっている。

３　現地におけるジャパン・ハウスの認知度を上げ、発信を強化するため、SNS等も活用しつつ広報を行う。

４　ジャパン・ハウスが地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用されるよう、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を強化すべく広報を行う。

施策の進捗状況・実績

１　６月にジャパン・ハウス　ロンドンが開館、８月にジャパン・ハウス　ロサンゼルスが全館開館し、３拠点全てが本格的に事業を開始した。ジャパン・ハウス　サンパウロについては米系航空会社機内誌やNYタイムズ紙等に「サンパウロで訪れるべき場所」として取り上げられ、また、ロンドンについては９月に行われた開館記念行事に英国王室からケンブリッジ公爵殿下が御臨席するなど、「日本を知る衝撃を、世界へ」をコンセプトとし、日本の魅力の本質、日本の美意識を体験できる場としてのジャパン・ハウスのブランド・イメージが確立されつつある。

２　企画展示、巡回展、食文化発信を含む参加型イベント、政策広報等をバランス良く実施し、サンパウロにおいては、目標41万人を上回る71万人の来館者を達成した。メディア掲載数も目標（1,260回）を大きく上回る2,009回と、高い発信効果を上げている。また、ロサンゼルスにおいては目標（８万人）の２倍以上の16.8万人の来館者数を達成し、メディア掲載数も目標（150回）の８倍以上の1,262回となった。ロンドンにおいては開館から１年未満だが、来館者数は41万人と目標（10万人）の４倍を達成し、メディア掲載数も目標（54回）の25倍以上の1,425回となった。さらに、来館者を対象としたアンケート結果によれば、３館平均で約86%が展示を肯定的に評価している。

３　ジャパン・ハウスの認知度向上、発信強化については、積極的な広報に努めた結果、上記２のとおり、サンパウロについてはブラジル国営テレビ局のプライムタイムニュース番組、ロサンゼルスについてはLAタイムズ紙の元旦特集号、ロンドンについてはBBCといった現地主要メディアを含む多くのメディアで取り上げられた。また、展示等イベントへの来館者が増加するのみならず、ジャパン・ハウスを魅力的な施設と認知して企業プロモーション・イベント用に借りる団体が広がりつつあるなど、発信強化につながるジャパン・ハウスのブランド・イメージが確立されつつある。

４　地域の魅力発信事業の第１弾として、９～10月、ロンドンにおいて、新潟県燕三条の金属加工技術を題材とした「燕三条　金属の進化と分化」展を開催し、大勢の来場者から高い評価を得た。また、展示を契機として製品購入希望が寄せられたり、ロンドンの国立美術大学大学院の院生が燕三条地域を訪れ、実際に各工場の生産現場を見学して職人との交流を深めたりするなど、製品の販路拡大やインバウンドにつながる波及効果をもたらした。地方公共団体側からも、ロンドンでの成功を受け、今後、他の拠点でも開催を検討したいとの前向きな意見が上がった。平成31年３月、ジャパン・ハウスの活用に関心を示す地方公共団体や中小企業、若手芸術家等を対象とした国内広報イベントを開催し、日本国内における認知度強化に向けた取組を行った。

令和元年度目標

１　各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回展、セミナー・シンポジウム等を通じた政策広報をバランス良く実施し、目標達成に向けた経過を測るためのKPI（KPI指標を一層充実させ、年間来館者数（ロンドン：42万人、ロサンゼルス：13.5万人、サンパウロ：69万人）、メディア掲載回数（ロンドン：1,000件、ロサンゼルス1,400件、サンパウロ1,900件）、SNSフォロワー・「いいね」等の数、施設内共用スペース平均稼働率に加え、来館者リピーター率、ニュースレター開封率・登録者数、各展示への評価、域内に留まらない広がりのある発信を新たに設定（注））を実現する。

（注）年間来館者数については、令和元年度から、平成30年度と異なり、目標設定期間を年度単位で統一した。

２　ジャパン・ハウスが地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとし

て活用されるよう、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を強化すべく広報を行う。

施策の進捗状況・実績

1　３つの拠点において、企画展示、巡回展、食文化発信を含む参加型イベント、政策広報等をバランス良く実施した。各拠点とも現地での知名度が向上し、来館者のリピーターも増え、各地で日本を代表する施設の１つとなっている。他方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和２年３月後半には現地当局の指示等を踏まえて全３館が休館を余儀なくされたため、一部の展示については予定していた展示期間が確保できなかった。

令和元年度の各拠点の来館者数およびメディア掲載回数については、サンパウロ：659,234 人・4,548 回、ロサンゼルス：177,411 人・1,009 回、ロンドン：486,412 人・1,398 回であった。特にサンパウロのメディア掲載回数およびロサンゼルスの来館者数は、達成率がそれぞれ 239％および 131％で目標値を大きく上回った。また、SNS フォロワーや来館者リピーター率などの指標についても順調に推移している。サンパウロの来館者数（達成率 95.5％）およびロサンゼルスのメディア掲載回数（達成率 72.1％）のみ目標を達成できなかった。前者については、５月、６月および９月の３回にわたりジャパン・ハウスが面するパウリスタ通りで発生したデモの影響が大きい。後者については、令和元年度目標値として、同目標設定時点（平成 30 年８月の開館時からの６か月間）の実績（1,004 回）を２倍し、0.73 の係数（ジャパン・ハウス　サンパウロの初年度実績から２年目実績への変化傾向）をかけた数とした。しかし、この 1,004 回の 86％は、開館イベントに X JAPAN の Yoshiki が参加したことを報じる日本国内メディアによるものだった。令和元年度は、引き続き展示やワークショップを行っているが、開館イベントほどには日本メディアの関心を引かなかった。

ジャパン・ハウスでの展示やイベントを通じた成果として、様々な交流やビジネスマッチングが生まれている。たとえば、ジャパン・ハウス　ロンドンで実施した『Biology of Metal(BoM)』展を鑑賞した王立美術大学の学生が訪日し、燕三条地域においてワークショップを開催する等同地域の市民と活発に交流したり、英国のナイフメーカーと燕三条の刃物メーカーのコラボ商品開発につながった。さらに、宮崎県がジャパン・ハウス　サンパウロで実施した食材のプロモーション・イベントは宮崎牛の輸出契約に結実した。

３つの拠点を越えた展開も実現している。例えば、ジャパン・ハウス　サンパウロで実施した『DO（道）-徳の極みへ』展は同市内の他の施設やリオデジャネイロで追加開催され、また、ジャパン・ハウス　ロンドンで実施した『Biology of Metal(BoM)』展での経験はシンガポールでの新たな展示会開催につながるなどした。

2　日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を向上させるため、令和２年２月に、国内のクリエイター、潜在的なコンテンツホルダー及び地方自治体関係者を対象とした「JAPAN HOUSE フォーラム 2020」を開催した。

令和２年度目標

1　各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回展、セミナーやシンポジウム等を通じた政策広報をバランスよく実施することにより、日本の多様な魅力を発信し、これまで日本に関心がなかった層を惹きつけるとともに、親日派・知日派の裾野を一層拡大させる。

2　KPI 指標として年間来館者数目標（ロンドン：55 万人、ロサンゼルス：18 万人、サンパウロ：60 万人）および年間メディア掲載回数目標（ロンドン：1,250 件、ロサンゼルス：1,100 件、サンパウロ：4,200 件）を設定する（注：新型コロナウイルス感染問題の影響がないと仮定した数値。年度終了時の実測値の達成度は、感染拡大が収束し各都市の都市機能が正常化したと宣言され、かつ、本件のような文化活動を再開する十分な条件が整ったと判断された日を基準に月割した数値に 0.8 を掛けたものとの割合として算定する）。SNS フォロワー・「いいね」の数、施設内共用スペース平均稼働率、来館者リピーター率、ニュースレター登録者数・開封率などの他の量的指標設定に向けたモニターを開始する。また、各展示の評価を行うことにより質的な向上を目指す。

3　ジャパン・ハウス事業が、地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用できることを広く周知するため、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を高めるための広報を行う。

4　ジャパン・ハウスで実施する展示やイベントを通じて、現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ジャパン・ハウスは、オールジャパンで我が国の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信し、親日派・知日派の裾野を広げることを目指す広報文化外交の拠点であるので、その活動実績を測ることは、海外における対日理解増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ジャパン・ハウス事業は第２期（令和元年度～令和５年度）に入っており、３拠点において本格的に事業を展開していくことが重要な目標であること、また、定量的・定性的評価を行うための指標を充実させて事業の有効性及び効率性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるため。

なお、KPI 指標については、過年度の傾向を踏まえ目標値を設定した（新型コロナウイルス問題収束後も市民生活が完全に旧に復するには更に時間を要すると想定されることから、月割りした基準目標値に 0.8 を掛けることとした）。

参考指標：BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位			
	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	３位	調査の実施なし	調査の実施なし

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①海外広報（ ＊ ）	１　世論形成や政策決定に影響力のある有識者層に対する政策情報の効果的発信 我が国の外交政策について、我が国の立場や主張に関する海外における理解を深める目的で、我が国の有識者を派遣しての講演、政策広報資料の作成、インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。 また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者・専門家等の協力を得て、外交政策や国内事情に関する情報発信や、講演会、展示会等を実施する。 これらの事業により、主に各国有識者層に対する我が国外交政策への理解の促進に寄与する。				2-1
	２　多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信 諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信することを目的として、各種関連広報資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信等を実施する。 これらの事業により、諸外国国民の日本の魅力、強み、日本人の価値観の理解の促進に寄与する。				2-1
	３　教育広報 現地の小中学校を訪問して、日本事情を紹介するほか、教員に対して日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうためにワークショップ等を実施する。 教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。				2-1
	４　経済協力プレスツアー 現地のプレスに我が国の経済協力サイトを視察する機会を提供し、我が国の ODA の成果等につき理解を深めさせつつ、現地メディアにキャリーさせる。 報道を通じて、現地の政府関係者及び一般国民から我が国の経済協力に対する一層の認識と評価を得ることを目的とする。				2-1
	５　日本ブランド発信事業（平成25年度開始） 市民社会の中から発信力のある民間企業、NGO、地方自治体関係者等を公募の上、海外に派遣し、それぞれの特性をいかした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。 これらの事業を通じて、日本ブランドを復活・強化し、諸外国国民に対し日本の魅力への関心・共感、日本文化への理解を促進することに寄与する。				2-1
	６　広報文化活動の実施評価調査（平成25年度開始）				2-1

	諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役立つ評価モデルの策定と、PDCAサイクルの普及・定着を通じ、戦略的な広報文化活動を実現するための方策を研究する。 これら調査結果を、今後我が国が在外公館にて実施する広報文化活動の立案・実施に活用し、より効果的な事業実施に寄与する。				
	726 (695)	702 (674)	677 (638)	686	108
②内外発信のための多層的ネットワーク構築 （平成 26 年度）	我が国において、諸外国の有識者、報道関係者等に対し、関連する研究者等との意見交換、関連施設訪問等を通じて、我が国を取り巻く領土保全に関する理解を深め、帰国後は、在外公館の支援を得てメディアを通じた対外発信や各国政策担当者への働きかけを行ってもらうとともに、日本側関係者等の間でプラットフォームを形成する。 国際世論形成に影響力のある人物のネットワークを構築することを通じて、領土保全をめぐる厳しい状況に対応するための我が国の発信力強化に寄与する。				2-1
	292 (247)	279 (234)	273 (209)	272	109
③主要国における日本や他の国々の影響力調査・分析とそれに基づく効果的な発信 （平成 27 年度）	対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において、調査研究機関を通じ、主要な他国の動向を調査・分析し、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングするとともに、対日世論調査を実施する。 これらの調査結果に基づき、各国において日本の対外広報の在り方について分析を行うとともに、効果的な発信を行うことに寄与する。				2-1
	910 (895)	948 (942)	929 (916)	951	110
④「ジャパン・ハウス」運営関連経費 （平成 27 年度）	世界主要都市において、各機関の拠点施設を集約するとともに、オールジャパンで我が国の正しい姿を含む政策・取組や多様な魅力を発信する拠点施設「ジャパン・ハウス」を運営する。 これにより、対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。				2-2
	4,544 (4,470)	2,988 (2,964)	3,624 (3,158)	3,775	114
⑤在外公館による海外研究機関等支援 （平成 27 年度）	主要国に所在する在外公館において、現地の研究機関が主催する日本関連のセミナー・講演会等の機動的な支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事のきめ細かな支援を行う。 これらの事業により、現地の民間機関・団体を通じた対日理解増進に寄与する。				2-1
	30 (27)	28 (27)	27 (24)	27	112
⑥在外公館及び本省における外部専門家の活用 （平成 27 年度）	我が国に好意的な世論を構築することを目的として、主要国に所在する在外公館及び本省において、①対日理解促進 PR コンサルタント契約、②在外公館の現地在住の広報分野の業務補助員を配置、③対外広報を実施する上で考慮すべき諸情勢、諸情報の調査分析を日本国内の外部専門家に委託、④本省の業務拡大に対応するため、関係課室に非常勤職員を配置する。 これにより親日感の醸成のための基盤整備に寄与する。				2-1
	265 (249)	281 (254)	280 (265)	291	111
⑦在外公館人的交流等支援事業 （平成 27 年度）	在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託する。 これにより、同団体の活動を支援しつつ、効果的な対外発信を実現する。				2-1
	10	15	12	12	113

	(9)	(14)	(13)		
⑧日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金（平成 30 年度）	国際問題戦略研究所（IISS）及びハドソン研究所にジャパンチェアの設置を支援し、日英・日欧が直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や、関係強化に資する研究・対外発信を行う。本拠出金は両研究所が運用し、運用益によりチェアの給与及び研究・発信活動の経費を確保する。 これにより、欧州及び米国の有力な研究機関に日本研究中核拠点の形成を図り、我が国の政策発信を強化することで、各国における政策形成に対する影響力を強化するとともに、対日理解の深化及び知日派の育成を図る。				2-1
	－	1,456 (1,456)	－ －	－	257

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　IT 広報の実施

施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
・観光ビジョン実現プログラム 2019（令和元年６月 14 日策定）
・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和２年４月７日　閣議決定）

測定指標３－１　IT 広報手段の強化、多様化

中期目標（--年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。

平成 30 年度目標

1　本省においては、情報発信手段が多様化する中、すでに運用しているフェイスブック、ツイッター等に加えて、若年層に人気の写真共有アプリ「インスタグラム」を活用し、若年層へのリーチ拡大を目指す。
2　在外公館においては、引き続き SNS 発信を行う在外公館の数を平成 29 年度（155 公館）より増やすとともに、専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い、フォロワー数などを平成 29 年度(3,086,116 人）より増加させる。
3　外務省ホームページ（HP）ですでに掲載されている一部ページ群をリニューアルし、閲覧者がより見やすく分かりやすい構成とする特設ページの設置に取り組む。
4　現在、外務省 HP 掲載と外務省公式 SNS との間に自動連携システムを構築しているところ、そのスピードアップを図るとともに、自動連携で投稿文を掲載できるようにし、HP と SNS の連携を強化していく。

施策の進捗状況・実績

1　平成 29 年１月から運用を開始した「インスタグラム」は、フォロワー数を順調に増加させ、平成 30 年３月末から約 800 人増え 2,000 人を突破した（平成 31 年２月末時点 2,031 人)。
2　在外公館においては、平成 31 年２月末時点で 193 公館（平成 30 年３月末比 37 公館増）が当該国・地域における SNS での情報発信を実施。平成 29 年度に引き続き、専門家からの助言・提言を受けて発信方法の改善を実施し、SNS 運用公館全体でのフォロワー総数は平成 29 年度実績の約 37%増の 4,230,469 人となった。フェイスブックのフォロワー数において、30 万人を超える公館は２公館（在ブラジル大使館、在メキシコ大使館)、10 万人を超える公館は７公館（前記２公館に加え、在アルゼンチン大使館、在サンパウロ総領事館、在米国大使館、在イラク大使館、在カンボジア大使館）となった。
3　閲覧者がより見やすく分かりやすいページとするため、「トピックス」に掲載されている重要外交政策のうち、レスポンシブ対応（注）が未対応だったページについて対応作業を完了させ、スマートフォンでの閲覧が適切にできるようにした。
（注）単一の URL の下、利用する機器によって最適なサイズに自動でレイアウト可能とする仕組みを持たせるため、ウェブデザインの修正を行うこと。
4　新着情報を外務省 HP に迅速に掲載するとともに、自動連携機能を活用し公式 SNS を投稿し、安定的・効率的な発信を行った。

令和元年度目標

1　外務省の公式 SNS アカウントの安定的運用を継続するとともに本省各課室及び在外公館が運用する SNS アカウントとの連携及び運用支援を行い、省全体としての発信力向上を目指す。
　在外公館においては、開設済みの SNS アカウントの安定的運用を継続し、フォロワー数を 465 万人以上に増加させる。
2　一層効果的な SNS 発信を行うための全省的なガイドラインを新たに規定し、同ガイドラインに沿

った運用を行う。
3　令和２年３月には、次期システムが導入されることに鑑み、古く、ほとんどアクセスがない不要ページの削除を進めるとともに、浮遊ページ（検索やURLの打ち込みでアクセス可能だが、HP内にリンクがなく浮遊しているページ）のひもづけ及び削除を進めていく。

施策の進捗状況・実績
1　令和元年度はG20 大阪サミットや第７回アフリカ開発会議（TICAD７）を始めとした外交行事等について、外務省公式SNSアカウントにおいて発信した（令和元年度の投稿数は5,028件）。これらの情報は在外公館SNSアカウントで拡散する等の連携も行った。また、運用面でもアカウント運用の参考となる資料を作成し在外公館と共有するなど、在外公館におけるアカウント運用を支援した。これらの取組の結果、在外公館においては、フォロワー数が614万人（令和２年２月時点）を突破し、目標値を達成した。
2　５月に、SNSを用いた対外発信に関するガイドラインを策定し、全省的に同ガイドラインに沿ったSNSの運用に取り組んでいる。
3　全省課室に対し、一定期間更新がなく一定数のアクセス数を下回るページについて削除の可否を調査し、その結果を踏まえ、浮遊ページとともに、令和２年３月のシステム刷新時に移行コンテンツの対象としないこととして整理した。また、近年急増しているスマートフォンやタブレット端末での閲覧に対応するため、外務省HPの全ページをレスポンシブ対応とした。さらに、写真の画素を230ピクセルから350ピクセルに増大し、動画の掲載をインライン再生（ブラウザ上で動画を再生）可能にするなど、利用者がより閲覧しやすい環境を整えている。

令和２年度目標
1　SNSを用いた対外発信に関するガイドラインに沿った外務省公式SNSアカウントの効果的な運用を図る。特に、外務省HPと連携しつつ、各SNSアカウントに適したタイミング及び内容での発信を行う。在外公館SNSの運用支援を継続し、フォロワー数を安定的に増加させる。
2　令和元年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を、引き続き実施する。令和３（2021）年開催予定の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020年東京大会）を控え、外務省HPのウェブアクセシビリティの向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
SNSが情報発信・ユーザー交流の強力なツールとなっている世界的な流れを踏まえ、外務省全体（本省及び在外公館）として、SNSを効果的に活用し情報発信をしていくことが重要であり、その活用状況を測ることは外務省としての情報発信力を把握する上で有益であるため。開設するアカウントを精査するとともに、運用を開始したアカウントについては、フォロワー数の増加を目標に運用を行う。

測定指標３－２　IT広報システムの強化

中期目標（--年度）
我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT広報システムを強化する。

平成30年度目標
1　引き続き、現行外務省HPの安全かつ安定的な稼働を実現する。
2　IT広報業務における業務システムの効率化・合理化、運用保守・障害対応等を適切な形で実施することを目的とした、次期システム構築のための業者の調達を実施し、次期システムの構築作業を開始する。
3　平成31年度の改元（年号の変更）に備え、システムへの影響がないように準備を実施する。
4　外務省HPのウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を引き続き行う。

施策の進捗状況・実績
1　国民等利用者に対する安心・安全な閲覧環境を提供するため、外務省のHP閲覧時の通信内容を暗号化し、常時TLS化の作業を完了した。
（注）TLS(Transport Layer Security)：インターネットなどでデータを暗号化して送受信するプロトコル。
2　12月に次期システム構築業者を計画どおり調達し、システム刷新作業を開始した。

３　５月１日の改元に向け、システムへの影響がないよう準備を進め、予定どおりシステムの改修作業を完了し、問題なく稼働を開始した。
４　省員を対象とする Web アクセシビリティ研修を実施するとともに、JIS 規格への適合を進めて全ての利用者が閲覧できる HP を実現するため、JIS8341-3:2016 対応度表記ガイドラインに基づき、HP 全ページ解析を行った。また、Web アクセシビリティに基づき、弱視者が閲覧しやすくするためのコントラスト比の修正、音声読み上げソフト使用者に配慮した代替テキストの入力といった対策を進めた。

令和元年度目標
１　引き続き、現行外務省 HP の安全かつ安定的な稼働を実現する。改元（年号の変更）に伴う改修についても、その安定的な稼働を確保する。
２　令和２年３月の次期システムの稼働に向け、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（平成 30 年３月 30 日）に基づく、工程レビューを実施する。
３　外務省 HP の Web アクセシビリティに関し、JIS 規格レベル AA 準拠を目指し、HP の適合修正を実施する。

施策の進捗状況・実績
１　５月１日に、改元に伴う改修作業を完了した。同日以降の改元表示は正常であり、安定的稼働が確保されている。
２　令和２年１月 22 日に第三次工程レビューを実施し、次期システムの本格稼働に向けた移行作業の開始の判定を、外務省プロジェクト・マネジメント・オフィス（PMO）から得ることができた。
３　外務省 HP の全ページの解析及び改正 JIS 対応状況を確認し、ウェブアクセシビリティ試験を実施するとともに、その結果を外務省 HP で公開するなどの取組を行った。コントラスト不足のページの修正、ページを作成するテンプレートの改修状況の確認及び是正を行った。

令和２年度目標
１　令和２年３月に稼働を開始した刷新システムについて、2020 年東京大会におけるサイバー攻撃の脅威の高まりを見据え、情報セキュリティ対策を実施しつつ、安定稼働を目指す。
２　2020 年東京大会の開催で、より関心が高まるウェブアクセシビリティの改善を行っていく。具体的には、総務省が要求する AA 水準（現在、外務省 HP はＡ水準）の達成を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
令和２年３月に稼働を開始した刷新システムについて、年々激化し巧妙化するサイバー攻撃の現状を踏まえ、HP 掲載情報の改ざんや閲覧停止等を未然に防ぐなど、引き続き、安全かつ安定的な稼働を行う必要があるため。
刷新システムにおいて、特に 2020 年東京大会におけるサイバー攻撃の脅威の高まりを見据え、IT 広報業務の効率化・合理化に取り組み、運用保守・障害対応、コンテンツ・マネジメント・システムによるサイト管理業務の効率化や災害に対する業務継続、情報セキュリティ対策等を施した次期システムの調達・構築を行っていく必要がある。また、2020 年東京大会の開催に向け、外務省 HP 閲覧に支障を持つ方によるコンテンツへのアクセス増大が見込まれるところ、ウェブアクセシビリティの向上を図ることは、極めて重要である。

測定指標３－３　コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

中期目標（--年度）
我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、コンテンツの充実及び時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。

平成 30 年度目標
１　外交政策上の重要課題に関する発信として、日本の政策に対する正しい理解獲得や日本の国際社会への貢献をアピールしうる動画を外務省 HP 及び SNS に掲載し、政策広報に関する発信を強化する。
　我が国が抱える領土に係る諸懸案に関する正しい理解を広め、歴史的事実と国際法に基づく解決

促進を図るため、平成 26 年４月に外務省 HP に開設した「日本の領土をめぐる情勢」ページの更なる充実を図る。
２　外務省 HP においては、迅速な情報発信に取り組むとともに、特に、重要な外交政策や外交活動については、日本語・英語両言語でトップページを使ったタイムリーな情報発信を行うよう努める。加えて、外務省 SNS においても、その特性をいかして、特に外務大臣の外国訪問等に関して、引き続きタイムリーな発信を行う態勢を整え、国内外のユーザーに広く情報を伝達させる。
３　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020 年東京大会）の開催を令和３（2021）年に控えていることを踏まえ、外務省 HP 及び SNS を通して、訪日観光促進のため地方の魅力を海外に発信する取組を行う。

施策の進捗状況・実績
１　合計６本の政策広報動画（日本語・英語に加え、テーマによって異なる多言語８言語版を制作）を、ユーチューブで発信するとともに、外務省 HP の特設ページ（「日本の外交政策に関する動画」ページ）にリンクを掲載した。さらに、日本語及び英語動画については、外務省公式フェイスブック及びツイッターに投稿し、拡散を図った。
　「日本の領土をめぐる情勢」ページについては、引き続きトップページの「トピックス」に掲載し、分かりやすい発信を維持した。
２　総理大臣及び外務大臣の外交案件については、24 時間対処可能な態勢を整えて、日本語及び英語ともに迅速な情報発信に取り組み、平成 29 年度に引き続き、首脳会談及び外相会談は特にスピード感のある広報を実施した。また、新着情報については、外務省 HP 及び公式 SNS（いずれも日本語及び英語）で迅速に発信した。
３　公式 SNS（英語）において、日本の文化・トレンド・地方の魅力等の投稿を海外に向けて発信した。在外公館においては、公式 SNS の投稿を再配信するほか、現地事情に合わせた独自コンテンツの発信も実施した。

令和元年度目標
１　外交政策上の重要課題に関する発信として、日本の政策に対する正しい理解獲得や日本の国際社会への貢献をアピールしうる動画を外務省 HP 及び公式 SNS に掲載し、政策広報に関する発信を強化する。
２　G20 関連、TICAD７首脳会議、即位の礼に際しての首脳会談等を迅速に HP に掲載し、コンテンツの充実化を図る。
３　天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国家儀式、2020 年東京大会の開催を控え、世界的にも日本に対する関心が高まる時期を捉え、SNS を活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日関心の向上を目指す。

施策の進捗状況・実績
１　日本の国際社会への貢献をテーマとした政策広報動画６本（日本語・英語に加え、テーマによって異なる 12 言語版を制作）を、ユーチューブで発信するとともに、外務省 HP 内に言語別に設けられた「日本の外交政策に関する動画」ページに、一部言語版動画へのリンクを掲載した。さらに、日本語及び英語動画については、外務省公式フェイスブック及びツイッターに投稿し、拡散を図った。
２　G20 大阪サミットの特設サイトは、動画等を活用し、G20 サミットの臨場感のみならず、日本の多様な文化の発信を行うことができた。また、TICAD７では、外務省 HP 内に特設ページを開設し、TICAD７の成果及び二国間会談等、タイムリーな発信をすることができた。さらに、即位礼正殿の儀の機会に訪日した各国首脳との会談についても、迅速に発信した。
３　平成 31 年４月 30 日の天皇陛下御退位を迎えるにあたって、SNS を活用して、平成の外交活動を振り返るシリーズ投稿を行い、好評だったほか、日本の地方の魅力や文化に関する動画を定期的に発信した。また、2020 年東京大会に向け、外務省公式 SNS において、外務省スポーツ SNS アカウントの投稿を拡散し、両者を連携させることで、スポーツへの関心に応えている。

令和２年度目標
１　日本の外交政策に対する、国の内外の正しい理解を獲得するため、スポーツを通して女性の活躍を推進する日本の国際貢献や日本の国際平和協力など、各種の政策広報動画を外務省 HP 及び公式 SNS に掲載し、政策広報に関する発信を、令和元年度とは異なる切り口で行っていく。

２　2020 年東京大会の開催に向け、引き続き、SNS を活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日関心の向上を目指す。また、日本における新型コロナウイルス感染症の対応状況等に関して、在外公館 SNS を活用し正確・適時の情報発信を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交活動や外交政策への関心を高め、理解を深めるため、外務省 HP のコンテンツの充実と同時に、我が国の外交活動等に関する情報の国内外へのタイムリーな発信状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。特に令和３（2021）年においては、2020 年東京大会の開催を控え、外務省 HP 及び SNS の双方を含め、コンテンツの充実を図ることで、対日関心の向上につなげていく必要があることに加え、日本における新型コロナウイルス感染症の対応状況等を正確に情報発信する必要があるため。日本の外交政策については、特に、2020 年東京大会の開催を控え、スポーツ分野における日本の国際貢献を動画で発信していく。また、令和元年、緒方貞子元 JICA 理事長が死去したことに伴い、日本の貢献に注目が集まる国際平和協力の分野について、政策発信を行っていく。

また、政府は、令和元年６月 14 日に策定した「観光ビジョン実現プログラム 2019」の中で、令和２（2020）年の訪日外国人旅行者数の目標値を 4,000 万人に、令和 12 年（2030 年）の目標値を 6,000 万人に設定しており、外務省としても日本の魅力発信が求められている。第 201 回国会外交演説においても、インバウンド観光促進に貢献していく旨強調されている。

測定指標３－４　外務省ホームページ等（注１）へのアクセス件数（ページビュー数）の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブック（注２）の閲覧回数の合計　＊

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
①外務省ホームページ等（注１：外務省ホームページ（日本語・英語、在外公館ホームページ、Web Japan）） ②外務省公式ツイッター・フェイスブック（注２：外務省公式ツイッター（日・英）、フェイスブック（日・英））	－	①2.8 億件 ②1.6 億回	①2.7 億件 ②1.3 億回	①2.8 億件 ②1.6 億回	① 3.0 億件 ②0.77 億回	① 3.1 億件 ②0.77 億回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」（達成すべき目標）の測定のため、外務省 HP の利用状況を知るための分析指標の一つであるアクセス件数（ページビュー数）に加え、ソーシャルメディアの比重が増していることを踏まえ、ソーシャルメディアの閲覧回数を定量的な測定指標とした。

①の目標値については、令和元年度実績値を踏まえつつ、2020 年東京大会開催へ向け、積極的な広報を実施するとともに、外務省 HP のページビュー数増大のための工夫を行うことで、年度目標 3.1 億件を目指す。

②は、昨今、SNS のアルゴリズムの変化により行政機関による投稿が表示されにくくなってきている傾向が見られること等から、令和元年度実績値が目標値を下回った。閲覧回数の大幅な減少を来さないよう、令和２年度において、改善を実施予定。）。これを受け、令和２年度目標値については、令和元年度実績値の維持・増加を目指すこととし、0.77 億回とする。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	

<table>
<tr><td rowspan="2">①IT を利用した広報基盤整備（平成 19 年度）</td><td colspan="4">令和元年度においては、令和３（2021）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、情報セキュリティに対する脅威への対応を強化するとともに、本省及び在外公館が連携して、ウェブサイト及び SNS を活用して、タイムリーに重要な情報を発信すること等により、IT 広報の充実を図る。
また、日本の政策・取組や多様な魅力を、戦略的に対外発信するため、コンサルタントによる助言を受け、ウェブサイト及び SNS の連携、各アカウントからの効果的な発信等を検討する。
これらにより、インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進するとの施策目標の達成に寄与する。</td><td>3-1
3-2
3-3
3-4</td></tr>
<tr><td>390
(382)</td><td>438
(432)</td><td>979
(932)</td><td>559</td><td>115</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野４　国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、（１）文化事業、日本語の普及、海外日本研究の促進、（２）大型文化事業（周年事業）、（３）人物交流事業を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説(令和２年１月 20 日)
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）

測定指標４－１　文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進　＊

中期目標（--年度）

文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

国際交流基金を通じて「文化の WA プロジェクト」（注）を令和２年度までに着実に実施することで、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020 年東京大会）に向け、日本とアジア諸国との双方向の文化交流を強化・促進する。

また「ジャポニスム 2018」や「Japan 2019」といった大規模な日本文化行事を通じて、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮しつつ、事業を着実に実施する。

（注）平成 25 年 12 月、日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理大臣から発表した、令和２年までの７年間をめどとする新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」。

平成 30 年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

１　在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して実施する。

・スポーツ関連事業
・日本語関連事業
・若年層を対象とした親日層開拓事業
・日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
・地方の魅力発信事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

２　国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した、外交政策に基づき、特に以下の事業を優先して実施する。

（１）「文化の WA プロジェクト」

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業（注）の実施

平成 30 年度においても、引き続き、地方自治体等との連携及び広報の強化による本件事業への応募者拡大に努め、“日本語パートナーズ”長期派遣については 340 名程度の新規派遣を行うとともに、50 名程度の短期派遣、260 名程度の大学連携派遣により、計 650 名程度の新規派遣を行う。

（注）平成 25 年 12 月、東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において安倍総理大臣が発表した新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の中核事業として、平成 26 年度から、ASEAN 諸国等における日本語教育支援を目的として実施している事業。令和２年までの７年間で 3,000 人以上のシニア・学生等の人材を、現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣するもので、日本語パートナーは、現地の高校などで、現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援するとともに、派遣先校の生徒や地域住民への日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業については、平成 30 年度において、「ふれあいの場」の運営や、防災・多文化共生といった各国共通のテーマを通じた交流を行うなど、下記「文

化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて計 200 件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業については、平成 30 年度において、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業を行うなど、上記「各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業」と合わせて計 200 件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業については、平成 30 年度において、上記目標の達成に向けて、令和２年を見据えて取り組む大規模協働事業を実施・支援するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア各国との交流のプラットフォーム強化を進め、計 200 件以上の事業を実施・支援する。

（２）「ジャポニスム 2018」

平成 30 年にパリを中心に開催が予定されている「ジャポニスム 2018」に向け、着実に準備を行う。具体的には、事務局運営及び日仏の関係府省庁・関係機関・関係者と連携・調整しつつ、展覧会・舞台公演・映像・生活文化ほか様々な分野における諸事業を実施し、2020 年東京競技大会へのつながりを意識しつつ、広報を通じて「ジャポニスム 2018」について広く周知するとともに、機運の醸成に努める。

（３）放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。計 54 か国以上、延べ 500 番組以上の放送達成を目標とする。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングを意識して、国内コンテンツホルダー（注）に事業実施で得られた情報の還元を行う。

（注）提供するテレビ番組等の著作権を保持・所有する個人及び法人等。

<u>施策の進捗状況・実績</u>

１　在外公館文化事業

年度目標に掲げた優先分野を踏まえ、具体的には、マラウイにおける第５回日本大使杯剣道選手権大会（10 月、スポーツ関連事業）、韓国における第７回大学生日本語ディベート大会（９月、日本語関連事業）、南スーダンにおけるジュバ大学日本祭り（９月、若年層を対象とした親日層開拓事業）、英国における第 10 回ジャパン祭り（９月、日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業）、ドイツにおけるエッセン日本デー（11 月、地方の魅力発信事業）、エクアドルにおけるキト日本祭り（８月、日本の祭り関連事業）、日ポーランド国交樹立 100 周年記念として実施した和太鼓公演（平成 31 年１月、周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業）、フランスにおける日本食レクチャー・デモンストレーション（平成 31 年２月、和食を通じた日本の魅力紹介事業）等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を計約 900 件実施した。平成 29 年度から新たに測定指標（以下４－４）として設定した対日理解度は 92%、初参加率は 62%を達成した。

２　国際交流基金事業

（１）「文化の WA プロジェクト」

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

埼玉県、静岡県、福岡県及び国内 15 大学から候補者の推薦に関する協力を得るとともに、全国各地における 67 回の募集説明会の開催、ウェブサイト、フェイスブック及びメールマガジンによる広報を通じて、応募者の拡大に努めた。その結果、平成 30 年度には 12 の国・地域に 635 人を派遣した（平成 30 年度までの累計では延べ 1,860 人を派遣）。派遣種類別では、長期派遣では 330 人、短期派遣では 64 人、大学連携派遣では 241 人をそれぞれ派遣した。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」について計 217 件の事業を実施・支援した。具体的には、アジア各国からの文化人招へい、アジア最大の舞台芸術プラットフォーム TPAM（Tokyo Performing Arts Market）、メディアカルチャーをテーマとした日本初のプラットフォーム国際イベント MeCA(Media Culture in Asia)並びに安倍総理大臣及びモディ印首相からのスピーチを得た「アジアの価値観と民主主義シンポジウム」等を実施した。また、「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については計 240 件の事業を実施した。具体的には、青少年混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流、アジア各国からの監督及び俳優による共同制作映画「アジア三面鏡」の制作上映、日本各地の国際芸術祭と連携した事業を実施した。

（２）「ジャポニスム 2018」

７月からパリを中心にフランスで開催された「ジャポニスム 2018」では、日本文化の紹介事業として、105 件の公式企画・特別企画を実施するとともに、204 件の参加企画を実施した。公式企画では、地方の祭り・文化紹介企画などインバウンド促進に資する企画や柔道交流企画など 2020 年東京大会の機運醸成に資する企画も実施した。全企画の累計参加者数は 350 万人以上であり、フランス及び日本国内における「ジャポニスム 2018」に関する報道は 10,000 件以上あった。

（３）放送コンテンツ紹介事業

平成 29 年度に引き続き、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し、延べ 53 か国・地域で、341 番組の放送が開始された（注）。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場環境及び現地テレビ局の番組購入意思等の情報収集を実施し、国内の番組提供者に情報提供を行った。

（注）国際交流基金第４期中期目標「54 か国以上、延べ 500 番組以上の放映」（期間：平成 29 年度から令和４年度の５年間）に対しては、平成 29 年度からの累計で目標を達成。

令和元年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

１　在外公館文化事業

特に以下の事業を優先し、世界各国において年間 900 件以上の事業を実施する。

・スポーツ関連事業
・日本語関連事業
・地方の魅力発信事業
・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
・コンテンツ等を活用した新たな親日層開拓事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

２　国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した、外交政策に基づき、特に以下の事業を優先して実施する。

（１）「文化の WA プロジェクト」

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

引き続き、地方自治体等との連携及び広報の強化による応募者拡大に努め、長期派遣については 320 名程度の新規派遣を行うとともに、85 名程度の短期派遣、275 名程度の大学連携派遣により、計 680 名程度の新規派遣を行う。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

「文化の WA プロジェクト」の令和２年の集大成に向けて、日本及び ASEAN10 か国にて、舞台芸術、映画、スポーツ、日本語教育関連事業等を総合的に紹介する大規模事業「響きあうアジア 2019」の準備を進め、実施する。日 ASEAN ハイレベル会合と絡んだ形での事業実施を目指す。

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」については、計 124 件以上の事業を実施・支援する。「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については、引き続き、青少年サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流、東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業等、計 147 件以上の事業を実施・支援する。

（２）「Japan 2019」

仏での「ジャポニスム 2018」に続き、平成 31 年３月から令和元年 12 月の間、米国における日本文化紹介・交流の取組として、日本の文化・芸術を紹介する「公式企画」を国際交流基金が主催・共催等するほか、官民が実施する日本文化紹介事業及び日米交流事業を「参加企画」として認定する。2020 年東京大会へのつながりを意識しつつ、同大会の機運醸成に努める。

（３）放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。国際交流基金第４期中期目標（54 か国以上、延べ 500 番組以上の放送達成）の更なる超過達成を目標とする。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケテ

ィングを意識して、国内コンテンツホルダーに事業実施で得られた情報の還元を行う。

施策の進捗状況・実績

1　在外公館文化事業

年度目標に掲げた優先分野を踏まえ、具体的には、ミャンマーにおける第15回柔道ジャパンカップ（９月、スポーツ関連事業)、韓国における第８回大学生日本語演劇大会（11 月、日本語関連事業)、ブラジルにおける移民祭り（６月、地方の魅力発信事業)、スイスにおける日本祭り（９月、日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業)、ニュージーランドにおける Kids Japanese Festival 2019（10月、コンテンツ等を活用した新たな親日層開拓事業)、ポルトガルにおけるリスボン日本祭り（６月、日本の祭り関連事業)、日・パラグアイ外交関係樹立100周年記念として実施した着物ショー（７月、周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業)、フランスにおける和食レクチャー・デモンストレーション（10月、和食を通じた日本の魅力紹介事業）等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を計約840件実施した。平成29年度から新たに測定指標４－４として設定した対日理解度は約93%、初参加率は約61%を達成した。

2　国際交流基金事業

（1）「文化のWAプロジェクト」

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

埼玉県、静岡県、福岡県、大分県及び国内 15 大学から候補者の推薦に関する協力を得るとともに、全国各地における66回の募集説明会開催、ウェブサイト、フェイスブック及びメールマガジンによる広報を通じて、応募者の拡大に努めた。その結果、令和元年度は12か国・地域に515人を派遣した（令和元年度までの累計は延べ2,375人)。派遣種類別では、長期336人、短期32人、大学連携派遣147人となった。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

５年に及んだ「文化のWA」プロジェクト」の成果を振り返りながら、日本と東南アジアの文化交流事業を総合的に紹介する祭典「響きあうアジア2019」を日本及び東南アジアの３都市（ジャカルタ、ハノイ、バンコク）を中心に実施した。主たる計24件だけでも、約２万人を動員し、報道件数は約1,350に上った。11月の日ASEAN首脳会議（タイ）では、議長声明にこれまでの事業に対する積極的取組への感謝と事業継続への期待が明記されるとともに、個別でもベトナム、ミャンマー及びラオスの首脳から同旨の発言がある等、「文化のWAプロジェクト」に対し各国首脳より高い評価が示された。

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」について計143件の事業を実施・支援した。また、「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については計205件の事業を実施した。具体的には、青少年混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流事業等を実施した。

（2）「Japan 2019」

米国において「Japan 2019」を平成31年３月から令和元年12月に開催。『源氏物語』展 in NewYork、「日本美術に見る動物の姿」展、「杉本文楽　曾根崎心中」、演劇・音楽公演等の「公式企画」を計８件実施し、総計43万５千人の来場者があった。また、官民が実施する日本文化紹介事業や日米交流事業の計138件を「参加企画」として認定し、参加者数は約70万人となり、「公式企画」と「参加企画」を合わせた内外の報道件数は、905件となった。

（3）放送コンテンツ紹介事業

平成30年度に引き続き、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し、延べ84か国・地域で、722番組の放送が開始された。また、将来的に日本のコンテンツの自立的な海外展開のための先行マーケティングとして、事業実施国において現地市場環境及び現地テレビ局の番組購入意思等の情報収集を実施し、国内の番組提供者に情報提供を行った。

令和２年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1　在外公館文化事業

特に以下の事業を優先し、世界各国において年間900件以上の事業を実施する。

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成事業

・障害者芸術推進・パラリンピックレガシー継承事業

・スポーツ関連事業
・日本語関連事業
・地方の魅力発信事業
・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
・米国地方部の草の根レベルを対象とした事業
・中南米日系社会との連携強化事業
・日本の祭り関連事業
・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
・和食を通じた日本の魅力紹介事業

２　国際交流基金事業

（１）「文化の WA プロジェクト」

ア　“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

引き続き、地方自治体等との連携及び広報の強化による応募者拡大に努め、長期派遣 286 名程度、短期派遣 41 名程度、大学連携派遣 191 名程度、計 518 名程度の新規派遣を行う。

イ　双方向の芸術・文化交流事業の実施

日本及び ASEAN 諸国にて舞台芸術、音楽芸術、映画事業等で高い水準の事業を実施することで、インバウンド需要が拡大している東南アジアを中心に、観光の目的地としての日本に対する関心や親日感を醸成するために、地方を含めた日本文化・社会の魅力の紹介を行う。

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」については、計 29 件以上の事業を実施・支援する。「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については、引き続き、日本サッカー協会と連携した ASEAN 諸国とのサッカー交流事業、東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業等、計 44 件以上の事業を実施・支援する。

（２）放送コンテンツ紹介事業

これまでは我が国に関するコンテンツへ触れることが多くなかったために、商業ベースによる我が国に関するコンテンツの放送が困難な国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国で制作され放映された商業用テレビ番組を提供・放送し、対日理解の増進を図る。国際交流基金第４期中期目標（54 か国以上、延べ 500 番組以上の放送達成）の更なる超過達成を目標とする。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングを意識して、国内コンテンツホルダーに事業実施で得られた情報の還元を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化事業を実施するにあたり、限られた予算や人的資源を効率的に活用していく必要があるため、優先すべき事業を明確にした上で、これらの事業の実施状況について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

・第 201 回国会外交演説(令和２年１月 20 日)
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章５．（３）①及び②、５．（４）③、（６）①
　第３章３．（２）⑦
・知的財産推進計画 2019（2019 年６月 21 日　知的財産戦略本部）
　４．（２）②及び③

測定指標４－２　大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標（--年度）

大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

平成 30 年度目標

スウェーデン、スペイン、ミクロネシア、エクアドル、中国及びインドネシアにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

以下６か国において、対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

（1）スウェーデン
日本・スウェーデン外交関係樹立150周年の記念イベントとして、櫻間家第21代当主櫻間右陣氏率いる能楽シテ方金春流櫻間會による能公演を開催（５月）。ドロットニングホルム宮廷劇場との共催で開催した同公演には、カール16世グスタフ国王王妃両陛下のほか、エヴァ・スヴェドリング副大臣を始め多くの政府関係者、当地の日本関連団体の代表などが来場した。スウェーデンにおいて公演機会の非常に少ない能を上演でき、日本の伝統文化の多様性を広く発信できた。
（2）スペイン
日・スペイン外交関係樹立150周年のクロージングイベントとして、マドリード及びバルセロナにおいて現代舞踏公演を実施（11月）。同公演は、ダンサーの動きに合わせてドローンや照明技術など日本の先端技術を駆使した画期的な企画であったため、現地国民の関心も高く、主要メディアでも大きく報じられ、日・スペイン間の友好関係を促進した。
（3）ミクロネシア
日・ミクロネシア外交関係樹立30周年記念イベントとして、ポンペイにおいてアカペラコンサートを実施（９月）。日本から派遣したアカペラグループ「INSPi」のボイスパーカッション等を交えた日本の歌曲の演奏は、プロミュージシャンのいない同国民に大きな印象を与え、現地唯一の新聞でも賞賛された。併せて行なったワークショップで扱われた『上を向いて歩こう』を「文化祭で披露したい」との声も上がり、歌を通して日本文化を伝えることで、日本への関心を高めることができた。
（4）エクアドル
日・エクアドル外交関係樹立100周年の機会に、日本を代表するシンガーソングライターであり、現地日系人社会に大変人気のあるさだまさし氏のコンサートをエクアドル各地で実施し、計 1,900名を動員した。現地の主要メディアでも大きく報じられ、日・エクアドル間の友好関係強化を促進することができた。
（5）中国
日中平和友好条約締結40周年記念事業として、野村万作・野村萬斎狂言公演を北京にて開催（８月）。一般販売した約740席のチケットが発売開始約30分で完売するなど、公演前から非常に高い注目を集めた。公演翌日、在中国大使館にて現地学生等約200名を招待して狂言講座を開催し、この講座のネットライブ中継を実施したところ、最大で19万人が同時視聴し、SNS等により広く拡散された。
（6）インドネシア
日本・インドネシア国交樹立60周年を記念して、日本から、和楽器ユニットAUNJクラシック・オーケストラを派遣し、ジャカルタ及びスラバヤにおいて邦楽公演を実施した（平成31年３月）。ジャカルタ公演では公演当日に政治デモやスコールに遭い、満席とはならなかったものの（２公演合わせて約350名）、AUNJとインドネシア人伝統楽器演奏グループとの共演は、参加者からスタンディングオベーションを受け、両国間の友好関係をアピールする大盛況のイベントとなった。また、スラバヤ公演では予定を上回る参加者数（２公演合わせて約550名）で大盛況となったほか、テレビを含む多くのメディア（約20件）で報道され、親日感の醸成に寄与した。

令和元年度目標
ポーランド、タイ（日メコン交流10周年）、フィンランド、イラン及びペルーにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績
以下のとおり、直前の爆弾事件発生のため中止を余儀なくされたタイを除く４か国において、対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。
（1）ポーランド
日・ポーランド国交樹立100周年の記念事業として、ワルシャワ及びクラクフにおいて、重要無形文化財保持者の寺井栄能楽師ほかによる能公演を実施（６月）した。ワルシャワ公演では、同地御訪問中の秋篠宮皇嗣同妃両殿下がドゥダ大統領夫妻とともにご来場になったほか、グリンスキ副首相を始め多くの政府関係者や当地の日本関連団体の代表などが来場した。一般市民を対象としたレクチャー、デモンストレーションも両都市で行われ、公演と併せてポーランドにおける更なる対日理解の促進と、新たな親日層の開拓を促進した。本事業については、日本、ポーランド両国の主要メディアでも報じられた。
（2）タイ（日メコン交流10周年）

大型文化事業として８月３日の開催を予定していた日メコン交流年 2019 記念コンサートは、開催前日にバンコクで発生した連続爆弾事件のため、来場者及び出演者等の安全を優先して開催を見送った。

（３）フィンランド

日・フィンランド外交関係樹立 100 周年記念事業として、テンペリアウキオ教会において、櫻間家第 21 代当主櫻間右陣氏率いる能楽シテ方金春流櫻間會による能公演を開催（９月）した。岩盤をくり抜いて作られた同教会は、能の演目「殺生石」の雰囲気とも調和し、奥深い能の世界に観客を効果的に引き込むことができた。国会議員、政府関係者を始め多くの来場があり、一般客も含めると当初の想定を上回る約 700 名の来場者を得た。

（４）イラン

日・イラン外交関係樹立 90 周年の記念事業として、ゴレスタン宮殿において、イラン政府関係者、日イラン関連団体及び一般国民を対象に、日本及び日本文化、日・イラン両国の伝統的友好関係を紹介するプロジェクションマッピング上映を３日間にわたり実施（７月）。初日には山田外務大臣政務官及びイラン文化遺産・手工芸・観光庁副長官が出席し挨拶を行った。３日間で計 4,000 名以上の観覧者を集めるとともに、主要メディアでも多数報道がなされ、イラン政府関係者から一般国民まで幅広い層に発信できた。併せて、現地大学の建築、美術等を専攻する建築、美術等を専攻する学生に対し、日本のプロジェクションマッピング技術や表現力等にかかるセミナーを実施し、日本の技術力への関心を高めることができた。

（５）ペルー

日本人移住 120 周年に当たる「日・ペルー交流年」に際し、和太鼓グループ彩による和太鼓公演を国内で最も格式高い劇場であるペルー国立劇場及び日秘劇場で実施（11 月）した。公演の１週間以上前に入場券が完売するなど大きな注目を集め、大統領顧問や文化相等の政府関係者や各国大使を始めとして２公演で最終的に計 2,230 名の来場者を得るとともに、多数のメディアにても公演の様子が報道され（15 件）、「日・ペルー交流年」を通じたペルーにおける対日理解の促進、親日感の醸成に寄与した。

令和２年度目標

英国、チェコ、スロバキア、フィジー及びトンガにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交上の真に節目となる機会を捉えて周年事業を実施する対象国を選定し、対日理解の促進、親日感の醸成及び相互の信頼関係の構築に効果が高いと考えられる大規模な文化事業（周年事業）を実施した上で、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

選定周年対象国において大型文化事業を実施することは、事業実施の波及効果も高いことから、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るために重要。

測定指標４－３　人物交流事業の実施　＊

中期目標（--年度）

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020 年東京大会）に向けては、特にスポーツ分野での人的交流の活性化及び、日本人の国際スポーツ界でのプレゼンス向上を図る。

平成 30 年度目標

人物交流を促進し、中・長期的観点から、海外の親日層・知日層を活用して各国との関係強化を図るため、以下の事業を実施する。

１　留学生交流

外国人留学生在籍者数が 28 万人に、また、帰国留学生会の会員総数が 82,000 人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。

２　招へい事業

招へい実施後の実施主管課による事後調査における被招へい者の目的の達成度合いについて、有効回答数のうち、「達成度が特に高い」と回答する「◎」の割合を 90%とする。（注）◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり、△：達成度が低い、×：達成度なし

３　JET プログラム
　平成 28 年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施し、非英語圏国の増加やスポーツ交流員（SEA）の増加を目指す。
４　スポーツ交流
（１）スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい、器材輸送支援、レセプションを通じてスポーツ外交を推進し、親日派・知日派を育成するとともに、2020 年東京大会に向けた Sport for Tomorrow（SFT）の一層の促進を図る。特に従来からのオリンピック種目、2020 年の新種目に選ばれた種目、日本の伝統競技（武道等）、障がい者種目などをバランス良く実施することで、より 2020 年東京大会の機運醸成につなげる。
（２）派遣及び招へい事業実施後のフォローアップにて事業の達成度を確認する。また、外交日程との関連づけや実施報告の HP 掲載等の広報努力により、効果が認められるプログラムを実施する。
（３）平成 31 年度に予定されている国際サッカー連盟（FIFA）等の幹部選挙における日本人当選に向け、引き続き国際競技連盟（IF）やスポーツ庁、日本オリンピック委員会（JOC）とも連携した側面支援を実施する。

施策の進捗状況・実績
１　留学生交流
　在外公館を通じた各種留学広報活動や帰国留学生会支援に努めた結果、外国人留学生在籍者数は平成 29 年度実績 26 万 7,000 人から 29 万 9,000 人に、また、帰国留学生会の会員総数は平成 29 年度実績 81,360 人から 88,700 人に増加した。具体的には、帰国留学生を地方大学に派遣し、日本留学講演会を実施したり、在外公館主催で帰国留学生交流会を開催し、帰国留学生会組織化及び入会の働きかけを行った。
２　招へい事業
　招へい実施後の実施主管課による事後調査においては、戦略的実務者招へい及び閣僚級招へいのいずれも「◎」の割合が 80％となった（「◎、○」の割合は 100％）。（注）◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり。
３　JET プログラム
　JET プログラムでは参加者数が平成 29 年度の 5,163 人から 5,528 人に増加した。また、初めてエストニア、リトアニア、タンザニアといった非英語圏国からの招致が実現したこともあり、参加国は平成 29 年度の 44 か国から 54 か国に増加した。
４　スポーツ交流
（１）SFT の一環として、スポーツ外交推進事業（招へい 15 件／15 か国 107 名、派遣６件／６か国 27 名、スポーツ器材の輸送支援 13 件／13 か国等）を実施することにより、親日派・知日派育成の促進に貢献した。また、2020 年東京大会に向けて、スポーツクライミングなどの新種目や柔道・空手などの日本の伝統競技及び障害者スポーツを含めた幅広い分野で指導者及び選手の派遣・招へい、関連器材輸送の支援等の協力を実施することで気運醸成に努めた。
（２）招へい案件においては在外公館における事業実施後のフォローアップ（招へい者との交流や現場視察等）を、派遣案件については本省におけるフォローアップ（派遣者からの聞き取り）を強化し、事業の達成度や効果について直接参加者等から聴取し、今後の事業企画に活用した。また、外交上効果の高い案件を優先して実施することとし、実施後は外務省 HP のみならず SNS を通じた広報を実施することで事後アンケートにおいて効果が認められる割合を 100％に近づけるよう努めた。
（３）国際スポーツ界における我が国のプレゼンスを向上させるべく、国際競技連盟（IF）役員選挙支援（在外公館による働きかけ、大使公邸におけるレセプション、現地日本大使と IF 関係者との関係構築等）を積極的に行った。

令和元年度目標
１　留学生交流
　外国人留学生在籍者数が 31 万人に、また、帰国留学生会の会員総数が 90,000 人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。
２　招へい事業
　各在外公館及び担当課による PDCA サイクルを踏まえた PDCA テンプレートにおいて、招へい目的（対日（政策）理解度の変化、満足度・対日好感度の変化）の達成度について、「達成した」と回答する割合（「５、４」の割合）を 100％とするよう努める。（注）５：達成度が特に高い、４：相当の達成度あり、３：達成度あり、２：達成度が低い、１：達成度なし

３　JET プログラム
　平成 28 年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施する。また自治体からの要望数の増加（参加者数の増加）を目指す。
４　スポーツ交流事業
（１）外交日程等や周年事業も考慮し、引き続き外交上より効果の高い案件（スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい、器材輸送支援、レセプションの開催）を形成・実施していく。
（２）また、令和２年及び令和２年後も見据えて、一人でも多くの日本人が国際競技連盟等においてプレゼンスを高められるよう、日本人候補者が国際競技連盟の役員ポストに立候補する際には、積極的な支援を行う。

施策の進捗状況・実績
１　留学生交流
　在外公館職員の地方出張による日本留学説明会の実施や、在外公館主催の帰国留学生交流会開催による帰国留学生会組織化及び入会働きかけ等、在外公館を通じた各種留学広報活動や帰国留学生会支援に努めた結果、外国人留学生在籍者数は平成 30 年度実績 29 万 9,000 人から約 31 万 2,000 人に、また、帰国留学生会の会員総数は平成 30 年度実績 88,700 人から 94,500 人にそれぞれ増加した。
２　招へい事業
　招へい実施後の実施主管課による PDCA テンプレートを用いた事後調査においては、戦略的実務者招へい及び閣僚級招へいのいずれも「５」の割合が 80%となった（「５、４」の割合は 100%）
３　JET プログラム
　JET プログラムでは参加者数が平成 30 年度の 5,528 人から 5,761 人に増加した。また、初めてミャンマー、チリといった非英語圏国からの招致が実現したこともあり、参加国は平成 30 年度の 54 か国から 57 か国に増加した。
４　スポーツ交流事業
（１）SFT の一環として、スポーツ外交推進事業（招へい８件／８か国 36 名、派遣 11 件／11 か国 29 名、スポーツ器材の輸送支援 10 件／10 か国等）を実施することにより、親日派・知日派育成の促進に貢献した。また、2020 年東京大会に向けて、追加種目となった野球や空手、柔道といった日本の伝統競技、並びに障害者スポーツを含めた幅広い分野で指導者及び選手の派遣・招へい、関連器材輸送支援等の協力を実施し気運醸成に努めた。
（２）招へい案件においては在外公館における事業実施後のフォローアップ（招へい者との交流や現場視察等）を、派遣案件については本省におけるフォローアップ（派遣者からの聞き取り）を強化し、事業の達成度や効果について直接参加者等から聴取し、今後の事業企画に活用した。また、外交上効果の高い案件を優先して実施することとし、実施後は外務省 HP のみならず、新たに立ち上げたスポーツに特化した外務省ツイッターを通じた広報を実施することで事後アンケートにおいて効果が認められる割合を 100%に近づけるよう努め、結果 100%を達成することができた。
（３）国際スポーツ界における我が国のプレゼンスを向上させるべく、具体的には体操、バドミントン、スキー、ライフル射撃等の国際競技連盟（IF）役員選挙支援（在外公館による働きかけ、大使公邸におけるレセプション、現地日本大使と IF 関係者との関係構築、海外からの選手招へいを通じた人脈構築等）を積極的に行った。

令和２年度目標
１　留学生交流
　外国人留学生在籍者数が引き続き増加するように、また、帰国留学生会の会員総数が 98,000 人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。
２　招へい事業
　各在外公館及び担当課による PDCA サイクルを踏まえた PDCA テンプレートにおいて、招へい目的（対日（政策）理解度の変化、満足度・対日好感度の変化）の達成度について、「達成した」と回答する割合（「５、４」の割合）を 100%とするよう努める。（注）５：達成度が特に高い、４：相当の達成度あり、３：達成度あり、２：達成度が低い、１：達成度なし
３　JET プログラム
　平成 28 年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施する。また、自治体からの要望数の増加（参加者数の増加）を目指す。
４　スポーツ交流事業

（1）外交日程等や周年事業に加えて2020年東京大会を通じた二国間交流を考慮し、引き続き外交上より効果の高い案件（スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい、器材輸送支援、レセプションの開催）を形成・実施し、効果が認められる事業の割合を100%とするよう努める。
（2）また、2020年東京大会後を見据えて、一人でも多くの日本人を国際競技連盟等に送り出し日本のプレゼンスを高められるよう、また既に役員である日本人候補者の更なる活躍を後押しするため、日本人が国際競技連盟の役員ポストに立候補する際には、スポーツ庁や日本オリンピック委員会等の関係機関と緊密に連携しつつ、積極的な支援を行う。
5　対日理解促進交流プログラム
（1）招へい・派遣事業の参加者が、本事業参加中の経験や所感、日本の魅力等をフェイスブック等のSNSやブログ等のツールを活用し、１人当たり８件以上の対外発信を行う。
（2）国内外において、実施団体等が事業ごとにプレスリリースを発出し、本事業１事業当たり２件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。
（3）招へい・派遣事業の参加者が、本事業による招へい・派遣期間中に、グループごとに各々の訪日成果を共有し、帰国後に本事業で得た学びや日本の魅力について発信するための「アクション・プラン」を策定する。参加者は、同プランを発表し、実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

1　留学生交流
外国人留学生在籍者数及び帰国留学生会の会員総数は、政策の効果を客観的に測定するに当たり、適当な数値であるため。
2　招へい事業
報文組織で実施されている招へい事業において、PDCA サイクル強化の観点から導入されているPDCAテンプレートを活用することによって、実施目的の達成率を測定し、事業全体の有効性を確保する。
3　JETプログラム
日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の進展を促すことにより、我が国と諸外国との相互理解を深める必要があるため。
4　スポーツ交流事業
特に2020年東京大会のホスト国である日本にとって、スポーツは二国間交流促進のための重要なツールであり、効果が認められる案件を100%に近づけることで事業全体の有効性を確保するため。
5　対日理解促進交流プログラム
事業の効果を測る上で、その目標を交流事業参加者の各種発信ツールによる情報発信や事業に関する報道数等を対象とすることにより、当該事業の参加者のみが裨益した一過性の事業効果にとどまらない、より広範な効果、すなわち我が国の好意的理解者の裾野を広げ、草の根レベルでの親日家・知日派発掘に資する対外発信の実施状況を確認することができるため。

測定指標４－４　在外公館文化事業についての事業評価

①在外公館文化事業評価におけるＡ及びＢ評価の事業の割合 (注)Ａ：効果が特に大、Ｂ:相当の効果あり、Ｃ:効果が少ない、Ｄ：効果がなく今回限りとする ②対日理解度 Ａ及びＢ評価のアンケート実施総件数に対する割合 (注)Ａ:関心や理解が深まった、Ｂ：関心や理解が少し深まった、Ｃ：関心や理解はあまり深まらなかった、Ｄ：関心や	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	①Ａ及びＢ評価の総数が総事業件数の95%以上 ②Ａ及びＢ評価の総数がアンケート実施総件数の 80%以上 ③初参加率の平均が 30%以上	①98% ②92% ③62%	①Ａ及びＢ評価の総数が総事業件数の95%以上 ②Ａ及びＢ評価の総数がアンケート実施総件数の 80%以上 ③初参加率の平均が 30%以上	①99% ②93% ③61%	①Ａ及びＢ評価の総数が総事業件数の95%以上 ②５段階評価の平均値が4.5以上 ③初参加率の平均が 30%以上

理解が無くなった、E：変化はなかった ③初参加率 初参加者の割合						

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在外公館文化事業は、各国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を目的としており、その実績を上記３項目によって測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため（上記②及び③は、自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言（平成 28 年 12 月 14 日）を受け、平成 29 年度から新たに導入）。

対日理解度の深まりについては、事業を通じた対日理解度の変化を把握することが可能であり、また初参加率については、事業実施による潜在的な対日関心層の拡大を把握することが可能であるため、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を目的とする同事業の測定指標として適切なものである。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①海外における文化事業等 （　＊　） ※この達成手段は、本施策個別分野５にも関連する	（本個別分野に関連する取組） ・在外公館文化事業 在外公館の管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催（共催）する総合的な日本文化紹介事業を実施する。 これらの取組により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るとの中期目標の達成に寄与する。				4-1 4-4
	・大型文化事業 我が国との外交関係開設等、二国間関係の発展の機運が高まる周年の機会を捉えて、政府として、相対的に規模の大きい文化事業を実施する。 これらの取組により、周年対象国民に対する対日理解や親日感を効果的に醸成することに寄与する。				4-2
	425 (389)	495 (416)	452 (396)	439	118
②独立行政法人国際交流基金運営費交付金 （平成 15 年度）	外務省が所管する（独）国際交流基金を通じて、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献する事業を実施する。 これにより、良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与する。				4-1 4-2 4-4
	15,084 (15,084)	16,443 (16,443)	13,322 (13,322)	12,672	116
③アジア文化交流強化事業 （平成 25 年度）	新しいアジア文化交流政策「文化の WA プロジェクト」を担う中核事業として、2020 年東京競技大会が開催される令和３年に向けて、日本とアジア諸国との絆を強化する目的で、国際交流基金に設置されたアジアセンターを通じて、日本語パートナーズの派遣を主体とする日本語教育支援事業及び双方向の芸術文化交流事業を実施する。 これらの取組により、特に日本と ASEAN との相互理解の促進に寄与する。				4-1
	－	－	－	－	－
④戦略的実務者招へい （平成 17 年度）	外国の政・経・官・学等の各界において一定の指導的立場についている者または将来活躍が期待される実務レベルの招へい制度。 我が国の文化・社会等様々な分野についての理解を深め、また人脈を築くことにより、我が国外交政策推進の円滑化に資するとともに、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。 なお、本事業は令和元年度をもって終了し、下記「閣僚級招へい」と統合し				4-2

	た「閣僚級招へい及び戦略的実務者招へい」を令和２年度から新設した。				
	215 (202)	214 (131)	220 (134)	－	119
⑤語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)(昭和 62 年度)	在外公館を通じて外国語指導助手、国際交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選考及び事前研修を実施するとともに、元 JET 参加者の会の活動支援を通じたフォローアップを行う。 これにより、対日理解促進や草の根交流の推進に寄与する。				4-3
	126 (120)	132 (128)	133 (125)	132	120
⑥留学生交流事業（平成 13 年度)	優秀な国費留学生の発掘のために、在外公館にて広報・選考・留学相談対応等を実施するほか、帰国留学生への支援活動として、元留学生の会への支援等を実施する。 これにより、我が国との架け橋となる知日家・親日家の育成を目指す。				4-3
	79 (73)	73 (70)	73 (68)	82	121
⑦閣僚級招へい（平成 23 年度)	政治決定や世論形成に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーを招待する。 我が国要人・有識者との懇談、主要都市・施設の視察・取材等を通じて対日理解を促進する。 なお、本事業は令和元年度をもって終了し、上記「戦略的実務者招へい」と統合した「閣僚級招へい及び戦略的実務者招へい」を令和２年度から新設した。				4-3
	54 (54)	46 (32)	48 (48)	－	122
⑧草の根平和交流招へい（平成 23 年度)	第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人(元 POW)や民間人抑留者等、豪州、米国及びオランダの関係者を招へいする。 これにより、我が国の真摯な姿勢を示し、対日理解の促進及び両国の相互理解を深め、草の根レベルでの和解・信頼醸成を実現する。				4-3
	51 (44)	27 (25)	26 (23)	25	123
⑨日系人ネットワーク強化招へい（平成 23 年度)	米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系人リーダー等をグループ招へいする。 これにより、日系人としてのアイデンティティ増進、両国関係への関心の向上、日系人同士のネットワーク構築等を促進する。				4-3
	22 (20)	20 (18)	20 (20)	21	124
⑩スポーツ外交推進事業（平成 27 年度)	スポーツ関係者の派遣・招へい事業、器材輸送支援、国外におけるセミナーの開催等を行う。 これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた日本政府の国際貢献策「Sport for Tomorrow」の着実な実施を図ること及び親日家の醸成に寄与する。				4-3
	86 (60)	72 (60)	55 (55)	51	125
⑪独立行政法人国際交流基金施設整備費補助金（平成 30 年度)	公共施設の防災・減災の観点から、(独) 国際交流基金の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、研修生及び施設利用者の安全面の向上を図る。 平成30年度補正予算（第１号）においては、国際交流基金関西国際センターの施設について、台風による被害が生じたため、国際交流に資する研修等の実施に支障があることから、復旧整備を行う。				－
	－	0 (0)	73 (17)	－	117

⑫閣僚級及び戦略的実務者招へい（新規）（令和２年度）	政治決定や世論形成に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーや、政・経・官・学・スポーツ等の各界において一定の指導的立場に就いている者又は将来活躍が期待される実務レベルの招へい制度。 これにより、対日理解促進や外交政策の円滑な推進、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。 なお、本事業は令和元年度をもって終了した「戦略的実務者招へい」及び「閣僚級招へい」の両事業を統合したものである。				4-3
	―	―	―	249	新 02-010
⑬親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金（対日理解促進プログラム）（平成 27 年度）	我が国とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、招へい・派遣事業を実施する。招へい・派遣事業の期間は10日間程度であり、招へいは高校生から社会人等、派遣は高校生から大学院生等を対象に、対日理解を促進するプログラムを実施する。招へい・派遣事業の参加者は、本事業参加中及び帰国後、我が国の魅力等についてSNS等を通じて対外発信を行う。また、招へい・派遣事業の参加者は帰国前の成果報告会において、本事業への参加経験を踏まえた「アクション・プラン」を発表し、帰国後にそれぞれ実施する。 本拠出金により、我が国とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、二国間・地域間関係の発展や対外発信において、将来を担う人材を招へい・派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等に関する理解促進を図るとともに、未来の親日派・知日派を発掘する。また、被招へい者・被派遣者による、日本の外交姿勢、日本の魅力等の積極的な発信を通じ、国際社会における対日イメージ向上や日本への持続的な関心の増進に寄与し、ひいては我が国の外交基盤を拡充する。				4-3
	2,761 (2,761)	2,621 (2,621)	2,353 (2,353)	1,847	222
⑭アセアン留学生交流等拠出金（任意拠出金）（平成 26 年度）	アスジャ・インターナショナルは、東南アジア諸国連合(ASEAN)元日本留学生評議会(ASCOJA：ASEAN諸国の元日本留学生会の連合体)の日本側カウンターパートとして、本拠出金を以て、ASCOJAから推薦された国費留学生を対象とする交流事業及びASEAN各国におけるシンポジウムを実施する。 こうした取組により、ASEAN地域における親日派・知日派の一層の増加に寄与し、ひいては日本とASEAN諸国の関係強化に寄与する。				4-3
	52 (52)	52 (52)	52 (52)	54	230

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野５　文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、（１）ユネスコや国連大学を通じた協力、（２）文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説(令和２年１月 20 日)
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）

測定指標５－１　文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標（--年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業が、加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に合うものとなるよう、引き続き、制度改善に取り組んでいく。

平成 30 年度目標

１（１）ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、持続可能な開発目標（SDGs）の４（教育）の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。

（２）上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー新事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。

２　ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、平成 29 年 10 月の執行委員会で全会一致で採択された決議の内容をもとに、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなり、また、事業の透明性が確保されるよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。

３　ユネスコに設置されていた３つの日本信託基金(文化遺産保存日本信託基金、無形文化遺産保護日本信託基金、人的資源開発日本信託基金)が平成 30 年度予算から国連教育科学文化機関拠出金に統合されることを踏まえ、既存の日本信託基金の事業で行われてきた途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進、人材育成事業の実施に貢献することに加え、情報コミュニケーションや自然科学、人文・社会科学といったより幅広い分野でユネスコの掲げる理念の実現に貢献する。

４　国連大学については、年１回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、持続可能な開発等地球規模課題の分野における国際会議やシンポジウム等の行事・事業での協力により政策発信を行う。

施策の進捗状況・実績

１（１）ユネスコについては、執行委員国として第 204 回及び第 205 回執行委員会といった意思決定の場や、第 42 回世界遺産委員会、第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、予算策定や、「世界の記憶」事業の制度改善、有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。アディスアベバ（エチオピア）に所在するユネスコ・アフリカ能力開発国際研究所（IICBA）に対して、SDGs の４（教育）、５（平等）、16（平和と公正）の促進のため、教員の教育を通じたアフリカ（アルジェリア、エチオピア、カメルーン、スーダン、セネガル、チャド、中央アフリカ共和国、ブルキナファソ、ナイジェリア、ニジェール、マリ及びモーリタニア）若年層の過激主義への傾倒の抑制及び平和構築支援を４月から１年間にわたって支援している。これまでの我が国からの IICBA 支援により裨益した国からの経験の共有と協議を踏まえ、対象国 12 か国からアフリカ連合高官、教育行政官など 28 名が７月末から２週間にわたり東京と広島を訪問し、我が

国の国会議員、文部科学省、外務省、JICA、上智大学などを訪問、広島においては広島平和記念資料館訪問のほか、平和記念式典へ公式に参列した。

（２）10 月に安倍総理大臣がパリを訪問した際、アズレー事務局長の表敬を受け、制度改善の必要性及び今後の一層の協力関係の強化を確認した。また、日本人職員送り込みにつき、幹部ポストの候補者洗い出しを行ったほか、政務レベル及び事務レベルの双方で累次働きかけた。

２　「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、ユネスコ事務局や他の加盟国に対し、「世界の記憶」事業の制度改善に向けた働きかけを行った。その結果、４月の第 204 回執行委員会においては、加盟国の関与が少ない事務局作成の行動計画案は採択されずに、10 月の第 205 回執行委員会において、より一層の加盟国の関与を確保することとした内容の行動計画が全会一致で採択された。その後、この行動計画に基づく加盟国ワーキンググループが立ち上げられ、制度改善に係る議論が行われている。我が国としては関係国や事務局に対する働きかけを引き続き行っている。

３　日本信託基金を通じ、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し、裨益国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており、また、平成 30 年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下でも、ユネスコの AI 分野の取組を支援する経費を拠出する等ユネスコの新たなイニシアティブ推進に貢献した。なお、信託基金事業の状況のモニタリングとして、日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合（11 月に開催）の機会に実施事業の有効性及び進捗状況、ドナーのビジビリティ確保等を確認し、申入れを行ったほか、実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度我が国の承認を得るようにした。また、レビュー会合を開催したり、定期的に実施状況や財務報告書を提出させるなどしてモニタリングを強化した。

４　国連大学については、我が国政府との間で４月にハイレベル協議を実施した。国連大学からは学長を始めとする幹部、関係省庁からは局長レベルが参加し、様々な協議を行い、共同行事・事業等について緊密な意見交換を行った。国連大学は、政府や民間企業とも連携し、SDGs に関連する行事の開催や広報への協力を通じて、日本の地球規模課題の分野への取組について広く国内外に情報発信を行った。12 月に第 70 回国連大学理事会が東京で行われた際には、ホスト国である我が国関係者との協力促進を目的として、外務省主催レセプションを開催した。また、日本のサステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）の大学院プログラムは、東京大学と上智大学とのジョイント・ディプロマ及び同大学を含む日本の大学との単位互換を進めるなど質的な向上にも取り組んでおり、平成 30 年の修士、博士課程への出願は合計 541 名、うち修士 12 名、博士３名が入学した。卒業生は自国の政府機関や国際機関に就職するケースが多い。

５　モーリシャスのポートルイスにて行われた第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、我が国が推薦していた「来訪神：仮面・仮装の神々」が無形文化遺産に登録された。

令和元年度目標

１（１）ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、 SDGs４（教育）の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。

（２）上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。

２　ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、平成 30 年 10 月の執行委員会で全会一致で採択された行動計画に基づき、令和元年 10 月の執行委員会に最終統合報告書が提出されることとなっているところ、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。

３　国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、防災、教育等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。

４（１）国連大学については、日頃から緊密な意思疎通を図るとともに、年１回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力により政策発信を行う。

（２）我が国で開催される国際行事での協力をきっかけとして、国連大学と我が国の連携の幅を更に広げる。

（３）国連の枠組みの一部である国連大学の活動を、日本にある本部を拠点に世界各国の国連大学研究所のネットワークを通じて、世界全体に発信していく。ホスト国として本部と国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院の国内外での活動協力や本部施設が適切に維持・管理できるよう支援する。

（４）国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院に対して日本人学生の関心を高めるための広報及び同大学院での研究を通じて、将来的に国際機関や政府機関で地球規模課題解決に貢献する国際的な人材の育成を促す。

５　令和元年アゼルバイジャンで開催予定の第43回世界遺産委員会において、我が国が推薦している「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録を目指す。

施策の進捗状況・実績

１（１）ユネスコについては、執行委員国として第206回及び第207回執行委員会といった意思決定の場や、第43回世界遺産委員会、第13回無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、予算策定や、「世界の記憶」事業の制度改善、有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。アディスアベバ（エチオピア）に所在するユネスコ・アフリカ能力開発国際研究所（IICBA）が実施している教員の教育を通じたアフリカの若年層の過激主義への傾倒の抑制及び平和構築支援や、サブサハラ・アフリカ諸国の中等教員教育を通じたジェンダーに配慮したSTEAM教育の促進を支援した。

（２）８月にアズレー事務局長が TICAD７の機会に訪日した際、安倍総理大臣及び河野外務大臣と会談し、制度改善の必要性及び今後の一層の協力関係の強化を確認した。人事については、９月、人事部長に日本人が着任した。

２　「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、ユネスコ事務局や他の加盟国に対し、「世界の記憶」事業の制度改善に向けた働きかけを行った。平成30年10月の第205回執行委員会において全会一致で採択された、より一層の加盟国の関与を確保することを内容とした行動計画に基づく加盟国ワーキンググループが立ち上げられ、制度改善に係る議論が行われたが、加盟国間の意見がまとまらず10月の第207回執行委員会において、更に１年間の議論継続が決定された。

３　日本信託基金を通じ、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し、裨益国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており、また、平成30年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下でも、ユネスコのAI分野の取組に対して人的・資金的援助を通じてユネスコのイニシアティブ推進に貢献した。なお、信託基金事業の状況のモニタリングとして、日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合（令和２年２月）の機会に、日本からの拠出金が事業に効果的に使用されていること及び事業の進歩状況の確認を行った。その際に、無駄のない予算配分及び実効性ある事業計画とするよう決めたほか、日本からの支援であることが裨益国で共有されるように、我が国のプレゼンス確保の申入れを行った。

また、治安や天候悪化の影響でやむを得ず事業実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度説明を求め、承認プロセスの篩にかけるようにした。

４（１）国連大学については、我が国政府との間で令和元年３月にハイレベル協議を実施した。国連大学からは学長を始めとする幹部、関係省庁からは局長レベルが参加し、国連大学のビジビリティ強化や、大型行事における我が国との協力等幅広い分野で意見交換を行った。日頃からSDGsに関連するシンポジウムやセミナーを通じて、政府や民間企業とも連携し、日本の地球規模課題の分野への取組について広く国内外に情報発信を行った。ハイレベル協議だけでなく、日頃から話し合いの場を設け、意見交換や活動が円滑に運ぶよう支援をした。

（２）５月に東京都主催で開催したＵ20の機会には、マローン学長が基調講演を行い、８月のTICAD７の機会には公式サイドイベントを開催し、アフリカにおけるSDGs達成とTICAD推進に向けた多様な研究を若手研究者より紹介した。また、12月に第72回国連大学理事会が東京で行われた際には、ホスト国である我が国関係者との協力促進を目的として、外務省主催レセプションを開催した。

（３）また、日本のサステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）は、サステイナビリティに関わる広範囲な研究だけでなく、大学院プログラムでは、日本の大学とも連携し、グローバルな人材育成を目指している。卒業生は自国の政府機関や国際機関に就職するケースが多い。

５　７月、アゼルバイジャンのバクーにて行われた第43回世界遺産委員会において、我が国が推薦し

ていた「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産に登録された。
6　12 月、コロンビアのボゴタにて行われた第 14 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、我が国は、同委員国メンバーとして、無形文化遺産保護にかかる制度改善について主導的な議論を牽引した。

令和２年度目標

1（1）ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、SDGs４（教育）の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。
（2）上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
2　ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、平成 30 年 10 月の執行委員会で全会一致で採択された行動計画及び令和元年 10 月の第 207 回執行委員会決議により令和２年 10 月の第 210 回執行委員会にて提出される予定の最終報告書において、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿う内容のものとされるよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。
3　国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、防災、教育等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。
4（1）国連大学については、日頃からの緊密な意思疎通に加え、年１回の我が国政府とのハイレベル協議を通じ、SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力を促進するための体制強化を図る。人事については、国連大学本部幹部ポストへの日本人送り込みを積極的に行う。
（2）我が国で開催される国際行事での協力をきっかけとして、国連大学と我が国の連携の幅を更に広げる。
（3）国連機関の一部である国連大学の本部が日本にあることの強みをいかして同本部を拠点とした世界各国の国連大学研究所のネットワークを通じて、日本国内はもちろんのこと世界全体に国連大学の活動を発信していけるようホスト国として本部と国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院の国内外での活動を支援する。また、青山の国連大学本部施設が適切に維持・管理できるよう、国連大学及び関係省庁と連携していく。
（4）国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）大学院に対する日本人学生の関心を高めるための日本国内外での広報活動に協力して優秀な日本人学生の同大学院での学びを促し、これらの日本人修了生が将来的に国際機関や政府機関で活躍する国際人材として育成されることに貢献する。
5　令和２年中国で開催予定の第 44 回世界遺産委員会において、我が国が推薦している「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を目指す。
6　11 月に開催予定の第 14 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、我が国が推薦している「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の代表一覧表への登録を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化、教育、知的貢献の分野において、我が国が国際的に果たすべき役割としてユネスコの各種事業を通じ、また、日本が責任ある加盟国としてユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うよう、上記年度目標の取組を進めることが適当であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ユネスコの各種会議に積極的に関与して我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通の遺産の保護や途上国の人材育成に貢献すること、国連大学との協力を通じ地球規模課題等に関する政策発信を行うことを通じて、日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。

測定指標５－２　文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標（--年度）

被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。

平成 30 年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020 年東京大会）を見据え、引き続きスポーツ案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

引き続き ODA の方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は２件、草の根文化無償資金協力は 18 件に署名した。対日理解促進や日本との文化交流に資する案件として、高等教育機関等の日本語教育機材の整備計画などを積極的に支援した。また、特に 2020 年東京大会を見据え、コンゴ民主主義共和国における柔道等の武道での利用を中心とした国立屋内スポーツ施設の建設を始め、ブータン初となる柔道場の建設やキルギスの市営サッカー場の整備を積極的に支援した。これら案件の交換公文や贈与契約の署名式の様子が写真や映像により現地主要メディアに幅広く報じられるとともに、被供与国政府や関係団体関係者から謝意が寄せられた。

令和元年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、海外における日本語普及、中南米等の日系社会との連携強化及び 2020 年東京大会を見据えたスポーツ立国の実現に資する案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

引き続き ODA の方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は３件、草の根文化無償資金協力は 18 件に署名した。対日理解促進や日本との文化交流に資する案件として、高等教育機関等の日本語教育機材の整備計画などを積極的に支援したほか、南米の日系社会支援に資する案件も複数実施した。また、特に 2020 年東京大会を見据え、スポーツ振興案件、特に柔道や空手といった日本の武道に関連する案件を多数支援したほか、障がい者スポーツ分野の案件も支援を行った。これら案件の交換公文や贈与契約の署名式の様子が写真や映像により現地主要メディアに幅広く報じられるとともに、被供与国政府や関係団体関係者から謝意が寄せられた。

令和２年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件、開発途上国の文化遺産保全に資する案件を実施する。特に、海外における日本語普及、中南米等の日系社会との連携強化に資する案件を積極的に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

文化無償資金協力に係る実績を測ることは、対日理解・親日感の醸成を図ることを主たる目的とする施策の進捗を把握する上で有益であるため。

開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援等に貢献することを通じ、国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。

・第 201 回国会外交演説(令和２年１月 20 日)
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章５．（３）①及び（６）①

達成手段

達成手段名（開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する測定指標

（関連施策）	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	
①海外における文化事業等 （　＊　） ※この達成手段は、本施策個別分野４にも関連する	（本個別分野に関連する取組） 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力スキーム。開発途上国の政府機関に対して実施する開発プロジェクト（機材調達、施設整備など）のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と、現地で活動中のNGOや地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資金協力」からなる。 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて、対日理解・親日感情醸成に寄与する。				5-2
	425 (389)	495 (416)	452 (396)	439	118 （再掲）
②国際連合教育科学文化機関（UNESCO）分担金 （昭和37年度）	本分担金は加盟国の義務的分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するものである。これら加盟国からの分担金は、ユネスコの組織運営（地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催）、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの５分野と政府間海洋委員会（IOC）及びプライオリティアフリカ部門における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規範設定等に充填される。 具体的な実施事業は、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進する国際的な枠組みの策定や高等教育分野の国際化、アフリカ地域への重点的支援やジェンダー平等への取組、「世界の記憶」事業の制度改善等に寄与するものである。 当該分担金の拠出は、加盟国としての我が国の責任を果たすためのものであり、ユネスコの枠組みにおいて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与する目的に合致するものである。				5-1
	3,417 (3,417)	3,476 (3,476)	3,095 (3,095)	3,140	354
③世界遺産基金分担金 （平成５年度）	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会（締約国の中から選挙で選出された21か国で構成）が決定する。 我が国は、世界遺産基金を通じ、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。特に、我が国の知見を活用した有形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成等への協力と通じて、ユネスコのマンデートの実現に貢献しつつ、我が国の立場を積極的に発信しており、これは拠出に見たった我が国のプレゼンスを確保するという政策目的にも合致するものである。				5-1
	35 (35)	35 (35)	31 (31)	32	310
④無形文化遺産基金分担金 （平成18年度）	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、無形文化遺産保護条約政府間委員会（締約国の中から選挙で選出された24か国で構成）が決定する。 我が国は、無形文化遺産基金を通じ、人類共通の貴重な遺産としての文化				5-1

	遺産及び自然遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。				
	35 (35)	35 (35)	31 (31)	32	311
⑤国際連合大学拠出金 (昭和 49 年度)	本拠出金は、国連大学の運営と事業実施のためのものである。国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関である。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し、その活用により、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また、調査・研究の成果を国連に提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たし、研究分野についての大学院教育や途上国の人材育成も実施。対象とする研究分野は人間の安全保障、平和、ガバナンス、社会経済的開発、環境(特に、資源保護の管理、気候変動、エネルギー)など、政策決定における活用を念頭に置いたものである。 我が国の拠出金で国連大学の活動の中心である本部機能の基盤を下支えすることにより、国連大学の学術研究、教育、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動の実施に寄与し、国連大学の地球規模での主要な活動を可能にする。これは、日本国内におけるSDGs達成に向けた活動を通じた国連大学のビジビリティ向上及び長期的な目標での国際機関で働く邦人への人材育成支援という政策目的にも合致するものである。				5-1
	173 (173)	173 (173)	156 (156)	159	335
⑥ユネスコ拠出金 (平成 30 年度)	ユネスコが先駆的におこなってきた分野において，日本が有する高水準の技術や豊富な実績を活用して、それぞれ文化遺産事業、無形文化遺産保護事業、人的資源開発事業を行うために従来拠出してきたが、これらの基金を統合し、従来の支援対象領域を自然科学や人社会科学諸分野へも拡充し、柔軟に支援できるようにしたものである。 具体的には、日本が高度な知見を蓄積してきた防災や時代の要請に応えるAI 倫理の作成などの支援が可能となった。これらの事業は、日本の国際社会におけるプレゼンス向上にも合致するものである。				
	-	300 (299)	296 (295)	296	381
⑦西アフリカ諸国洪水対策支援拠出金 (平成 30 年度)	西アフリカ地域での深刻な洪水被害に対して緊急支援を行う。具体的には、水害のホットスポット・エリアに、つくば市所在のユネスコ・カテゴリー２センターである水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の早期警報システムの導入やその使用に関する訓練、洪水に対する意識の向上のためのキャパシティビルディングに寄与する。 本件拠出を通じて、西アフリカ地域における防災のための取組に貢献する。 これは、ユネスコの所掌分野である科学を通じた国家間の協力を促進するという政策目的にも合致するものである。				5-1
	-	190 (190)	0 (0)	0	―
⑧モースル旧市街の子ども達の声：紛争に影響を受けた歴史的地区の小学校の修復及び運営支援 (平成 30 年度)	イラク国内避難民のモースル旧市街への帰還を支援し、暴力的過激主義を醸成する環境を改善するために、旧市街の歴史的建造物等の修復や復旧作業を通じて雇用を創出し、若者への技術研修及び機材供与、過激的暴力主義対策教育に向けた教師に対する研修の実施によって教師の質の向上と生徒の成長を促す。 これは、ユネスコの所掌分野である教育、文化への貢献を通じて世界の平和と安全に寄与していくという政策目的にも合致するものである。				5-1
	-	60 (60)	0 (0)	0	―

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野６　国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標６－１　国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標（--年度）

国内報道機関を通じ、我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。

平成 30 年度目標

1　外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。

2　有識者や地方メディアに対し、定期的に情報を提供する。

施策の進捗状況・実績

1　外務大臣定例記者会見を 60 回（うち英語同時通訳が実施されたのは 39 回）、外務報道官会見を 20 回実施した。また、定例会見以外に、日韓関係、日米関係等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合、また外務大臣の外国訪問に際して、タイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣による臨時記者会見を 77 回実施した。また、これらの会見の実施後は、国民に対する迅速な情報提供に資するべく、直ちに外務省ホームページ(HP)への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを 114 回、外務報道官によるオープンルームを３回実施した。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を 27 回、「外務報道官談話」を 49 回、「外務省報道発表」を 1,511 回発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 61 回（うち、地方テレビ３回）、新聞・通信社インタビューを６回（うち、地方紙１回）、雑誌インタビューを２回、ウェブインタビューを９回実施した。

2　各社論説委員・解説委員（有識者）に対して、総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が高いと考えられる案件に際し、局幹部による懇談会を 43 回実施した。また、地方メディアに対しては、地方に関わる報道発表を発出する度に、当該地方の新聞社・テレビに対して連絡を行ったほか、在外公館長等の出身地の地方メディアや赴任地と関わりの深い地方のメディアによるインタビューを 21 件実施した。

令和元年度目標

1　外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。

2　有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

1　外務大臣定例記者会見を 70 回（うち英語同時通訳が実施されたのは 70 回）、外務報道官会見を 36 回実施した。また、定例会見以外に、日韓関係、日米関係等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合、また外務大臣の外国訪問に際して、タイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣による臨時記者会見を 51 回実施した。また、これらの会見の実施後は、国民に対する迅速な情報提供に資するべく、直ちに外務省ホームページ(HP)への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを 65 回、外務報道官によるオープンルームを２回実施した。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を 22 回、「外務報道官談話」を 55 回、「外務省報道発表」を 1276 回発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 50 回（うち、地方テレビ１回）、新聞・通信社インタビューを 21 回（うち、地方紙４回）、ウェブインタビューを３回実施した（雑誌インタビューは実績無し）。

２　各社論説委員・解説委員（有識者）に対して、総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が高いと考えられる案件に際し、局幹部による懇談会を 33 回実施した。また、地方メディアに対しては、地方に関わる報道発表を発出する度に、当該地方の新聞社・テレビに対して連絡を行ったほか、在外公館長等の出身地の地方メディアや赴任地と関わりの深い地方のメディアによるインタビューを 30 件実施した。

令和２年度目標

１　外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。

２　有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、国内報道機関等に対する会見や報道発表の発出等を通じて、政策の具体的内容や外務省の役割等について的確な情報発信を行うとともに、これら取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでにも、国内報道機関を通じた情報発信に努めてきており、継続して適時・適切な情報発信を行うことで我が国の外交政策等につき国民の理解と信頼を増進することが重要である。

測定指標６－２　外務大臣、外務報道官による記者会見実施回数

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	150 回	156 回	150 回	157 回	150 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

政務レベルや外務報道官による記者会見の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。近年の記者会見の実施状況に照らし、外務大臣及び外務報道官による実施回数をもって測定することとした。

記者会見実施回数は、外交、国会、政務日程や緊急事態発生状況によって左右されることから、年度毎の実施回数の多寡を単純に比較することは必ずしも適当ではないが、令和元年度の会見実施率が年度目標と同等であったことを勘案すれば、令和２年度の目標値を 150 回とすることは適当な水準であると考えられる。

測定指標６－３　外務省報道発表の発出件数

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	1,300 回	1,511 回	1,500 回	1,353 回	1,500 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ブリーフや記者会見等の手段と組み合わせながら、文書による情報発信（外務省ホームページに掲載）を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行うことが重要であり、その取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

文書による情報発信（外務省報道発表等）発出件数は、外交行事や緊急事態発生によって左右されるため、単純に発出件数の多寡を比較することは必ずしも適当ではないが、近年の実績や他の手段との組合せ等に照らし、令和２年度の目標値を 1,500 回とすることは適当な水準であると考えられる。

測定指標６－４　外務大臣記者会見の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）（注）

（注）当該会見に言している報道の件数。	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	2,500件	1,864件	2,000件	2,030件	2,000件

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

報道件数は、外交情勢や緊急事態発生によって左右されるため、回数の多寡を単純比較することは適当ではないが、平成30年度及び令和元年度の実績に鑑み、令和２年度の目標値として2,000件を設定する。

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	
①国内報道対応（昭和31年度）	報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行うため、外務大臣及び外務報道官による記者会見の実施、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、「外務省報道発表」の発出、テレビ、新聞によるインタビューを実施する。 また、適切かつ効果的な情報発信のため、国際情勢、外務省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調のモニター・分析、官房長官会見のフォローに努める。 これらの実施により、国内報道機関による報道を通じた国民の我が国外交政策に対する理解と信頼の増進に寄与する。				6-1 6-2 6-3 6-4
	344 (339)	333 (331)	321 (315)	319	126

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野７　外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

１　日本関連報道に関する情報収集・分析
２　外国報道機関に対する情報発信・取材協力
３　報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説(令和２年１月 20 日)
・第 201 回国会衆議院外務委員会（令和２年３月４日）及び参議院外交防衛委員会（令和２年３月５日）における茂木外務大臣挨拶

測定指標７－１　日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標（--年度）

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、我が国外交政策の形成に役立てるとともに、外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

平成 30 年度目標

以下により、外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約の作成及び配信(月～金、毎日)

施策の進捗状況・実績

総理大臣や外務大臣によるＧ７／Ｇ20 サミットや国連総会などの国際会議出席、総理大臣や外務大臣の外国訪問（米国、中国、韓国、ロシア、欧州、東南アジア、大洋州、中東等)、李克強中国国務院総理などの海外要人の訪日等、安倍政権の積極的な外交政策を受けた日本関連報道や、日本の国際捕鯨委員会（IWC）脱退などの日本関連報道、米朝首脳会談などの外交関連報道等につき、迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信した(月～金、毎日)。

令和元年度目標

外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信する(月～金、毎日)。

施策の進捗状況・実績

議長国としての日本でのＧ20 及び TICAD の開催や国連総会といった国際会議への総理大臣や外務大臣による出席、総理大臣や外務大臣の外国訪問（米国、中国、ロシア、欧州、東南アジア、大洋州、中東、アフリカ等)、トランプ米大統領やローハニ・イラン大統領といった海外要人の訪日等、安倍政権の積極的な外交政策を受けた日本関連報道や、即位の礼、ゴーン元日産自動車会長の国外逃亡により注目を浴びた日本の司法制度、及び新型コロナウイルスへの対応に関する日本関連報道、英国の EU 離脱といった外交関連報道につき、迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信した（月～金、毎日)。

令和２年度目標

１　外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を適時に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。
２　主要英字紙の外交関連・日本関連報道の要約を作成し配信するとともに、記者及び記事のトピック・分野等の情報収集及び傾向分析を行う(月～金、毎日)。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外国メディアの国際情勢及び我が国に関する報道を収集・分析することは、我が国の外交政策を立案・実施する上で有益であるため。

継続して外国メディアの報道を適切に把握し、分析した結果を適時に省内、総理大臣官邸等に提供することは、我が国の外交政策立案・実施において有益であるため。

測定指標７－２　外国メディアに対する情報発信・取材協力　＊

中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

平成 30 年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

1　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
2　外務大臣記者会見等
3　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
4　外国メディア向け英文資料の発信
5　日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
6　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力
7　海外及び国内における外国メディアとの接触

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対して正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

1　総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において、計４回の内外記者会見を、また、外務大臣の APEC 閣僚会議の際に訪問先において外国記者向け記者会見を実施した。
2　外務大臣による定例記者会見を外務本省において実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
3　国内外において総理大臣、外務大臣への外国メディアによるインタビューを実施し、総理大臣 10 回、外務大臣 27 回の計 37 回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは 108 回実施した。
　また、総理大臣による外国メディアへの寄稿を１本、外務大臣による寄稿を５本実施した。
4　当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談や国際会議等の結果やテロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。
　外務省報道発表の英語版を 336 件、外務大臣及び外務報道官談話の英語版を 70 件、その他英文の文書 178 件を発出した。
5　海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。平成 30 年度は、計 51 件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
6　フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として、記者ブリーフィングを 44 件実施し、1,208 名が参加した。また、在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを７件実施し、75 名が参加した。
7　総理大臣及び外務大臣スポークスパーソンが外遊時に訪問先で外国プレス向けにブリーフィングを 108 回実施。また、国際報道官による在京外国メディア関係者向けのブリーフィングを年５回実施したほか、日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。

令和元年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

1　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
2　外務大臣記者会見等

３　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
４　総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
５　在京外国メディアに対するブリーフィング等
６　日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
７　外国メディア向け英文資料の発信
８　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対して正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

１　総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に、計４回の内外記者会見を実施した。なお、我が国が議長国として開催したＧ20 サミット・外相会合においてそれぞれ議長国記者会見を実施した。
２　外務大臣による定例記者会見を外務本省において実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
３　国内外において総理大臣、外務大臣、外務副大臣への外国メディアによるインタビューを実施し、総理大臣７回、外務大臣 21 回、外務副大臣１回と計 29 回行ったほか、外務大臣による寄稿を 12 本実施した。
４　総理大臣、官房長官及び外務大臣スポークスパーソンが外遊時に訪問先で外国プレス向けにブリーフィングを 64 回実施した。
５　外務報道官による在京外国メディアに対する記者ブリーフィングを２回、外務省関係者による総理大臣･官房長官･外務大臣の外遊に先立つ在京外国メディアに対する記者ブリーフィングを 13 回、即位の礼に際して宮内庁関係者及び外務報道官によるブリーフィングを２回、新型コロナウイルス関連で外務省を含む関係省庁による在京外国メディアに対する記者ブリーフィング及び記者会見を計９回実施した。また、日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。
６　海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。令和元年度は、計 40 件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
７　当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談、国際会議等の結果、テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。
　外務省報道発表の英語版を 329 件、外務大臣及び外務報道官談話の英語版を 73 件、その他英文の文書 182 件を発出した。
８　フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として、記者ブリーフィングを 47 件実施し、1,166 名（うち外国メディア：延べ 586 名）が参加した。また、在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを 24 件実施し、206 名が参加した。

令和２年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

１　総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
２　外務大臣記者会見等
３　総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
４　総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
５　在京外国メディアに対するブリーフィング等
６　日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
７　外国メディア向け英文資料の発信
８　フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記は、我が国の政策・立場に関する重要な対外発信の手段であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

継続して効果的な対外発信を行うことにより海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国政策への理解を増進することが重要である。

測定指標７－３　外国記者招へいの戦略的実施

中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

平成30年度目標

発信力の高いメディアや記者を選定し、より充実した日程の作成等、より効果的な計画に基づいて外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、福島県いわき市で開催予定の第８回太平洋・島サミット等の主要国際会議等に関する取材機会を提供することで、正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。

施策の進捗状況・実績

５月に福島県いわき市で開催された第８回太平洋・島サミットに合わせ太平洋島嶼国記者８名を招へいし、また、10月に東京で開催されたTICAD閣僚会合に合わせアフリカ等から記者11名を招へいした。その結果、太平洋島嶼国やアフリカに対する日本の取組や支援、当該地域と日本の連携について、多くの記事掲載・発信につながった。また、風評被害対策として、計８か国９名の記者グループを２回に分けて招へいし、科学的根拠に基づく福島県産食品の安全性への正確な理解を促すとともに、福島県の桃農家や酒蔵視察も実施し、日本産農産物・食品の魅力そのものを発信する記事が多く掲載された。

９月には日中平和友好条約締結40周年の機会を捉え、中国から記者５名をグループで招へいし、日中両国間の相互理解増進に資する取材機会を提供し、日中友好関係強化につながる記事が多数発出された。12月には、安倍総理大臣の東欧諸国訪問（平成30年１月）に際し打ち出された我が国の「西バルカン協力イニシアティブ」の一貫として都内で開催された投資セミナーに合わせ、西バルカン諸国グループ招へいを実施し、多数の記事掲載につながった。また、仏独伊を始めとする各国の主要メディア関係者を招へいした上で日本の外交・安全保障政策・領土保全に関する政府関係者ブリーフ等を実施し、日本を取り巻く安全保障環境と日本の対応について理解を示す記事の発信につなげた。

その他にも、各国メディアの関心に応じ、スペインから招へいした記者等に介護現場でのロボット活用を含む先端技術、ドイツから招へいした記者、及びメキシコやエジプトから招へいしたテレビチームに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020年東京大会）の準備状況等の取材をアレンジし、それぞれ対日関心を高める発信につなげた。

平成30年度の招へい記者数は65か国92名、同招へい記者による掲載記事は321件、招へいテレビチームは３か国・３チーム、現地での延べ放映時間は計298分であった。

令和元年度目標

発信力の高いメディアや記者を選定し、より充実した日程の作成等、より効果的な計画に基づいて外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、年度内の主要外交行事（G20、TICAD７、ラグビーW杯等）や2020年東京大会の広報に役立てるほか、「自由で開かれたインド太平洋」、自由貿易の推進、領土保全、風評被害対策等に関する取材機会を提供することで、正確な対日理解に基づく報道を増進する。

施策の進捗状況・実績

日本が初めて議長国を務めたG20サミット及び関連会合の広報のため、５月のT20会合(Think20)、６月のG20環境・エネルギー大臣会合及びG20大阪サミット、11月のG20外相会合に合わせて記者グループ４件（G20メンバー国及び招待国等から計25か国29名）及びテレビチーム２件（南アフリカとシンガポール）を招へいし、G20担当大使インタビュー等を滞在日程に盛り込みつつ、我が国の自由貿易推進の取組、海洋プラスチック問題における貢献、環境技術、SDGsにも資するイノベーション、サミット開催地大阪ならびに外相会合開催地名古屋の産業・文化等について、外国メディアの報道を通じて海外に広く発信した。

また、７月にはアフリカ６か国６名をグループで招へいし、TICAD７事前広報に資する記事が多数掲載されたほか、風評被害対策として福島復興グループ招へい（５か国５名）を実施し、復興副大臣インタビュー、科学的根拠に基づく福島県産食品の安全性、福島の復興への歩みに関する記事掲載につなげた。また、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の文脈における我が国の取組への理解を促すため、大洋州（４か国４名)、南西アジア（５か国５名）及び南東アジア（９か国９名）からのグループ

招へい３件を実施した。このうち大洋州グループについては、ラグビーW杯開催組織委員会事務局長インタビューやフィジーのキャンプ地である大津市を訪問して市長インタビュー機会を設けるなどし、ラグビーW杯事前広報に資する報道につながった。また、日 EU・EPA グループ招へいを実施し、自由貿易の重要性や日 EU 間の互恵関係、日本産食品の魅力について報じられた。その他、個別および各種グループ招へいの両方で、2020 年東京大会の準備状況や各国ホストタウンの取組や人的交流、我が国の安全保障環境や領土保全に関する正確な理解を促すためのブリーフや視察プログラムを設けた。

令和元年度の招へい記者数は 64 か国 98 名、同招へい記者による掲載記事は 323 件、招へいテレビチームは４か国・４チーム、現地での延べ放映時間は計 375 分であった。(掲載記事数と延べ放映時間は令和２年５月 26 日現在。)

令和２年度目標

自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の文脈における我が国の取組への理解促進、2020 年東京大会関連広報、我が国の安全保障環境と領土保全、風評被害対策等の課題を意識しつつ、我が国の政策発信に資するよう、本件事業の有効活用を目指す。そのため、招へい記者には訪日取材に基づき３本以上の記事執筆を求め、引き続き取材日程に工夫を重ねつつ肯定的な発信につなげることで対日イメージ向上と親日感情の醸成を図っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

東アジアの安全保障環境の変化、米中貿易摩擦等が自由で開かれた貿易･投資体制に与える影響、格差拡大や COVID19 など世界経済への新たな脅威への対応、近隣諸国との関係を含む歴史問題への対応など、国際社会の課題が山積するなか、記者招へいを通じ、外国メディアに我が国の外交政策等に関する情報を発信し、世界各地で正しい理解に基づくバランスのとれた日本関連報道がなされることは、日本が外交上の諸課題に取り組んでいくうえで重要。そのため、記者招へいの実施状況を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

参考指標：日本関連報道件数(単位：万件)			
（記事データベースに基づくもの）	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	97	142	156

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①外国報道機関対策 (昭和 46 年度)	１　外交関連・日本関連外国報道の収集 海外主要紙の外交関連・日本関連報道の分析を迅速に取りまとめ、政府内で共有する。 外国報道機関の外交関連・日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。				7-1
	２　外国報道機関に対する情報発信 外国メディアによる総理大臣、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を行う。また、事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。 我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に的確かつ迅速に発信することで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。				7-2

	3　報道関係者招へい 外国記者を日本に招へいし、取材をする機会を提供する。 被招へい者の執筆による対日関連報道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。				7-3
	198 (168)	176 (155)	180 (166)	173	128
②啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託） (昭和 51 年度)	1　我が国を訪れる外国報道関係者や、我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与する業務を(公財)フォーリン・プレスセンター（FPC）に委託して実施する。具体的には、外国報道関係者を対象とした会見・ブリーフィングの実施、国内取材のためのプレスツアーの実施、いわゆるプレスコードのため政府が直接実施できない一部先進国メディアの有力記者の招へい、ウェブサイト等を通じた情報提供や取材支援等を実施している。 これにより外国報道関係者の我が国の政策・立場に対する理解の増進に寄与する。				7-2 7-3
	2　FPC の機能強化を通じた日本情報発信 FPC のウェブサイトに国内の主要なオピニオン誌に掲載された有識者の論文を紹介するコーナーを設け、日本語及び英語で外国メディアに向けて発信する。 これにより英語圏以外の外国メディアに対しても我が国国内の論評に関するタイムリーな情報発信を行い、バランスの取れた報道を促すことに寄与する。				7-2
	242 (242)	167 (167)	147 (147)	144	127

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅳ　領事政策

施策Ⅳ-１　領事業務の充実

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ⅳ－１）

施策名（※）	領事業務の充実
施策目標	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。 １　領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 ２　在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中小企業に対する広報・啓蒙の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。 ３　日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 ４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。
目標設定の考え方・根拠	世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進すること、戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは、外務省の最も重要な任務の１つである。外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上、国民の安心安全及び人物交流推進を中心に、各目標を設定する。 ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定） 第２章５．（４）② 観光立国の実現 第２章７．（１）① 外交 第２章７．（４）② 危機管理 ・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定） 第２Ⅰ．〔３〕１．（３）ii）② マイナンバー制度の利活用推進 第２Ⅰ．〔４〕４．（３）i）② コ）ビザの戦略的緩和 ・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日） ・女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年６月 18 日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定） Ⅲ ４．（１）働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討 ・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定） Ⅱ．１．（１）行政サービスの 100%デジタル化 ・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日　ｅガバメント閣僚会議決定） ３．３（９）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化 ・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ２　海外における邦人の安全確保 ・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） ・観光ビジョン実現プログラム 2018　－世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2018）（平成 30 年６月　観光立国推進閣僚会議） ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成 30 年 12 月 25 日　関係閣僚会議了承） ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25

	日　閣議決定）					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	17,299	17,128	17,979	17,062
		補正予算(b)	821	1,048	219	
		繰越し等(c)	198	0	32	
		合計(a＋b＋c)	18,318	18,177	18,230	
	執行額(百万円)		17,737	17,766	17,666	
同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	4
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	領事政策	担当部局名	領事局	政策評価実施予定時期	令和４年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　領事サービスの充実

施策の概要

１　邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組

海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。

２　領事担当官の能力向上

国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。

３　国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上

日本国旅券の国際的信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。

４　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施

ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５．（４）② 観光立国の実現
　第２章７．（１）① 外交
　第２章７．（４）② 危機管理
・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ．〔３〕１．（３）ii）② マイナンバー制度の利活用推進
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年６月 18 日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
　Ⅲ　４．（１）働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討
・IT 新戦略の策定に向けた基本方針（平成 29 年 12 月 22 日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）
　Ⅱ．１．（１）行政サービスの 100%デジタル化
・デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年１月 16 日　ｅガバメント閣僚会議決定）
　３．３（９）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化

測定指標１－１　利用者の評価等サービスの向上　＊

中期目標（令和４年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上

在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

令和２年度目標

在外公館の領事サービスの向上・改善

１　領事サービスのアンケート調査において入館時・窓口・電話の対応に対する満足度を第３者機関も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」）の回答割合が回答数全体の 80%になることを目指す。

２　利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在外邦人の声に耳を傾けることは、在外邦人の多様なニーズを把握し、領事サービスの向上・改善

を図る観点から重要であり、その取組に関する客観的な評価を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
　在外公館が提供するサービスに対する利用者の満足度を定点観測することが、領事サービスの状況を正確に把握できることになるとの考えに基づき、昨年度に引き続き、肯定的評価（「満足」）の回答割合が回答数全体の 80%となることを目標とした。なお、「満足」の回答割合が 80%に達していれば、在外邦人からおおむね肯定的評価が得られているものと考えられる。

測定指標１－２　領事研修の実施　＊

中期目標（令和４年度）

　領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、コミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。

令和２年度目標

１　領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識し、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、領事関係研修の充実を図る。
２　研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　海外における邦人の生命・財産その他の利益の保護・増進等に係る領事業務に従事する職員の能力向上を図ることは、結果的に領事サービスを利用する在外邦人の在外公館への評価となって反映されるため、能力向上に資する研修の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
　研修の成果は、在外公館、取り分け、研修参加者が提供する領事サービスがいかに利用者たる在外邦人に受け止められるかによるため、在外邦人からの評価を真摯に受け止め、領事担当官及び利用者たる在外邦人からの評価を参考にしつつ、研修内容の更なる充実に取り組んでいくことが重要である。

測定指標１－３　日本人学校・補習授業校への援助　＊

中期目標（令和４年度）

　海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

令和２年度目標

１　在外教育施設への援助の適切な運用
　　厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府援助を行う。また、従来から援助を行っている在外教育施設を始め、新規に援助を行う在外教育施設に対し、政府援助の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。
２　安全対策強化
（１）経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府援助を行う。
（２）建設後、一定期間が経過し、老朽化の目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外の義務教育相当年齢の児童・生徒が、安く、安心・安全な環境で教育を受けることができるよう政府として支援する必要があり、その取組に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
また、安全対策を強化する観点から、ソフト・ハード両面において必要な支援を実施することが重要であることから、警備関連経費の補助や施設整備費等の支援を行う必要がある。

測定指標１－４　IC 旅券の発給及び不正取得等の防止　＊

中期目標（--年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、旅券セキュリティの向上、国民の利便性・行政サービスの向上、事務の効率化・行政コストの削減を図るために、旅券業務のデジタル・ガバメントを推進する。また、円滑な海外渡航の実現のために、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する次世代旅券を導入する。

令和２年度目標

1　電子申請、手数料のクレジットカード納付、配送交付、顔認証技術の活用などを盛り込んだ「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の具体化に向けた検討を進めるとともに、システム設計、開発へ向けた要件定義を行う。
2　旅券発給申請手続における戸籍謄抄本の添付省略を可能とするため、マイナンバー制度を活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報をオンラインで取得可能とする仕組みについて、引き続き関係省庁と協議・検討する。
3　国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努めるとともに、都道府県との間で旅券業務におけるデジタル・ガバメントの推進や次世代旅券（高度な偽変造対策技術による、世界最高レベルのセキュリティを有する旅券）の導入に関する協議・検討を進める。
4　日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
5　令和６年度を目途とした次世代旅券導入のための、集中作成方式への移行に向けた旅券発給業務の制度設計及びシステムの開発を引き続き実施する。
6　「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、旅券への旧姓の記載を認める要件緩和を行うのと同時に記載方法を分かりやすく改める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本国旅券の発行状況、旅券行政サービスの質の向上のための都道府県等の職員に対する研修等の実施状況及び旅券の不正使用防止に係る取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
また、政府の重要な方針等に基づき、旅券申請手続等の在り方について検討を行い、国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図ることは、領事サービスの向上のための重要な要素である。

測定指標１－５　在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（令和４年度）

海外に居住する日本国民が、憲法第 15 条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

令和２年度目標

1　令和３年 10 月の任期満了に伴う衆議院議員通常選挙の実施に向け、引き続き、在外選挙制度の周知及び選挙実施の啓蒙を重層的に実施する。
2　インターネット投票の導入に向けた調査や議論を関係省庁とともに引き続き実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における在外邦人の選挙権行使の機会を確保するための取組を実施することは、施策の進捗を

把握する上で有益である。
　申請者の利便性向上に資するため、在外選挙制度の周知・啓発を引き続き進め、制度改革を含めて投票できる機会の確保を図っていく必要がある。
　インターネット投票の導入については、多くの国内関係法令が関係・影響することから、関係省庁と幅広く意見交換・協議をする必要がある。

測定指標１－６　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（令和４年度）

　条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援内容の検討を行う。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため積極的な広報を行う。さらに、アジア地域を中心とした条約の普及促進に努める。

令和２年度目標

１　令和２年４月に施行された改正ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
２　日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
３　アジア地域を中心とした条約の普及促進に向け、関係国・地域との意思疎通を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　日本については本条約が発効し６年が経過したことから、これまでの実績を踏まえつつ、必要に応じ、支援内容の拡充等の措置をとり、条約上の中央当局の任務を適切に実施することが重要である。
　また、ハーグ条約に関する理解及び我が国におけるハーグ条約の実施状況に関する理解を得ることは、安易な子の連れ去りを未然に防止する観点から重要であるだけでなく、各国中央当局との緊密な連携の下でハーグ事案を解決していく観点からも重要である。
　さらに、日本人との国際結婚数が多く、連れ去り等の数も少なくないと考えられるアジア諸国において、締約国の条約実施能力の向上を支援するとともに、非締約国の条約への加入を働きかけることにより、同条約の普及促進を図ることが重要である。

測定指標１－７　領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展（単位：時間）

年間業務処理時間削減（平成 17 年度比）	中期目標値	令和２年度
	令和４年度	年度目標値
	10,740	10,740

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

　領事業務の業務・システム最適化計画における効果・サービス指標として、平成 27 年度までに達成することを目標として公表している時間数であるため、これを目標値としている。
　なお、「領事業務の業務システム最適化計画に基づいた、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減」については、領事関連情報システムの統合により既に実現しており、年間業務処理時間の削減も、旅券ダウンロード申請書の利用率向上を残すのみであるところ（当初の想定では在外公館のダウンロード申請書利用率 50%としているが、44%にとどまっている）、ダウンロード申請書の利用につき引き続き周知に努めていく必要がある。

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数 （括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）

一般旅券不正使用件数 （括弧内は関連した旅券冊数）	
一般旅券のなりすましによる不正取得数	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①領事サービスの充実 （昭和 43 年度）	利用者のアンケート調査結果や領事窓口案内員の活動報告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人を始めとした利用者が、領事窓口の在り方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努める。また、領事に求められる役割が拡大・増大する中で、多岐にわたる領事事務分野の理解度を深め、必要な能力向上が図られるよう研修を計画・実施する。 これらの取組により、より良い領事サービスの提供を図っていく。				1-1
	272 (253)	270 (265)	266 (276)	504	132
②海外子女教育体制の強化 （昭和 34 年度）	日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施する。特に、安全対策については、危機管理専門家による安全評価を参考に人的・物的安全対策の強化を継続的に推し進める。 これらの取組により、海外子女が日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。				1-3
	4,297 (4,009)	3,447 (3,239)	3,491 (3,228)	4,890	130
③旅券関連業務 （ ＊ ）	旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務の実施のために必要な経費。 これにより、円滑な旅券の発給や不正取得の防止を行う。				1-4
	8,411 (8,526)	8,730 (8,711)	8,185 (8,117)	7,652	129
④旅券行政問題研究会 （平成 27 年度）	行政法を専門とする学者等の参加を得て、旅券行政問題関係の研究会を開催する。 これにより、旅券の発給等をめぐって国民と行政府との間に生じた旅券行政上の様々な問題や課題等について専門家の助言を得つつ議論を行い、研究会において蓄積した知見を将来の旅券法改正に活用する。				1-4
	0.3 (0.3)	0.3 (0.1)	0.3 (0)	0.3	135
⑤在外選挙関連事務に必要な経費 （平成 12 年度）	在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の周知・広報に努める。 これにより、在外選挙の円滑な実施のための体制整備に寄与する。				1-5
	237 (188)	102 (95)	330 (312)	40	133
⑥ハーグ条約の実施 （平成 24 年度）	条約及び同条約実施法に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、積極的に広報を行い、条約を周知する。 これにより、条約の適切な実施に寄与する。				1-6
	152 (105)	146 (101)	141 (106)	142	134
⑦領事システム （平成 23 年度）	領事業務の業務システム最適化計画に基づいた領事関連情報システムを統合する。 これにより、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減環境を整備する。				1-8
	3,149 (3,020)	3,127 (3,072)	3,913 (3,836)	3,526	131

<table>
<tr><td rowspan="2">⑧領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進
（新規）
（令和２年度）</td><td colspan="4">令和元（2019）年12月20日決定の「デジタル・ガバメント実行計画」及び令和２（2020）年３月30日改定の「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」の方針にのっとり、旅券の電子申請、領事手数料の非現金化など、デジタル前提の行政サービスを実現する。
これにより、領事サービスの利便性向上及び行政運営の効率化を達成する。</td><td>1-1</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>226</td><td>新 02-011</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑨国際民間航空機関（公開鍵ディレクトリ）拠出金（義務的拠出金）
（平成 18 年度）</td><td colspan="4">我が国が発行するIC旅券は、公開鍵暗号技術を用いてその真正性を検証可能な旅券であるが、その機能を有効とするには発行国から各国に検証用の公開鍵を配布する必要がある。このため、国際民間航空機関(ICAO)が設立した公開鍵を管理・配布するためのICAO PKD(Public Key Directory：公開鍵ディレクトリ)プログラムに参加し、各国出入国管理当局に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供している。プログラムの経費は、PKDシステム運営経費と事務局経費で構成され、PKD参加国からの義務的拠出金により充当する独立採算となっている。
我が国は、本拠出、ICAO関連会合への積極的な参画等を通じ、我が国IC旅券のセキュリティの高度化、旅券の不正使用の防止を図ることにより、日本人の円滑な渡航とともに、各国の円滑かつ安全な出入国管理にも貢献する。</td><td>1-4</td></tr>
<tr><td>5
(3)</td><td>5
(3)</td><td>4
(3)</td><td>4</td><td>279</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

１　在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

２　在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）
・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年６月 21 日　閣議決定）
　第２章５．（６）① 外交
・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
　２　海外における邦人の安全確保
・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年７月11日　国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標２－１　在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（令和２年度）

海外安全情報を適時適切に発信する。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和２年度目標

１　緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
２　海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
３　外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外渡航邦人数が年間約 2,000 万人、在留邦人数が約 139 万人に達し、海外における危険が多様化・複雑化する中、在外邦人の安全対策を強化し、邦人援護体制を整備することはますます重要であり、在外公館の危機管理体制の強化及び海外安全情報発信の有力な手段である海外安全 HP、「たびレジ」等の利用促進について、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標２－２　在外邦人保護のための緊急事態対応　＊

中期目標（--年度）

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

令和２年度目標

１　現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、IP 無線機など、時宜にかなった機種を導入する。
２　邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生の蓋然性及び邦人の年間渡航者数を考慮した上で、効率的に配備する。

３　大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
４　海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
５　国内外で実施する官民合同テロ・誘拐対策実地訓練への参加者層を官民共に拡大し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大規模緊急事態に備え、様々な手段で邦人を援護するための体制を整備し、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、無線機や邦人短期渡航者用の緊急備蓄品の適正な配備、IT 等を活用した効率的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入は、邦人との連絡手段確保において不可欠であり、テロ・誘拐対策実地訓練等の官民合同での実施は、在外公館の対応能力強化において必要である。

測定指標２－３　在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携　＊

中期目標（--年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。海外安全に係る官民協力を強化し、日本企業と邦人の危機管理意識を向上させる。

令和２年度目標

１　多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
２「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
３　国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要通信社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
４　企業や教育機関を対象とした国内安全対策セミナーは、関係機関との連携や実施形態・時期の調整により効果的に実施し、集客の向上と参加者の裾野の拡大を図る。
　在外安全対策セミナーは、現地のニーズに合わせて対象地域を拡大し、各地の事情を反映した内容を取り上げるなど効果的な実施に努め、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外安全情報の収集・発信の強化と官民連携の強化は、邦人の安全対策を強化する上で重要である。危険地域の情報収集を現地専門家に、また、国際ニュースのモニタリングを外部事業者に委嘱し、邦人の安全に資する情報を収集すること、官民連携のもと情報共有や意見交換、訓練等を行い、邦人の安全対策意識を向上させることについて、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

参考指標：外部人材を通じた邦人援護件数（単位：取扱い件数）（毎年度、第３四半期分まで）	
（出典：外務省調べ）	

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額)（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	

①在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等 （平成８年度）	在外公館の危機管理体制を強化し、海外安全ホームページのシステム改修・掲載内容を改善する。さらに、同ホームページ、「たびレジ」、海外安全アプリ、海外安全対策に係る資料の普及に取り組む。 これらの取組により、海外安全情報を適時適切に提供し、在外公館邦人援護体制を強化する。				2-1 2-3
	145 (130)	137 (119)	110 (104)	232	136
②在外邦人保護のための緊急事態対応 （平成５年度）	海外における緊急事態発生時の邦人援護に備え、無線機や備蓄品を適正かつ効率的に配備する。 緊急時に在留邦人への情報発信及び安否確認を迅速に行うためのショートメッセージサービス（SMS）の安定運用に向けた改修を行う。 海外緊急展開チーム（ERT）等を国内外の在外邦人等保護措置訓練等へ参加させ、また、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。 新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。 これらの取組により、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制を整備・強化する。				2-2
	181 (143)	171 (122)	167 (210)	258	137
③在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携 （平成 12 年度）	多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、主要海外通信社の外電を 24 時間 365 日体制でモニタリングすることで、邦人の海外安全に資する情報を収集する。これらの情報や海外安全対策に係る資料を、国内外で開催するセミナーや官民協力の会議を通じて提供し、日本企業や邦人渡航者・在留邦人の安全対策の向上を図る。 これらの取組により、海外安全情報の収集・発信の強化、危機管理意識の向上、海外安全に係る官民協力強化を進める。				2-1 2-3
	249 (244)	224 (218)	232 (225)	343	138
④困窮邦人等の援護 （昭和 28 年度）	兼轄国及び遠隔地で事件・事故に遭った邦人の安否確認や諸手続を、外部の協力者に委嘱する。また、邦人の精神障害者に対し、精神科顧問医を活用した援護を実施する。 これらの取組により、外部専門家の知見を活用した効率的な援護業務の体制を整備する。				2-4
	53 (40)	48 (36)	40 (34)	42	139
⑤緊急事態対応研修 （平成 27 年度）	邦人が被害者となるテロ・誘拐事件等を含め緊急事態が発生した場合等に、本省・在外職員の現地派遣及び事態への対応を迅速かつ適切に行うための研修を実施する。 これにより、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。				2-2
	－	－	－	－	－
⑥領事業務啓発に係る経費（広報資料の作成・配布事業） （昭和 28 年度）	海外において日本企業関係者等がテロ・誘拐や一般犯罪等の被害に遭うことを防ぐための安全対策マニュアルや啓発資料を作成し、国内外で広く配布・活用する。 これにより、一人一人の安全対策意識と対応能力の向上、安全対策面での日本企業の海外展開支援及び海外安全に係る官民協力強化を進める。				2-3
	20 (27)	1 (1)	11 (11)	77	140

⑦在外公館における抗インフルエンザウイルス薬備蓄（平成 17 年度）	新型インフルエンザ対策として在外公館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエンザウイルス薬を更新する。 これにより、大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。				2-2
	―	648 (588)	0 (0)	0	―

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野３　外国人問題への取組

施策の概要

１　ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

２　観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

３　在日外国人に係る問題解決への取組

（１）国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

（２）新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・未来投資戦略 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２　Ⅰ.〔４〕４.（３）ｉ）② コ）ビザの戦略的緩和
・明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
・観光ビジョン実現プログラム 2019－世界が訪れたくなる日本を目指して－（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2019）（令和元年６月　観光立国推進閣僚会議）
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年６月 15 日　閣議決定）
　第２章５.（４）② 観光立国の実現
・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（令和元年 12 月 20 日　関係閣僚会議了承）
・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日　閣議決定）

測定指標３－１　出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和　＊

中期目標（--年度）

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

令和２年度目標

水際対策とのバランスにも配慮しつつ、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を推進する。

１　対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。

２　ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証・渡航認証システムの導入と円滑な運用を確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和２年までに年間訪日外国人旅行者数を 4,000 万人とする政府目標の達成を目指し、ビザ発給要件緩和の実績と効果及び水際対策としてのビザ審査体制強化の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム」に基づき、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。

測定指標３－２　在日外国人問題への取組　＊

中期目標（--年度）

在日外国人に係る諸問題の解決を促進する。

令和２年度目標

1　中国等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、二国間文書を作成した国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
2　在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催する。
3　多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。
4　災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在留資格「特定技能」により、今後、在留外国人の一層の増加が予想されるところ、令和元年 12 月 20 日、「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」が改訂されるなど、在留外国人を日本社会の一員として受け入れ、彼らが地域で活躍、貢献できるように社会統合を図っていこうとする機運が高まっており、在日外国人に係る諸問題の解決の一助となる取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。また、災害時における外国人への対応に関し、在京外交団及び関係各府省・地方自治体等との連携強化を進めることや、災害情報・新型コロナウイルスについて、外務省ホームページやフェイスブックにおいて関係省庁等の取組について情報発信を行うことは、外国人の安全・安心確保の観点から重要である。

また、在留資格「特定技能」について、中国等、協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、協力覚書作成済み国との間では、制度の運用状況等を踏まえ、情報連携及び協議を着実に進める必要がある。

参考指標１：訪日外国人数　（単位：万人）（暦年）	
（出典：政府観光局（JNTO）統計）	

参考指標２：外国人不法残留者数（１月１日時点の数）（暦年）	
（出典：法務省統計）	

達成手段

達成手段名（開始年度）（関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計（執行額）（単位：百万円）			当初予算額（単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①査証関連業務（平成 13 年度）	1　適正なビザ審査の実施、査証業務を遂行する上で必要な体制の維持管理等を通じ、迅速かつ厳格な査証審査を実施する。 適正なビザ審査を実施することを通じて、出入国管理上も問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				3-1
	2　査証事務支援システムの充実化、新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、次世代査証の在り方についての検討等を実施する。 査証事務支援システムを活用し、ビザ審査の効率化を図り、出入国管理上問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。				3-1
	3　外国人観光客誘致のためのビザ緩和措置、観光立国推進及び人的交流促進の観点から各国の事情等を踏まえて、ビザ緩和措置を検討・実施していく。 ビザ緩和措置の実施により、訪日に際してビザの取得が必要な外国人の訪日が容易となるため、訪日外国人旅行者数の増加に寄与する。				3-1
	4　訪日する外国人のために、56 の国と地域（注）からのビザ申請方法等に関する照会に対して外国語（英語、ベトナム語及びロシア語）で対応する電話サービスを提供する。（注：対象国・地域は今後追加予定） 本サービス提供により、査証申請者はビザ申請に関する情報が得られやすくなり訪日が促進され、令和２年に年間訪日外国人旅行者数を 4,000 万人と				3-1

	する政府目標の達成に寄与する。また、在外公館職員の査証照会に係る業務が軽減されることにより、水際対策のための査証審査の強化に資する。				
	1,134 (1,018)	1,123 (1,131)	1,310 (1,266)	950	141
②在日外国人社会統合外交政策経費 (平成 21 年度)	諸外国の経験等を照会しつつ、外国人の受入れと社会統合や外国人支援の在り方に係る諸問題を緩和・解決するための意識啓発及び施策策定に資する国際ワークショップ等の開催や成果物を作成する。 少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるような社会統合政策の策定に資する。				3-2
	6 (3)	68 (44)	4 (3)	40	142
③特定技能に係る取組 (平成 30 年度)	在留資格「特定技能」について、外国人材の送出国との間で協力覚書の作成に取り組むとともに、本件制度につき、在外公館等を通じた広報を行う。 送出国との間で協力覚書に基づき悪質な仲介事業者排除のための情報連携と協議を行うことにより、外国人材の円滑な受入れに寄与するとともに、在外公館等を通じた広報により訴求対象者に対し、本件制度に関する正確な情報周知を図る。				3-2
	―	64 (44)	0 (0)	35	―

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅴ　外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-１　外交実施体制の整備・強化

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ｖ－１）

施策名	外交実施体制の整備・強化				
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。				
目標設定の考え方・根拠	以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ				
施策の概要	１　国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 ２　我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 ３　国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大していることを踏まえ、情報管理の徹底、及び秘密保全を確保するために、省内全体で情報防護についての各種取組を推進・強化する。 ４　オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。				
関連する内閣の重要政策	・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日） 外交実施体制の更なる強化 ・令和２年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針（令和元年７月 31 日　内閣総理大臣決定）				
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。				
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予定時期	令和４年８月

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　外務省の人員、機構の更なる整備　＊

中期目標（--年度）

外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。

適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

令和２年度目標

定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外務省の業務がますます増大・複雑化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

定員・機構要求は、予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局との協議を経て決定するため、目標数値を出すことは困難であるが、そのような制約の中でも以下の基本方針等を踏まえつつ、合理化を図るとともにできる限り増強を図る。

・「新時代における外交力の重点的強化を求める決議」（令和元年５月 23 日　自由民主党外交調査会、外交戦略小委員会、外交部会）
・「令和２年度予算編成に際し外交力の戦略的強化を求める決議」（令和元年 11 月 15 日　自由民主党政務調査会、外交部会、外交調査会、外交戦略小委員会）
・「令和２年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（令和元年７月 31 日　内閣総理大臣決定）

測定指標２　在外公館の警備体制の強化　＊

中期目標（--年度）

現地治安情勢に応じたメリハリのある警備対策の強化を実施する。

令和２年度目標

１　全在外公館で警備レベルの向上を図るとともに、治安情勢の変化に応じ、メリハリを付けて警備強化を図っていく。
２　外務省職員対象の研修においては、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施し、また、警備対策官には、テロや緊急事態などの任地の治安情勢に応じた研修を実施していく。
３　在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る必要がある。在外公館警備については、在外公館及び館員等に対する事件の未然の防止が最重要目標であるため、目標年度等を限定することはできず、情勢等に応じて継続して制度面、意識面、人的・物的面における警備対策を講じていくことが重要。

測定指標３　外交を支える情報防護体制の強化　＊

中期目標（--年度）

情報漏えい防止のための取組を推進する。

令和２年度目標

１　文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組の推進・強化、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。
２　研修及びその他の機会を通じ、秘密保全の管理責任体制や職員の役割・責任等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護意識の啓発を図る。

３　我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、対象者の特性や傾向に応じたきめ細かい研修や注意喚起を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成 19 年８月９日 カウンターインテリジェンス推進会議決定）において、国の重要な情報や職員等の保護を図ることが目的とされており、秘密保全を必要とする情報を適切に管理することが求められている。

「政府における情報保全に関する検討委員会」（平成 22 年から平成 23 年にかけて実施）において取りまとめられた報告書「秘密保全のための法制の在り方について」を踏まえ、特定秘密保護法案が平成 25 年に国会に提出され、同年に成立したところ、同法に基づき省内で秘密保全の取組を進める必要がある。

測定指標４　地方連携の推進　＊

中期目標（--年度）

地方との連携を図ることにより、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

令和２年度目標

１　国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。

（１）地方自治体と共催で駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を１件、また、「地方視察ツアー」を４件程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。これらの機会や在外公館長の地方訪問の機会を活用し、中でも特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流の推進、さらには、大会後もホストタウン交流で培った相手国・地域との交流が継続されるよう努める。

（２）在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体の PR 事業を複数回共催し、日本産品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。

２　東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で１件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。

３　地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において２回程度開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係が継続するよう、駐日外交団も含めた関係者とのネットワーキングや内外情報発信の機会を設ける。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地方自治体等を、外交を推進していく上での重要なパートナーと位置づけ、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す上で、地方自治体等との連携を強化することが必要であるため、この実績を測ることは、施策の進捗を図る上で有益である。

国内及び海外で地方自治体が実施する事業への支援等は、予算の制約がある中で、我が国の外交実施体制を強化する上での優先順位や地方自治体の要請等を踏まえたものとした。

また、令和元年度より 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン事業の実績を確認することにしたところ、令和２年度はこれらを通じた登録自治体の国際的な取組について進捗状況を確認し、継続した交流が図れるよう情報発信・共有の場を設ける必要がある。

・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年 12 月 20 日　閣議決定）

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）		関連する測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）	当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー

<table>
<tr><th></th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>事業番号</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①外務省の人員、機構の更なる整備
（　＊　）</td><td colspan="4">外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備する。
これらの取組により、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。</td><td>1</td></tr>
<tr><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②在外公館警備体制の強化
（　＊　）</td><td colspan="4">治安情勢の変化を的確に把握するとともに、情勢・脅威に応じた人的・物的警備対策強化措置、警備に関する各種研修・講義、警備訓練などを実施する。
これらの取組により、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。</td><td>2</td></tr>
<tr><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③外交を支える情報防護体制の強化
（　＊　）</td><td colspan="4">省内の横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、具体的対策を拡大・充実させ、各種取組についても、最新の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じて、効果的・効率的に実施する。
これらの取組により、情報防護能力の強化を図る。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④地方連携の推進
（　＊　）</td><td colspan="4">１　駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業、海外で日本の地方自治体が地場産業や地域経済の発展を図るための支援策として在外公館施設を活用した事業等を実施する。これらの事業を地方自治体と共催することにより、外務省のもつ施設、人脈、発信力等の外交上のツールを活用し、自治体の国際的取組を支援し、多様かつ重層的な外交を展開することが可能となる。
２　東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の自治体（被災地）等と連携し、規制を課している国・地域等で、地方の物産品の安全性や輸出促進、観光等の実情、魅力を総合的に発信する事業を実施する。輸入規制を課されている都県を含む地方自治体に参加してもらい、地方の多様な魅力を発信することにより風評払拭の土壌づくりとともに、輸入規制の撤廃・緩和という外交目標の達成を目指す。
３　国内において、駐日外交団等を対象に、地方創生支援を目的とした外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを開催し地方の魅力を発信する。この事業を地方自治体と共催することにより、外務省の持つ施設、人脈、発進力等の外交上のツールを活用し、自治体の国際的取組を支援し、多様かつ重層的な外交を展開することが可能となる。
上記の取組は、オールジャパンでの総合的外交力を強化し、ひいては我が国の外交実施体制の強化に資する。</td><td>4</td></tr>
<tr><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td></tr>
</table>

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ｖ-２　外交情報通信基盤の整備・拡充

令和２年度事前分析表

（外務省２－Ｖ－２）

施策名	外交情報通信基盤の整備・拡充				
施策目標	IT による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに、外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。				
目標設定の考え方・根拠	外務省電子政府構築計画及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」に基づき目標を設定している。				
施策の概要	体制整備・システムの強化を行い、サイバーセキュリティ強化を図る。また、新たなシステムや機器を導入し、業務合理化に向けた環境整備を行う。				
関連する内閣の重要政策	・サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年７月 27 日　閣議決定） ・サイバーセキュリティ 2019（令和元年５月 23 日　サイバーセキュリティ戦略本部決定） ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版） ・働き方改革実行計画（平成 29 年３月 28 日　働き方改革実現会議決定） ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年６月 14 日閣議決定）				
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。				
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予定時期	令和４年８月

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　サイバーセキュリティ強化　＊

中期目標（--年度）

技術面及び人的側面の両面において情報セキュリティ対策の強化を推進する。

令和２年度目標

１　令和元年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、全職員に向けた教育コンテンツを作成するなどし、教育機会を創設する。さらに、標的型メール攻撃訓練や情報セキュリティ対策の自己点検は、より効果的・効率的な訓練・点検となるよう、必要に応じて、実施方法や実施時期について見直しを行う。

２　「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」において、今後、政府機関等が目指すべき３本の柱とされている、（１）挙動の検知による未知の不正プログラム対策、（２）IT 資産管理の自動化及び（３）データ保護による情報漏えい対策のうち、（２）及び（３）に関し、新たなソフトウェアを導入することで、セキュリティの強化を図る。

３　サイバー攻撃に対して迅速に対応するため、実践的サイバー演習（CYDER）（注１）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による CSIRT 訓練（注２）等を通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図る。

（注１）CYDER：国立研究開発邦人情報研究通信機構（NICT）が開催する、行政機関、重要インフラ等の情報システム担当者等が、組織のネットワーク環境を模擬した環境で、実践的な防御演習を行うことができるプログラム。

（注２）CSIRT 訓練：行政機関の情報セキュリティ・インシデント対処に関わる要因を対象として、実際のインシデントが各行政機関で発生したことを想定し、インシデント発生時における連絡・調整等の対処を模擬的に実施する訓練。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日々業務のために情報システムを利用する職員が情報セキュリティ上の危険性を正しく認識し、情報セキュリティ・インシデント又はその懸念を認知した際に、迅速かつ適切に行動を起こすことは極めて重要であり、職員に対する教育啓発施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

サイバー攻撃が年々高度化・巧妙化する中、主要な対策について対策レベルの強化により、リスクの低減が図れることから、施策の進捗を把握する上で重要である。

また、情報セキュリティ・インシデントが発生した際に適切に対応することで、被害の軽減が可能となることから、施策の進捗を把握する上で重要である。

測定指標２　働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入　＊

中期目標（令和４年度）

デジタル技術を最大限活用し、テレワークとオフィスワークを融合し、時間・場所にとらわれない働き方の実現及び業務合理化のための環境整備を行うことを目標に、令和４年度末までに段階的に本省・在外公館のオープン LAN パソコンのモバイル利用を開始するとともに、新たなコミュニケーションツールの導入等によって、働き方改革の更なる実現を図っていく。

令和２年度目標

１　在外公館に先駆けて、本省において新たなコミュニケーションツールとしてチャット、テレビ会議、ファイル共同編集等のサービスの提供を開始し、職員が時間や場所を問わず機動的に外出先でも業務が遂行できる環境を整備し、モバイルワーク環境の更なる拡充を図っていく。

２　モバイルワーク環境の更なる拡充を図るため、一部在外公館において配備するオープン LAN パソコンのモバイル利用を開始するとともに、本省及び在外公館の職員数の半分（約 4,000 人）がモバイルワークを行えるように更なるモバイルパソコンの整備・導入を図っていく。また、モバイルワーク環境時のセキュリティ強化も併せて実施していく。

３　条約やステートメント、スピーチ等の日英・英日訳作業を支援する AI 翻訳を導入する。まずは基本的な機能及び翻訳エンジン（日、英）の整備を実施し、その後、有効性を踏まえ、言語、分野、機能の追加を検討する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
「働き方改革実行計画」や「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」も踏まえつつ、業務効率化を実現するには、ICT インフラの整備が必要不可欠であり、関連するパソコンやシステムの整備・導入の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 引き続き、本測定指標において、令和２年度に導入予定である新たなコミュニケーションツールによるチャットやテレビ会議の利用者数、モバイルパソコンの更なる利用によるテレワークの普及率を測定することにより、モバイルワーク推進達成度を把握する。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①サイバーセキュリティ強化 （　＊　）	各課室の情報セキュリティ責任者による一般職員への指導・監督機能を強化するための教育機会を創設する。また、継続的な情報セキュリティ関連情報の収集と監視ルールへの反映及び多層的な防御策を実施する。 これにより、外交情報通信基盤のセキュリティ強化に貢献する。				1
	※	※	※	※	※
②働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 (令和元年度)	必要な職員へのモバイルパソコンの配付やチャット等のコミュニケーションツールの提供、翻訳業務への AI の導入を行う。 これにより、モバイルワークの推進及び業務合理化に寄与する。				2
			※	※	※

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅵ　経済協力（モニタリング）

施策Ⅵ-１　経済協力（モニタリング）

令和２年度事前分析表（モニタリング）

（外務省２－Ⅵ－１）

施策名	経済協力
施策目標	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。 また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成 28 年８月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に記載された新たな安全対策を着実に実施する。
目標設定の考え方・根拠	現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。 ・開発協力大綱（平成 27 年２月 10 日 閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定） ・成長戦略（令和元年６月 21 日 閣議決定） ・インフラシステム輸出戦略（令和元年６月３日 改訂） ・質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則（令和元年６月 29 日） ・平和と健康のための基本方針（平成 27 年９月 11 日 健康・医療戦略推進本部決定） ・平和と成長のための学びの戦略（平成 27 年９月 27 日 持続可能な開発のための 2030 アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント）
施策の概要	上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。 また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。 なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。
関連する内閣の重要政策	・開発協力大綱（平成 27 年２月 10 日 閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定） ・第 201 回国会施政方針演説（令和元年１月 20 日） 六　外交・安全保障 （積極的平和主義） （国際社会の課題解決） ・第 201 回国会外交演説（令和元年１月 20 日） ・成長戦略（令和元年６月 21 日 閣議決定） ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年６月２日 閣議決定） ・インフラシステム輸出戦略（令和元年６月３日 改訂）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	316,016	313,426	316,696	317,255
		補正予算(b)	17,394	17,540	3,016	
		繰越し等(c)	15,603	6,911	10,677	
		合計(a＋b＋c)	349,013	337,877	330,388	

	執行額(百万円)		348,281	337,583	329,793	
同（分担金・拠出金）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	6,038
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施予定時期	令和３年８月

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標１　「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅　＊

中期目標（--年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

平成 30 年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

１　「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（１）我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなり得るような施設・機材の供与を推進する。

（２）また、「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。具体的には①ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性、②雇用創出、能力構築、③社会・環境考慮、④被援助国の財政健全性を含む経済開発戦略との整合性、⑤民間部門を含む効果的資金動員に加え、開放性や透明性を確保した形での質の高いインフラの整備の重要性について国際社会で認識を共有する。

（３）エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「２℃目標」達成に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

（４）開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

３　産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（１）「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば平成 30 年には、東京で防災・気象関連や電力安定供給の技術を学ぶ研修を行った。防災・気象関連では、日本の災害経験も踏まえ、災害発生前の予防段階における防災への支援を重視した研修を行い、災害に強靭なインフラ投資を推進している。また、インドに対して、鉄道省を対象に定時運行に定評のある我が国の鉄道システムの理解のための研修や高速鉄道の運営能力強化に取り組んだ。

（２）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進については、平成 30 年９月に質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント（日本・EU・国連共催）を開催した。日本からは FOIP を説明しつつ、米国を含むパートナーと協力してこの構想を推進していることを紹介した上で、G20 議長国就任を見据え、「質の高いインフラ」を国際社会が共有する国際スタンダードとして確立させ、同構想の柱の一つである質の高いインフラを通じた連結性の強化について取り組む旨表明した。同イベントには、経済協力開発機構（OECD）、国際通貨基金（IMF）、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）といった国際機関だけでなく、インドネシア、フィリピンを含む途上国や EU、米国といった先進国から政府関係者や実務関係者約 70 名が参加し、「質の高いインフラ」の重要性が再確認された。

さらに、11 月の APEC 貿易・投資委員会において、「APEC インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」が改定され、インフラ開発・投資において満たすことが推奨される「透明性」、「開放性」、「経済性」、「対象国の財政健全性」等の要素を、APEC において初めて取りまとめた。また、12 月の G20 ブエノスアイレス・サミットにおいても質の高いインフラに関する令和元年の進捗を期待する旨を首脳宣言で確認した。

（３）パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフ

ラ展開推進の一環として、ケニアのオルカリア地熱発電所の整備等に関する有償資金協力を実施した。

（４）官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「ヤンゴン南部水供給計画」の実施を決定し、10 月にミャンマー政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、ミャンマーにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

（５）令和元年６月のＧ20 大阪サミットを見据え、上記（２）の国連サイドイベントでの貢献に加え、Ｇ20 開発作業部会を平成 31 年１月及び３月、日本において主催し、質の高いインフラに係る原則を策定すべく、質の高いインフラのスタンダード化に係る議論を牽引した。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力（地方活性化特別枠）」において、平成 30 年度は 11.06 億円（22 案件）が採択された。また、タイ・マレーシアを対象に開始した帯広商工会議所等の草の根技術協力事業「フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト」参画企業の（株）とかち製菓は、マレーシアへの技術協力及びネットワークづくりを行うとともに、ハラル対応和菓子輸出を拡大させるなど、中小企業の海外展開支援にもつながった。なお、同社のこれらの取組が高く評価され、「平成 30 年度輸出に取り組む優良事業者表彰」において農林水産大臣賞を受賞した。

中小企業の海外展開支援事業では、平成 30 年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証（・ビジネス化）事業あわせ 118 件を採択した。そのうち、地域活性化を目的に新設された「地域産業集積海外展開推進枠」についても３件採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認した上で、コンゴ共和国、ギニアビサウ、レソト、ブルンジに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

３　産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、これを介した日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいては、11 月、日 ASEAN 首脳会議において、平成 30 年度からの５年間でアジア地域において８万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」の立ち上げを発表し、同イニシアティブに基づくアジア各国の産業人材育成の取組を開始した。

２年目を迎えた高度外国人材の育成・環流事業であるイノベーティブ・アジア事業では、対象国であるアジアの途上国 12 か国（インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）全てから、74 名を受け入れたほか、短期研修も実施し、42 名を受け入れた。

日本的経営の普及では、日本人材開発センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特にベトナム日本センターでは 10 か月間の経営塾コースの需要が高く、平成 21 年開始時の年間１コース 16 名から年間４コース 120 名にまで規模が拡大した。平成 30 年度には、同コースの修了者で構成されるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問、日本企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、JICA が初めて（独）中小企業基盤整備機構と共催で CEO 商談会を実施し、日本企業 105 社・ベトナム企業 32 社（うち、28 社が経営塾生）が参加し、224 件の商談を設定した。カンボジアでの日本センターの起業家育成として 10 社を対象にアクセレレータープログラムを実施し、うち３社が日本でのクラウドファンディングに成功し目標の資金調達を実現した。

日本型工学教育の普及については、日越大学第三期生入学・一期生 57 名卒業（日系企業への就職、日本国内での進学者多数）、拠点大学間の連携強化（SEED-Net 共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化）、日本式工学教育導入（マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等）、共同研究・産学連携の促進（インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか）等、着実に進展した。

アフリカでは、平成 25（2013）年に安倍総理大臣から、５年間で 1,000 人の若者を受け入れる旨表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」を通じ、同イニシアティブを開始した平成 26 年から平成 30 年までに、JICA を通じて 1,200 人を超える研修生を日本に受け入れた。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ、平成 30 年度に 25 か国 97 人の修士・博士課程（うち博士課程は８か国 19 人）卒業生を輩出した。現在は 36 か国 210 人（修士及び博士課程）が就学中であり、アフ

リカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの留学生の工学系大学院受入れでは、平成30年度は８名の留学生が新たに入学した（計８か国28名）。

中東では、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において、平成30年度は計34名の修了生を輩出し、これまでに計94名の工学修士、132名の工学博士を輩出した。

中南米においては、アルゼンチンにて、品質管理・生産性の向上のための総合的な手法として有用な「カイゼン」を活用し、国立工業技術院（INTI）の能力向上や同国企業の競争力向上に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

１　「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（１）我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

（２）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的にはＧ７伊勢志摩原則やG20杭州サミット首脳宣言等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性について、国際社会で認識を共有する。

（３）エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「２℃目標」達成及び「1.5℃目標」への世界の一員としての貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

（４）開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

３　産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

１　「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（１）「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和元年には、我が国の港湾開発及び運営管理の取組を学ぶ港湾戦略運営研修の一環として、第三国での「在外補完研修」がタイで実施され、アジア、大洋州、アフリカの国々から港湾局職員が参加した。

（２）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。

・６月のG20大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を承認。これに先立ち、G20開発作業部会において開発当局間でも「質の高いインフラ投資」の開発側面の主要要素をまとめ、原則策定プロセスにインプットした。

・８月のＧ７ビアリッツ・サミットにおいて、G20原則に留意した公共調達における透明性向上の重要性を含む成果文書を採択した。

・８月のTICAD７において、質の高いインフラの重要性を含む「横浜宣言2019」を採択。官民インフラセミナー（国交省ほか主催、外務省協賛）において質の高いインフラ整備の重要性についてアフリカ閣僚級を含む参加者で議論した。

・11月のASEAN首脳会議において、議長声明では日本の質の高いインフラパートナーシップ・輸出拡大イニシアティブの取組を歓迎し、併せて、質の高いインフラを柱とする対ASEAN海外投融資

イニシアティブを発表した。

（３）パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として、ケニアで国連工業開発機関（UNIDO）と連携し、IoT 技術を活用して地熱発電所の運営維持管理能力を向上させるための技術協力案件を形成するとともに、円借款事業として地熱発電所を建設するなどしている。コスタリカでは、円借款事業として地熱発電所を８月に完工し、さらに新規の地熱発電所も建設している。

（４）官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」の実施を決定し、令和２年３月にカンボジア政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、カンボジアにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）」において、令和元年度は 8.8 億円（16 案件）が採択された。また、福井県若狭町と同町の地場企業である西野工務店は「チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」を実施した。その結果、JICA 有償資金協力「ナムグムダム第一水力発電所拡張事業」に必要な本邦企業の現地工場及び事務所建設を同職業訓練校が受注し、育成した人材の活躍により納期内の完工につながった。また、これらの成果を受けて同工務店は現地法人を立ち上げる予定で、育成した人材の一層の活躍が期待されている。さらに、現地の人材育成のため、若狭町の空き家改修事業を通じて技術を習得する OJT 型の研修を実施した。これら空き家は今後古民家福祉施設として活用される予定であり、同町の空き家対策推進につなげることも検討中である。

中小企業の海外展開支援事業では、令和元年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業あわせ 143 件を採択した。そのうち、TICAD７の貢献策の一環として実施したアフリカの開発課題の貢献に資するビジネス案の応募勧奨に対しては、「アフリカ課題提示型」の案件 25 件を採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認した上で、カンボジア、ギニアビサウ、レソトに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助を実施した。

３　産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、日本企業進出及び各国における「質の高い成長」の推進につなげた。

アジアにおいては、平成 30 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で発表した、平成 30 年度からの５年間でアジア地域における８万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ２．０」に基づき、アジア各国の産業人材育成の取組を開始した。タイでは、日本独自の教育システムである高専（高等専門学校）を設立して、日本と同水準の高専教育を実施すべく協力を進めている。ベトナムでは、日越大学一期生 57 名が卒業し、日系企業に就職する者、日本国内で進学する者等多数を輩出した。第三期生も 80 名が入学し、今後が期待される。また、中央アジア諸国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン）の高等専門学校及び工学系大学の関係者に対し、日本型の実践的な工学教育や産官学の連携に関する日本国内での研修を行った。このほか、拠点大学間の連携強化（SEED-Net 共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化）、日本式工学教育導入（マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等）、共同研究・産学連携の促進（インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか）等も着実に進展した。

アフリカでは、TICADⅤで安倍総理大臣が表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」を通じ、令和元（2019）年までに、JICA を通じて 1,285 人の研修生を日本に受け入れた。８月の TICAD７では、ABE イニシアティブを継続して産業人材を６年間で 3,000 人育成することを発表した。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ、令和元年度に 27 か国 114 人の修士・博士課程（うち博士課程は 44 人）修了生を輩出した。現在は 35 か国 246 人（修士及び博士課程）が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの工学系大学院留学生として令和元年度は 115 人が新たに入学した（計 34 か国、博士課程は 38 人）。

中東では、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において、令和元年度は計 29 名の修了生を輩出し、これまでに計 108 名の工学修士、174 名の工学博士を輩出した。また、アフリカ計４か国 10

名の留学生（修士６人、博士４人、令和２年２月時点）を受け入れている。

令和２年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

１　「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

（１）我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

（２）「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのＧ７伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するＧ20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・定着、個別プロジェクトに反映・実践していく。さらに、途上国でＧ20 原則が着実に定着するように、技術協力を通じた能力構築支援を実施する。

（３）エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「２℃目標」達成及び「1.5℃目標」への貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

（４）開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

２　地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

３　産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貧困の削減及び撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた人材育成、インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靭性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

測定指標２　普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現　＊

中期目標（--年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

平成 30 年度目標

１　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（１）自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

（２）海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する

機材供与や能力構築支援を強化する。
2　難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
（1）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
（2）紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州のムスリム避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。
3　テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
（1）国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。
（2）穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、 テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績
1　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
（1）我が国は、より安定的な国際環境の形成及び我が国と基本的価値を共有する国々との関係強化のため、それら諸国における法の起草・改正や、司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の経済制度整備支援を実施してきた。
　東南アジアにおいては、JICA を通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、ミャンマー、ラオスにおいては、平成 30 年度に後継案件を新たに開始したほか、ラオスにおいては、長年の協力の成果として、初の民法典が成立した。ネパールでは、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。また、法執行能力強化支援については、JICA を通じ、インドネシア、ミャンマーに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員の能力強化については、JICA を通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応し得る人材や体制強化に貢献した。
　欧州では、アルメニアにおいて、国連開発計画（UNDP）と連携し、選挙制度の改革を行うため、有権者認証装置の整備や中央選挙管理委員会の能力強化に向けた支援を実施した。
　アフリカにおいては、仏語圏アフリカ諸国対象７か国（セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ）の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を行うことにより、捜査機関及び司法機関の能力の強化並びに連携促進を通じて、越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り、もって同地域における平和と安定の実現に貢献した。ギニアビサウに対しては、透明性・信頼性の高い選挙実施を図るため、UNDP と連携し、選挙実施に必要な機材供与等を行った。
（2）海上法執行能力の強化等の平和と安定の確保は FOIP の大きな柱の一つであり、我が国にとって重要な海上交通の安全確保からの観点も含め、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化した。
　東南アジアにおいては、技術協力プロジェクトを通じ、フィリピンの沿岸警備隊、マレーシアの海上法執行機関であるマレーシア海上法令執行庁（MMEA）に派遣されている長期専門家が引き続き能力構築支援を実施した。また、フィリピンでは、複数回にわたり、ODA により供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が沿岸警備隊に対して技術支援を実施した。
　太平洋地域においては、JICA を通じ、太平洋島嶼国 12 か国の担当職員向けに、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止のための研修を米国とも連携し実施した。また、フィジーにおいては、災害発生時の人命救助・捜索等の初動業務及び、沿岸海域の海洋保全と同域内での救命・捜索業務等を担っているフィジー警察に対して、海上保安関連機材を供与する無償資金協力の交換公文（E/N）を締結した。
　アフリカでは、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制

構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また、海上保安庁の協力の下、捜査資機材取扱実習などの日本の海上保安の知識・ノウハウ等を学ぶ海上保安政府機関担当者向けの研修を実施した。

2　難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

（1）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。

南西アジアでは、パキスタン北部のハイバル・パフトゥンハー州において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し、アフガン難民への法的支援、保健支援、及び同難民とホストコミュニティーの若年層に対する職業支援を、また、世界食糧計画（WFP）と連携し、アフガン難民及びホストコミュニティーに対する栄養補助食品の配布や栄養・保健研修等の栄養支援をそれぞれ実施した。また、UNDP と連携し、同州の旧連邦直轄部族地域（FATA）において、平成 26 年のパキスタン軍テロ掃討作戦で生じた国内避難民の帰還開始を受けて、同地域のインフラ修復、帰還者生計改善、及びコミュニティーの社会的結束力強化等の支援を実施した。

日本は、平成 28 年の「難民及び移民に関する国連サミット」において表明した平成 28 年から平成 30 年の３年間で総額 28 億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援及び受入国（地域）支援を行うとの方針に基づき、シリア難民流入による人口増加に伴う環境汚染や衛生面での問題を抱えるヨルダンに対する廃棄物処理中継基地及び最終処分場機材整備の支援を始め、中東・アフリカ地域等で関連支援実施し、表明した金額の支援を実施している。

アフガニスタンから同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官、大学教員の 25 人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者 29 人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対しては、安心して留学生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに、現下のシリア情勢を背景に、卒業後に直ちに帰国することが困難である状況に鑑み、日本での就職を希望する留学生のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組んだ。

南スーダン等の周辺国から約 120 万人の難民を受け入れているウガンダの西ナイル地域において、地方行政能力の向上を図る技術協力を実施したほか、同地域の２か所の難民居住区をつなぐ橋の建設による両居住区間の移動円滑化及び保健センターや学校といった社会サービス・市場へのアクセス改善といった支援を決定した。

ベネズエラの経済社会情勢悪化による国外避難民等の発生を受け、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受入れ地域に対して医療機材や生活資材供与、難民・移民及び受入地域住民の生活安定化支援を実施した。

（2）紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援として、フィリピンのミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援の継続に加え、これまでの支援の知見をいかし、バンサモロ基本法成立を受け、自治を一歩進めた暫定移行政府設立のための移行準備支援（政府組織設計のための技術支援等）を実施した。また、平成 29 年５月の治安衝突で被災したミンダナオ島マラウィ市の再建を支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手したほか、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無償資金協力）」の E/N も締結した。

平成 29 年８月からのミャンマー・ラカイン州北部における治安情勢悪化に対処するため、日本政府は、複数の国際機関（UNDP、UNHCR、国連人間居住計画（UNHabitat）、UNICEF、WFP、国連人口基金（UNFPA）等）を通じ、食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む人道・開発支援やクイック・インパクト・プロジェクト（QIP）の実施に向けた支援などを行い、同地域の一層の人道状況改善、生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に滞在するミャンマー・ラカイン州からの避難民に対し、WFP と連携してＥバウチャー（注）を活用した食料支援を実施したほか、避難民流入により負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）生体情報を含む個人情報を登録したカードを裨益者に配布し、同カード内に月毎に定められた金額を WFP が入金し、カード所持者が WFP と連携した地域小売店から特定の食材購入を可能にするシステム。

中東（アフガニスタン、イラク、シリア及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア、スーダン及び南スーダン）地域においては、国連機関等（国連 PKO 局地雷対策サービス部（UNMAS）、赤十字国際委員会（ICRC））を通じ、地雷除去、地雷被害者支援や武器管理等の取組を実施し、社会安定化や紛

争の再発防止に貢献している。

地雷・不発弾対策支援については、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見を活用した地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（イラクやコロンビアにおける第三国研修）を実施した。また、ラオスの不発弾対策機関（UXO Lao）の能力向上（透明性が確保されたプロセスに基づく除去計画策定のための手法の普及等）を目的とした「貧困削減に資するUXO Laoの実施能力強化プロジェクト（技術協力）」を開始した。ジョージアでは、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、爆発性戦争残存物（ERW）を除去するための支援を実施した。スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、４件の地雷除去に関する支援を実施した。

３　テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

（１）海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で４名（フィリピン１名、マレーシア３名）に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。フィリピンに関しては、さらに、我が国が供与した巡視船を活用する形で、海上保安庁とフィリピンの海上法執行機関との間で海賊対策の合同演習を実施した。タジキスタン南部のアフガニスタンとの国境を接する地域において、UNDPと連携し、国境管理施設の建設、国境管理整備機材の供与及び国境管理能力強化に係る研修等の支援を実施した。

ガーナに対しては、西アフリカにおける最多の日本企業進出国であることを踏まえ、同国の警察当局の機動性及び能力の向上を図るため、治安対策機材（警察車両、無線システム等）の供与を実施した。

マリ、ブルキナファソに対しては、テロが多数発生している現状を踏まえ、治安維持対策の強化を図るため、同国空港に設置するＸ線検査装置や、同国治安省が使用する車両等の供与を実施した。

（２）暴力的過激主義への対処を目的とした、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、中央アフリカに対して、帰還難民、元武装勢力戦闘員、若者及び女性を含む社会的弱者、地方行政者等を対象に、社会経済統合や武装勢力への回帰防止を図るため、職業訓練、生計向上支援及びガバナンス研修等を行った。

令和元年度目標

１　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（１）自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

（２）海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

２　難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

（１）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

（２）紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州から流出した避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

３　テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

（１）国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

（２）穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、 テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（1）東南アジアにおいては、JICA を通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、インドネシア、ベトナムにおいては、平成 31 年度／令和元年度、現行案件に続く新規案件の形成を行った。また、法執行能力強化支援については、JICA を通じ、警察庁及び都道府県警の協力の下、インドネシア、東ティモールに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力、ミャンマーに対する警察幹部能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員の能力強化支援については、JICA を通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応しうる人材や体制強化に貢献した。

中央アジアでは、キルギスにおいて、UNDP と連携し、女性や社会的弱者の参画を含む公正な選挙制度の確立に向けて、選挙管理委員会職員の能力向上や選挙関連機材の整備に関する支援を行った。ネパールにおいて、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。

アフリカでは、仏語圏アフリカ諸国７か国（セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ）の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を平成 30 年度に引き続き行った。これにより、捜査機関及び司法機関の能力強化が図られ、連携促進につながり、越境犯罪を始めとする同地域の共通課題への対応が強化されたことにより、同地域における平和と安定の実現に貢献した。マリにおいては、司法刑事能力強化のための機材整備支援を決定した。またギニアビサウやエチオピアに対しては、UNDP と連携し選挙機材の供与等を行い、平和定着の礎となる公正な選挙の実施に貢献した。そのほか、公務員の能力強化支援として、ガーナに対して、若手行政官育成支援を行った。

欧州では、ウクライナにおいて、民主主義の回復に不可欠な報道の自由を確保するため、ソフト面から正確、中立かつ公正な番組コンテンツの改善、スタッフの能力向上に資する支援を実施するとともに、ハード面でも放送用資機材の供与を決定した。

（2）我が国の重要な海上交通の安全確保のためには諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要であり、こうした目的に資する機材供与、能力構築支援の一環として、アフリカでは、セーシェル、コモロ、モーリシャスに対して巡視艇の供与を決定した。また、ケニア、コモロ、セーシェル、マダガスカル及びモーリシャスのインド洋アフリカ諸国５か国に対し、FAO と連携し、船舶機材等の供与のほか、漁業管理や海上保安に関する研修等、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策を通じた海上保安の向上に資する支援を決定した。さらに、セーシェルに対し、海上保安施設の建設を支援することにより、麻薬取引・違法漁業・海賊の取締りの強化を図ったほか、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。そのほか、海上保安庁の協力のもと、アフリカ諸国等における海上犯罪対処能力の向上を図るため、研修を実施した。

東南アジアにおいては、インドネシアで、漁業取締当局の能力向上のため、水産庁所属の漁業取締船の贈与に係る交換公文等を締結し、また海上保安機構に対し、海上犯罪取締に係る能力向上のための技術協力を令和２年から開始することとなった。

太平洋地域においては、パラオにおいて、同国の海上安全等のため、航路標識を整備する無償資金協力の交換公文を締結した。

2　難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

（1）難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、WFP、IOM、UNHCR、ICRC 等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援に加え、若者等への啓発・研修活動を通した紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。また、新型コロナ感染症拡大防止の観点から、イラン及び周辺の途上国に対して、WFP、IOM、UNHCR、国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）を通じて、感染症拡大防止・予防のための医療従事者等への技術支援や医療施設への物資支援等の緊急支援を実施した。

また、アフガニスタンから同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官等 30 人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者 22 人を留学生として受け入れた。またパレスチナに対しては、

教育及び生活環境の改善のための支援を行った。

（２）ミンダナオ島マラウィ市の再建支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手に続き、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無償資金協力）」の交換公文を締結した。さらに、フィリピン・バンサモロ暫定自治政府の能力開発支援等のため、国際機関と連携し、上水分野、農業分野、保健・電力分野、元女性兵士の社会復帰分野の支援のための交換公文も締結した。

また、平成29年８月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した避難民・国内避難民問題に対処するため、複数の国際機関（UNHCR、WFP、IOM、ICRC等）を通じ、ミャンマー、バングラデシュ及び両国の国境地帯等で食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む開発支援を行い、同地域の一層の人道状況改善、国内避難民の生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に逃れてきたこれら避難民に対しては、WFPと連携してＥバウチャー（注）を活用した食料支援を継続実施したほか、避難民流入により農業用水の慢性的な枯渇等の負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）平成30年度「施策の進捗状況・実績」の注のとおり。

パキスタンでは、北部のハイバル・パフトゥンハー州新併合地域において、UNDPと連携し、モデル警察署の建設、地域別年次警察計画の策定、現地部族警察への研修等、平和構築のための法の支配強化に関する支援を行った。さらに、同国におけるアフガン難民及びホストコミュニティーに対して、UNHCRと連携し、保健、教育、水及び衛生環境改善のための支援を行った。

また、ベネズエラの経済社会情勢の悪化による国外避難民等の発生を受け、国際機関（UNHCR、IOM、WFP）との連携及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受入れ地域に対して民生環境の改善支援や食料支援を行った。

シリアに対しては、国内での人道危機の改善を図るべく、WHOと連携し医療資機材を供与し、またUNHCRと連携し脆弱な人々の保護活動強化のための支援を行ったほか、UNDPと連携して緊急的な基本インフラの修復支援を決定した。

このほか、社会安定化・平和構築支援として、ハイチ及びネパールに対して、食糧援助や、WFPと連携し、学校給食提供のための施設整備や学校給食普及に向けた能力構築等の支援を行った。

地雷・不発弾対策支援については、ベトナムで草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた地雷及び不発弾除去支援を実施した。同国ではさらにベトナム戦争後の大きな課題である枯葉剤による汚染土壌除染のために、ダイオキシン汚染土壌を分析・評価する関連機材を無償資金協力にて供与した。また、スリランカ北部において、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、４件の地雷除去支援を実施した。欧州ではコソボ、中東では、アフガニスタン、レバノンに対して、またアフリカでは、アンゴラ、ジンバブエ、スーダンに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去のための支援を実施した。そのほかにも、 国連機関等（UNMAS、ICRC）を通じた地雷除去支援も実施しており、中東（アフガニスタン、イラク、シリア、パレスチナ、レバノン、イエメン及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア、スーダン、南スーダン、ニジェール、マリ及びナイジェリア）地域において、地雷の被害を予防するための啓発活動、地雷除去、リハビリ支援を含む地雷被害者支援や武器管理等の取組を継続し、社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

３　テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

（１）海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で４名（フィリピン１名、マレーシア３名）に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。また、マレーシアに対して、治安機関のテロ対処能力強化に係る技術協力を新たに開始した。

中央アジア諸国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン）においては、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と連携し、国境連絡事務所の機能強化や、関係機関職員の能力強化に向けた支援を行った。また、ウズベキスタンにおいて、国境管理・薬物対策能力の強化に向けた支援を行った。

南西アジアでは、４月に同時爆破テロ事案が発生するなどテロ・治安対策の強化が喫緊の課題となっているスリランカに加え、パキスタン、モルディブに対しても、貨物検査設備の整備や、テロ・治安対策機材（警察車両、液体検査装置等）の供与を行った。

中南米では、ジャマイカに対して、違法漁業や麻薬・銃器等の密輸取締りのため、パトロール艇の供与を行った。

アフリカにおいては、ウガンダ、ケニア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ、マリ、チャド、モーリタニアなどに対する治安対策機材の供与を決定した。

中東においては、ヨルダンに対しアカバ税関の検査機能強化に関する支援を行い、麻薬、銃器、爆発物等の流入防止、更には国内及び地域周辺の治安安定化に寄与している。また、治安維持対策が課題となっているチュニジアに対し、国境管理機能を向上し同国及び地域の安定化を図るべく、治安対策機材の供与を決定した。

また、国境管理機材などの治安関連の機材整備や人材育成等を通じアフリカにおける制度構築とガバナンス強化を後押しするべく、東部アフリカにおける貿易円滑化や国境管理能力向上を目的として、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）と連携した支援を行うことを決定した。

このほか、IOM を通じた中東及びアフリカへの支援として、レバノン、ヨルダン、ウガンダ、ガンビア、ギニア、ケニア、ジブチ、マダガスカル、マリにおいて国境管理支援も実施した。ケニアでは日本のイノベーション技術を活用した顔認証システムを導入し、関係者の研修も行っている。

（２）暴力的過激主義への対処を目的とした若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、モロッコに対して受刑者の出所後の就労意欲を促すべく刑務所内で職業訓練を行うための資機材の供与を決定した。

令和２年度目標

１　法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

（１）自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

（２）海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

２　難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

（１）難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

（２）グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

３　テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

（１）国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

（２）穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、 テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

測定指標３　地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築　＊

中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

平成30年度目標

我が国の持続可能な開発目標（SDGs）実施指針(平成28年12月)や「SDGsアクションプラン2018」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1　SDGs達成に向けた協力

（1）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、 途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

（2）人材育成奨学計画（JDS）やJICAによる長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGsの推進に必要となる人材を育成する。その際、「JICA開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

2　保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」、「TICADⅥナイロビ宣言」及び「UHC東京宣言」（平成29年12月）を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3　食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

4　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年５月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、初等教育における地域コミュニティーの関与など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6　防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」（11月５日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

7　水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである日本の技術・知見を活用し、平成30年３月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靭性の強化、環境管理（リサイクル、廃棄物処理等）への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

「SDGs実施指針」や「SDGsアクションプラン」に基づき、①官民を挙げたSDGsと連動するSociety5.0の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、③SDGsの担い手としての次世代と女性のエンパワーメントを３本柱とした日本の「SDGsモデル」を国内外に展開するとともに、以下の取組を実施した。

1　SDGs達成に向けた協力

（1）途上国のSDGs達成に向けた取組への協力としては、10月に行われた日メコン首脳会談で、日メコン両地域でのSDGs推進に向けた協力を強化すべく、「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」を採択した。また、インドネシア政府のSDGs達成のための実施体制の強化への協力として、平成31（2019）年３月から「SDGs実施体制強化プロジェクト」を開始。同プロジェクトを通じて、インドネシアのSDGsに係る国家指標の設定、指標達成のための行動計画策定、モニタリング・評価体制の構築を行う予定である。

（2）途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するJICA開発大学院連携を平成30年度から本格的に始動し、「SDGsグローバルリーダー・コース」等のプログラムを実施した。また、

人材育成奨学計画(JDS)では平成30年度に321名の若手行政官を受け入れ、同プログラムと連携した日本理解プログラムを実施した。

2　保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

引き続き、「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」、「TICADⅥナイロビ宣言」及び「UHC東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を実施した。

特に、国際機関を通じ、受入国の感染症対策（予防及び対処）、そのための人材育成（能力開発）や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健対策の確立に貢献した。具体的には、三大感染症（HIV／エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための取組を実施するGaviへの支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）への支援等を実施した。

また、９月の国連総会において、結核と非感染性疾患（NCD）に関するハイレベル会合が開催され、結核ハイレベル会合において国連日本代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導し、合意に導いた。

3　食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

IFNAについては、栄養改善の国別取組方針の策定支援やIFNA運営体制の強化を行うとともに、IFNAに貢献する新規技術協力プロジェクトの形成（ナイジェリア、マダガスカル等）や日本国内での研修の実施、栄養改善に貢献する日本人関係者（青年海外協力隊やJICA専門家等）のネットワーク強化を行った。

世界人口が増加傾向にある中、食料安全保障を、開発協力の重要な考え方の一つとする日本は、食糧増産等の支援の一環として、例えば、農業分野においてサブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目的に、「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」等のイニシアティブに協力する形で、同地域各国の実情に合った戦略に基づくコメ増産支援を実施した。

4　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年５月策定）を踏まえ、 女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、安倍総理大臣が第３回国際女性会議WAW！（平成28年12月）で表明した途上国の女性たちの活躍推進支援（平成28年から平成30年までの３年間で総額約30億米ドル以上）を計画どおり完了した。

5　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年９月）に基づき、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、６月のＧ７シャルルボワ・サミットでは、安倍総理大臣から途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育、人材育成支援のため、２億ドル規模の支援を行う旨表明した。

6　防災・津波対策（「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」（11月５日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進め、「2015年～2018年の４年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、４万人の人材育成を実施」するという目標に対して、約50億ドルの協力と７万人の人材育成を達成した。

また、平成31年３月にG20開発作業部会の開催と合わせサイドイベントとして「防災アジェンダの達成に向けた展望」と題するセミナーを開催した。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や「『世界津波の日』2018高校生サミットin和歌山」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

９月のインドネシア・中部スラウェシ州地震による被害に対しては、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

7　水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

DAC諸国の水・衛生分野での拠出の28.7%に上る6,079百万ドル（平成25～平成29年拠出ベース）を支援するなど、トップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による

施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

９月、東京で国際水協会（IWA）世界水会議が開催され、下水・衛生施設へのアクセス改善や水質改善のための取組の主流化に向けてアジアの知見の共有を行うとともに、日本の開発経験も踏まえた大都市での水管理のあり方について発信するなど、SDGs 達成に向けた議論に貢献した。第 73 回国連総会第二委員会においては、関係国と連携を図りながら交渉を進めた結果、「国連水と災害に関する特別会議」の成果を尊重する旨の規定が盛り込まれた。

８　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、これまでに二国間文書に署名している 17 か国のうち、平成 30 年度は、タイ、インドネシア、ベトナム、モンゴル及びラオスの JCM からクレジットが発行された。具体的には、タイでは太陽光発電システム導入により 300 トン、インドネシアでは工場の空調やコンビニエンスストアの省エネ等４件のプロジェクトから 705 トン、ベトナムでは国営病院の省エネと環境改善によるグリーンホスピタル事業とホテルの省エネプロジェクトから 1,139 トン、モンゴルでは学校等への高効率熱供給ボイラや太陽光発電を導入する３件のプロジェクトから 9,206 トン、ラオスでは省エネ型データセンターの導入プロジェクトから 207 トンのクレジットが発行された。これまでに 43 件（うち平成 30 年度は 17 件）の JCM プロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関する MRV（測定、報告及び検証）方法論が 67 件（うち平成 30 年度は 19 件）承認され、これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。そのほか、緑の気候基金（GCF）については、事実上最大の拠出国として、また理事を輩出する国として GCF 内での発言権を確保し、緩和・適応策の新規支援案件 19 件の採択、GCF の基金管理機関（トラスティ）の正式決定、第一次増資プロセスの立ち上げ等、基金の運営に積極的に貢献した。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」（令和２年に官民合わせて１兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け、例えば、ガイアナ共和国の「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」を対象として 18.48 億円の無償資金協力を実施した。

環境管理においては、海洋プラスチックごみに関し、11 月、ASEAN＋３（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN＋３海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で日本は、中国や韓国とも連携し、「３Ｒ（リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再生））」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことを表明した。また、11 月の日・ASEAN 首脳会議において安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

生物多様性保全への取組に関しては、10 月、ロンドンで開催された「第４回野生動植物の違法取引に関する国際会議」において、我が国から、国際的な組織犯罪である野生動植物の違法取引への対処の一環として、ゾウ生息国における密猟対策支援を推進していくこと等を表明した。

令和元年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2019」を踏まえた国際協力を更に推進する。

１　SDGs 達成に向けた協力

（１）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、 途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。

（２）人材育成奨学計画（JDS）や JICA による長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要となる人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

２　保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

「国際保健のためのＧ７伊勢志摩ビジョン」、「TICADⅥナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

３　食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

４　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年５月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

５　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、 学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

６　防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発）

新たなイニシアティブを検討し、そのイニシアティブの達成に向け、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

７　水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成 30 年３月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

８　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靭性の強化、 海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「３Ｒ」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

<u>施策の進捗状況・実績</u>

１　SDGs 達成に向けた協力

（１）途上国の SDGs 達成に向けた取組への協力として、６月のＧ20 大阪サミットにおいて、防災、海洋プラスチックごみ、保健、教育の SDGs 主要分野についての支援策を発表。また、８月の TICAD７においては、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）拡大とアフリカ健康構想、災害に強い社会づくり、「質の高い教育」の提供、持続可能な都市づくり、令和２（2020）年に向けたスポーツの普及について議論を行い、生活の向上や経済成長の基盤となる人間の安全保障と SDGs の実現に向けて、強靭かつ持続可能な社会の構築に貢献することを発表した。

（２）途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」構想を推進し、「SDGs グローバルリーダー」（令和元年度は 51 名が訪日）を始めとする各種研修事業を実施した。また、無償資金協力による人材育成奨学計画(JDS)では、令和元年度に新たに 360 名の若手行政官が訪日し、同構想に基づく日本理解プログラムを受講した。

２　保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）

（１）我が国は、UHC の推進に向け、６月のＧ20 大阪サミット及び８月の TICAD７で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特にＧ20 大阪サミットでは、UHC 達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、９月には、国連で初めて UHC をテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）の推進、感染症・非感染性疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全回一致で採択され、UHC 達成に向けた政治レベルの強いコミットメントが示された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHC フレンズグループを立ちあげ、共同議長（タイ、ジョージア）とともに宣言交渉を主導した。

（２）感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。具体的には、二国間支援として医療機器整備支援（タジキスタン）などを実施した。国際機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約 453 億円、Gavi に対し約 21 億円等の支援を実施し、三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）の予防と対応、保健システムの強化、ワクチンの普及と使用の促進等に貢献した。

（３）また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行っ

ている世界保健機関（WHO）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関を経由した支援を実施した。

3　食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA））

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、サブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目標とする「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」や、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」のイニシアティブに沿う形でニジェール等において支援を実施した。また、IFNA では栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行い、ルワンダ等において支援を実施した。

８月に発表した「TICAD７における日本の取組」では、これら３つのイニシアティブの更なる推進を表明し、例えば CARD については、平成 30（2018）年までの 10 年間の目標であるコメ生産量倍増（1,400 万トン→2,800 万トン）の達成を受けた 2030 年までの次期目標として更なる倍増(2,800 万トン→5,600 万トン)を打ち出した。

4　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年５月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（科学、技術、工学及び数学）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、第５回国際女性会議 WAW！でのコミットメントに沿い、９月には、スリランカにおいて、女性の地位に係る理解を改善するとともに、モデル地域での職業訓練の実施による女性の起業・就業支援等を実施する無償資金協力「スリランカにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画（Ｇ７女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ）（UN 連携／UN Women 実施）」に関する書簡の交換を行った。さらに、G20 大阪サミット（６月）の際には、女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントが開催され、首脳宣言の中に、STEM 教育へのアクセス改善及びジェンダーに関する固定観念の排除に向けた意識向上を含め、女児・女性教育及び訓練への支援継続が盛り込まれた。

5　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成 27 年９月）に基づき、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。文部科学省と連携の下、我が国の知見・経験を活用し、日本型教育の海外展開を支援した。

また、TICAD７では、理数科教育の拡充や学習環境の改善等を含めた「質の高い教育」の提供を日本の取組として発表した。具体例として、12 月に、モザンビークにおける中学校新設や教育機材の整備を行うための無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われた。

日本が議長を務めたG20 開発作業部会（DWG）において、教育協力に焦点を当てた議論を行い「G20 持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、G20 大阪サミットの際に付属文書として発表された。また、６月に行われた SDGs 推進本部において、日本独自のイニシアティブとして、2019～2021 年の３年間で、少なくとも約 900 万人の子ども・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供するという「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。

6　防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発）

G20 大阪サミットの機会に、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２」を発表し、2019 年から 2022 年の間に少なくとも 500 万人が裨益すると想定される洪水対策支援等の実施を表明した。当イニシアティブに基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進めた。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や「『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

メキシコの地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）案件「メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究」では、11 月にメキシコで開催された「世界津波の日」イベントに参加し、メキシコ国立防災センター（CENAPRED）やコリマ州防災局や警察等とともに、一般市民向けに分かりやすく防災の取組や地震・津波避難のポイントを説明する移動式防災教室を開催した。また、津波絵画コンクールの表彰式や、国際セミナーにおいて、メキシコ側研究者や防災担当機関関係者とともに日本の海底ケーブルシステムによる津波観測手法や、日本の自治体による津波防災の取組等についても発表を行った。

7　水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

OECD 開発援助委員会（DAC）諸国の水・衛生分野での拠出の 27.2%に上る 5,855 百万ドル（平成 26～平成 30 年拠出ベース）を支援するなど、二か国間援助におけるトップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

サモアへの支援として、沖縄県内の水道事業体による協力の下、首都の約 1.8 万人が裨益すると見積もられる無収水対策、水質管理体制の整備支援、浄水場の維持管理強化による水質改善、及び標準作業手順書（SOP）の作成等による組織全体への技術浸透を実施した。

8　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、これまでに二国間文書に署名している 17 か国のうち、令和元年度は、ベトナム（「南部・中部地域の配電網におけるアモルファス高効率変圧器の導入」等４件計 2,837 トン）、モルディブ（「校舎屋根を利用した太陽光発電システム導入プロジェクト」155 トン）、タイ（「半導体工場における省エネ型空調システム及び冷凍機の導入」等２件計 2,519 トン）、インドネシア（「動力プラントの運用最適化技術」等６件計 55,509 トン）、カンボジア（「インターナショナルスクールへの超軽量太陽光発電システムの導入」181 トン）、サウジアラビア（「塩素製造プラントにおける高効率型電解槽の導入」5,300 トン）等７か国の JCM プロジェクトから計 66,502 トンのクレジット発行が決定された。累計で 61 件（うち令和元年度 18 件）の JCM プロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関する MRV（測定、報告及び検証）方法論が 80 件（うち令和元年度 14 件）承認され、温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。GCF については、案件採択や認証機関の承認、事業に関する指針策定等に加え、第１次増資プロセスへの貢献を通じて GCF の運営に積極的に関与してきた。日本は初期拠出（2015-2018 年）における 15 億米ドルの拠出に続き、10 月の GCF 第１次増資ハイレベル・プレッジング会合では、GCF の活動状況に応じて最大 15 億米ドルを拠出する意向である旨表明した（日本の累積拠出順位は、英国に次いで第２位）。第１次増資については、これまでに我が国を含む 29 か国が総額約 98 億米ドルの拠出を表明している（令和２年３月末時点）。GCF はこれまでに 129 件の事業を承認し（令和元年度では 29 件（令和２年３月末時点））、これにより、約 16 億トンの CO2 排出量削減と約 3.5 億人の裨益が見込まれている。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」（令和２年に官民合わせて１兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け、再生可能エネルギー導入支援、防災支援など、ODA 及び ODA 以外の公的資金（OOF）を用いて積極的に支援を進めている。

環境分野においては、海洋プラスチックごみに関し、６月Ｇ20 大阪サミットの機会に、安倍総理大臣は、令和 32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現のために途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明し、①廃棄物管理（Management of Wastes）②海洋ごみの回収（Recovery）③イノベーション（Innovation）及び④能力強化（Empowerment）を推進するため、令和７（2025）年までに世界中の廃棄物管理人材１万人育成等を柱とする「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げた。

生物多様性保全分野においては、４月、モザンビークに、ゾウの密猟監視対策のための法執行センター及び象牙保管庫を建設した。

令和２年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2020」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1　SDGs 達成に向けた協力

（1）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、 途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。

（2）JICA による長期研修の枠組みや人材育成奨学計画（JDS）を活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要となる人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

2　保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

（1）ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。Ｇ20 大阪サミット、TICAD

７で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。我が国が開催する「栄養サミット」においては、UHC 達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC 達成に向けた取組を主導していく。

（２）新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。

３　食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA））

「TICAD７における日本の取組」（令和元年８月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、CARD、SHEP、IFNA のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化にむけた包括的な支援を行う。

４　女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年５月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

５　教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成 27 年９月）やＧ７、Ｇ20、TICAD７等における教育関連のコミットメントを踏まえ、 学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

６　防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11 月５日）の普及啓発）

仙台防災協力枠組及び仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２の達成に向け、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における防災の主流化を促進する。

７　水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成 30 年３月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

８　気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靭性の強化、 海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「３Ｒ」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、SDGs 等の国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続的かつ強靭な社会を構築することを目指す。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

測定指標４　連携の強化　＊

中期目標（--年度）

ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

平成 30 年度目標

１　国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発

協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業は必要な見直しを行った上で、引き続き推進する。

2　国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和７（2025）年までに1,000人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3　卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　国民参加機会の拡大

NGOとの連携・協働の強化に対する取組としては、日本NGO連携無償資金協力事業50.46億円（106件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）52.48億円（70件）への資金協力を実施した。また、JICAの草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で15.81億円（38件）が採択された。NGOが実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGOとの既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、平成30年度中、NGO・外務省定期協議会を７回開催し、NGOとの間で開発協力政策やNGO支援、連携の具体策について意見交換した。NGO－JICA協議会も３回開催された。

ボランティア事業の見直しについては、平成29年度「秋のレビュー」（秋の年次公開検証）の指摘に基づいて、JICAボランティア事業の制度見直しに取り組んだ。具体的には、総称を「JICA海外協力隊」とするとともに、年齢に基づく区分から、求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しを行い、平成30年度秋募集から導入した。また、人件費補てんを廃止し、現職参加者の雇用を継続するための必要経費（労災や社会保険料など）を所属先に対し支出することとした。さらに、家族手当を廃止するとともに、海外一斉調査を踏まえ、現地生活費及び住居費の改定を行った。

また、応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層の母数が大きいと考えられる都市部を中心に募集説明会の回数を大幅に増やすとともに、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポットCM、全国版の雑誌（President、日経Woman、アエラ、Number）への記事広告展開とWEB転載等により、関心の惹起を図っている。

2　国際機関・地域機関等との連携

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、11月のWFP副事務局長訪日時に国際機関等との政策対話を実施したほか、同副事務局長訪日時や12月の国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）事務局長訪日時等の国際機関幹部の訪日機会を利用して日本のNGOとの意見交換を実施した。

さらに、日本の「顔の見える協力」とするための取組については、国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え、日本人職員の参画について継続的な働きかけを行うとともに、日本人職員が関与するプロジェクトの積極的な採用を行った。その結果、平成29年末時点の国連関係機関の日本人職員数は850名となり、平成28年末時点の820人から30名増加した。

3　卒業国支援、日系人・社会との絆

平成26年７月に安倍総理大臣が日カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の１つとして表明した、小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるバハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ及びセントクリストファー・ネービスの４か国に対し、研修員受入れの支援を実施した。

中南米地域における日系社会との絆を意識した取組については、中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて高齢者長期居住施設の整備を行ったほか、日

本語教育や社会福祉の分野において日系社会ボランティアを派遣するなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和元年度目標

1　国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2　国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和７（2025）年までに 1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3　卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1　国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体強化に対する取組としては、JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業で、中小企業支援型、SDGs ビジネス支援型合計で 173 件が採択された。

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては、日本 NGO 連携無償資金協力事業 55.96 億円（113 件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）55.40 億円（106 件）への資金協力を実施した。また、日本の NGO／CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で 18.1 億円（44 件）が採択された。NGO が実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO の組織基盤強化に向けた取組としては、NGO インターン・プログラムで９件、NGO スタディ・プログラムで９名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会３件の能力向上支援を実施した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、令和元年度中、NGO・外務省定期協議会を５回開催し、NGO との間で開発協力政策や NGO 支援、連携の具体策について意見交換した。NGO－JICA 協議会も１回開催された。

JICA ボランティア事業については、昨年に引き続き応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層に直接働きかける募集説明会に加え、事業理解促進イベント（グローバルフェスタ、アースデイ、職種に特化したイベント等）、交通広告（駅構内及び車両内への広告、トレインチャンネル）、駅のデジタルサイネージ等により、関心の惹起を図った。また、WEB での応募受付の利便性の向上や、説明会等の会場へのアクセスが難しい関心者に WEB 上での説明会を提供するなど、IT 技術等を活用して応募の利便性を向上させた。

2　国際機関・地域機関等との連携

国際機関との連携に関しては、NGO・外務省定期協議会等の機会を捉え、国際機関と日本の NGO の連携強化に関する意見交換を実施した。また、令和元年のＧ20 をホスト国として成功させるためには、アジェンダや機能ごとに形成された政府とは独立した８つのエンゲージメント・グループによる各提言に耳を傾けることが重要であるとの認識の下、その１つであり、各国市民社会組織の代表により構成される Civil20（Ｃ20）により４月に東京でＣ20 サミットが開催され、安倍総理大臣がＣ20 代表から①市民社会や「取り残されている」人々とともに約束を行動に移すこと、②地球規模課題に地球規模で取り組む必要があること、③多国間主義、民主主義、市民的権利、透明性や公開性の様な共通の価値観の必要性に関する提言書を直接受け取った。外務省は同サミット開催に資金

面で協力し、外務省幹部も出席した。また、外務省とNGO間の対話の機会として開催されているNGO・外務省定期協議会の場でNGO側から要請があり、協議・調整が行われたことにより、11月に名古屋で開催されたＧ20 外務大臣会合の際に外務省は東海地域の市民社会代表からＧ20 外相会合へ向けた地元市民社会の政策提言書を受け取り、対話を行った。

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10月にUNICEFと、11月に、２名のUNDP総裁補が出席する形でUNDPと、それぞれ戦略対話を開催した。我が国とUNICEF及びUNDPとの優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

３　卒業国支援、日系人・社会との絆

平成26年７月に安倍総理大臣が日・カリブ共同体（カリコム）首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の１つとして表明した小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるセントクリストファー・ネービス、バルバドス、トリニダード・トバゴの３か国に対し、防災・環境等分野における研修員受け入れ支援及びセントクリストファー・ネービスに対して水産機材の供与に関する無償資金協力を実施した。

また、同じく「卒業国」ではあるものの、自然災害や気候変動に対する脆弱性、国内格差等の開発課題を有し、引き続き我が国支援を必要とするチリ及びウルグアイに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、救急車、消防車、障害者移動用車両の供与や高齢者・障害者リハビリ施設の建設を行ったほか、防災分野の人材育成とネットワーク構築に関する技術協力プロジェクトを継続実施した。

太平洋島嶼国ではクック諸島が高所得国に達した。また同国は、令和２（2020）年１月から「卒業国」になったが、小島嶼国特有の脆弱性を有しており、引き続き我が国支援を必要とする経済的・社会的状況が認められることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、消防車、小学校の給水設備等の整備やヘルスセンター改修を行った。

中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、多目的施設や児童養護施設の整備を行ったほか、海外投融資を通じて、ペルーの日系人が創設した信用組合を介してペルーの農業中小零細事業者への支援を行うなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和２年度目標

１　国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、JICA海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

２　国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和７（2025）年までに1,000人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

３　卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する小島嶼開発途上国等及びその他の「卒業国」に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策・格差是正分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。

このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）

測定指標５　国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

平成 30 年度目標

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」となるよう、以下のとおり、引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し、積極的に行う。

1　スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行う等、より多くの出前講座を開催し、若い世代の理解を促進するよう努める。

2　より多くの若者に開発協力への理解を促進するよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく。

3　メディアの多様な変化を捉え、時代に即したツールを活用し、より効果的な広報を追求する。

施策の進捗状況・実績

1　開発協力に関する講座

開発協力に関する講座等を以下のとおり計 46 回実施した。

（1）ODA 出前講座

全国のスーパー・グローバル・ハイスクール２校を含む高校、大学等において 30 回実施し、約 2,660 人の参加を得た。

（2）外務省国際協力局職員による講演

大学・大学院、経済団体、企業、国際協力イベントなどにおいて 16 回（内、局長・参事官級２回）実施した。

2　コンテンツを使った情報発信

（1）アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社　鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」に任命し、２分間の ODA 紹介動画を全５本制作した（「プロローグ編」、「ASEAN の海上保安編」、「ケニアの理数科教育編」、「トルコのボスポラス海峡横断地下鉄編」及び「ペルーの中古消防車・救急車の供与編」）。９月 21 日の一斉公開から平成 31 年３月末までの再生回数は累計 38 万回を超え、動画の視聴者からは「ODA マンの説明がわかりやすい。ODA について考えるきっかけになった。」「興味が湧くように作ってあり、好感を持てた。」といった好意的なリアクションが多く寄せられた。

（2）草の根・人間の安全保障無償 30 周年に関する広報

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」）の実施開始 30 周年を機に、お笑いコンビのペナルティに「草の根大使」を委嘱し、８月のタイ訪問（草の根無償案件視察、現地の人々と交流）の模様を記録した広報動画（約 10 分）を作成した。同動画を、国内での国際協力イベント、外務省員によるセミナー、在外公館が開催するイベントで放映等したほか、10 月からのユーチューブ外務省公式動画チャンネルでも公開し、草の根無償に対する国内外で約 3,000 人が視聴した。また草の根大使に関連する SNS 広報は延べ 25 万回表示された。

（3）「開発協力白書」の出版及び外務省ホームページを通じた発信

日本の１年間の開発協力の実績についてまとめた「開発協力白書」を日本語及び英語で作成・出版し、外務省ホームページに掲載するとともに、SNS で発信している。2018 年版白書については、読者の方々が日本の ODA の全体像を把握しやすいよう簡単な記載に努めるとともに、「スリム化」を行いつつ、写真の活用を増やしたり、現場で活躍する「人」にフォーカスを当てたコラムを充実させたり等の工夫を行った。

（4）その他

「国際機関で働く日本人」、「中東における日本の難民女性支援」、「自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の連結性支援」、「気候変動問題に取り組む島しょ国への日本の協力」及び「海の未来のための日本の国際的取組」をテーマに５本の政策広報動画を制作し、外務省 HP やユーチューブにて配信した。平成 31 年３月末現在、上記５本の動画の再生回数は日・英版合わせて累計 290 万回を超えている。

3　多様なメディア媒体の活用

上記２（１）のアニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」については、ODA 広報としては外務省初の試みであるトレインチャンネルも活用した。プロローグ編を除く動画４本をそれぞれ 15 秒版に編集し、東京メトロ全線で９月から 10 月にかけて２週間放映し、通勤・通学層を中心に推定で延べ 2,300 万人以上にリーチした。さらに、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を２か月間出稿し、延べ 2,700 万人にリーチした。そのほか、BS 番組でスポット CM を約 50 回放映し、延べ 1,300 万人にリーチするなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

また、JICA ボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポット CM、全国版の雑誌（President、日経 Woman、アエラ、Number）への記事広告展開と WEB 掲載等を実施した。

４　イベントを通じた情報発信

目標に掲げたものに加えて、開発協力に関する広報イベントを、以下のとおり計３回実施した。

（１）グローバルフェスタ JAPAN2018

レジャー感覚で開発協力に触れてもらう機会を提供するため、外務省、JICA、（特活）国際協力 NGO センター（JANIC）の共催により９月 29 日に東京お台場で開催した。４万 3,000 人超が来場し、我が国 ODA の一端に触れるとともに「鷹の爪団の 行け！ODA マン」等のステージプログラムを楽しんだ。

（２）ワン・ワールド・フェスティバル

NGO が主催し、外務省が協力する関西地域最大の国際協力イベントとして、平成 31 年２月２、３日の両日、大阪市立北区民センター等で開催され、延べ２万 5,000 人が来場した。外務省は、ブース出展のほか、写真展示や外務省員によるセミナー、上記２（２）の「草の根大使」を委嘱されたお笑いコンビのペナルティと外務省職員によるトークステージを行い、「日刊スポーツ」、「デイリースポーツ」（Web 版）等で報道された。

（３）「鷹の爪団の 行け！ODA マン」出張授業 in 島根

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」として、 平成 31 年３月２日、外務省の主催により国立島根大学にて実施し、高校生から 70 代まで約 50 名の来場者を得た。外務省員を始め、上記２（１）のアニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」の原作者や、島根県で ODA に携わる人々がパネリストとして登壇した。島根県では、アニメ「秘密結社　鷹の爪」の主人公「吉田くん」が県の広報キャラクターとして起用されているため、地元メディアにも注目され、TSK 山陰中央テレビ、「山陰中央新報」等で報道され、山陰地方の 25 万世帯が視聴・閲読した。

令和元年度目標

１　ODA 出前講座そのものの広報を継続し、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解を促進するよう努める。

２　より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報発信をより一層強化していく。

３　SNS を活用した情報発信を開始し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層に対して開発協力への理解促進を目指す。

４　グローバルフェスタ JAPAN2019 を開催し、2018 年を上回る来場者の獲得を目指す。ワン・ワールド・フェスティバル、開発協力シンポジウムについても、予算上の制約はあるが、平成 30 年度の実施において大きな効果が確認されたため、継続開催の可能性を探っていく。

施策の進捗状況・実績

１　開発協力に関する講座

全国の高校（スーパー・グローバル・ハイスクール１校を含む）、大学等において ODA 出前講座を 30 回実施し、計 2,811 人の参加を得た。また、６月、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科 10 周年の公開記念講座において、河野外務大臣による開発協力をテーマにした講演を行った。

２　開発協力コンテンツを使った情報発信

（１）アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社　鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として平成 30 年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全４本（「アフリカ編（再生回数：6,549 回）」、「ODA で世界を救う編（再生回数:55 万回）」、「ODA で感謝の輪編（再生回数:15 万回）」、「産業をおこす編（再生回数:11 万回）」）を制作した。また、楽しみながら ODA について学べるシミュレーシ

ョンゲーム「あなたもODA」を１本制作し公開したところ、高いアクション率・視聴完了率を記録した。

平成30年度制作の動画５本（「ODAってなんじゃ？（再生回数：８万６千回）」「アジア沿岸諸国で海上保安の巻（再生回数：８万２千回）」「ケニアで教育の巻（再生回数：７万９千回）」「潜ってイスタンブールの巻（８万45回）」「ペルーの消防車・救急車の巻（７万７千回）」）を合わせたアニメ動画の累計再生回数は120万回を超え、動画の視聴者からは「回りまわって日本の地位を高めることであったり、国益に資するのであれば良いのだと思うようになった。」「日本が世界の国を援助することでそれが自分たちのためにもつながるという点がとても良いと思った。」といった好意的な感想が多く寄せられた。

（２）トレインチャンネルにおける放映

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODAマン」による広報については、平成30年度に引き続きトレインチャンネルも活用した。「ODAで世界を救う編」、「ODAで感謝の輪編」、「産業をおこす編」の３本をそれぞれ15秒版に編集し、東京メトロ全線・JR東日本主要路線にて９月から10月にかけて２週間放映した。放映期間中の想定接触人数は延べ6,000万人以上と算出されている。

３　SNSを使った情報発信

（１）　ツイッター

ODAに対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODAに対する理解と支持を促進することを目的とし、ODA 広報ツイッターを開設し５月に運用を開始した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は8,000名を超えた。

（２）　ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODAマン」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を２か月間出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

４　イベントを通じた情報発信

（１）グローバルフェスタJAPAN2019

外務省、JICA、（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）の共催により９月28日、29日に東京お台場で開催した。２日間で過去最高の延べ18万人超が来場し、我が国ODAの一端に触れるとともに、「鷹の爪団の 行け！ODAマン」等のステージプログラムを楽しんだ。

（２）ワン・ワールド・フェスティバル

NGOが主催し、令和２年２月１日、２日の両日、大阪市で開催され、26,000人が来場した関西地域最大の国際協力イベントに参加した。外務省としてはグローバルフェスタ2019で好評を集めた写真展「エールよとどけ！」の展示及び、広報パンフレットの提供を行った。

（３）「鷹の爪団の 行け！ODAマン」出張授業in富山

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」を、令和２年２月15日、外務省主催、富山市・チューリップテレビ共催により実施し、約120名の来場者を得た。外務省を始め、富山で国際協力に携わるJICA、地方自治体、大学、企業関係者ほか、アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODAマン」の原作者がパネリストとして登壇した。地元メディアにも注目され、チューリップテレビ、北日本新聞等で広く報道された。

令和２年度目標

１　開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対しODA出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODAに対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

２　開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

３　SNSを使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

４　ホームページを通じた情報発信

既存のODAホームページを改修し、我が国ODAに関する情報発信を伝わりやすく、アクセスしやすいものとすることにより、より一層の国民理解促進を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「ODA に関する有識者懇談会」が平成 30 年 11 月に提出した提言において、「ODA に関する国民・市民の理解・認知度向上」の重要性を指摘しており、より分かりやすく身近な ODA 広報が一層求められているため、その実施状況を検証・評価する必要がある。また、平成 27 年２月に閣議決定した開発協力大綱においても、「実施基盤の強化」として国民の理解・支持を得ることの重要性が述べられている。このため、 令和元年度の実績を基に、幅広い層を対象としつつ、ターゲット層を意識した広報活動を実施することが重要と考え、目標を設定した。

測定指標６　国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標（--年度）

平成 28 年８月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

平成 30 年度目標

開発協力の推進は、事業関係者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施に加え、最新の国際情勢、現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、①～③については平成 29 年度に実施した取組から以下のとおり拡充した。④及び⑤については平成 29 年度の取組を継続した。

脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12 月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第５回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。また、技術協力協定等への安全対策条項の追加に取り組んだ。

事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICA の安全対策情報（安全対策措置、安全対策マニュアル等）を掲載する国を 140 か国まで拡充した。

ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICA による安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ 208 回実施し、安全対策研修参加者は、４月現在では約 13,800 名（内訳：座学・実技研修約 4,250 名、ウェブ研修約 6,450 名、現地研修約 3,100 名）であったのに対し、平成 31 年３月末現在で約 21,200 名（内訳：座学・実技研修約 7,600 名、ウェブ研修約 10,000 名、現地研修約 3,600 名）に増加した。また、４月から、企業・団体の安全対策担当者（管理者）向けの研修を新たに開始し、同月以降、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者にも拡充し、平成 31 年３月末現在 14 回実施した。加えて、平成 30 年３月から開始された地方での安全対策研修も、平成 31 年３月末時点で６都市計７回開催した。

令和元年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、平成 30 年度の取組を継続した。脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12 月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後

第６回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、ODA 事業に係る交換公文等の二国間文書への追加に取り組んだ。在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を徹底した。事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICA の安全対策情報（安全対策措置、安全対策マニュアル等）を掲載している 147 か国分全てについて現地治安情勢等の変化に対応して随時内容更新を行った。ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICA による安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ 51 回実施し、安全対策研修には約 2,050 名（平成 30 年度比 100 名の減）が参加した。これで、平成 28 年 10 月開始からの累計は令和２年３月末現在で約 30,600 名（内訳：座学・実技研修約 6,300 名、ウェブ研修約 19,800 名、現地研修約 4,500 名）となった。また、企業・団体の安全対策担当者（管理者）向けの研修では、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者に拡充し、令和元年度は９回実施した。加えて、地方での安全対策研修も、令和元年度は３都市計５回開催した。これら対面式研修を受講できない関係者向けには、10 月から理解度テストやビデオ閲覧機能を付加した新たなウェブ教材（安全対策研修（Web 版））の提供を開始し、JICA ホームページや関係団体への案内を通じて関係方面に周知を図り、利用を呼び掛けた。その結果、登録者数は 1,300 名となった。

令和２年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

特に、安全対策研修については事業関係者による受講が一巡した点を踏まえ、新たに研修有効期限（前回受講時より２年間を目安に再受講）を導入することで、安全対策に係る意識啓発を促進することとする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であるため。このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

・開発協力大綱（平成 27 年２月　閣議決定）
・国際協力事業安全対策会議「最終報告」（平成 28 年８月　公表）

測定指標７　主要個別事業の事後評価結果（注）

評価がＡ：非常に高い、Ｂ：高い、Ｃ：一部課題がある、Ｄ：低いのうち、Ａ～Ｂの評価が占める割合	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	－	80%	76%	75%	78%	80%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。

年度目標値は、過去３年間の実績値を踏まえて設定した。

(注)10 億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

但し、本内容はあくまで 平成 30 年度及び令和元年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）

（約束額ベース、単位：百万ドル）　（注）ODA 卒業国を含む	実 績 値		
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
Ⅰ　社会インフラ及びサービス	3,258.40	3,042.61	（集計中）
Ⅱ　経済インフラ及びサービス	9,878.13	11,060.37	〃
Ⅲ　生産セクター	2,635.43	1,452.26	〃
Ⅳ　マルチセクター援助	1,632.66	974.69	〃
Ⅴ　商品援助／一般プログラム援助	1,154.15	428.66	〃
Ⅵ　債務救済	19.10	23.72	〃
Ⅶ　人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	846.04	571.33	〃
Ⅷ　行政経費等	754.28	1,741.19	〃

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①無償資金協力 （昭和 43 年度）	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキームを活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築という重点課題に取り組む。 こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。				1 2 3
	192,038 (191,524)	183,089 (183,032)	176,393 (176,180)	163,197	143
②(独)国際協力機構運営費交付金（技術協力） （平成 15 年度）	（①無償資金協力と共通）				1 2 3
	154,315.8 (154,315.8)	152,364.3 (152,364.3)	150,476.1 (150,476.1)	151.064.8	144
③有償資金協力 （　＊　）	（①無償資金協力と共通）				1 2 3
	－	－	－	－	－
④(独)国際協力機構施設整備費補助金 （平成 24 年度）	公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際協力機構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。				－
	166.9 (158.9)	997.0 (0)	523.9 (833.8)	535.0	145
⑤無償資金協力事務費 （　＊　）	経済開発援助等の案件形成、実施のための交渉、協議、調査等の実施、在外公館における無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化等に取り組む。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。				1 2 3 4
	964 (891)	974 (907)	974 (934)	926	146

⑥開発協力の理解促進 （　＊　）	国民一般を対象として、開発協力広報／情報公開を行うため、主に以下の施策を実施する。 １　開発協力コンテンツの作成・発信 ２　国際協力イベントの開催 ３　パンフレット等資料作成 ４「ODA 出前講座」 ５　日章旗ステッカー等の作成 開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。				5
	135 (130)	137 (137)	145 (132)	140.7	147
⑦経済協力評価調査 (昭和 56 年度)	日本の開発協力方針等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックする。 これにより、開発協力の管理・改善への支援、開発協力事業立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また開発協力評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本の開発協力方針の評価を通じ、 開発協力の透明性確保、被援助国側の評価能力の向上等を図る。				1 2 3 4 5
	121 (105)	136 (57)	131 (78)	97	148
⑧開発援助人材育成・振興 （　＊　）	開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。 これにより我が国の開発協力の効果的かつ効率的な実施に寄与する。				1 2 3
	9 (8)	9 (7)	9 (8)	0	－
⑨NGO 活動環境整備 (平成 11 年度)	NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員、NGO スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム)を実施する。 これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上（キャパシティ・ビルディング）を図り、もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携を一層強化する。				4
	98 (94)	94 (87)	95 (84)	91	149
⑩現地 ODA タスクフォース業務 (平成 18 年度)	現地 ODA タスクフォース業務は、在外公館及び JICA の現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協力方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ（他ドナー、国際機関、NGO 等）との連携、我が国開発協力のレビュー等を実施する。 こうした取組により、質の高い開発協力の実施を目指す。				1 2 3 4
	98 (90)	98 (92)	94 (93)	93	150
⑪政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費 （　＊　）	政府開発援助に必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。 また、中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発協力の実施を図る。				1 2 3 4 5
	129 (110)	153 (136)	183 (172)	208	151

⑫民間援助連携事務費（平成14年度）	1　民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。 2　NGO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力（N連）等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会（NGO・外務省定期協議会）、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。 3　民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。				4
	55 (53)	55 (54)	54 (52)	71	152
⑬経済協力情報管理関係経費（　＊　）	我が国の開発協力政策の策定、実施、評価及び発信に不可欠な基礎データである政府開発援助（ODA）実績の公式統計データの集計及び管理を行う。 また、集計データを元に、開発協力白書等の政府刊行物に掲載する図表の作成、及び、OECD 開発援助委員会（DAC）への実績報告を行うほか、国会等からの照会に応じた資料提供や政策の決定、評価、公開等に用いる各種データの加工・提供についても随時対応する。 なお、開発協力を巡る状況の変化と共に、ODA 実績の集計規則も複雑化すると共に継続的に改訂されているところ、こうした変更に対して適時かつ機動的に対応するため、現在は Excel を使用するマニュアル作業を中心とした体制で臨んでいる。 これにより、我が国の ODA 統計データの質の確保及び迅速かつ効果的なデータの提供を実現し、我が国の開発協力政策の的確、効率的かつ円滑な実施に寄与する。				1 2 3 4 5
	19 (17)	19 (17)	19 (16)	18	153
⑭海外技術協力推進団体補助金（平成元年度）	NGO が海外において経済社会開発プロジェクトを実施するのに関連し、日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本 NGO 連携無償資金協力を補完する。 これにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。				4
	15 (14)	12 (11)	8 (7)	8	154
⑮開発協力白書編集等（　＊　）	開発協力白書（日本語版及び英語版）及び参考資料集を作成する。 これにより、開発協力の広報効果を高め、国民に対する説明責任を果たし、国内外における日本の開発協力に対する理解を深める。				4 5
	20 (20)	17 (9)	17 (13)	17	155
⑯国際機関との連携等（　＊　）	伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチや援助理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより、我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させることにより、施策目標の達成に寄与する。				1 2 3 4
	14 (6)	15 (7)	11 (4)	8	156

⑰国別開発協力援助方針策定調査（平成12年度）	国別開発協力方針は、開発協力大綱の下に位置づけられ、具体的な開発協力案件選定の指針とすべく、各国の情勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国のODAの方針であり、原則として全ての開発協力対象国について策定する。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。				1 2 3
	8 (10)	8 (6)	8.5 (8)	6.1	157
⑱経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費（＊）	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行うことにより、開発協力の適切な実施を確保し、施策目標の達成に貢献する				1 4
	8 (7)	8 (8)	9 (8)	8	158
⑲国際緊急援助事務費（昭和62年度）	国際緊急援助の情報収集や調査、平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的実施を図り、「人間の安全保障」の実現及び国際協力の推進といった施策目標の達成に寄与する。				1 2 3
	8 (6)	8 (5)	8 (3)	8	159
⑳在外公館広報活動基盤整備費（平成27年度）	国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、被供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をはかる。				5
	16 (13)	16 (13)	21 (17)	15	160
㉑草の根無償の理解促進に必要な経費（平成30年度）	国内外の人々を対象として、草の根無償の意義や開発効果についての理解を促進するため、外部人材に広報事業を委嘱し、現地視察の様子を含めた広報用動画を作成し、外務省HPに掲載する。また、わかりやすくまとめた記事を雑誌に掲載することで草の根無償に対する関心を喚起する。 これにより、草の根無償の実施に対する国民の理解の促進に貢献する。				5
	－	2 (2)	0 (0)	0	－
㉒外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費（令和元年度）	無償資金協力の案件形成等のための短期の事前調査を実施する。 これにより、無償資金協力のより機動的な案件形成及び実施決定を促進し、近年求められている、より戦略的で迅速なODAの実施に貢献する。				1 2 3
	－	－	10 (9)	11	161
㉓G20開発作業部会開催経費（令和元年度）	開発課題に関する議論を行うG20の作業部会であり、各年の議長国が開発分野に関する優先議題を設定し、G20加盟国及び招待国・国際機関で議論を行い、議題ごとに成果文書を策定している。 令和元年には、議長国である我が国のイニシアティブの下、質の高いインフラや人的資本投資、2030アジェンダを含む議題に関して議論を行い、成果文書の策定を主導することにより、質の高いインフラの国際スタンダード化や人間の安全保障の理念の国際的普及に寄与した。				1
	－	57 (41)	60 (20)	－	164
㉔国際移住機関（IOM）分担金（平成6年度）	本分担金は、IOM憲章の規定に基づき、IOM本部及び地域事務所などの運営経費のために使用されている。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				2 3

	598 (598)	603 (603)	615 (615)	527	298
㉕国際移住機関（IOM）拠出金（任意拠出金）（平成６年度）	本拠出金は、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に使用され、脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティー安定化支援等に充てられる。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				2 3
	3,350 (3,350)	3,021 (3,021)	2,501 (2,501)	0	356
㉖国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金(ARTF)（平成 19 年度）	世銀が管理する本基金は、アフガニスタンの持続可能な開発に向けて、効果的・効率的な支援が一層重要になっている中、同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。 本基金への拠出を通じて、アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに、同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図ることは、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。				2
	255 (255)	250 (250)	159 (159)	0	294
㉗アジア開発銀行（ADB）拠出金(AITF)（平成 22 年度）	本拠出金は、アジア開発銀行（ADB）が管理するアフガニスタンインフラ信託基金（AITF）への拠出金を通じて、交通・エネルギー等アフガニスタン国内のインフラを整備するもの。 治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて、自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには、安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い、パキスタンや中央アジア等周辺諸国との連結性を高め、地域経済に統合されていくことが不可欠であり、本拠出金は地域連結性の向上とともに、広域な地域における経済活性化に資する。 これは、我が国が重要外交指針としている持続可能な開発目標（SDGs）の達成を貢献する。				1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	295
㉘アジア生産性機構（APO）分担金（昭和 36 年度）	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36（1961）年に設立された地域国際機関である。本分担金は、APO の事業費及び事務局運営費に充てられている。APO は分担金及び拠出金により年間約 190 件のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部（国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関）関係者を対象とした研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成等が挙げられる。 我が国で開発された生産性向上の手法を、APO を通じ積極的に普及することにより、我が国は、加盟国・地域の生産性の向上を通じてアジア太平洋諸国の発展に寄与している。また、APO に対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。				3
	626 (626)	637 (619)	590 (590)	590	297
㉙コロンボ計画分担金（昭和 31 年度）	コロンボ計画は、昭和 26（1951）年に設立された ASEAN（除カンボジア）及び SAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の 26 か国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。 コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、南南協力の積極的な推進に寄与する。				1
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	317
㉚国際連合	UNHCR は、パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援				2

難民高等弁務官事務所(UNHCR) 拠出金(任意拠出金) (昭和 42 年度)	を行う。具体的には、①難民に対する国際的保護の付与、②緊急物資の配布等による支援、③自発的帰還、現地統合及び第三国定住による恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。 UNHCR を通じた我が国の貢献は、難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				3
	11,715 (11,715)	11,719 (11,719)	6,993 (6,993)	3,658	318
㉛国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金(任意拠出金) (昭和 38 年度)	本件拠出は、食料を通じた①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援のために使用されている。 本件拠出は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献するとともに持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与する。				2 3
	7,986 (7,986)	8,286 (8,286)	11,576 (11,576)	431	320
㉜赤十字国際委員会(ICRC)拠出金(任意拠出金) (昭和 35 年度)	我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している赤十字国際委員会(ICRC)に対する本拠出は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食料・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の緊急人道支援のために使用されている。 ICRC を通じた我が国の支援により、世界の平和と安定に資するのみならず、紛争の影響を受けた人々への支援を通じ、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に寄与する。				2 3
	2,391 (2,391)	2,401 (2,401)	2,513 (2,513)	183	323
㉝国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS) 拠出金(任意拠出金) (平成 8 年度)	UNMAS への拠出金は以下の支援に用いられる。 1　地雷等埋没状況調査 2　地雷回避教育支援 3　地雷除去支援 4　武器の安全管理 5　地雷被害者の社会復帰支援 6　地雷の脅威なき世界への啓発 UNMAS を通じた我が国の貢献は、地雷の除去等、紛争からの復興に欠かせない支援であり、地球規模課題の解決のための我が国のリーダーシップの発揮につながるもの。				2 3
	1,033 (1,033)	939 (939)	236 (236)	6	325
㉞国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA) 拠出金(任意拠出金) (昭和 28 年度)	本拠出金は、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業のために使用されている。 本件拠出は、教育、医療・保健、救済(住宅改善支援など)等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進している「人間の安全保障」の実現、中東地域の安定、中東諸国との良好な外交関係の維持に寄与する。				2 3
	2,776 (2,776)	2,764 (2,764)	2,699 (2,699)	199	326
㉟国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金(任意拠出金) (昭和 53 年	OCHA は、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を 24 時間インターネット上で迅速に配信するリリーフウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を				2 3

度)	重視しており、国際機関やNGOなど様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHAによるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。本拠出金は、OCHA の活動を支援するものである。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行うOCHAの活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				
	632 (632)	621 (621)	609 (609)	130	332
㊱中央緊急対応基金(CERF)拠出金(任意拠出金) (平成20年度)	中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。CERFは、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、CERF 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、同事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。 同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。				2 3
	154 (154)	152 (152)	75 (75)	29	334
㊲アジア生産性機構(APO)拠出金 (昭和36年度)	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。本拠出金は、アジア諸国の中で特に生産性に課題が多い国において、APOによる生産性向上に向けたアクションプランの作成等を支援する活動経費に充てられる。 本拠出を通じ、加盟国が生産性向上を図る上で求められる組織・制度強化に貢献するとともに、我が国が優位性を持つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を促進し、加盟国・地域の生産性向上を通じた発展に寄与する。また、関係の産業人材が育成されることにより、日本企業の海外進出基盤整備にも資する。				3
	24 (24)	20 (20)	13 (13)	13	344
㊳経済協力開発機構(OECD)開発関連拠出金 (平成7年度)	本拠出金は、持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、貧困撲滅、途上国の人々の生活水準の改善を含む、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に貢献するための、開発協力・政策促進を目的とした、援助統計、相互レビュー、援助の質の向上等に関するDAC(開発援助委員会)の活動に充てられる。 本拠出金を通じてDACの活動に参画することで、日本の重要政策を国際的な援助潮流に反映させる。				1 2 3 4
	12 (12)	12 (12)	12 (12)	8	348
㊴国際開発教育・研究機関拠出金(任意拠出金) (昭和45年度)	本拠出金は、リモートセンシング・地理情報(RS－GIS)を専攻する学生(博士・修士)に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において、知名度が高く、高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学(AIT)を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学やJAXAとの連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科(修士・博士課程)と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国がASEANとともに進めている「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」に資する。				1 3

	12 (12)	12 (12)	9 (9)	7	349
㊵国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)拠出金(任意拠出金) (昭和 63 年度)	国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）は、自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また、IFRC は現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため、政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根に密着した迅速な対応を行っている。 IFRC を通じた我が国の支援により、平和と安定の促進を図り、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	357
㊶アジアパシフィックアライアンス拠出金 (平成 25 年度)	アジアパシフィックアライアンス（A-PAD）は、平成 24 年 10 月に日本の NGO が主導して設立された（CEO は大西健丞氏（ピースウィンズ・ジャパン代表理事／Civic Force 代表理事等））。現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びバングラデシュの６か国が加盟し、各国に NGO や企業等複数のセクターからなる「ナショナル・プラットフォーム（NP）」が構築されている。本拠出金によって、アジア太平洋地域において災害が発生した際、各国の NP が協働・連携し、即時に出動、捜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては、各メンバー国 NP の強化、NP 間の連携促進、アジア各国において NP を構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業等を行う。 A-PAD を通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域における災害発生時、A-PAD に参加する各国の NP が、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与しており、我が国の外交の柱の一つである防災を含む地球規模課題への取組や持続可能な開発目標（SDGs）達成への取組にも合致する。				3
	104 (104)	104 (104)	94 (94)	95	363
㊷シリア復興信託基金拠出金 (平成 25 年度)	本拠出金は、実施団体を通して水・衛生、医療・保健、エネルギー、教育、食料、及び廃棄物管理などの基礎サービスの提供及び提供主体を強化するために使用される。 本基金を通じて、紛争により人道危機に直面しているシリア国内の人々に対し、緊急・人道的性格の支援を実施し、同国民の生活状況を改善することに寄与する。				2
	1,220 (1,220)	0 (0)	243 (243)	0	366
㊸国際連合開発計画(UNDP)拠出金(LOTFA) (平成 20 年度)	本拠出金は、UNDP が管理するアフガニスタン法秩序信託基金（LOTFA）を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援、警察官の訓練等に貢献し、同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。 アフガニスタンの安定のためには、アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり、本拠出金を通じた支援は、同国の治安維持能力を向上させ、地域のみならず国際社会全体の安定、ひいては我が国の安定と繁栄に資する。				2
	9,020 (9,020)	8,500 (8,500)	6,990 (6,990)	0	369
㊹経済協力開発機構・開発センター分担金 (平成 28 年度)	本拠出金は、OECD 開発センターの運営経費及び各種事業経費に充てられる。 本拠出を通じ、先進国、新興国及び途上国を包摂する主要な政策対話のプラットフォームである開発センターと連携し、運営委員会やハイレベル会合等の重要会議への出席を通じて同センターの予算や事業内容等の意思決定に関与し、日本のプレゼンスの強化を果たすとともに、セミナーの開催や各種政策文書へのインプットを通じ、質の高いインフラ等の日本が重視する政策の国際社会への更なる浸透に寄与する。				1 2 3 4
	128 (128)	143 (143)	136 (136)	138	370

㊺コロンボ計 画拠出金 (平成 28 年度)	コロンボ計画は、昭和 26（1951）年に設立された ASEAN(除カンボジア)及び SAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の 26 か国が参加する国際開発機関である。 南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策を始めとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性強化に取り組むコロンボ計画を通じ、ミンダナオ島を含むフィリピンにおける薬物使用障害患者の治療・社会復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用がテロ組織の資金源となることを抑制し、同国の治安改善に寄与する。				2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	372
㊻グローバル譲許的資金ファシリティ（GCFF）拠出金（任意拠出金） (平成 29 年度)	本拠出金は、難民を大量に受け入れる中所得国に対する社会的支援を通じ、難民及び受入れコミュニティー双方が裨益する支援に充てられる。具体的には、基礎的サービス支援（教育・保健等）、経済機会拡大支援（雇用創出、投資誘致等）、インフラ整備支援などを行っている。 現在、難民等避難を余儀なくされている人は 6,850 万人と第二次大戦後最大を更新し続けており、その多くをヨルダン、レバノンといった中所得国が受け入れている。こうした現状において、これら中所得国を支援することは、難民問題の根本的解決に欠かせないもの。また、人道支援に教育やインフラといった開発支援を組み合わせる「人道と開発の連携」事業は、我が国が積極的に推進している政策であり、本件事業を通じ、難民問題において日本の国際的なリーダーシップを発揮することにつながっている。				2 3
	1,100 (1,100)	0 (0)	0 (0)	0	377
㊼国境なき医 師団拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金は、バングラデシュ国内のミャンマー・ラカイン州からの避難民、及びパレスチナ・ガザ地区の火傷・外傷患者に対する医療支援のために使用される。 本拠出金は、当該地域の保健・衛生環境の確保や保健課題への取組を通じ、人間の安全保障の推進や国際社会の平和と安定の確保に寄与する。				2
	155 (155)	50 (50)	0 (0)	0	378
㊽経済協力開発機構・開発センター拠出金 (平成 30 年度)	本拠出金は、OECD 開発センターに日本人職員を１名派遣し、G20 大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20 原則」や同原則に沿って作成中の「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」の普及・実践促進に係る活動を行う費用に充てるものである。 本拠出を通じ、同センターをプラットフォームとして活用し、国際社会における「質の高いインフラ投資」の概念の一層の普及・浸透を図ることにより、質の高いインフラの原則が遵守されるような国際環境の醸成に寄与する。				1 2 3 4
	－	30 (29)	28 (28)	21	380

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅵ-２　地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

令和２年度事前分析表（モニタリング）

（外務省２－Ⅵ－２）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組
施策目標	グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGs に係る以下の取組を推進する。 １　人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。 ２　国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。
目標設定の考え方・根拠	人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGs の実施にも貢献するものである。 地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。 ・開発協力大綱（平成 27 年２月 10 日　閣議決定） ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日　閣議決定） ・平和と健康のための基本方針（平成 27 年９月 11 日　健康・医療戦略推進本部決定） ・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和元年 12 月 20 日　持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） ・SDGs アクションプラン 2020（令和元年 12 月 20 日　持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）

施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	66	58	76	115
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	△11	
		合計(a＋b＋c)	66	58	65	
	執行額(百万円)		47	38	36	

同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	－	－	－	26,977
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a＋b＋c)	－	－	－	
	執行額(百万円)		－	－	－	

政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施予定時期	令和３年８月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野１　人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

１「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（2030 アジェンダ）の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。

２我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。

３人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)（注）の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。

（注）全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年１月 20 日）
　二　世界の真ん中で輝く国創り
・第 193 回国会外交演説（平成 29 年１月 20 日）
　グローバルな課題への一層の貢献
・第３回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年６月９日）
・第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ（平成 29 年９月 18 日）
・第 72 回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説（平成 29 年９月 20 日）
・「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ（平成 29 年 12 月 14 日）
・第４回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年 12 月 26 日）
・第 196 回国会外交演説（平成 30 年１月 22 日）
・第５回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年６月 15 日）
・第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 30 年９月 25 日）
・第６回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年 12 月 21 日）
・第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年１月 28 日）
　五　戦後日本外交の総決算（世界の中の日本外交）
・第 198 回国会外交演説（平成 31 年１月 28 日）
・第７回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（令和元年６月 21 日）
・「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ（令和元年９月 23 日）
・「SDG サミット 2019」における安倍総理大臣スピーチ（令和元年９月 24 日）
・第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(令和元年９月 24 日)
・第８回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（令和元年 12 月 20 日）
・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
　（国際社会の課題解決）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標１－１　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献　＊

中期目標（--年度）

　持続可能な開発目標（SDGs）は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGs の推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。

平成 30 年度目標

　年央の第５回 SDGs 推進本部会合、年末の同第６回会合及び平成 30 年７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）等のハイレベルの会議において、日本の SDGs の取組について効果的に発信することで、官民連携、地方創生、次世代・女性のエンパワーメントを３本の柱とする「SDGs アクションプラ

ン 2018」に示される日本のモデルを更に強化・拡充することを目指す。
　人間の安全保障については、国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績
　６月の第５回 SDGs 推進本部会合における「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」（「SDGs アクションプラン 2018（平成 29 年 12 月策定）」の取組を倍増させたもの）策定に続き、平成 30 年 12 月の第６回 SDGs 推進本部会合ではこれを更に倍増させた「SDGs アクションプラン 2019」を決定し、日本の SDGs モデルの３本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）や平成 30 年 10 月の P4G（Pertnaring for Green Growth and the Global Goals 2030、注）サミットを始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本の SDGs に関する取組を発信した。（注：環境に優しい経済成長と SDGs 実現のため、官民連携強化を目的として平成 30 年に設立されたネットワーク）
　人間の安全保障への貢献という観点からは、平成 30 年度は、第７回日中韓サミット、日ウガンダ外相会談、日ベナン外相会談、第 10 回日本メコン地域諸国首脳会議等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。
　また、平成 31 年２月 28 日にニューヨークの国連本部において、国連開発計画（UNDP）、国連人間の安全保障ユニット、ノルウェー、タイ及び南アフリカとの共催により、人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障 25 周年：SDGs の達成への貢献を基に」を開催し、人間の安全保障の概念普及に貢献した。シンポジウムの成果文書は国連ホームページで公表済みである。

令和元年度目標
1　令和元年は日本がＧ20、TICAD７を主催し、また９月には国連で初の SDG サミットが開催されるなど、SDGs 達成に向けた重要な一年となる。この重要な年に、「SDGs の力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働し、叡智を最大限に結集させながら、SDGs の達成に向けた取組を加速化させる。
2　人間の安全保障については、平成 31 年２月の人間の安全保障シンポジウムの成果文書を踏まえ、人間の安全保障の概念の一層の普及を行っていく。
3　また、令和元年が国際労働機関（ILO）創設 100 周年である機会を捉え、シンポジウムを開催し、労働分野における日本の取組の優位性をアピールするとともに、ILO と日本政府の協力関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績
1　６月の第７回 SDGs 推進本部会合における「拡大版 SDGs アクションプラン 2019」策定に続き、12 月の第８回 SDGs 推進本部会合では「SDGs 実施指針改訂版」及び「SDGs アクションプラン 2020」を策定し、日本の SDGs モデルの３本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、６月のＧ20、７月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）、８月の TICAD７、９月の SDG サミット、11 月のＧ20 外相会合を始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本の SDGs に関する取組を議論・発信した。
2　人間の安全保障への貢献という観点からは、令和元年度は、TICAD７及び UHC ハイレベ会合政治宣言等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられたほか、Ｇ20 大阪サミットや SDG サミットにおける総理大臣スピーチにおいて人間の安全保障について言及し、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。
　また、10 月には人間の安全保障基金を活用してガンビアで「地方における 2030 アジェンダの推進に関するフォーラム」が開催され、人間の安全保障に基づき、各国の国内において誰一人取り残さないための、地方における SDGs の推進について議論され、人間の安全保障の概念の普及に貢献した。
3　６月、ジュネーブで開催された ILO100 周年記念関連シンポジウム「Seize the Future～Social Dialogue in the workplace for a Brighter Future～」に各加盟国からの ILO 総会参加者を中心に、約 130 名の聴衆を集め、適切なグローバル・サプライチェーンのあり方について内外の関心の高さをうかがわせた。ILO 創設 100 周年という節目に、労働者の権利に配慮したグローバル・サプライチェーンの構築に関して、日本が政労使そろって取り組んでいる未来に向けた社会対話への真剣な姿勢には ILO 事務局からも高い評価を得た。

令和２年度目標

1　令和２年度はSDGs達成に向けた「行動の10年」のスタートの年であり、SDGs実施指針改定直後の年というSDGs達成に向けた重要な１年となる。この重要な年に、「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働して英知を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けた取組を加速化させる。

2　国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

上記のとおり、令和２年度はSDGs達成に向けた重要な年であり、SDGs達成に直結する取組を日本が主導することが重要であるため。

また、日本が開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標１－２　人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標（--年度）

1　国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。

2　人間の安全保障基金へのドナー拡充を図る。

平成30年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

1　人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。

2　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを５件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について３つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。

3　人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が９割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

1　平成30年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比９件減の47件であった。この課程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。

2　平成30年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは４件であり、以下のとおりその全てについて国連機関を含む３つ以上の機関による共同実施とすることができた。

（１）「太平洋地域における気候変動・災害の影響を受けている移民とコミュニティに対する保護とエンパワーメントの推進」

国際移住機関（IOM）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国際労働機関（ILO）及び国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との共同実施。

（２）「ナイジェリアの遊牧民・農民抗争への対応における人道支援から長期的開発への移行」

国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連食糧農業機関（FAO）との共同実施。

（３）「モロッコにおける児童・若年層の難民及び移民に対する保護とエンパワーメント」

UNHCR、国連児童基金（UNICEF）及びIOMによる共同実施。

（４）「アルメニアの脆弱なコミュニティにおける人間の安全保障の向上と強靭な社会の構築」

UNDP、UNICEF、国連世界食糧計画（WFP）、IOM、FAO及び国連工業開発機関（UNIDO）による共同実施。

3　平成31年２月、我が国がUNDP等と共催した人間の安全保障シンポジウム（ハイレベルイベント）において、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組み、同基金へ拠出することの重要性について確認された。

令和元年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

1　人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。

２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを５件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について３つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
３　人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が９割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績
１　令和元年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比 49 件増の 96 件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
２　令和元年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは４件であり、そのうち２件について３つ以上の機関による共同実施とすることができた。
（１）「和平合意後のコロンビアにおける人間の安全保障ビジネス・パートナーシップを通じた恒久的解決の改善と平和構築」
　国連開発計画（UNDP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との共同実施。
（２）「ザンビアにおける持続可能な再定住を通じた人間の安全保障の促進」
　国連開発計画（UNDP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）による共同実施。
（３）「カリブ諸国における人間の安全保障のための効果的な強靭性構築：強化された農業（農業・漁業関連小規模ビジネスを含む）におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメント」
　国連女性機関（UN-Women）、国際労働機関（ILO）及び国連開発計画（UNDP）　による共同実施。
（４）「東ジャワ州における暴力的な過激主義の脅威とその人間の安全保障への影響への対処」
　国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連開発計画（UNDP）及び国連女性機関（UN-Women）による共同実施。
３　令和元年度には、日本政府はノルウェー、ドイツ及びスイスとそれぞれ人間の安全保障基金へのドナー拡充について意見交換を行った。

令和２年度目標
　国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。
１　人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
２　人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを５件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について３つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
３　人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が９割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
　人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を測ることは、人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。
　人間の安全保障の概念の普及には、諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と、予算規模に対して妥当とされる５件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、広報案件を除く全ての案件については、人間が直面する複合的な課題には複合的に対処すべきという人間の安全保障の理念を踏まえ、国連機関を始めとした固有の機能を有する３つ以上の国際機関による共同実施を確保する必要があるため。
　人間の安全保障基金へのドナー拡充は、この概念の主流化の進展度合いを測る上で重要かつ有効であるため。

測定指標１－３　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進　＊

中期目標（--年度）
　人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。
１　強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を促進する。
２　結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
３　「2017－2022 の５か年で更に 2,900 万人の命を救う」とするグローバルファンドの５か年戦略目

標の達成等、同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献する。

平成30年度目標

1　ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行い、Ｇ７伊勢志摩サミット、TICADⅥ、UHCフォーラム2017で合意した内容及びSDGs実施指針を履行する。このためUHC推進を議論する国際会議への積極的な参加等を通じ、UHCに対する国際的理解の促進を図るとともに、途上国がUHCを達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において、各国がUHCを推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう、価値を共有する国々との協力のもと、外交活動を行う。

2　結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ支援を行い、Ｇ７伊勢志摩サミット、TICADⅥ、UHCフォーラム2017で合意した内容及びSDGs実施指針を履行する。

3　グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保し、SDGs目標3.3（エイズ、結核、マラリア等の2030年までの根絶）の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　UHCに関連した取組状況

保健システム強化等につき、Ｇ７伊勢志摩サミット、TICADⅥ、UHCフォーラム2017で合意した内容及びSDGs実施指針に基づき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。

具体的には、二国間支援として、保健サービス強化計画（バングラデシュ）、母子手帳の配布や医療従事者の研修（ブルンジ）などを実施し、開発途上国の保健システム強化に貢献している。特にバングラデシュの事例では、非感染性疾患（NCDs）検査機材供与や累計約5,600人の医師及び看護師へのNCDs対策研修、及び保健医療施設の増床や改築を通じ、検査能力が強化され、保健医療従事者のNCDsへの理解が高まることで予防に係る生活指導が促進された。同時に、バングラデシュ国民の生活習慣の変化や、都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス改善に貢献した。

国際機関を通じた支援としては、グローバルファンド、WHO等の国際機関と連携し、保健従事者の育成・研修、国や地方の保健行政の強化等、保健システムの強化に貢献している。

2　感染症対策

三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）の予防と対応、保健システム強化を実施するグローバルファンドに対し、3.48億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施するGaviワクチンアライアンスに対して、1,900万ドルの支援を実施した。これらの結果、グローバルファンドが掲げている目標（2017-2022年に2,900万人の命の救済及び３億例の新規感染症防止）及び、Gaviの掲げている目標（2016-2020年に３億人への予防接種実施、500－600万人の子供の命の救済）の実現に貢献した。９月の国連総会において、結核ハイレベル会合が開催され、国連日本政府代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導した。政治宣言には、結核対策の強化、対策資金の確保（2022年までに予防・検査・治療等に年間130億ドルの動員を目指す）、研究開発の強化（2022年までに新薬などの研究開発に年間20億ドルを投じる）等が明記された。

3　SDGs目標3.3達成への貢献状況

三大感染症対策を実施するグローバルファンドへの支援については効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等につき理事会で再確認したほか、顧みられない熱帯病（NTDs）や結核、マラリア対策のための医薬品等研究開発及び医薬品の普及を促進するグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）への支援等を実施した。これら取組により、例えば、年間9.2万人のマラリアによる死亡者の減少等に貢献した。

令和元年度目標

1　UHC実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行う。令和元年度に我が国が開催するＧ20やTICAD７の会議において国際保健を主要テーマの一つとして掲げ、UHCの達成に向けた取組を主導していく。また、９月の国連

UHC ハイレベル会合に向け、日本が立ち上げた「UHC フレンズグループ」において、UHC への理解及び機運を高めるための意見交換会を主催するなどリーダーシップを発揮する。

２　エイズ、結核、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき国際機関と連携しつつ支援を行う。

施策の進捗状況・実績

１　我が国は、UHC の推進に向け、６月のＧ20 大阪サミット及び８月の TICAD７で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特にＧ20 大阪サミットでは、UHC 達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、９月には、国連で初めて UHC をテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア(PHC)の推進、感染症・非感染症疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全回一致で採択された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHC フレンズグループを立ち上げ、共同議長（タイ及びジョージア）とともに宣言交渉を主導した。

２　感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。

具体的には、二国間支援として、医療機器整備支援（タジキスタン）などを実施した。また、国際機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約 453 億円、Gavi に対し約 21 億円等の支援を実施し、三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）の予防と対応、保健システムの強化、ワクチンの普及と使用の促進等に貢献した。

３　また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行っている国際保健機関（WHO）、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)等の国際機関を経由した支援を実施した。

令和２年度目標

１　UHC 達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。Ｇ20 大阪サミット、TICAD７で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。令和２年度に我が国が開催する「栄養サミット 2020」においては、UHC 達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC 達成に向けた取組を主導していく。

２　新型コロナウイルス及び、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

SDGs 実施指針において国際保健は柱の一つとなっており、そこで示された公約を着実に履行することが重要である。このため、Ｇ20 大阪サミット、TICAD７、国連 UHC ハイレベル会合等で掲げた目標の達成に向けた具体的取組の進捗状況を確認しその成果を評価すべく、年度目標を設定した。特に令和元（2019）年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症対策は、現時点においても感染が拡大しており、感染症の予防・対策及び保健システムの強化、ワクチンや医薬品の開発・普及が極めて重要であるところ、その観点から上記目標を設定した。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）			
（出典：国連作成文書）	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	38	267	21

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）		関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）	当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	事業番号
①人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務（平成23年度）	日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催、人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。 これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の推進、効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2
	42 (29)	39 (23)	36 (22)	44	162
②人間の安全保障の実施と理念の普及（　＊　）	我が国が主導して平成11（1999）年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して、人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また、理念の普及面においては、本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは、国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。 上記取組により、その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し、能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるような社会づくりに貢献する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても、人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。				1-1 1-2 1-3
	―	―	―	―	―
③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進・感染症対策（　＊　）	UHCの推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進する。 上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。				1-3
	―	―	―	―	―
④適切なグローバル・サプライチェーンの構築に関するILOとの取組強化事業（令和元年度）	国際労働機関（ILO）創設100周年の機会を捉え、ジュネーブにおいて政労使、有識者等を参集したシンポジウムを開催し、労働分野における日本企業等の取組の優位性をアピールするとともに、日ILO間の協力関係強化を図る。 本事業により、ディーセント・ワークの重要性に対する理解を促進し、具体的な取組例について共有すること等を通じ、SDGs（特に目標８）の達成に寄与する。				1-1
	―	―	8 (3)	―	163
⑤「大阪アップデート：持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の策定経費	G20開発作業部会では、平成28年以降毎年2030アジェンダを取り上げ、成果文書を策定してきている。同年には「SDGsに関するG20行動計画」を、平成29年にはG20による取組の進捗をフォローアップする「ハンブルク・アップデート」を、平成30年も同様に「ブエノスアイレス・アップデート」を策定した。 令和元年は、日本が議長国として「大阪アップデート」を策定することにより、過去４年分のG20の取組を総括し、今後G20が果たすべき役割を示し、SDGs達成に向けた国際社会の取組に寄与した。				1-1

（令和元年度）	－	－	25 (16)	－	165
⑥G20による国連における SDGs関連会合開催経費 （令和元年度）	平成30年のG20トロイカである独・アルゼンチンの要請を踏まえ、同年のG20首脳会合において、「2019年９月開催の初の首脳級SDGsフォローアップ会合、及びその道筋をつける同年７月開催の国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて、過去４年分のG20の取組を総括し、今後G20が果たすべき役割について発信する」旨に合意した。 これを踏まえ、令和元年９月の首脳級フォローアップ会合（SDGサミット）、及びその道筋となる７月（G20大阪サミット直後）に開催される国連ハイレベル政治フォーラムの機会を捉えて、G20によるSDGs関連会合を開催することにより、G20によるSDGsの取組及び日本のリーダーシップを発信した。				1-1
	－	－	22 (26)	－	166
⑦国連地名専門家グループ・エクソニム作業部会本邦開催経費 （新規） （令和２年度）	平成29年に国連地名専門家グループ(UNGEGN)のエクソニム(外生地名)作業部会の座長に就任した日本人専門家の下で、令和３年５月に開催されるUNGEGN会合に先立って開催される同作業部会を日本で開催する。 日本での同作業部会の開催を通じ、地名に関する技術的な議論に貢献し、UNGEGNでの日本のプレゼンスの強化に寄与するとともに、地理空間情報を活用した防災の強化といった日本が推進するSDGsの達成に向けた取組に寄与する。				1-1
	－	－	－	6	新02-012
⑧成長のための栄養サミット （新規） （令和２年度）	栄養サミットは、オリンピック・パラリンピックのホスト国が開催する、国際的な栄養改善に向けた取組を促進する会合。平成25年のロンドンでの栄養サミットでの成果文書に示された栄養改善目標の終了年となる令和２年、我が国において、東京栄養サミットを開催し、過去の成果をレビューし、令和２年以降のコミットメントを取りまとめることが国際的な強い要請となっている。 東京栄養サミットを通じ、政府、民間ほか国内外の幅広い関係者を動員し、世界の栄養課題解決に向けた効果的な行動計画及び国際的な協力体制の構築を目指すものであり、SDGs、UHC双方の推進に寄与する。				1-1 1-3
	－	－	－	39	新02-013
⑨エスカップ基金(ESCAP)拠出金（任意拠出金） (昭和52年度)	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の地域委員会の１つであり、アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機関等との連携による事業の実施等により、各国における開発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。 エスカップ基金（JECF）への拠出を通じて、我が国が重視する防災や障害者支援に関する事業について、我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。 本拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業であり、これらは、SDGsを推進し、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	3 (3)	3 (3)	133 (133)	3	293
⑩国際連合工業開発機関（UNIDO）分担金 (昭和62年度)	UNIDOの運営費、人件費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出（通常予算）に対する分担金を負担。UNIDOは、（１）開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、（２）専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、（３）開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、（４）開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、（５）工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資				1-1 1-2

	料収集、分析及び情報交換の促進、（６）民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。 開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関である UNIDO に対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。また、日・UNIDO 間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。				
	1,394 (1,394)	1,324 (1,324)	1,147 (1,147)	1,142	296
⑪国際連合児童基金(UNICEF)拠出金 (昭和 27 年度)	UNICEF は子どものための活動（教育、保健、衛生、子どもの保護等）を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために、保健、HIV／エイズ、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政策の提言、立案、実施等を支援する。UNICEF は、持続可能な開発目標（SDGs）の多くの分野をカバーし、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。 我が国は、UNICEF に対する拠出を通じ、全ての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。 これは、SDGs の推進のみならず、UNICEF の高い知名度をいかした我が国の国際社会におけるプレゼンスの強化、日本企業との連携促進、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。				1-1 1-2
	8,191 (8,191)	7,967 (7,967)	11,028 (11,028)	2,172	319
⑫世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (平成 13 年度)	途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健システムを強化する。グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約 120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ 20%、結核 65%、マラリア 57%であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGs の達成及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義である。				1-1 1-3
	34,675 (34,675)	39,000 (39,000)	45,306 (45,306)	8,000	321
⑬国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド) (昭和 41 年度)	UNDP は、国連内で開発に携わる計 32 機関からなる国連持続可能な開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDP は、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国は UNDP への拠出を通じて、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDP に対する発言力・影響力を確保することを目的とする。 UNDP は、「貧困の撲滅、不平等と排除の大幅是正」を目標として、持続可能な開発プロセス、包摂的で効果的な民主的ガバナンス、強靭な社会の構築を重点分野とし、途上国のニーズに即した支援を 170 の国・地域で実施している。 UNDP コア・ファンドは UNDP の通常財源であり、特に後発開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・国事務所の運営費や人件費等に充当される。 これらは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1 1-2

	7,032 (7,032)	7,160 (7,160)	7,160 (7,160)	7,244	322
⑭国際連合人口基金(UNFPA) 拠出金 (昭和 46 年度)	本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられる UNFPA コア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」に用いられる。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標（SDGs）の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV／エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成にも資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力にとどまらず、ライフサイクルという視点から少子高齢化対策にも取り組む。これらは、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。				1-1 1-2 1-3
	3,590 (3,590)	3,259 (3,259)	2,984 (2,984)	1,986	324
⑮国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金（任意拠出金） (昭和 46 年度)	CGIAR は国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、生産性改善を図ることにより、途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。 CGIAR 傘下の各研究センターは、開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業（林業、水産業を含む）研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には、一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつつ、農作物の遺伝資源の保存・評価、適正な品種の開発・提供、病虫害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、食料・農業政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の農業研修等を実施。その際、JICA や我が国民間セクターとの連携や、我が国研究者の参画を重視。 我が国は、設立以来、アジア先進国代表の理事国として、CGIAR の組織運営にも主導的に関与しており、我が国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ、各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR 傘下の研究センターには、日本人の若手・女性研究者の派遣を推進。 CGIAR を通じ、我が国が重視する政策内容を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業（林業、水産業を含む）研究を促進することに寄与している。(Science 誌の試算方法によると、我が国の研究者が貢献した「緑の革命」(コメ、小麦の品種開発）の経済効果は、平成 12（2000）年時点で約 5,000 億円とされるように、農業研究を通じた技術革新には、大きな経済的潜在価値がある。) 同機関への拠出は、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結する食料増産や開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、今後の東京栄養サミット開催に向けて、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、本拠出金を通じて農林水産分野に関連する気候変動、栄養改善、生物多様性等の横断的課題に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	214 (214)	203 (203)	442 (442)	90	327
⑯国際家族計画連盟(IPPF)拠出金 (昭和 44 年度)	本拠出金は、世界約 170 か国において約 140 の加盟協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して包括的・統合的な HIV 及び性と生殖に関する健康サービスや母子保健支援を行う「HIV／リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標(SDGs)の達成に				1-2 1-3

	とって重要であり、IPPF を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画を含む性と生殖に関する健康サービスの提供、性感染症や HIV／エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成に資するものであり、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指す。また、災害時を含め、女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。				
	963 (963)	768 (768)	679 (679)	438	328
⑰人間の安全保障基金拠出金 (平成 12 年度)	人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり、国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は、具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金である。 人間の安全保障基金は、人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して平成 11 年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）という相互補強的な二本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については、同基金を活用した広報資料の作成と発信、セミナー等の開催を支援する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。 同基金への拠出を通じ、「人間の安全保障」の知名度を高めることは、同概念を重視する日本のイメージと直結し、国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、グローバル化が進み、世界の国々の相互影響と依存の度合が急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に資する。				1-1 1-2
	781 (781)	988 (988)	767 (767)	599	329
⑱Gavi ワクチンアライアンス拠出金 (平成 23 年度)	Gavi ワクチンアライアンスは、平成 12(2000)年に設立され、開発途上国を対象に、以下を目標とし、活動を行っている。 １　平等なワクチンの導入・普及と接種率の上昇の加速化 ２　保健システム強化にあたり、その一部としての予防接種の効率性と有効性の向上 ３　各国の予防接種プログラムの持続可能性の改善 ４　ワクチン及び他の予防接種関連品の市場形成 Gavi ワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守ること、ひいては持続可能な開発目標達成に寄与するものであり、日本が重視する人間の安全保障やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。				1-1 1-2 1-3
	2,090 (2,090)	2,131 (2,131)	2,073 (2,073)	13	330
⑲国際連合人間居住財団 (UN-	UN-HABITAT は、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技				1-1

HABITAT）拠出金（任意拠出金） （昭和 59 年度）	術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。 同機関への拠出は、世界各地におけるプロジェクトの実施支援を通じ、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等、人間居住に係る課題の改善に貢献するものであり、これらの自然災害、紛争、貧困、環境汚染といった様々な脅威に対応することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				
	1,110 (1,110)	1,601 (1,601)	1,276 (1,276)	9	331
⑳初等教育関係（GPE）拠出金 （平成 19 年度）	教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）（旧称 FTI）は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、持続可能な開発目標（SDGs）の教育分野の目標（ゴール４）を全ての国が達成できるよう、支援対象国（低所得国を中心とした 68 か国）が策定する教育セクター計画に基づき、GPE 基金（ドナーからの拠出金）から資金援助を行うとともに、各種能力構築支援を実施。 我が国は GPE への拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に貢献するものであり、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	115 (115)	361 (361)	91 (91)	70	333
㉑国際連合地域開発センター（UNCRD）拠出金 （昭和 46 年度）	地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上を実施。特に我が国も重視する環境に配慮した地域開発の観点から、環境省と連携して環境的に持続可能な交通（EST）、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）、地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）について、アジア太平洋地域における政策の合意形成を図ることを目的とした事業を実施。 具体的には以下の事業を実施する UNCRD の維持・運営を支援する。 １　開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 ２　研修用の教材開発を兼ねた調査研究 ３　政策フォーラムの開催 ４　政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 ５　関連する情報交流のネットワークの確立 こうした取組は、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	90 (90)	85 (85)	77 (77)	77	336
㉒国連防災機関（UNDRR）拠出金 （平成 16 年度）	UNDRR は、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第２回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組（HFA）は各国がその実施を要請されており、UNDRR はその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また、その後継枠組にあたる「仙台防災枠組 2015-2030」は、平成 27 年３月に仙台市で開催された第３回国連防災世界会議において、コンセンサスで採択された。我が国は、防災大国としての経験・知見をいかし、国際防災協力を積極的に進めつつ、同事務局の活動を支援している。 UNDRR を通じて、以下の活動を実施することにより、主に途上国における災害による被害の軽減に寄与する。 １　第３回国連防災世界会議（於：仙台）で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」の推進及びそのフォローアップ ２　各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化				1-1

	３　防災に係わる知識・情報の共有（「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む） UNDRR への拠出を通じ、これらの防災の取組に貢献することは、防災先進国である日本に対する国際社会からの期待に応え、国連及び国際社会におけるプレゼンスの向上につながっている。また、気候変動の影響により災害が激甚化している中、本拠出金を通して、防災の意識を高め、防災の取組を推進することにより、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				
	476 (476)	485 (485)	485 (485)	494	343
㉓国際連合ボランティア計画拠出金(日本 UNV 協力事業) (平成６年度)	国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立された UNV の活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し、我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。 途上国において、その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣（ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ)。 我が国の SDGs の推進、取り分け防災、保健、女性等、国際的な関心が高まっている支援分野において、本拠出金により専門性を有する邦人を UNV として派遣することで、国際社会における我が国のビジビリティを一層強化することは、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	20 (20)	19 (19)	12 (12)	9	345
㉔国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金) (平成 15 年度)	国連持続可能な開発グループ（開発関連機関 32 機関で構成）の副議長を務め、開発分野の中核的機関である UNDP の高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。日・UNDP パートナーシップ基金は、我が国が UNDP との効果的かつ効率的なパートナーシップの強化を目的として、平成 15（2003）年に設置したもので、特に、我が国が重視する開発課題や事業に対して使途を特定する形で拠出するもの。本基金は日本からの拠出のみによって運営されており、特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上させ、日本人職員の増強に貢献し、もって日本と UNDP とのパートナーシップを強化する。 我が国と UNDP との共通の重点分野である、持続可能な開発目標(SDGs)の達成、人間の安全保障、防災、女性のエンパワーメント、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的かつ効率的に実施する。特に、UNDP の日本人職員が形成・管理する事業を主に実施しており、これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	7,800 (7,800)	7,977 (7,977)	6,528 (6,528)	216	350
㉕世界蔬菜センター(WorldVeg)拠出金 (昭和 46 年度)	世界蔬菜センター（アジア蔬菜研究開発センターから平成 20（2008）年に改称。略称は WorldVeg を維持）は、開発途上国の貧困削減のため、蔬菜（野菜）類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。WorldVeg による以下の活動及びこれを支える WorldVeg の運営経費を支援する。 （１）研究活動（品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、（２）現場出張サービスプログラムの実施、（３）遺伝資源の保存、（４）種子の配布、（５）開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、（６）訓練コースによる研修生教育、（７）情報提供サービス等。 本事業は、WorldVeg の事業を支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献する。また、事業実施においては、				1-1

	我が国民間セクターが参画し、WorldVeg が保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。 同機関への拠出は、栄養価の高い野菜を中心とした開発途上国国民の健康・栄養状況の改善に貢献しており、我が国の重視する食料安全保障や栄養改善に直結し、栄養分野や国際開発研究分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、この先の東京栄養サミット開催に向けて、栄養改善に対する関心が高まるなか、栄養価の高い野菜を専門分野とする WorldVeg に支援することは、栄養改善に対して我が国があらゆる方面から網羅的、積極的に貢献していることを国際社会にアピールすることにつながる。				
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	351
㉖国際連合訓練調査研究所(UNITAR)拠出金(任意拠出金) (昭和 40 年度)	UNITAR は訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする (UNITAR はジュネーブ本部のほか、ニューヨークと広島に事務所を設置)。 UNITAR は SDGs の推進を最大の目標に掲げ、SDGs の４つの柱 (①People、 ②Prosperity、 ③Planet 及び④Peace) に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練、研修事業等を実施し、途上国等の行政官等の能力向上、人材育成に貢献。毎年約 600 の研修、ワークショップ、e ラーニングコースを実施している。特に、広島事務所では、これらの重点分野を踏まえ、広島の特性・資源をいかした、平和構築、軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。 UNITAR のアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の適切な実施を支援することで、防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している。これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	167 (167)	180 (180)	101 (101)	41	352
㉗国際連合プロジェクト・サービス機関(UNOPS)拠出金(任意拠出金) (平成 22 年度)	アフリカ地域や中東地域等において、国内や周辺国の紛争や自然災害等の影響を受け発生した難民や国内避難民支援、治安の安定化支援等、緊急人道・復興支援を主に実施する。紛争地域等で事業実績を有する UNOPS を活用し、同地域における我が国の二国間援助を補完し、更なる効果を発現する事業を実施する。 UNOPS は、人道、平和構築、開発支援の分野において、インフラ整備や調達等のサービスを通じ、安全確保や治安維持等の社会安定化に貢献する。 これらの取組に貢献することは、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな課題の解決に取り組み、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	1,804 (1,804)	1,994 (1,994)	923 (923)	0	358
㉘国際連合工業開発機関(UNIDO)拠出金 (昭和 62 年度)	本拠出金は、開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関(UNIDO)の事業に活用される。紛争地域における社会安定化支援として、リベリアで脆弱な人々及びコミュニティの生活を改善することによる社会安定化の促進を目的として、多国籍企業と緊密に連携しつつ技術及び職業訓練を提供する。南スーダン、ガボンでは、食の質及び安全の向上のための研修や評価の実施、バリューチェーンの構築等を実施することにより、両国で喫緊の課題となっている食料安全保障の強化を行う。また、食料や雇用の不足等の問題が深刻であるレバノン、イラク、シリアにおいて、中小・零細企業への支援や職業訓練所の復興・再建や就職支援を通じて、国内避難民の帰還の支援や社会の安定化と経済的強靭性強化を促進する。さらに、イラン、パレスチナにおいて、選定された産業セクターの競争力向上やバリューチェーンの開発等を行う				1-1 1-2

	ことで、雇用機会の創出・改善や市場拡大に貢献し、社会安定化を促進する。 これら事業を通じて、サブサハラ・アフリカ及び中東・北アフリカにおける人道・テロ対策・社会安定化に貢献するとともに、開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも寄与する。 これらは、SDGs を推進するとともに、人間の安全保障の推進に貢献するという政策目的に合致する。				
	575 (575)	654 (654)	70 (70)	433	359
㉙世界保健機関(WHO)拠出金(任意拠出金) (平成 28 年度)	WHO は、昭和 21 (1946) 年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章 (1948 年４月７日発効) によって設立され、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第１条)を目的に掲げている。 主要事業は、 （１）医学情報の総合調整 （２）国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動 （３）保健事業の強化についての世界各国への技術協力 （４）感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進 （５）保健分野における研究の促進・指導 （６）生物学的製剤及び類似の医薬品、食品に関する国際的基準の発展・向上 となっており、我が国は WHO の活動に対し、財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか、我が国が実施する技術協力等の現場において、WHO との協調・連携を図っている。平成 28 年のＧ７伊勢志摩サミットで我が国が議長国としてリードした国際保健の更なる発展のために、本拠出金による協力は必要不可欠であり、我が国の国際保健外交戦略に合致する。				1-3
	1,230 (1,240)	1,378 (1,378)	470 (470)	0	360
㉚国際機関評価ネットワーク(MOPAN) 拠出金 (平成 26 年度)	国際機関に対する主要な拠出国である MOPAN 参加国(令和元年７月現在 18 か国)が、MOPAN を通じて、合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を、組織の効率を示す５分野 12 指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことによって、改善の経過を追う。平成 26 年まで、年間４～６機関を対象としていたが、平成 27 年から、２年間で 12～14 機関を対象とする体制に移行(主に１年目文献調査、２年目裨益側及び国際機関本部へのインタビュー等)。ただし、平成 31 (令和元) 年からは再度年間７～10 機関を対象にアセスメントを実施する体制に再移行。 MOPAN アセスメントは、一連の活動を通し、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図している。MOPAN アセスメントを実施することで、国際機関との対話を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となり、我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1
	14 (14)	14 (14)	14 (14)	24	361
㉛国際農業開発基金(IFAD)拠出金 (平成 27 年度)	国際農業開発基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供することにより、所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関 (設立協定第２条)。平成 27 年度は補正予算により、不測の事態への緊急的な対応として、概要以下の事業を実施。 １　ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入れコミュニティに対して、食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。 ２　エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で、種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに、エ				1-1

	ボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。 上記１の事業については、ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入れコミュニティの強靭性向上、また上記２の事業については、エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため、エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築に寄与する。				
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	367
㉜国際連合開発計画(UNDP)拠出金(グローバルヘルス技術振興基金(GHIT))(平成 24 年度)	顧みられない熱帯病（NTDs）等の途上国を中心に蔓延する疾病は、先進国において需要が少ない等の理由から、治療薬等の開発が十分になされておらず、また、これら技術を導入するための体制が途上国において構築されていない。そのため、官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）を通じ、国際的な対応が求められている疾病についての研究開発を促進するための支援を行うと同時に、国連開発計画（UNDP）を通じて革新的な技術・製品がこれらを必要とする途上国の人々にいち早く届けられるよう、医薬品規制当局のキャパシティビルディングなどを行う。 この支援を通じて、途上国における当該疾病の患者、死亡者数の減少に寄与し、日本が重視するユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に寄与する。				1-1 1-3
	1,800 (1,800)	1,830 (1,830)	400 (400)	400	368
㉝ UHC2030 拠出金（任意拠出金）(平成 28 年度)	保健分野の国際連携枠組みである国際保健パートナーシップ（IHP+）は、平成 28（2016）年に持続可能な開発目標（SDGs：3.8 UHC の達成)の達成に貢献することを目的として拡大・強化された「International Health Partnership for UHC2030」(略称：UHC2030）に移行し、以下を目標として活動を行っている。 １　政治的なモメンタムの強化 ２　保健システム強化と UHC についての共通理解形成 ３　UHC 取組のモニタリング 持続可能な開発目標に定められたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組むことは、人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安定化につながるものとして不可欠であり、また、感染症等のグローバルなリスクから国民を守る上でも重要である。 これらの取組に貢献することは、「平和と健康のための基本方針」にも記載のある「UHC の実現を目指す」という政策目標に合致する。				1-1 1-3
	0 (0)	169 (169)	128 (128)	97	371
㉞国際労働機関拠出金(任意拠出金)(平成 29 年度)	本拠出金は、国際労働機関（ILO）を通じて、急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビア、急増する難民及び受入れコミュニティの人間の安全保障の強化を要するモーリタニア及びサイクロン・インダイによる甚大な被害が発生し道路アクセスの改善が急務となっているモザンビークにおいて、緊急支援として、インフラ整備を通じた若者の雇用創出、職業訓練等を行うもの。 同機関への拠出を通じ、ガンビア、モーリタニア及びモザンビークにおけるインフラの再建の促進、社会安定化及び持続的な平和構築に寄与するとともに、若者、女性、難民等の適切な雇用の創出及びディーセント・ワークの実現といった分野を中心に我が国の重視する SDGs の達成に貢献しつつ、地球規模課題を解決するという政策目的に合致する。				1-1 1-2
	110 (110)	112 (112)	60 (60)	0	379
㉟国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)	本拠出金は、多剤耐性結核治療における新しい治療法の確立を目指し、大塚製薬の多剤耐性結核治療薬（デラマニド）を用いた臨床試験を行い、実証データを収集し、その効果の分析を行うもの。多剤耐性結核は国際的に緊急性の高い疾患であり、人道の観点からも効果的な治療方法を迅速に開発して導入する				1-1 1-3

<table>
<tr><td rowspan="2">拠出金
（平成 30 年度）</td><td colspan="4">必要があるため、日本の技術を通じた貢献が期待される。日本からは平成 30 年度に初めて拠出した。
　本拠出により、エイズ・結核・マラリア・顧みられない熱帯病（NTDs）などの医薬品研究開発やアクセス改善を通じて、質の高い医薬品の安価かつ迅速な途上国への供給に寄与する。
　これは、我が国の平和と健康のための基本方針に基づく政策目的に合致し、SDGs 及び UHC の推進に寄与する。</td><td></td></tr>
<tr><td>－</td><td>112
(112)</td><td>0
(0)</td><td>110</td><td>386</td></tr>
<tr><td rowspan="2">㊱国連開発システム改革支援
（平成 30 年度）</td><td colspan="4">　本拠出金は、グテーレス国連事務総長が主導している（１）平和への取組、（２）開発、（３）マネジメントの３分野での国連改革に関し、開発分野における国連開発システム改革、取り分け国連常駐調整官（RC）システム改革を後押しし、新制度の円滑な立ち上げを支援する。
　これにより、国際社会において国連加盟国としての責任を果たすとともに、開発分野において現場レベルでの国連機関側の効率性と一貫性を改善させることに寄与する。</td><td>1-1</td></tr>
<tr><td>－</td><td>829
(829)</td><td>0
(0)</td><td>0</td><td>387</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野２　環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015－2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議で発表）
・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議）
・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年３月：第３回国連防災世界会議で発表）
・仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ２）（令和元年６月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
・第 201 回国会施政方針演説（令和２年１月 20 日）
　六　外交・安全保障
　（国際社会の課題解決）
・第 201 回国会外交演説（令和２年１月 20 日）

測定指標２－１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進　＊

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

平成 30 年度目標

１　国連環境計画（UNEP）
　引き続き、各国と協力して、UNEP の運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。
２　生物多様性条約
　生物多様性条約 COP14 等での議論に積極的に貢献する。
３　化学物質及び廃棄物管理
　化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

施策の進捗状況・実績

１　国連環境計画（UNEP）
　９月、ソールハイム事務局長が訪日した際、日 UNEP 政策対話を開催し、我が国との関係強化のための方策について議論したほか、平成 31 年３月にナイロビ（ケニア）において、第４回国連環境総会（UNEA4）が開催され、地球環境問題における重要課題について議論が行われた。UNEA４にて、特に注目度が高かった海洋プラスチックごみ問題について、我が国は、ノルウェー、スリランカとともに、「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」案を提案し、議論をリードした結果、同決議は全会一致で採択された。また、化学物質・廃棄物、生態系、UNEP の管理運営等に関する決議案や閣僚宣言の検討にも積極的に参加し、合意形成に貢献した。
　また、海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、平成 31 年３月に、東南アジア及びインドにおいて最適なプラスチックごみの排出防止策を実現するための UNEP の取組（流出源・経路の特定やモニタリング手法の確立等）を支援するため、我が国から、１億 2,300 万円の拠出を行った。
２　生物多様性条約
　10 月、ロンドン（英国）で「第４回野生動植物の違法取引に関する国際会議」が開催された。我が国からは、阿部外務副大臣が出席し、国際的に特に関心の高い象牙の違法取引対策について、国内の取組の推進及び途上国支援をコミットメントとして表明し、この問題への取組に対する国際的

機運を高めることに貢献した。

同月、ドバイ（アラブ首長国連邦）でラムサール条約第 13 回締約国会議（COP13）が開催され、潮間帯湿地の保全、気候変動に関する決議等が議論され、我が国もこれらの議論に貢献した。また、COP13 の開催に合わせて、宮城県志津川湾と東京都葛西海浜公園の二つの湿地が新たにラムサール条約湿地として登録された。

11 月、シャルムエルシェイク（エジプト）で生物多様性条約 COP14、カルタヘナ議定書第９回締約国会合（MOP９）及び名古屋議定書 MOP３が開催され、2020 年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、73 本におよぶ決定が採択された。

３　化学物質及び廃棄物管理

11 月、ジュネーブ（スイス）で水俣条約 COP2 が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、アジア太平洋地域のビューロー（理事国に相当）として条約の円滑な運営に貢献したほか、技術的事項に係る決議案３本を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

４　その他

海洋プラスチックごみ問題について、６月のＧ７シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣は、この問題に開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があり、G20 大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明した。また、11 月の ASEAN＋３（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN＋３海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で我が国は、中国や韓国とも連携し、「３Ｒ」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことになった。同月の日 ASEAN 首脳会議においても安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

令和元年度目標

１　国連環境計画（UNEP）

引き続き、各国と協力して、UNEP の運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

２　生物多様性

関係省庁と連携し、ワシントン条約 COP18 等での議論に積極的に貢献する。

３　化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

４　海洋プラスチックごみ問題

G20 大阪サミット等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

１　国連環境計画（UNEP）

アンダーセン事務局長が国連総会（ニューヨーク）や第３回水俣条約締約国会議（ジュネーブ）に出席した機会を捉え、我が国出席者と UNEP の運営の改善や我が国との関係強化のための方策等について意見交換を行った。

また、世界的な課題として認識されている海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、令和２年３月に、アジア地域におけるプラスチックごみの排出防止策を実現するための UNEP の取組（流出源・経路の特定や対策の効果の査定等）に我が国から６億 2,700 万円、また UNEP 国際環境技術センター（IETC）による環境上適正な廃棄物管理・処理技術支援に１億円を支出して支援した。

２　生物多様性

８月、ジュネーブで第 18 回ワシントン条約締約国会議(COP18)が開催され、ワシントン条約の附属書が改正されたほか、我が国にとっても関心の高い象牙の国内市場について議論が行われ、我が国代表団も積極的に議論に参加した。

８月及び令和２年２月、ナイロビ（ケニア）及びローマ（イタリア）で生物多様性条約ポスト2020生物多様性枠組公開作業部会が開催され、令和２（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、効果的かつ効率的な枠組及びその実施の設計に貢献した。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、日本はホスト国として事務局と加盟国間の調整役を担ったり、組織に資する提案を行ったりするなど活動推進に積極的に貢献した。

３　化学物質及び廃棄物管理

４月から５月にかけてバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約三条約の合同締約国会議が開催され、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用や、条約事務局の活動計画・予算、条約遵守メカニズム等の検討に参画した。また、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑な運用を実践した。

また、11月、ジュネーブ（スイス）で水俣条約COP３が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、条約の円滑な運営に貢献したほか、水銀の規制にかかる技術的内容について欧州連合と共同で決議案を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

４　海洋プラスチックごみ問題

６月、我が国は、G20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみ問題を主要議題の一つとして取り上げ、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめる等、リーダーシップを発揮した。また、我が国は、同サミットの機会に、独自の取組として、途上国における廃棄物管理の向上を目的とし、ODAなどを活用して、①廃棄物管理（Management of Wastes）、②海洋ごみの回収（Recovery）、③イノベーション（Innovation）、④能力強化（Empowerment）を支援する「マリーン(MARINE)イニシアティブ」の立ち上げを表明した。

令和２年度目標

１　国連環境計画（UNEP）

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、国連環境総会の場を活用するなどして、UNEPと連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

２　生物多様性

令和２（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）及びその実施が、効果的かつ効率的なものになるよう、関係省庁とともに、関連する議論に積極的に貢献する。

３　化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

４　海洋プラスチックごみ問題

国連海洋会議等の機会を通じて、国際社会に対して「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有を呼びかけ、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働きかけを行うことが重要であるところ、関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな課題である海洋プラスチックごみ問題を含め、地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であり、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。

測定指標２－２　気候変動問題の解決に向けた取組の推進　＊

中期目標（--年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

平成30年度目標

1　平成30年は、パリ協定の実施指針を策定することが決定されており、これに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献する。
2　我が国が議長国を務める令和元年G20サミットを見据えて、気候変動分野において主導力を発揮していく。
3　緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット（JCM）制度を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。
4　平成29年12月の気候変動サミットで河野外務大臣が平成30年中の開催を発表した気候変動と脆弱性の国際会議を成功させる。

施策の進捗状況・実績

1　12月に開催されたCOP24では、パリ協定の実施指針が採択された。令和２年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針採択は、パリ協定のモメンタムを維持し、世界全体で気候変動対策を進めていく上で非常に重要な成果であった。内容面でも、パリ協定の精神を貫徹し全ての国に共通のルールに合意し、透明性・実効性の高いものと評価できる。我が国は、各議題で具体的なテキスト案を提案する等、積極的に交渉を行い、実施指針採択に貢献した。
2　G20議長国として、G20気候持続可能性作業部会（CSWG）第１回会合を平成31年２月に東京で開催。国際機関等の知見・経験を参加国と共有しつつ、G20として気候変動に関連する幅広い議題について議論した。また、一般公開セッションでは、一般参加者も参加した活発な議論を行った。同会合では、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動への適応策として必要な対応穀物の開発等について我が国が行っている伝統的な知恵の活用や、気候変動対策の進展に有効な日常の取組、様々な主体が連携して取り組むことの大事さといった、今後政策に取り込んでいくべき重要な考え方が示された。
3　GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCFの事業に関する指針策定等を通じてGCFの運営に積極的に関与してきた。GCFにおいては、これまでに102件の案件を承認した（平成31年２月末時点）。また日本が約束した15億ドルについては、４回に分けて拠出国債を発行することとしており、12月末までに計４回の発行を終了した。さらに、平成30年度には、長らく未解決となっていたGCFの正式な資金管理機関（トラスティ）の選定について、我が国理事が選定委員として関与し、国際復興開発銀行への決定に貢献した。また、GCFの増資プロセスの開始が決定される等の進展がみられた。今後ともGCFの効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。
　JCMについては、我が国企業や自治体と連携して130件以上（うち平成30年度に30件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。平成30年も、モンゴル、ベトナム、パラオ、インドネシア及びタイのJCMプロジェクトからクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げている。
　途上国支援については、平成27年から平成28年の２年間において、約233億ドルの気候変動に係る支援を実施し、平成25年から平成26年の２年間における実績（約200億ドル）と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。平成29年及び平成30年実績については、令和２年１月１日までの国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局への提出に向けて集計中である。
　その他、気候変動対策に関する国内外の機運を高めるため、８月、気候変動対策に取り組む企業のネットワークである日本気候リーダーズパートナーシップ（Japan－CLP）、自治体によるネットワークであるイクレイ日本、NGOのCan－Japan等との連携による国際シンポジウムの開催等を行った。
4　７月に東京において「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催し、130名以上の参加を得た。同会議では、国内外の政府関係者・国連機関職員のほか、気候変動や安全保障に関する専門家や企業・投資関係者、研究者、市民団体のメンバーなど幅広い参加者が、気候変動が国家の脆弱性に与える影響や今後生じうるリスクに対する有効なアプローチ等について活発な議論を行い、アジア・大洋州における気候変動と脆弱性について様々な視点から検討・討議する良い機会となった。

令和元年度目標

1　パリ協定の実施指針について、COP25で継続して検討されることになった市場メカニズムを含めた全内容の令和元年中の採択を目指し、交渉に貢献する。
2　G20議長国として、G20気候持続可能性作業部会や同適応ワークプログラムの開催を通じ、気候

変動分野において主導力を発揮していく。

3　緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1　12月に開催されたCOP25では、COP24で合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針等に関する交渉が行われた。我が国は、首席交渉官・専門家レベルの技術的な交渉に加え、小泉環境大臣が精力的に二国間会談及び閣僚級の交渉に参加して議論をリードし交渉に貢献した。市場メカニズムについて、議論は一定程度進捗したものの、技術的論点に加え、各国の利害が絡み合う政治的な側面もあり、すべての論点について完全に合意するには至らなかった。今会合の成果も踏まえ、COP26での採択に向けて、引き続き議論に貢献していく。また、各国との二国間会談、政府代表ステートメント、サイドイベントなどあらゆる場面において、温室効果ガス排出量を５年連続で削減している実績や、非政府主体の積極的な取組等の我が国の実績や取組を積極的に発信した。

2　G20議長国として、G20気候持続可能性作業部会（CSWG）第２回会合を４月に長野で、第３回会合を６月に横浜で開催した。また、同適応ワークプログラム関連会合第１回を10月に横浜で、第２回を11月にタイで開催した。CSWGでは、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動等の地球規模課題に対応するためには、非連続的なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」を形成することが重要であることを各国と共有した。これを踏まえ、適応ワークプログラム関連会合では、民間企業等の知見・経験の共有を得ながら、気候変動への適応分野におけるビジネスの貢献について焦点を当てた活発な議論を行った。

3　GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCFの事業に関する指針策定等を通じてGCFの運営に積極的に関与した。GCFはこれまでに129件の事業を承認し（令和２年３月末時点、うち令和元年度は29件）、これにより、約16億トンのCO_2排出量削減と約3.5億人の裨益が見込まれている。また、日本は初期拠出（2015-2018年）における15億米ドルの拠出に続き、10月のGCF第１次増資ハイレベル・プレッジング会合では、GCFの活動状況に応じて最大15億米ドルを拠出する意向である旨表明した（日本の累積拠出規模は、英国に次いで第２位）。第１次増資については、これまでに我が国を含む29か国が総額約98億米ドルの拠出を表明している（令和２年３月末時点）。今後ともGCFの効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCMについては、我が国企業や自治体と連携して160件以上（うち令和元年度に27件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。令和元年も、ベトナム、モンゴル、モルディブ、タイ、インドネシア、カンボジア、サウジアラビアのJCMプロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げている。

途上国支援については、平成29年から平成30年の２年間において、約250億ドルの気候変動に係る支援を実施し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局にその実績を報告した。平成27年から平成28年の２年間における実績（約233億ドル）と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。

企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施したほか、「日本気候リーダーズパートナーシップ」（JCLP）にパブリックパートナーとして参加するなどしており、気候変動対策には、政府のみでなく、非国家主体の取組が重要であるとの観点から、引き続き積極的に連携を行っていく。

令和２年度目標

1　COP26における気候変動交渉(透明性枠組み、気候資金、市場メカニズム等)に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。

2　緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和２年から、温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定の運用が本格的に開始される。日本のこれまでの COP や関連会合における貢献も踏まえて、パリ協定の目標達成に向けて、気候変動外交を一層加速させていく必要があり、その進捗ぶりを評価することが重要であるため。

気候変動分野で我が国がいかに主導力を発揮しているかを評価する上で、具体的な取組である緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット制度（JCM）、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等、異なる分野、手段での取組を有機的につなげ、オールジャパンでの気候変動問題への解決への貢献ぶりを分析することが重要であるため。

測定指標２－３　国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進　＊

中期目標（--年度）

第３回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組（2015－2030）を達成するため、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を活用し、各国における「防災の主流化」を推進する。

平成 30 年度目標

第３回国連防災世界会議で発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針を踏まえつつ、引き続き我が国主導による各国の「防災の主流化」を推進する

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、防災協力の実施を進め、「2015 年から 2018 年までの４年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力、４万人の人材育成を実施」するという目標を達成した。（実績値：2015 年から 2018 年までの４年間で計 50 億ドルの協力、7.8 万人の人材育成を実施）

また、G20 大阪サミットの開発作業部会の開催と合わせ平成 31 年３月に防災サイドイベントを実施するとともに、世界各地での防災訓練や、「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。さらに、９月にインドネシア・中部スラウェシ州地震の発生後、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

令和元年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ」の後継となる新たなイニシアティブを策定し、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行う。

「世界津波の日」の普及啓発を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

６月のG20 大阪サミットの際に、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２」を発表。同イニシアティブに基づき、防災先進国として、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靭化に貢献すべく、洪水対策等により、2019～2022 年の４年間で、少なくとも 500 万人に対する支援等の実施に着手した。また、防災研修及び世界各地での防災訓練の実施や、「『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

令和２年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うと供に、「世界津波の日」の普及啓発活動を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

仙台防災枠組の達成及び各国の「防災の主流化」を一層推進するために、令和元年に発表した日本のイニシアティブである「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ２」を着実に推進するとともに、日本が主導し国連で制定された「世界津波の日」の普及啓発活動を継続的に実施し、その進捗状況を検証することが必要なため。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）			
（出典：UNISDR ANNUAL REPORT）	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	99	109	111

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する測定指標
	予算額計(執行額) （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業レビュー事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	
①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進 （平成 27 年度）	１　地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を行う。これを通じ、地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。 ２　国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種会合に反映させる。また、我が国がホストした第３回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靭な世界の実現に寄与する。				2-1 2-3
	－	－	－	－	－
②地球環境問題への取組 （平成 13 年度）	我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため、国内外の政治、経済、国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で、地球環境行動会議（GEA）国際会議を隔年で開催する。 本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。				2-1
	7 (7)	0 (0)	12 (0.9)	0	168
③気候変動問題への取組 （平成 21 年度）	「パリ協定」の着実な実施に向けて、国際社会における気候変動交渉を主導し、COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。 これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の実施に寄与する。				2-2
	7 (5)	7 (8)	6 (6)	6	167
④北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）政府間会合開催 （平成８年度）	NOWPAPメンバー国である日本、中国、ロシア、韓国が持ち回りにより、NOWPAP事業の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境の保護と管理に関する活動等に関する協議を行う政府間会合を年に１回開催する（日本開催は４年に１回）。 本件会合を通じ、周辺諸国との連携に基づく海洋環境管理の推進に寄与する。				2-1
	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)	0	169
⑤気候変動と脆弱性の問題への取組 （平成 30 年	気候変動と脆弱性に関する国際会議を主催し、アジア・大洋州地域の国々を中心に専門家等の参加を得て議論を行う。 本会合を通じ、気候変動が安全保障を始めとした様々なリスクにどのように影響を及ぼしているかにつき、議論を深め、国際的な気候変動対策の推進に貢献する。				2-1

度）	－	7.7 (6.4)	7.5 (0.1)	6.4	170
⑥G20 適応及び気候強靭性ワークプログラム関連会合経費 （令和元年度）	我が国がG20 議長国として、G20 ハンブルク行動計画において実施を義務づけられた「適応及び気候強靭性に関するワークプログラム」会合を開催した。特に、日本がG20 において適応及び気候強靭性に関する議論を主導し、G20 としてまとまったメッセージを発出することで、令和２（2020）年に向けた気候変動に関する機運を醸成するための機会とする。 これにより、上記の目的及び民間資金の動員という国際的な気候変動対策における課題解決に寄与した。				2-2
	－	－	69 (56)	0	171
⑦G20 気候持続可能性作業部会開催経費 （令和元年度）	G20 各国から気候変動を担当する実務者が参加する作業部会を令和元（2019）年に議長国として開催した。①自国が決定する貢献（NDC）と長期戦略のデザイン、②適応、③気候資金、といった継続テーマに加え、日本が重視している④イノベーション、⑤非国家主体との連携の気候変動対策の５つの柱を軸に作業部会のセッションを構成するほか、多くの知見を得て充実した議論を行う観点から、それぞれのセッションに対してプレゼンターを国際機関等から招へいする。また、作業部会においては、一般参加も可能な形でセッションをアレンジし、発信していく。 これにより、我が国主導による気候変動問題の解決に寄与する。				2-2
	－	51 (43)	78.3 (47)	0	172
⑧海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費 （新規） （令和２年度）	G20 大阪サミットの海洋プラスチックごみに関する成果に沿って、海洋プラスチックごみ問題への取組の推進に対する官民の機運を高めるためのイベントを行うもの。本イベントを通じ、国際社会における海洋プラスチックごみ対策の推進に寄与する。				2-1
	－	－	－	8	新 02-014
⑨気候変動枠組条約(UNFCCC)拠出金 （義務的拠出金） （平成５年度）	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC 事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。				2-2
	218 (218)	233 (233)	288 (288)	271	299
⑩生物多様性条約拠出金（義務的拠出金） （平成５年度）	本拠出金は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づき決定される。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、地球環境での生物多様性の保全に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	199 (199)	172 (172)	176 (176)	148	300

⑪気候変動枠組条約(京都議定書)拠出金(義務的拠出金)(平成17年度)	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。これは、気候変動交渉に積極的に貢献し、パリ協定の実施に向けた環境整備を進めることに資する。				2-2
	118 (117)	125 (82)	68 (34)	0	301
⑫国際熱帯木材機関(ITTO)分担金(昭和59年度)	本分担金は、国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に本部が置かれている国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の運営費に充てられる義務的分担金である。 本分担金を通じて我が国は、違法伐採対策や持続可能な森林経営の促進等、地球規模の課題解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	91 (91)	106 (106)	106 (103)	106	302
⑬砂漠化対処条約拠出金(義務的拠出金)(平成7年度)	本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、締約国会議(COP)や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。 本拠出金を通じて、我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	100 (100)	89 (89)	94 (94)	78	303
⑭バーゼル条約拠出金(義務的拠出金)(平成5年度)	本拠出金は、条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の普及、締約国会議が決定する等の任務の遂行等の活動を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の国境を越える移動の規制強化やこれら廃棄物の環境上適正な処理及び国境を越える移動の削減に向けた交渉を行い、我が国の利益を確保している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	69 (69)	65 (65)	64 (64)	57	304
⑮野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)(昭和55年度)	本拠出金は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金である。 同事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議(COP)の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	64 (64)	65 (65)	64 (64)	57	305

⑯水鳥湿地保全条約拠出金（義務的拠出金）（平成２年度）	本拠出金は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する同植物の保全並びに湿地の適正な利用及び促進を目的とする、ラムサール条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議（COP）の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の国際的に重要な湿地の登録・管理、国別報告書のとりまとめの支援、③湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、気候変動や自然災害の緩和及び水資源の供給等を含む多くの生態系サービスをもたらす湿地の保全を通じて、我が国が地球規模で生物多様性や生態系の維持に積極的に取り組んでいるとの国際的評価を獲得している。				2-1
	53 (53)	53 (53)	53 (53)	46	306
⑰オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金（義務的拠出金）（平成２年度）	本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、①締約国会合（MOP）の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計及び公表、④その他 MOP が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、規制対象物質の特定、同物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	61 (61)	60 (60)	56 (56)	50	307
⑱国際自然保護連合(IUCN)拠出金（義務的拠出金）（平成７年度）	本拠出金は、国際的な野生動植物の保護、自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各種勧告の採択、開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とする IUCN 事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、４年に１度開催される世界自然保護会議（総会）において、一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認、IUCN の全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより、環境分野における国際的な規範作りを担っている。 本拠出金を通じて、我が国は、国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて、自然・環境・天然資源の保全に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	55 (55)	56 (56)	56 (56)	54	308
⑲ストックホルム条約(POPs 条約)拠出金（義務的拠出金）（平成 18 年度）	本拠出金は、毒性が強く、残留及び生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants:POPs)に対応することを目的とした「ストックホルム条約(POPs 条約)」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議（COP）及び補助機関会合の準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任務及び COP が決定する任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、我が国の実情を反映させつつ、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	46 (46)	42 (42)	41 (41)	37	309

⑳生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金（義務的拠出金） （平成 17 年度）	本拠出金は、生物多様性条約に基づき、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物（遺伝子組換え生物等）の安全な移送、取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、遺伝子組換え生物等の国境を越えた安全な移送、取扱い及び利用の分野における十分な水準の保護の確保に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	42 (42)	42 (21)	37 (37)	29	312
㉑北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金（義務的拠出金） （平成 8 年度）	本拠出金は、日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の活動を支援するための義務的拠出金である。NOWPAP の活動主体として指定された地域センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ごみ対策を実施している。 NOWPAP の事務局機能を果たす地域調整部は、富山及び釜山（韓国）に置かれており、本拠出金を通じて我が国は政府間会合等の下での、日本海及び黄海における海洋環境の保護の取組に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	30 (30)	31 (31)	30 (30)	30	313
㉒ロッテルダム条約(PIC 条約)拠出金（義務的拠出金） （平成 17 年度）	本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、その情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議（COP）、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及び COP が決定する任務の遂行、等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮しつつ、有害な化学物質の適正な管理に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	32 (32)	35 (35)	34 (34)	30	314
㉓オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金（義務的拠出金） （平成 2 年度）	本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、①締約国会議(COP)及びビューロー会合等関連会合の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営、COP が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、フロン等のオゾン層破壊物質から、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層の保護に貢献している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	7 (7)	8 (8)	9 (9)	10	315

㉔南極条約（義務的拠出金） （平成 16 年度）	本拠出金は、南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり、我が国を含めた南極条約協議国（29 か国）が負担している。南極事務局は、年１回、「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し、南極に係る喫緊の問題を議論し、必要な規範作りを行っている。また、南極基地の査察の報告等も行い、各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。 本拠出金を通じて我が国は、協議国の資格を保持し、会議への参加・交渉等により、南極における我が国の利益を確保するとともに、南極観測の円滑化に貢献する。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	316
㉕国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（任意拠出金） （昭和 62 年度）	本拠出金は、熱帯木材生産国における持続可能な森林経営等を支援するためのプロジェクト実施に係る任意拠出金である。 熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ、我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	0 (0)	0 (0)	246 (246)	15	337
㉖国際連合環境計画（UNEP）拠出金（任意拠出金） （昭和 48 年度）	UNEP は、地球規模の環境問題に対処する国連における唯一の機関であり、環境分野での国際協力を促進するための政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示、国連システム内の政策実施報告の査収、科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内・国際の環境政策が及ぼす影響のレビューといった活動を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、UNEP 事務局の運営を支え、２年ごとの国連環境総会に代表される各種会合で採択された決議に基づき、多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進、地球環境のモニタリング、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	106 (106)	219 (219)	706 (706)	24	338
㉗国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター拠出金（任意拠出金） （平成３年度）	国際環境技術センター（IETC）は、UNEP 管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には、国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化等の活動を行っている。 本拠出金を通じて我が国は、大阪に事務所を置く IETC が実施する廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	28 (28)	27 (27)	121 (121)	30	341
㉘多数国間環境条約遵守実施支援拠出金（旧ハイレベル政治フォーラム拠出金）（任意拠出金） （平成 13 年度）	本拠出金は、多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するため各条約事務局及び国際機関等からの要請等も考慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	14 (14)	14 (13)	8 (8)	6	346

㉙オゾン層保護基金拠出金（義務的拠出金）（平成３年度）	本拠出金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け、オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)の生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金である。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。 本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進、また先進締約国が持つ ODS 削減技術のうち適用可能なものを開発途上国に普及させることによる、より効果的かつ効率的な ODS 対策の実現に大きく寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	2,761 (2,761)	2,596 (2,596)	2,622 (2,622)	2,612	355
㉚生物多様性条約名古屋議定書拠出金（義務的拠出金）（平成 27 年度）	本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合（MOP）の準備、議定書・MOP により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これをもって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に寄与している。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	19 (19)	27 (27)	28 (28)	31	364
㉛水俣条約拠出金（義務的拠出金）（平成 27 年度）	本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。水俣条約は平成 29 年８月に発効し、同年９月に第１回締約国会議（COP１）が開催され、同条約の事務局が正式に発足した。同事務局は、COP の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の国際機関との協力等の業務を実施することとなっている。また、各国の年間拠出額は、平成 31 年までは毎年、それ以降は隔年で開催される締約国会議において、財政規則に基づいて決定される。 本拠出金を通じて我が国は、水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。これは、地球環境問題の解決の解決に向けた取組の推進という政策目的に合致する。				2-1
	33 (0)	34 (19)	18 (18)	18	365
㉜後発開発途上国基金(LDCF)拠出金（平成 13 年度）	後発開発途上国（LDCs）の気候変動対策のうち、特にニーズが高まっている適応（気候変動の悪影響への対応策）に特化して支援する基金。 途上国が気候変動に対する対応能力を高め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢献する。これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。				2-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	373

<table>
<tr><td rowspan="2">㉝透明性向上のためのキャパシティビルディング・イニシアティブ信託基金(CBIT)拠出金（任意拠出金）
(平成29年度)</td><td colspan="4">気候変動に対する「行動及び支援に関する強化された透明性の枠組み」の実効性を確保するため、開発途上国を対象に、組織、技術の両面から能力強化支援を行うイニシアティブ。
パリ協定の実効性を確保する上で、途上国が、自国で実施する気候変動対策及び支援に係わる実績を的確に把握・報告出来る体制・能力を構築することに貢献する。これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。</td><td>2-2</td></tr>
<tr><td>183
(183)</td><td>0
(0)</td><td>0
(0)</td><td>0</td><td>376</td></tr>
<tr><td rowspan="2">㉞気候技術センター・ネットワーク（CTCN）拠出金（任意拠出金）
(令和元年度)</td><td colspan="4">CTCNは、国連気候変動枠組み条約の下に設置された技術メカニズムの担い手として、途上国からの要請に基づく技術支援の提供等を実施している。
本拠出金は、途上国のうちでも特に気候変動が喫緊の課題となっている地域を主な対象に、気候技術を紹介するワークショップの開催や、関係者間のネットワーキング、計画策定支援等の技術移転プログラムの形成促進等に資する支援を行う。これは、内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献するという政策目的に合致する。</td><td>2-2</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>200
(200)</td><td>0</td><td>388</td></tr>
</table>

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。